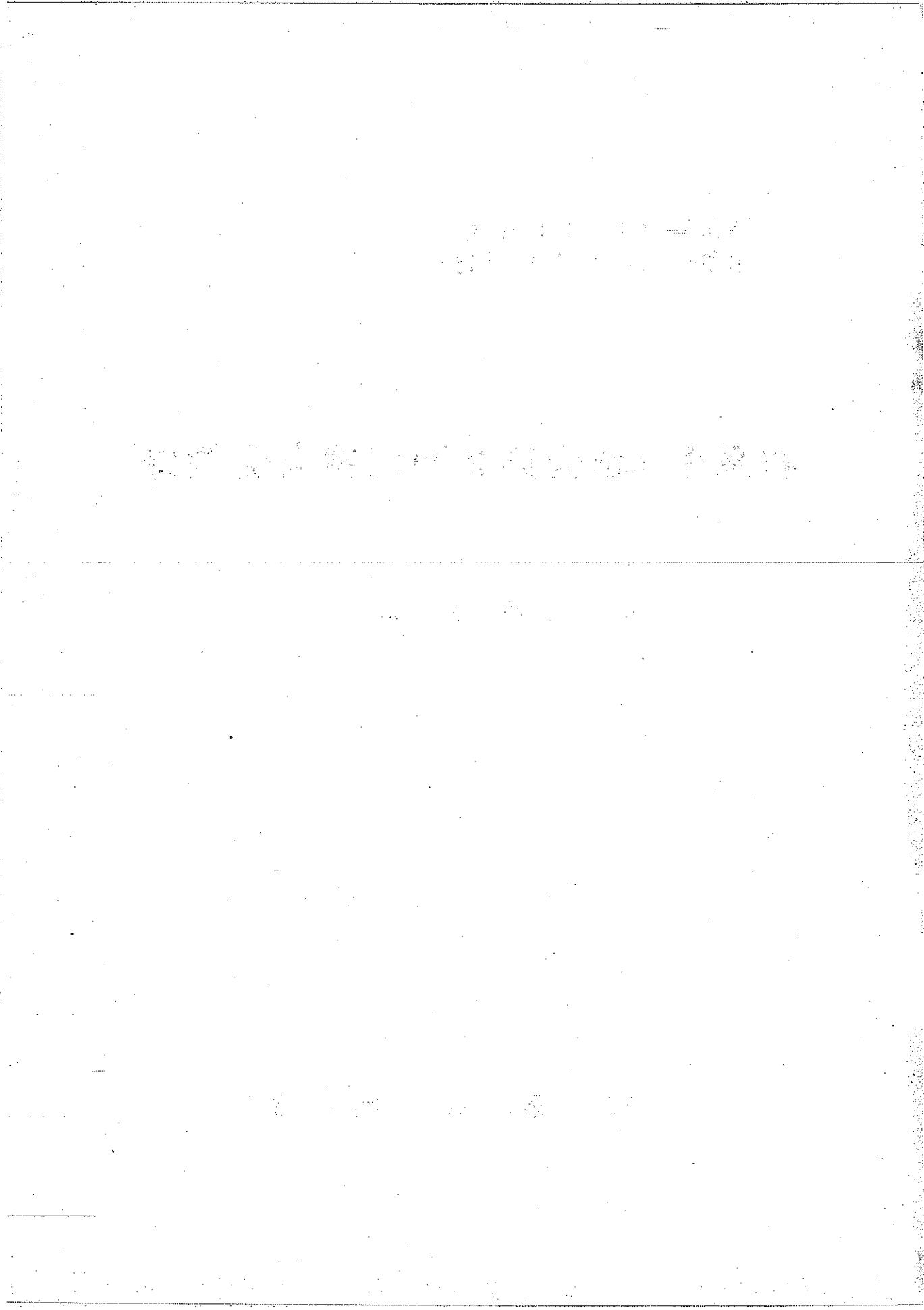


昭和51年 6月15日開会
昭和51年 6月16日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和51年6月15日(火曜日) 第1日目

- 出席議員、欠席議員 1頁
 - 議事説明頁その他 3頁
 - 議事日程 3頁
 - 開会宣言(午前10時8分) 6頁
 - 永年勤続議員表彰伝達(金沢勝君、山田清二君) 6頁
 - 全国議長会の模様報告 7頁
 - 会議録署名議員指名(関戸正一君、藤原要馬君、天堀博君) 24頁
 - 市長開会あいさつ 25頁
 - 会期の決定(6月15日～6月18日 4日間) 25頁
 - 日程第1 工事請負契約締結について(市立芦部保育園新築工事(2))
 - 日程第2 工事請負契約締結について(市立富秋中学校プール新設工事)
 - 日程第3 工事請負契約締結について(市立幸小学校プール新設工事)
 - 日程第4 工事請負契約締結について(市立緑ヶ丘小学校体育館新設工事)
 - 日程第5 負担付き寄付受納について
- 一括上程 26頁～34頁
- 日程第6 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第7 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第8 和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例制定について
 - 日程第9 和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例制定について
 - 日程第10 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 一括上程 40頁～62頁
- 日程第11 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第12 和泉市農地課税審議会条例制定について
- 一括上程 79頁～81頁

- 和泉市議会議事録
- 日程第 13 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 14 昭和 51 年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 15 和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 16 人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて
 - 日程第 17 例月出納検査（収入役扱）昭和 51 年 1 月分
 - 日程第 18 例月出納検査（水道部企業出納員扱）昭和 51 年 1 月分
 - 日程第 19 例月出納検査（市立病院企業出納員扱）昭和 51 年 1 月分
 - 日程第 20 例月出納検査（収入役扱）昭和 51 年 2 月分
 - 日程第 21 例月出納検査（水道部企業出納員扱）昭和 51 年 2 月分
 - 日程第 22 例月出納検査（市立病院企業出納員扱）昭和 51 年 2 月分
 - 日程第 23 例月出納検査（収入役扱）昭和 51 年 3 月分
 - 日程第 24 例月出納検査（水道部企業出納員扱）昭和 51 年 3 月分
 - 日程第 25 例月出納検査（市立病院企業出納員扱）昭和 51 年 3 月分
 - 日程第 26 例月出納検査（収入役扱）昭和 50 年度 4 月分
 - 日程第 27 例月出納検査（収入役扱）昭和 51 年度 4 月分
 - 日程第 28 例月出納検査（水道部企業出納員扱）昭和 51 年 4 月分
 - 日程第 29 例月出納検査（市立病院企業出納員扱）昭和 51 年 4 月分

一括上程 86 頁～252 頁

- 日程第 30 専決処分の承認を求めるについて
（昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 31 専決処分の承認を求めるについて
（昭和 50 年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号））

一括上程 262 頁～311 頁

- 日程第 32 昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 33 昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 34 昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計予算基故繰越し繰越計算書について

一括上程 321 頁～324 頁

- 日程第 35 昭和 50 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 36 昭和 50 年度和泉市水道事業会計繰越費繰越計算書について

一括上程 327 頁～329 頁

- 日程第 37 昭和 50 年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第 38 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部改正）
- 日程第 39 専決処分の承認を求めることについて
(昭和 51 年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 40 専決処分の承認を求めることについて
(昭和 51 年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 41 専決処分の承認を求めることについて
(昭和 51 年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号))

一括上程

330 頁～344 頁

- 日程第 42 和泉市土地開発公社昭和 50 事業年度決算書類の提出について 355 頁
- 日程第 43 財團法人和泉市商工業振興会昭和 50 事業年度決算書類の提出について 386 頁
- 日程第 44 財團法人和泉市商工業振興会昭和 51 事業年度事業計画書類の提出について 393 頁
- 日程第 45 地方選挙制度に関する改正案に反対する決議 401 頁
- 日程第 46 国鉄運賃値上げに反対する意見書 404 頁
- 散会宣言(午後 4 時 45 分) 406 頁

昭和 51 年 6 月 16 日(水曜日) 最終日

- 出席議員、欠席議員 407 頁
- 議事説明員その他 407 頁
- 開会宣言(午前 10 時) 409 頁
- 一般質問 409 頁
 - 1 番に 28 番 坂上国治君
 - 2 番に 25 番 藤原要馬君
 - 3 番に 17 番 山田清二君
 - 4 番に 29 番 竹内修一君
 - 5 番に 2 番 木下甲子三君
 - 6 番に 26 番 天堀博君
 - 7 番に 20 番 寺田茂君
 - 8 番に 18 番 直村静二君
- 閉会宣言(午後 4 時 59 分) 477 頁

○ 市長閉会あいさつ

476頁

○ 議長閉会あいさつ

477頁

第一日

昭和5年6月15日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した

出席議員(24名)

1番 田中幸一君	16番 横田憲治郎君
2番 木下甲子三君	17番 山田清二君
3番 金沢勝君	18番 直村静二君
5番 竹下義章君	20番 寺田茂君
7番 田中包治君	21番 柳瀬美樹君
8番 吉川伊与一君	22番 関戸正一君
9番 出原武司君	23番 貝淵博治君
10番 池辺秀夫君	25番 藤原要馬君
11番 三井正光君	26番 天堀博君
12番 中塙辰之助君	27番 成田秀益君
13番 藤原利一君	28番 坂上国治君
15番 上代卯之松君	29番 竹内修一君

欠席議員(2名)

6番 柏音三郎君	19番 松尾千代一君
----------	------------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	同和対策部次長 兼総合調整課長	生田稔
助役	坂口礼之助	重要施策推進室長	小林一
収入役	橋本炳	重要施策推進室次長	富田宏
市長公室長	西川喜久	市民部長	内繁男
市長公室次長 兼秘書課長	杉本弘文	市民部理事	吉岡昭
広報広聴課長	竹田明郎	市民部次長兼福祉事務所長兼保育課長	西淳中
財務部長	宇沢清	産業衛生部長	山本俊
財務部次長	門林六男	産業衛生部次長	岩井益一
財政課長	麻生和義	市参議員 兼建設部長事務取扱	中原白
同和対策部長	佐原行雄	建設部次長	森保

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
改 良 事 業 部 長	林 德 次	消 防 本 部 次 長	夫 行 延 一
改 良 事 業 部 次 長	逢 野 一 郎	兼 消 防 部 署 員 長	由 内 宗 信
水 道 部 長	田 中 稔	教 育 委 員 長	湯 堀 城 俊
水 道 部 次 長 (事 務 担 当)	高 橋 新 平	教 育 長	葛 東 重
水 道 部 次 長 (技 術 担 当)	福 本 霽 久	市 参 与 兼 教 育 次 長	阪 乾 武
用 地 担 当 理 事 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄	指 導 部 長	岡 広 吏
用 地 担 当 (部 次 長 級) 兼 土 地 開 發 公 社 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫	管 理 部 長	松 吉 孝
病 院 長 代 行	岩 見 洋	管 理 部 次 長	木 孝 之
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 藏	總 管 理 部 次 課 員 員	口 喜 一 郎
病 院 事 勿 局 次 長 兼 庶 務 課 長	藤 原 光 夫	選 事 監 察 委 員	山 本 亮 夫
消 防 長	和 田 增 義	監 察 委 員	杉 本 忠 彦
		農 業 委 員 會 事 務 局 長	

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野清男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 勿 局 長	北 野 丈 夫
次 長	逢 野 博 之
議 事・調 査 係 長	西 垣 宏 高
調 査 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和 51 年和泉市議会第 2 回定期会議事日程

(6月 15 日)

日程	種別及び番号	件　　名	摘要
1.	議案 第 50 号	工事請負契約締結について（市立芦部保育園新築工事(2)）	P. 33
2.	議案 第 51 号	工事請負契約締結について（市立富秋中学校プール新設工事）	P. 36
3.	議案 第 52 号	工事請負契約締結について (市立幸小学校プール新設工事)	P. 39
4.	議案 第 62 号	工事請負契約締結について (市立緑ヶ丘小学校体育館新築工事)	別 紙
5.	議案 第 53 号	負担付き寄付受納について	P. 42
6.	議案 第 54 号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 44
7.	議案 第 55 号	和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 68
8.	議案 第 56 号	和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例制定について	P. 74
9.	議案 第 57 号	和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例制定について	P. 81
10.	議案 第 61 号	和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 99
11.	議案 第 58 号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 86
12.	議案 第 59 号	和泉市農地課税審議会条例制定について	P. 91
13.	議案 第 60 号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 95
14.	議案 第 49 号	昭和 51 年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第 2 号）	別 冊 P. 115
15.	議会議案第 1 号	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	別 紙
16.	質問 第 1 号	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めるについて	P. 31
17.	監査報告第 7 号	例月出納検査（収入役）昭和 51 年 1 月分	P. 1
18.	監査報告第 8 号	例月出納検査（水道部企業出納員）昭和 51 年 1 月分	P. 6

日程	種類及び番号	件 名	摘要
19.	監査報告第 9 号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱)昭和51年1月分	P. 12
20.	監査報告第 10 号	例月出納検査(収入役扱)昭和51年2月分	P. 17
21.	監査報告第 11 号	例月出納検査(水道部企業出納員扱)昭和51年2月分	P. 22
22.	監査報告第 12 号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱)昭和51年2月分	P. 28
23.	監査報告第 13 号	例月出納検査(収入役扱)昭和51年3月分	P. 33
24.	監査報告第 14 号	例月出納検査(水道部企業出納員扱)昭和51年3月分	P. 38
25.	監査報告第 15 号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱)昭和51年3月分	P. 44
26.	監査報告第 16 号	例月出納検査(収入役扱)昭和50年度4月分	P. 49
27.	監査報告第 17 号	例月出納検査(収入役扱)昭和51年度4月分	P. 54
28.	監査報告第 18 号	例月出納検査(水道部企業出納員扱)昭和51年4月分	P. 59
29.	監査報告第 19 号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱)昭和51年4月分	P. 65
30.	報告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第4号))	別冊 P. 1
31.	報告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号))	別冊 P. 86
32.	報告 第 6 号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について	別冊 P. 93
33.	報告 第 7 号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について	別冊 P. 95
34.	報告 第 8 号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	別冊 P. 97
35.	報告 第 9 号	昭和50年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	P. 1
36.	報告 第 10 号	昭和50年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	P. 3
37.	報告 第 11 号	昭和50年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について	P. 5

日程	種別及び番号	件 名	摘要
3 8.	報告 第 12号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 7
3 9.	報告 第 13号	専決処分の承認を求めることについて (昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号))	別冊 P. 99
4 0.	報告 第 14号	専決処分の承認を求めることについて(昭和51年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))	別冊 P. 104
4 1.	報告 第 15号	専決処分の承認を求めることについて(昭和51年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	別冊 P. 110
4 2.	報告 第 16号	和泉市土地開発公社昭和50事業年度決算書類の提出について	P. 27
4 3.	報告 第 17号	財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度決算書類の提出について	P. 28
4 4.	報告 第 18号	財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度事業計画書類の提出について	P. 29
4 5.	決議 第 4号	地方選挙制度に関する改正案に反対する決議	別紙
4 6.	意見 第 1号	国鉄運賃値上げに反対する意見書	別紙

昭和51年

和泉市議会第二回定例会

第一日

6月15日(午前の部)

(午前10時8分開議)

- 議長(貝淵博治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中、御出席賜りましてまことにありがとうございます。

- 議長(貝淵博治君) それでは、これより昭和51年第2回定例会を開会いたします。会議に入る前に去る5月26日、27日、東京で開催されました第52回全国市議会議長会総会の席上において、永年勤続議員として金沢勝君、山田清二君の二名の方が表彰を受けられましたので、ただいまからその表彰状を記念品とともに贈呈伝達式を行いたいと思います。

(表彰状、記念品贈呈伝達式)

- 議長(貝淵博治君) この際、伝達授与者のごあいさつをお願いいたします。

(伝達授与者代表あいさつ)

- 17番(山田清二君) ただいまは永年勤続議員として表彰していただきまして、まことにありがとうございます。昭和35年初当選以来15年間、これといって市政振興に格別の功労があったとは、とうてい自分としては考えられませんが、何となく15年間、皆さんとともに御協力を得まして議員を勤めさせていただきました結果、本日の表彰となったわけでございます。その間、皆さんの御指導、御協力に対して深甚の敬意と心からの感謝を申しあげまして、表彰に際してのごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

- 議長(貝淵博治君) まことにご丁重なるごあいさつ、ありがとうございました。はなはだ高座より恐縮でございますが、私より議会を代表いたしまして一言、ごあいさつを申し上げたいと在じます。

金沢、山田両議員さんには今回、受賞まことにおめでとうございます。衷心よりお祝いを申し上げます。今後ともますます御自愛の上、地方自治の進展と本市の発展のため格段の御協力御助力を賜わらんことをお願いいたします。これをもって伝達式を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（貝淵博治君） なお、今回の議長会の模様につきましては、印刷物を配布したとおりでありますて、全議案を満場一致で可決いたしましたので、御報告にかえさせていただきたいと存じます。

第 52 回

定期総会議案

昭和51年5月26～27日

於・文京公会堂

全国市議会議長会

会長提出議案第1号

都市財政の確立に関する決議

都市財政の危機は応急の措置によって一応脱しつつあるも、今後の都市行政を展望すれば福祉政策等の推進に伴ない、行政の重点が都市に斜傾し、都市の財政需要は飛躍的に増大することは明白である。

今後の経済情勢の推移を考えるとき、都市財政は、現行制度下での姑息な手段によっては、到底これに対応することは不可能である。

政府はこの際、都市行政の事務の総量に見合った財源を確保するため、国・地方を通ずる税制、地方交付税制、補助負担金制度等について抜本的検討を加え、新時代に即応した都市税財政制度について早急に具体策を樹立されるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和51年5月26日

第52回全国市議会議長会定期総会

部会提出議案第1号

北方領土の早期返還に関する要望

北海道部会提出
説明担当 根室市

かつて、我々の祖父が生まれ育ち生活の場として開拓した歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の所謂北方領土は、歴史的事実に照らしても我国固有の領土であり、これが早期返還は500万道民はもとより全国民の永年の悲願である。

過去幾度となく国会をはじめ地方議会においてもこれが早期返還について声を大にして訴え続けてきたが、いまだ実現をみず今日に至っていることは洵に遺憾である。

今日、文化交流、墓参など各般において日ソ関係が漸次進展をみていくことは喜ばしい限りであるが、北方領土の問題が解決されることによって両国の友好の絆は一層強いものになると信するものである。

よって政府におかれでは、国民の悲願である北方領土の早期返還実現のために特段の努力を払われるよう強く要望する。

部会提出議案第2号

地方財政の確立強化に関する要望

近畿部会提出
説明担当 川西市

最近の予想以上に厳しい景気の沈滞、不況の長期化によって地方財源の落ち込みは厳しく地方財政は深刻な危機に直面している。

反面、住民からの福祉及び生活関連施策、学校、住宅等公共施設の設置等住民に直結する諸施策の要請は強く、しかもこれらに加え、物価の高騰、超過負担の増大等の諸要因によって地方財政の硬直化はさらにすすみ、まさに破綻に追い込まれようとしている。

こうしたなかにあって、事業の継延へ、人事管理の合理化、物件費の筋約等真剣な財政運営改善の努力にもかかわらず、事態は極度に悪化している。

よって、政府におかれでは、地方財政の確立強化を図るため、次の事項について緊急に措置さ

れるよう要望する。

記

1. 地方交付税率を大幅に引き上げること。
2. 事務の再配分について、国・県・市町村間の再調整を行い費用負担の適正化をはかること。
3. 各種公共事業に対する補助対象基準の拡大と補助率を引き上げること。
4. 国庫負担事業における補助単価を引き上げ、超過負担の解消をはかること。

部会提出議案第3号

地方財政の安定強化について

九州部会提出
説明担当 直方市

最近における経済情勢の悪化は、地方自治体の財政に深刻な影響を与えており、一方ではインフレ弱者の救済措置をはじめ住民福祉に対する行政需要は増大の一途をたどっており、いまや地方財政は極度に窮迫しているのが現状である。

よって、国におかれては、かかる地方財政の危機を開き、その安定強化を図るため、次の事項について格段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税率を大幅に引き上げるとともに、人口の減少団体に対しては、さらに激減緩和を図ること。
2. 地方自治体の超過負担の完全解消を図ること。
3. 各種補助事業における補助基準額、補助率を引き上げ、申請手続の簡素化を図ること。
4. 地方債の枠を拡大し、貸付条件の緩和を図ること。
5. 各種補助額並びに地方債を早期に決定すること。
6. 地方公営企業における金利負担の軽減、償還期限の延長など財政措置を強化し、国の負担補助制度を確立すること。
7. 道府県民税徵収扱費の交付率を引き上げること。

部会提出議案第4号

地方債償還に関する財源措置について

東海部会提出
説明担当 中津川市

昭和51年度地方財政計画によれば、財源を地方債に依存する割合が増大している。この措置は後年度に償還義務を負い地方財政の硬直化に一段と拍車をかけるものである。
よって、起債が国の許可を要する制度下においては、これらの起債総額の元利償還金を地方交付税あるいは臨時特例交付金で措置されるよう強く要望する。

部会提出議案第5号

事業所税課税適用範囲の拡大について

北信越部会提出
説明担当 鎌江市

法第701条の30に、「指定都市等は都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため課税できる」と指定されているが、指定都市等に該当しない他の都市においても法に示す都市問題改善のための費用が必要とされるのであるから、その費用捻出のため、人口によっての適用区分を廃止していく市においても課税できるような措置をとること。

部会提出議案第6号

信用金庫及び信用組合の固定資産税の
非課税廃止について要望

関東部会提出
説明担当 日立市

地方税法第348条第4項の規定により、信用金庫等の固定資産税については非課税となつてゐるが社会経済情勢の進展に伴い、その業務は近時順調な拡大を遂げており、金融全体に占める比重も増大している。

よつて、負担の公平の見地から非課税措置を廃止されるよう強く要望する。

部会提出議案第7号

国有財産の管理等に関する関係法令の改正についての要望

関東部会提出
説明担当 高崎市

国有財産である道路、水路等で、市町村が維持管理しているもののうち、その用に供する必要がなくなった不用物件については、従来から直接つながりを持ち、管理にあたってきた市町村に、その所有権を移譲し、地方財政が重大な危機に直面している現状にかんがみ、財源付与の一方途として、これら不用物件の処分権限が与えられるよう、速やかに関係法令の改正を実施されるよう強く要望する。

部会提出議案第8号

自治体病院の健全化及び救急医療体制の確保について

東海部会提出
説明担当 島田市

最近、自治体病院の運営は、医療水準の向上に加え人件費の増嵩によりさらに困難をきたし、巨額の累積欠損金をかかえ、その経営は急速に深刻の度を加える現状で、このまま推移するならばゆゆしき事態に立ち至ることは必至である。

この際、国においては、医療水準の向上のための諸施策を実施してはおられるが、医師確保対策を初め、財政力指数による特例債利子補給制度の大幅な緩和、建設改良に対する国庫負担制度

の確立等抜本的な財政援助方策を強力に進め信頼ある自治体病院の育成を図られるよう強く要望する。

また、近時救急医療の需要は飛躍的に増大しているが、これが救急体制の整備は遅れ、地域住民の生命身体を守るために支障をきたしている現状にある。

よって、国においては、次の措置を講ぜられるようあわせて要望する。

記

1. 救急医療センターの拠点整備及び休日、夜間における救急診療体制の整備が図られるよう措置されたい。
2. 救急告示医療機関が、その本来の機能を十分に發揮することができるよう措置されたい。
3. 市民が緊急時に適切な医療を受けられるような法律（救急基本法（仮称））を制定されたい。

部会提出議案第9号

日曜、休日医療従事者の身分の法制化について

関東部会提出
説明担当 太田市

日曜、休日医療については、本来国の責任において実施することが望ましいものであるが、実情は地域医師会の好意によって当番医が定められ、住民の健康保持と社会福祉向上のため献身的努力と博愛精神にのっとり奉仕活動が続けられ、今日に至っておるのが実態であります。

特に日曜、休日診療における患者の分布は広範囲となり、かつ内容においても複雑多岐にわたり、医師の診断治療にも容易ならざるものがあると考えられます。

このような事態の中で医療従事者が安心して業務遂行ができるよう、次の事項の早期実現を強く要望いたします。

記

1. 日曜、休日医療に従事するものを準公務員扱いすこととの法制化
2. 日曜、休日医療にかかる事故補償制度の法制化

国民健康保険事業の財政健全化と制度の改善について

北海道部会提出
説明担当 赤平市

国民健康保険制度は、わが国の医療保険制度の中核をなし、地域住民の健康管理と医療の確保に重要な役割を果しているが、財政基盤の脆弱、老人医療費の無料化、高額療養費支給、さらには医療費の引き上げ等に伴い、いまや事業の存続すら危ぶまれる危機に直面している。

よって、政府におかれでは、国保財政の確立と制度の改善をはかるため、次の事項について速やかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 財政確立に関する事項

- (1) 事務費は実質全額国庫負担とし、自治体の超過負担を解消すること。
- (2) 療養給付費および財政調整交付金の大額な増額をはかること。
- (3) 診療報酬改定による財政への波及分は、全額国庫負担とすること。
- (4) 老人医療費無料制度および高額療養費支給制度に伴う国保財政への波及分は全額国庫負担とすること。
- (5) 助産費補助金を健康保険をみに増額し、補助率を引き上げること。また葬祭費及び育児手当金についても同様の国庫補助とすること。

2. 制度改善に関する事項

- (1) 老人医療を国保制度から分離し、「老人医療保険制度」を創設すること。
- (2) 国保の標準保険税（料）制度を創設すること。
- (3) 摂制世帯に対する保険税について、事業運営上多くの矛盾を生じているので、抜本的改善を図ること。
- (4) 被保険者証の全国通用制を早期に実施すること。

国民健康保険制度の抜本的改善について

四国部会提出
説明担当 西条市

・国民健康保険事業は、制度発足以来、地域住民の医療確保のため、能う限りの努力を払ってき
たが、この数年、極度の財政難に陥り、いまや事業の運営は全く手詰りの状態にある。
よって政府は、事態を直視し、国保財政の確立と国民医療の充実向上のため、速やかに下記の
諸点を実現されるよう強く要望する。

記

1. 療養給付費の国庫負担金は5割負担とされたい。
2. 療養費に対する国庫負担金を療養給付と同様の基準で交付されたい。
3. 財政調整交付金は療養給付費の1割以上を確保されたい。
4. 臨時財政調整交付金を制度化し、高額療養費に対する補助制度を改め、国庫負担制度として
法制化されたい。
5. 事務費は、実費全額国庫負担とされたい。
6. 老人医療等一連の福祉医療は、速やかに医療保険制度から分離し、福祉制度として実施され
たい。
7. 保健婦補助金の改善を図られたい。
8. 助産の給付について健康保険との格差を是正するため、補助基準額及び補助率の引き上げを
図るとともに、葬祭の給付及び育児手当についても同様の趣旨に基づき、国庫補助制度もしく
は負担制度として創設されたい。
9. 国保直営診療施設補助金を大幅に増額するとともに、勤務医師に対する優遇措置を講ぜられ
たい。
10. 標準保険税制度を創設されたい。

部会提出議案第12号

国民健康保険財政の強化について

九州部会提出
説明担当 国分市

国民健康保険事業は、わが国医療制度の中核をなし、住民の健康管理と医療の確保に重要な役割を果してきた。

しかしながら、老人層や低所得者層を多くかかえているこの事業は、財政基盤が脆弱な上に、老人医療費公費負担制度及び高額医療費支給制度の実施、また相次ぐ医療費の大幅引き上げ等により、国保財政は極めて憂慮すべき事態に直面しており、もはや自治体では解決しがたい危機にたち至っている。

よって、国におかれでは、国保財政の確立のため、次の事項について早急かつ積極的に措置されるよう強く要望する。

記

1. 療養給付費の国庫負担率を、現行の40%から少なくとも50%に引き上げること。
2. 事務費は、実費全額を国庫負担とすること。
3. 老人医療等一連の福祉医療は、医療保険制度から分離し、福祉政策として国の責任において取り扱うこと。また第三者行為による医療についても適用除外をすること。
4. 国民健康保険と他の被用者保険制度との世帯主に対する給付割合の格差を是正し、これに伴う財政負担は全額国庫負担とともに、医療保険制度の一元化を図ること。
5. 年度途中における診療報酬改訂及び高額療養費支給制度に伴う国保財政への波及分は、全額国庫負担とすること。

部会提出議案第13号

学童保育の制度化に関する要望

近畿部会提出
説明担当 枚方市

働く婦人が年々増えている中で、学童保育は乳幼児保育とならび大きな社会的要望となってお

り、今後もますますその必要性が高まるものと思われる。

しかし、学童保育事業は施設、設備、保育内容等の基準が明確になっておらず、国や府県の補助も僅少な状態の中で全国各自治体はやむを得ず、それぞれの実情に合わせて実施しているが、特に昨今の地方自治体においては財政が急激に悪化し、各種公共事業の実施を中止、あるいは延期せざるを得ない状況下にある。

したがって自治体負担が余儀なくされている学童保育事業は、今後の自治体財政をますます圧迫させることは明白であり、父母や保育関係者の願いである「一学校一学童保育」の実現は、ほど遠いものである。

よって、政府におかれでは児童憲章、児童福祉法の精神に則り学童保育事業について児童福祉施設最低基準の法的位置づけと制度化をはかり、地方自治体への財政援助など財政制度の確立を早急にねらう。

部会提出議案第14号

上水道事業の政制措置強化について

北海道部会提出
説明担当 網走市

スタフグレーディングの中で財政危機に苦悩する地方自治体は、できるだけ住民負担の増嵩を避けながら、住民生活に直結する諸事業の遂行に真剣な工夫を重ねつつ、事業効果向上のため常に努力を続けているところですが、なかんずく上水道事業は、市民の日常生活に不可欠のものであって、この事業運営と施設の整備拡充、改善をはかり、市民の水需要にこたえるためには、どうしても国の財政措置強化が望まれるところでありますので、関係機関においては次の事項について早急に的確な措置を講ぜられるよう、強く要望します。

記

1. 上水道の水源開発、浄水道、配水池、送配水管布設等、施設の新設、拡張などにあたり、大幅な国庫補助制度の創設をはかること。
2. 上水道施設の整備充実に対する起債枠の確保をはかるとともに、起債対象範囲を大幅に拡大し、償還期限をできるだけ延長し、さらに利率を引き下げる措置をとること。

3. 特に積雪寒冷地帯を対象とする起債枠配分は、できるだけ早期に決定すること。
4. 公道に布設された送配水管が道路改良等の事由によって移設を要する場合の経費は、当該道路管理者が全額負担する措置を講ずること。

部会提出議案第15号

水道事業財政確立について

東北部会提出
説明担当 釜石市

近年、水の需要は、オイルショックによる落ち込みはあったものの産業経済の発展と生活水準の向上等により、市街地、近郊農村地域を問わず急激に増大し、深刻な水不足をきたしている。これに対処するため各自治体の水道事業は、安定した水源の確保を余儀なくされ、また未給水地域の解消をはかるため、それらの先行投資額は、諸物価の高騰により巨額になっている。

水道事業は、極めて公共性が強く、これに要する費用を独立採算制の枠内で処理するとすれば、直ちに水道料金の引き上げを招き、諸物価に大きく影響するばかりでなく、水道企業財政をさらに悪化させることは明らかである。

よって政府は、速やかに次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 上水道の建設改良事業に対し国庫補助制度を確立すること。
2. 企業債償還期限を水道施設の耐用年数（40年）に見合うように延長すること。
また、企業債利子を大幅に引き下げるとともに金融事情の変化に連動することのない政策的金利とすること。
3. 水源開発および高料金対策に対する現行の特別交付税の措置を改め国庫補助金制度とすること。

部会提出議案第16号

公立学校施設整備事業の国庫補助率の引上げ等について

四国部会提出
説明担当 德島市

人口の市街地、集中化により、公立学校の生徒増加は著しく、教室数においても相当の不足をきたし、小学校の新設を余儀なくされている。加えて、老朽校舎が多く、校舎の新增改築についても多額の財源を必要としている。

地方財政の健全化のためにも公共学校施設整備事業国庫補助の対象範囲の拡大と補助率について、新增築の場合3分の2に、改築については2分の1に、それぞれ引上げられたい。

部会提出議案第17号

学校用地取得に対する補助制度等の拡大について

東海部会提出
説明担当 津市

近年、住宅団地の造成に伴う児童生徒の流動、あるいは交通事情の変化等による通学区域の不合理が適正な学校規模に大きな支障となり、やむを得ず既設校の改良整備または分離新設をしなければならない状況であり、この場合、現行制度においては一定の人口急増地域の指定をされないと補助対象とならないこととされているが、適切な教育環境の維持を図るため、用地取得を対象とするなど、現行補助制度の拡大と起債制度の充実を強く要望する。

部会提出議案第18号

統合校における児童・生徒の遠距離通学費補助制度の確立等について

東北部会提出
説明担当 男鹿市

社会の推移に伴う学校の統合による児童、生徒の遠距離通学費に対する補助制度は実情に即しないものがある。また学校建築の際の便所の水洗化については、法の改正によって101人以上の場合は、合併処理方式が義務付けられたため多額の工事費を要している。さらに社会の強い要望がある公立図書館の整備は、近年特に著しい図書価額の高騰により遅々として進まぬ現状である。

よって政府は、速やかに次の事項を措置されるよう、強く要望する。

記

1. 統合校における児童、生徒の遠距離通学費補助制度を確立し、あわせて限度額を実情に即して改正すること。
2. 学校建築事業（浄化槽）に対する国庫補助を拡大すること。
3. 公立図書館の図書購入費も国庫補助の対象とすること。

部会提出議案第19号

米飯給食に対する助成措置について

北信越部会提出
説明担当 新津市

学校給食に米飯を導入するために、文部省は、学校給食法施行規則を一部改正し、米飯給食を学校給食制度上に明確に位置づけた。しかしながら、設置者である市町村においては、財政事情等の関係で、その要望に応えることが困難な実情にある。

よって国は、米飯導入に要する施設、設備並びに人件費等に対する助成を更に拡大強化し、米飯給食が円滑に推進できるようすみやかに措置されたく要望する。

部会提出議案第20号

米飯給食に必要な施設等に対する国庫補助金の大幅
増額と給食従事員人件費の国庫負担要望について

四国部会提出
説明担当 観音寺市

学校給食法の改正に伴い、文部省は、新年度から米飯給食の導入を推進しつつあるが、これが実施には、施設の新設、備品の改善が必要となり、栄養価を補うための材料費の増加、作業形態の変化による人員増をもあわせ、自治体の財政負担は著しく増嵩し、父兄負担の増額も免れないところである。

したがって、國においては、学校給食法の趣旨に沿って国庫補助金を大幅に増額するとともに人件費についても国庫負担の方途を確立されるよう強く要望する。

部会提出議案第21号

公民館施設整備費補助基準の改正について

中国部会提出
説明担当 井原市

近時、社会の進展に伴って住民の生涯教育に対する欲求が高まり、公民館施設の整備が強く叫ばれている現状であるが、使用に便利な小規模の公民館（330平方米未満）は現在国庫補助の対象外のため、住民の要望に応えるには全額市費による整備しかないので実情である。

よって、政府は地方財政危機打開の一端として、早急に実態に即した補助基準の改正を図られるよう強く要望する。

部会提出議案第22号

国土の緑を護り育成するため、各種病虫害の
予防と駆除に関する対策について

東北部会提出
説明担当 郡山市

頭書の件は、もはや一地方のみならず全国的に重大な問題であり、現下の林業政策の中に提起
されてきた最大の課題にして解決していかなければならない。

さて、これが被害の状況を観察してみると、この病虫害の被害の内容がいかに恐るべきもの
であるかを認識せざるを得ません。

それは非常に広範にわたり、かつ深刻なものであり、特筆されるべきものであります。

しかし、この国策によって造成されてきた国民的な財産は、杉の黒粒葉枯病、松の葉ぶり病、
松毛虫、アメリカシロヒトリ、クリタマバチ等の各種病虫菌類によって日夜をわかつず、激しい
被害を受けていることは周知のとおりであります。

しかもこの被害の状況は、年を追って全国的に拡がっており、誠に憂慮すべきものがあります。
この際、従来の林業政策に加えて、病虫害の予防、撲滅のため適切な対策が強力に樹立される
よう強く要望するものであります。

部会提出議案第23号

油濁賠償について要望

近畿部会提出
説明担当 有田市

海の油濁被害に対する現行の救済制度は、原因者不明の油濁被害に対し、昭和50年3月から
財團法人漁業油濁被害救済基金が設立されている。

さらに、先国会で成立した油濁損害賠償保障法は、2,000トン以上のタンカーを対象に責任
保険契約を強制し、賠償能力を確保しようとするものである。

しかしながら2,000トン未満のタンカー及び中小企業者が汚染原因者となり補償能力に欠け
るとき、又は陸上施設の油汚染があった場合には、現制度では保障制度が未だ確立されていない

ことに強い不安を感じるのであります。

よって下記事項の早急な実現善処方を強く要望いたします。

記

1. 2,000トン未満の油を輸送するタンカー及び船舶用燃料による油濁損害賠償保障制度の確立
2. 陸上施設による油濁損害賠償保障制度の確立

部会提出議案第24号

下水道事業の促進について

中国部会提出

説明担当 大竹市

生活環境の向上および水質汚濁の防止のために、下水道の果す役割の重要性については、いまさら他言を要しないところであるが、経済情勢の急激な変化により、事業計画の実施が大幅に遅延を余儀なくされている。

下水道の整備については、生活優先の最たる事業であり、近代都市の最大の問題でもあるので、当面する不況対策の見地からもこの事業を促進するため、昭和51年度を初年度とする第4次下水道整備5カ年計画を、総事業費7兆5,000億円の規模で発足されようとしているが、全国要求17兆円に比して、はなはだしく不充分であるので、これが規模の拡大を図るとともに、事業費の適切な配分について配慮されるよう強く要望する。

部会提出議案第25号

公共下水道事業の財政措置の拡充について

九州部会提出

説明担当 日田市

公共下水道は、都市における基幹施設として、その迅速なる整備促進が強く要請されているところである。

しかしながら、本事業の推進には巨額の事業費を必要とするため、今日の窮屈した地方財政下にある各都市においては、その財源確保に苦慮し、計画の大幅な縮少、あるいは事業の延伸等を余儀なくされているのが実情である。

よって、国におかれでは、公共下水道事業の整備促進を図るため、次の事項について速やかに格段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 公共下水道事業費の全額を補助対象とし、補助率を大幅に引き上げること。
2. 公共下水道事業に対する起債枠を拡大し、起債充当率を引き上げるとともに、利率の引き下げ、償還期限の延長を図ること。
3. 公共下水道事業に対する県費補助の制度を確立すること。

部会提出議案第26号

地下水採取規制について

北信越部会提出
説明担当 砺波市

地下水は貴重な水資源として利用されてきているが、現時無秩序な地下水利用によって激減し、生活用水としても、ことなく事態となり地盤沈下まで引き起すに至っている。

且下国において、地盤沈下防止のため、地下水規制の立法化が検討されているが、水質汚染や、各種水需要の増大に伴う都市近辺での水源難のため、地下水減少による水源確保が必然的に遠隔地に求めざるを得なく、高価なものとなり、水道事業の用に供する地下水の採取を、むやみに規制の対象とすることは大きな問題となる。

よって地下水の規制にあたり、水管理の現実的立場から、次のことを対し強く要望する。

記

1. 地下水の利用を総合的管理のもとに合理化し、有効的に地下水採取の削減をはかること。
2. 地下水規制にあたっては、国民生活に連結した水道用水を最優先とされたい。
3. 水道用水としての地下水の規制が余儀なくされる場合は國の責任において代替水を確保するとともに、水源転換に伴い必要となる施設整備等の費用は、國において財政措置されたい。
4. 地下水の採取規制を受けた他事業が、代替水として水道に転換を求めるごとに伴う新規水源

は、国の責任において確保されたい。

部会提出議案第 2.7 号

地方バス補助金制度の法制化について

中國部会提出
説明担当 倉吉市

住民生活に不可欠の地方バス路線は、過疎現象と自家用車の急激な増加により、バス事業者の経営は悪化の一途をたどっている実情である。このため、これを救済し、あわせて過疎地域住民の足を確保するため、国は、地方バス路線運行維持対策要綱により、地方財政の負担も加えて、その運行を維持せしめているが、関係市の補助額の増大は、今日の地方財政に過重な負担となっている。

よって、国はこの際、バス事業の公益性と住民福祉の観点から、この要綱を法制化し、早急に国庫補助制度の措置を講じられるよう強く要請する。

-
- 議長（貝淵博治君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（北野丈夫君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは 23 名でございます。欠席届け出のある議員さんは柏議員さん 1 名です。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、23 名でございます。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの報告どおり、出席議員数 23 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

- 議長（貝淵博治君） 会議録署名議員を 22 番、関戸正一君、25 番、藤原要馬君、26 番 天堀博君、以上 3 名にお願いいたします。

なお、議場に出席を求める者の氏名及び本日の議事日程は、お手元に印刷配布したとおりでありますので、よろしく御了承願いたいと存じます。

この際、市長のごあいさつを願います。

(市長あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 本日、ここに本年第二回定例市議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私何か御繁忙の折にもかかわりませず、御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、昭和51年度一般会計補正予算を初め条例の一部改正等13件、専決処分等による報告案件14件と、人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求める諮問案件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りまして御可決、御承認くださいますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、終わりに当たりまして恐縮でございますが、今回、永年議員として全国議長会より表彰を受けられ、ただいま議長さんより伝達されました金沢議員さん、山田議員さんには、長年にわたり地方自治進展に御尽瘁賜ったのでありますて、その御苦労に対し深く敬意を表しますとともに、今回の受賞を心からお祝い申し上げる次第でございます。おめでとうございます。なお、今後一層の御活躍をお祈り申し上げます。はなはだ簡単ですが、開会に当たってのごあいさつといたします。どうも本日はありがとうございます。

○ 議長(貝淵博治君) 市長のあいさつは終わりました。

この際、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より18日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日より18日までの4日間と決定いたします。

○ 議長(貝淵博治君) それでは、これより議案審議に入ります。

日程第1より第4までは「工事請負契約締結について」、市立芦部保育園新築工事(2)、市立富秋中学校プール新設工事、市立幸小学校プール新設工事、市立緑ヶ丘小学校体育館新築工事を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 50 号

工事請負契約締結について

市立芦部保育園新築工事(2)請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 市立芦部保育園新築工事(2)
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 39,000,000 円
5. 契約の相手方 和泉市府中町 3 丁目 3 の 19
柳福本工務店
代表取締役 福本恭一
6. 工期 自 昭和 51 年 8 月 1 日 (議決の日)
至 昭和 51 年 8 月 15 日
7. 契約保証金 1,950,000 円
8. 保証人 和泉市箕形町 437-4
小野林建設㈱
代表取締役 小野林徳一

議案第 50 号参考資料

市立芦部保育園新築工事(2)概要

1. 工事場所 和泉市芦部町地内
2. 敷地面積 3,673.55 m²
3. 工事種別 新築
4. 構造及び概要 鉄筋コンクリート造平家建

床面積 360m^2

保育室3室、職員室、用務員室、便所、倉庫他

給排水設備、電気設備工事、都市ガス設備

議案第51号

工事請負契約締結について

市立富秋中学校プール新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 市立富秋中学校プール新設工事

2. 契約者 和泉市長 池田忠雄

3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 38,000,000円

5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1

榎並工務店

代表取締役 榎並昭

6. 工期 自 昭和 年 月 日 (議決の日)

至 昭和51年7月31日

7. 契約保証金 1,900,000円

8. 保証人 大阪市東区瓦町5丁目20番1号

榎間組大阪支店

専務取締役支店長 土上三之丞

議案第51号参考資料

市立富秋中学校プール新設工事概要

1. 工事場所 市内富秋町123番地

2. 敷地面積 $40,981.00\text{m}^2$

3. 工事種別 新設
4. 構造 プール本体 アルミ製 $25m \times 13m$ 6コース
管理棟 鉄筋コンクリート壁式構造平家建 $9.6m^2$
男女更衣室 男女便所 機械室 教官室 倉庫他

議案第52号

工事請負契約締結について

市立幸小学校プール新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 市立幸小学校プール新設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 40,000,000円
5. 契約の相手方 大阪府和泉市旭町37番地の4
嫩竹内建設
代表取締役 竹内務
6. 工期 自昭和 年 月 日(議決の日)
至昭和51年7月31日
7. 契約保証金 2,000,000円
8. 保証人 大阪府貝塚市鳥羽183番地の1
嫩蕊内工務店
代表取締役 萩内豊吉

議案第52号参考資料

市立幸小学校プール新設工事概要

1. 工事場所 市内幸町61番地

2. 敷地面積 16,836.00m²
 3. 工事種別 新設
 4. 構造 造 プール本体 アルミ製 25m×13m 6コース
 管理棟 鉄筋コンクリート壁式構造平家建 153m²
 男女更衣室 男女便所 機械室 教官室 倉庫他

議案第62号

工事請負契約締結について

市立緑ヶ丘小学校体育館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 市立緑ヶ丘小学校体育館新築工事
 2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
 3. 入札の方法 指名競争入札
 4. 契約金額 73,000,000円
 5. 契約の相手方 大阪府和泉市北田中町219

大高建設株

代表取締役 奥野喜八郎

6. 工期 自昭和51年7月1日(議決の日)

至昭和51年11月30日

7. 契約保証金 3,650,000円

8. 保証人 大阪府和泉市箕形町437-4

小野林建設株

代表取締役 小野林徳一

議案第62号参考資料

市立緑ヶ丘小学校体育館新築工事概要

1. 工事場所 和泉市緑ヶ丘地内

2. 敷地面積 23,630 m²

3. 工事種別 新築

4. 構造及び規模 鉄骨造平家建（一部2階建）

1階床面積 739 m²

延床面積 818 m² 渡り廊下他 175 m²

体育室、器具庫、男女便所、ステージ他

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市参与（中塙白君） それでは、お許しを得まして議案第50号、第51号、第52号、第62号を一括提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第50号は、市立芦部保育園新築第2期工事で、契約金額3千9百万円をもって、契約の相手方、和泉市府中町3丁目3の19、株式会社福本工務店代表取締役福本恭一と、工期は、御議決の日より昭和51年8月15日までをもって契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料記載のとおりでございます。

続いて、議案第51号について御説明申し上げます。本件は、市立富秋中学校プール新設工事で、契約金額3千8百万円をもって、契約の相手方、大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1、株式会社榎並工務店代表取締役榎並昭と、工期は、御議決の日より昭和51年7月31日までをもって契約を締結しようとするものでございます。

工事概要は、参考資料記載のとおりでございます。

議案第52号は、市立幸小学校プール新設工事で、契約金額4千万円をもって、契約の相手方、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内務と、工期は、御議決の日より昭和51年7月31日までをもって契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議案第62号についての御説明を申し上げます。

本件は、市立緑ヶ丘小学校体育館新築工事で、契約金額7千3百万円をもって、契約の相手方、和泉市北田中町219、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と、工期は、御議決の日より昭和51年11月30日までにて契約を締結しようとするものでございます。

工事概要については、別紙参考資料記載のとおりでございます。

以上、4件についてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（直村靜二君） 二点について。事務的な点が一つですが、富秋と幸のプール、敷地

面積が4万と1万6千、これは学校の敷地と思うが、こういうふうにしてやらないかんのか、その点だけ。

あと、竹内建設と榎並工務店は同建の業者ですね。幸小と富秋中のプールは、そういう同建の業者に請負させるという立場で請負契約を締結するのか。それとも、この工事請負に何社か参加してやられたのか、そういう方式に切りかえたのか、その辺ひとつ明快にお答え願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建築課長（中上好美君） お答えいたします。

第1点の面積につきましては、直村議員の方からおっしゃられましたように、全体の敷地面積を主体しております。

第2点につきましては、ここにも書いておりますように指名競争入札ということで、市内の各業者あるいは市外の業者を含めて指名競争入札を執行したということでございます。

○ 18番（直村靜二君） そうすると、いままで同和事業に係るものは、皆同建の業者が独占的にやっておったということで指摘しておったが、いまの答弁では、規定の指名入札業者によってやった。したがって、これからは同和事業について一般の業者が入れるんか。半面、同建業者が和泉市のどこの請負契約にも参加できるという、両方公正の方式になつたというふうに確認できますか。

○ 市参与（中塚白君） 2点目の指名について私からお答え申し上げます。

同建ルールは、依然として変わってはございません。ただ、行政のいろいろの努力によりまして、何とか一般業者も同和事業に参加できるよう、一つの措置はやってございますが、それで変更したということはございません。しかし将来、われわれとしてもそういう形にもっていくべきである。しかも、相互乗り入れも可能な形に持っていくべきである。かように存じております。ただ、その趣旨が変わったということではございません。依然として同建ルールは生きております。

○ 18番（直村靜二君） 私、いろいろと言ってきたが、最近、同和事業の見直しということが市民的に言われておる中で、これから同和事業そのものが時限立法の関係でたくさん待たなしへなってくる。したがって、同和事業についても一般業者が参加できるという一面のメリットはあるが、それは逆で、これからどこへでも参加していくといふ同建業者の方の利益が大きいという側面がある。これらの課題でございますが、行政も努力してることでございますので、今後ともわれわれは市民の納得の得られるような、そういう指名業者扱いはきちんとしていくよう要望しておきます。公正な行政をやっていただきたいという意見だけ。

- 議長（貝淵博治君） 他に。
- 7番（田中包治君） この請負金額についていつも不思議に思うんですが、九時に市長が提示して十時に入札する。そして3回目に市長の提示した金額と合致したということですか。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 建設部次長（森 保君） 田中議員の御質問の中に、3回目にピシャと到達することはまれにはございますが、やはり予定価格と落札金額の差も依然としてござります。
- 7番（田中包治君） わしも一年間立ち会いした経験はあります、3回目でピシャと市長の予定価格と一致して請負契約が締結なったのかどうか、それだけで結構です。
- 建設部次長（森 保君） お答えいたします。
3回で落札決定ということですが、ただ1回でも落札決定ということもあります。
- 7番（田中包治君） 市長の提示価格と一致したものばかりですかということです。
- 建設部次長（森 保君） そうじゃございません。落札金額が即市長の入れていただきます予定価格と必ずしも一致するということではございません。
- 7番（田中包治君） 私はくどくと言いたくないが、大体1年間、いろいろ請負契約に立ち会って1回だけ足らなんだが、それ以外は市長の予定価格とピシャリ合うてきた。そしたら、第三者の考え方では業者の談合があったのが、それとも、9時から10時までの間に市長の出す金額が外部に漏れるのか、それを疑わざるを得ない。だから、市長の提示価格と合わなかつた場合はあるか、大体ピシャと合う。端数が出ても問題ない。何千何百万と業者が単価計算やるんですから、そうきっちり出るもんじゃないわけです。そこらに案外矛盾はありはしないかと言ってる。3回入札して市長の提示価格と合わなんだら、一番最低に近いところで協議してやった工事があるのか、ないのか、あるいは市長の出した線とピッタリ契約してるのが聞いてる。
- 市参与（中塚 白君） 入札執行について、いさかかお疑いの点もございますので、この際、私の方からそういう疑惑を払すべくはっきり申し上げます。過去の入札結果から申し上げまして、この業者見積りにつきましては、ある一定の期間を与えてございます。土木工事については、金抜設計まで与えております。これについて妥当な見積りができるならば業者として失格です。ほぼそれに近い線が出てくるのは当然です。ただ端数の問題につきましては、これは私の方の予定価格についても端数は削ってございます。それと、現今的情勢から見てダンピングの可能性もございますので、限定価格も設けてございます。市長は予定価格と限定価格を入れてございます。その間にいる者についての落札者を選ぶ、たまたま4件につきましては、入札結果を御参考までに見ていただいても結構ですが、少なくとも、予定価格に匹敵するときもございます。また、たまたま3回入札しても落ちない、至近距離におるということで、私

の方の契約の規則から3回で一応打ち切りとなつてござりますが、その時点で業者の了解を求めて、いわゆる最低者と話し合いという措置も講じてございます。これはお立ち会つてよく御存知かと思います。そういう関係でパツチリいったから必ずしも予定価格が漏れておった、私の方は現実に価格も知らない場合もあるわけです。なるほど設計金額はわかっておりますが、予定価格と限定価格の2つの線を設けてございまして、その範囲内ということでござりますので、その辺の御懸念は一切ない、また、あっては、これは入札の厳正を執行はできないのでございまして、そういう御懸念は絶対ないということだけは、この席上ではっきり申し上げております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 17番（山田清二君） プールの建設でございますが、この契約によりますと7月31日完工になつてゐる。当初にすでに予算化してゐるんです。もう少し早く竣工して7月には使えるようになきないのかどうか。いつもプールに限つて8月末に完工とかいうプールをつくつてゐる。同じつくるんならその夏に使えるような工期でつくるべきだと思いますが、その点、技術的な面があるのかどうかわかりませんが、はっきりしておきたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建設部次長（森 保君） 御指摘の点痛み入ります。もう少し早く入札を執行し、適切な工期内でやりたいと思いますが、諸般の事情等もございまして入札日程がおくれましたが、今後、このようなことのないように銳意努力したいと思います。

○ 17番（山田清二君） 諸般の事情と言いますが、こんなプール一つつくるのに、いろんな条件が重なつてくることは余りないと思う。これをやることについての努力の足らんのだと思う。道路つくるとか、何とかいろいろな事情は出てくると思うが、学校の敷地内でプールをつくる、しかも予算化され、あとどんな障害があるんですか。いつでもこれからおくれることのないようにとずっときた。余り同じことばかり繰り返さないで方針をはっきりすべきだと思う。次長、もう少し早く、できれば一週間でも10日でも早くできるように努力してもらいたい。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

御異議ないものと認め、議案第50号、第51号、第52号、第62号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長（貝淵博治君） 日程第5「負担付き寄附受納について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第53号

負担付き寄附受納について

次のとおり負担付き寄附を受納する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 寄附の目的

和田墓地増設に伴う用地及び次の土地購入の資金に充てるため

和泉市和田町535-4番地 山林 4.3m²

同 533-3番地 山林 2.350m²

2. 寄附を受ける金額及び土地

(1) 金額 13,641,000円

(2) 土地 和泉市和田町534-1番地 番 138m²

3. 寄附者

(1) 和泉市和田町532番地の1

和光靈苑管理運営委員会

委員長 井上重夫

(2) 泉北郡忠岡町高月85番地

溝川勝子

4. 寄附の条件

寄附を受けた土地及び買収した土地は、墓苑として運営し、和光靈苑管理運営委員会に貸付ける。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

- 産業衛生部長（山本俊兼君）

お許しを得まして、ただいま御上程されました議案第53号「負担付き寄附受納について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件は、現在、和田町、納家町、三林町、室堂町、川中地区の5ヶ町共同墓地として、光明

池副堤の横に和泉市所有の用地が坪数にして約2千6百99坪ございます。この既存墓地は非常に過密化しております、仏をお祭りすることさえできない。また、墓地が不足しておる現状にかんがみまして、地元住民の代表の方々が、この既存墓地に隣接する関電所有の土地2,393平方メートル、坪数にして約723坪を地元住民のために譲渡されるよう、以前から関電に対しまして、要請されていましたのであります。関電といたしましては、地元の事情をよく理解されているも会社の方針にマッチしない。その理由は、この土地をもって地域発展の大切な電力需要に備えるための設備を先行していく必要がある。また、代替地の提供がなくては困る。なおまた、地元の町会あるいは墓地委員会は所有権を持つてゐる団体でないといったことで余り進展しないため、これらの打開策として当時、地元代表の方々が市より関電に対して何とか地元住民のためになるよう裏表方の申し出があり、市といたしましても地区住民が困っておられる現状から、昭和48年より何回となく関電に対して地元住民の願いにこたえられるよう陳情していたところ、関電といたしましては市に対して有償で譲渡し、その後、地住民の墓地用地として利用されるなら要望にこだえる旨、過日決定されたのであります。

なお、価格につきましては、一部関電の高圧線にかかっているところがありまして、更地のところは1,353平方メートル、平方メートル当たり6,666円、線下の土地につきましては、地役権を無償でつけることで面積1,040平方メートル、単価は平方メートル当たり4,444円として、土地面積合計2,393平方メートルを1,364万1千円というものであります。

しかしながら、御承知の市財政事情の中でその財源の見通し全くつかず、地元関係の方々と話し合った結果、和田町535-4番地、山林43平方メートル、同533-3番地、山林2,350平方メートルの用地を地元住民の墓地用地として取得されるなら、その資金は、地元5カ町で組織されてる和光靈園管理運営委員会から市に寄付するということでございます。

さらに、既存墓地と関電の土地の間に、地元出身で現在泉北郡忠岡町高月85番地、溝川勝子氏所有の土地、和田町534番地の1、畠138平方メートルがございます。この土地につきましても、前述申し上げました理由で、地元住民の代表の方々が所有者の方に種々話し合われました結果、地元住民の墓地用地であれば、市に対して寄付をするということでございます。

以上の寄付申し出を市が受けようとするときは、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の御議決を要しますので、御提案申し上げた次第でございます。

なお、御議決いただきました場合、その後の取り扱いといたしましては、地元5カ町で組織されている和光靈園管理運営委員会に対し、和泉市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定により2,531平方メートルを無償で貸し付けを行い、地元住民のためになるよう十分市としても配慮しながら、法令に定められた手続、造成工事の関係、住民に対する

永代使用の関係等、地元委員会において進めさせていただくように考えております。

以上、簡単ですが、議案第53号「負担付き寄附受納について」の提案の理由、内容の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○18番(直村静二君) いま、事情を聞きますと、便宜を圖るという点で納得いたしますが、お聞きしたいのは、あくまでもこれは市が関電から買ったという形で市の所有物になる。これはひとつはっきりしておきたい。したがって、市の所有物になった場合には、今後問題が起きた場合、墓地組合なりに市が金銭的なことで責任を一切負わないという歯止めとか、そういうものはきちんとしてるかどうか、これが第一点。

二番目は、その1,300万円という金は、実は地元の人たちが出すんだ、市は一銭も出さない、損はしないと思うんですが、このお金はどのように集められ、しかも、それが市の手をして関電に渡ったのか。市の所有ですから、この金銭関係がきちんと支払われたのか、今後、支払われようとしているのか。また、どのような経過で支払われ、だれが負担するのか。そこで問題が起ころうを場合はどうするのか。市は一切関係ないとはっきりしておいてもらわんと、市の名義を貸し、皆任せます。しかし、何かのときに市のもんやないかとなった場合どうするなんか。商工会館のケースもございますのでね。

○議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○産業衛生部長(山本俊兼君) この用地につきましては、用地購入資金として、また、その購入した用地を地元住民の墓地という条件のもとに御提案申し上げておるものでございます。したがって、土地は市の所有、こういうことになります。

それから、先ほど提案理由で申し上げましたように、これを御議決いただきました場合、ただいま直村議員さんからの御心配の起こらないように、われわれとしては十分地元とも連係をとり、地元の御意見としても市の指導というか、そういうことについての協力方の要請をしたい、こういうことでございますので、その点、問題の起こらんようにやっていきたい、かようと考えるわけでございます。

それから、この資金の調達の関係でございますが、お聞きするところによりますと、この委員会で一定の金融機関等から借り受けをされまして市の方に寄付をする、こういうことのようござります。

それから現在、もう買っておるのか、おらないのか、金を支払っておるのかという御質問でございますが、この御議決をいたしました節には、その後にいろんな契約関係等の事務を進

めていくということでございますので、まだ支払いしておりません。

- 18番（直村静二君） 一応、そういうことをお聞きしておきますと今後、間違いはなからうと思いますが、金銭的な問題がからんでくる、こんだけの土地を売るわけですからね。管理組合がもうかるという場合もあるでしょう。今後、市の指導をお願いしたい。どんな指導責任があるのか聞かなければならぬ。指導責任やったら、後で紛争が起つた場合市がやらなければならない。念のため一札取ってもろうて、後で見せてください。

- 議長（貝淵博治君） 他に。

- 5番（竹下義章君） ちょっと私、市長に今後の方針をお聞きしたいと思いますが、特にこういう墓地につきましては、信太山の靈園のときに、こういう墓地をつくって、できるだけそこに和泉市の墓を集めしていくんだという形、前回の藤木市長のときでしたか、やってきて建設され、まだ、完全な公園墓地はできておらない。そこで市が発展して市街化地域になってくるという過程の中で、こういう墓はもうふやさない、できるだけなくしていく方向をとっていく。それには、信太山に公園墓地をつくっていくという市の方針が一つあった。

したがって、お聞きすれば寄付つきだからどうかという提案ですが、これからもこういう問題が出てきた場合、甘んじて市が受けしていくなれば、当初の市の方針と逆行する心配がある。その辺、いわゆる今後ともこういう形であちこちにふやしていくのかどうか。ふやすことによって和泉市の発展にどういう影響を及ぼすかということを考えてみたい。どのように考えてこういう提案をされたのか、今後、こういうことが起こればどうされるのか、明確にお答え願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 市長。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

御指摘ごもっともな点がございます。市といたしましても、従来の方針でございます信太山の火葬場周辺の靈園の建設、これについてはいまのところ、いろんな諸事情によりましてなかなか建設ができない段階で、こうした数年前からの課題ということで具体的にこの問題が提起された。これは本来、地元と関電との話で、関電の方針で市でないと払い下げしないということで、卒直を話、地元住民のためということで便宜措置をとらせていたのが今回の提案でございます。

したがいまして今後、このような方針をとるのかということにつきましては、たまたま関電と地元との話で、関電が地元ではぐあい悪い、市でなければという経過がございます。他にいろいろと墓地もございますので、具体的にいろんな問題が種々出てこようかと予想もいたしましたが、市としては今後、御指摘の方向をとるべく鋭意努力させていただきたい。ただ、その努

力の中で地元、地元でいろいろ起きてくる問題については、方向づけと現実の処理という中で若干、こうした便宜措置もとらざるを得ない場合もあるかと思いますので、御理解をいただきたいと思います。しかし方向づけとしては、議員さん御指摘の方向づけで今後ともいくべきである、このようにも思うわけでございます。非常にむずかしい問題がございますので、方向づけとしては努力させていただきますが、現実に地元、地元で起こってくる問題の処理という中では、やむを得ない措置という場合もありますので、若干苦しい答弁になって恐縮でございますが、こういう措置について御理解願いたいと思います。

- 5番（竹下義章君） うまく逃げられたと思う。本当にそういうことまで考えて提案されたとは解釈できない。市長はやはり最高責任者ですからね。これは逆行的な形です。一たんつくればなかなかとれないもんです。どうする、こうするという方向づけは、少なくとも信太山開発があったんでしょうその中で進めてもらわんと、わかりましたと引き下がりたいが、これからも部落で言うてきた、市長、頼みますと言われたらやむを得ないという形が今後出てきはせんかと思う。そういうことがあっても、市の方針はこうだからとはっきりしてもらって、早く信太山の公園墓地をつくってください。そうせんと、他から来てる人はなかなか買いに行っても売ってくれないという状況がある。そのためには早くつくってもらって、そういうものは今後認めずに、全体をまとめていくんだという姿勢をとってもらわんと、いま言われることでは、またこういう問題が出てきます。はっきりしておいてください。

- 議長（貝淵博治君） 他に。

- 28番（坂上国治君） 関連。先ほどからいろいろこの問題について質問が出ておりますが、いまの竹下議員の質問に対して、やむを得ざる措置と市長は言われてる。これは産業衛生病院委員会の席上で、私から今後、和泉市にこういう問題が出てきたときにはどういう取り扱いをするのかということを聞いているわけです。ところが、これと同じようなケースが出てきた場合、どこに限らず和泉市の方はひとつ一生懸命前向きでやりますという答弁をいただいたと思うんですけど、いまの竹下議員に対してのやむを得ざる措置というのと大きな食い違いがあるんじゃないいか、こちらをはっきりしてもらわんと、あのとき、私は産業衛生病院委員長として、委員会にこの問題が出てきて各委員さんにこれを十分御審議願った。そこでつけ加えて、今後どうするのかと確かめたわけです。ところが、やむを得ざる措置で今回の共同墓地についてはやるという答弁が市長から出されたということになると、市の常任委員会に対する答弁は一体どうなっておるのかと私は指摘申し上げたいと思うんです。そこらをはっきりしてもらわんと、産衛委員さんに対してどういう申しわけをしたらいいか。もうちょっと議会の常任委員長にうそを言わんようにはっきりしてもらわんと困ると思う。竹下議員の関連質問でやらせてもらう

たのですが、ひとつ納得のできるような答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） 御指摘痛み入ります。先ほどの御答弁で舌足らずな点おわびしたいと思います。産衛委員会でこの問題をいろいろ御審議、御指導をいたしましたが、これは和田町ほか5カ町の問題、他にこうした問題が出てきたときにはどうするのかという御質問をいたしました。その節、産衛部長から財政事情がこういう実態でございますので、こうしたケースについては、地元住民の熱願ということがある場合、やはり同じような扱いをしなければならない、こういうことは坂上委員長御指摘のとおり、たしかお答えさせていただいたはずでございます。それは間違いございません。

ただ、先ほどの竹下議員さん御指摘のように、この基本的な構想として靈園を信太山の火葬場周辺につくりたいという方針、こういう構想については、私も引き継ぎをいただいております。したがって、基本的な方針としては、そういう方向づけをとることについての努力をいたしたい、このように存じておるわけでございます。たまたま、各地元、地元の靈園についてこうした問題が提起されて基本構想が実現しない、こうした中においては、やはり各地元の熱願、願い、住民の希望に対して、行政としては、こういう構想があるんだから認められないということについては、現実的な措置として処理していく、このような意味合いで先ほど御答弁申し上げたつもりでございます。決して委員会での答弁といまの答弁、えらい食い違いがあるということじゃなく、基本構想と現実処理の中でひとつ答弁をさせていただいたわけでございます。

御質問いただきたいと存じます。

- 議長（貝淵博治君） 他にございませんか。
- 25番（藤原要馬君） 確認しておきたい。この問題につきましては各地で出てくると思う。たまたま私が耳にしておるところによりますと、すでに出てるところもあると思うんです。また、人口増のために現在の墓地が狭隘になってきて、通路にまで墓をつくって通れないという現象もある。それらについて早期解決をしなければいけないと思う。そのときに、市はこれに対して願いを受け入れるのかどうか。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

先ほどから御答弁させていただいておりますとおり、現実に各地で墓地不足という声がございます。ただ、現実的な処理として市民さんから墓地がないということ、基本構想としては別にあり、町別の問題については、財政事情によって市が皆負担してどうこうとかはいきませんが、地元からお話をあるときは、行政として要望に対処していきたい、かように考えており

ます。

○議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第5・3号を原案どおり可決決定いたします。

○議長（貝淵博治君） 次に日程第6より第10まで「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、「和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」、「和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例制定について」、「和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例制定について」、「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第5・4号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項に次のたたし書を加える。

ただし、職員が58歳に達した後の期間（58歳に達するまでの職員としての引き続く在職期間が20年に満たない者にあっては、職員としての引き続く在職期間が20年に達した後の期間）を除く。

第37条第2項中「退職した日の属する月」の次に「（前項たたし書の規定により職員としての引き続いた在職期間から除く期間がある場合には、その除く期間の初日の前日の属する月）」

を加える。

第40条第1項各号列記以外の部分中「退職した職員」の次に「(第4項の規定に該当する者を除く。)」を加え、「第1号に規定する退職手当の額」を「第1号に掲げる額」に、「第2号に規定する額」を「第2号に掲げる額」に改め、「1年」の次に「(当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。)」を加え、「当該退職手当」を「第1号に規定する一般の退職手当等」に、「失業保険金の日額」を「基本手当の日額」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に、「失業保険法(昭和22年法律第146号)の規定による失業保険金」を「雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による基本手当」に、「失業保険金の支給を受けることができる日数(以下「基準日数」という。)」を「所定給付日数」に、「こえては」を「超えては」に改め、同項第1号中「すでに」を「既に」に改め、「前条の規定による退職手当」の次に「(以下この条において「一般の退職手当等」という。)」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同条第2項に規定する基準日前の雇用期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

第40条第2項を次のように改める。

2 前項第2号に規定する基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間が1年末満である職員であって、当該勤続期間に係る職員となった日前1年の期間内に次の各号に定める者であったことがあるものについては、当該各号に掲げる期間(当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の期間を除く。)を当該勤続期間に加えた期間をもって基準勤続期間とする。

(1) 職員であった者 当該職員としての勤続期間

(2) 職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が22日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇

用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていたものにあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。) であった者 当該職員以外の者として勤務した期間

第40条第3項中「退職した職員」の次に「(第5項の規定に該当する者を除く。)」を加え、「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当」を「一般の退職手当等」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金」を「基本手当」に、「金額を退職手当として」を「金額を、退職手当として、」に、「従い、」を「従い」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

第40条第4項及び第5項を次のように改める。

4 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

第40条第10項を削り、同条第9項中「第6項第3号」を「第8項第3号」に改め、「傷病給付金に相当する」を削り、「失業保険金に相当する」を「これらの規定による」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を削り、同条第7項中「傷病給付金に相当する」を削り、「支給残日数」を「所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数」に、「こえては」を「超えては」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「規定する場合」を「定めるもの」に「失業保険金に相当する退職手当」を「第1項又は第3項の規定による退職手当」に、「該当する者」を「該当するもの」

に改め、「必要に応じ、」を削り、「給付」を「金額」に、「支給することができる」を「、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する」に改め、同項第1号中「失業保険法第25条に規定する公共職業訓練等に相当する」を「市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する」に、「者については、技能習得手当」を「者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額」に改め、同項第2号中「寄宿する者については、寄宿手当」を「寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額」に改め、同項第3号中「つく」を「就く」に、「できない者については、傷病給付金（当該退職の日において失業保険法第27条第1項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあっては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第3項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。）」を「できない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額」に改め、同号の次に次の3号を加え、同項を同条第8項とする。

- (4) 身体障害者その他の就職が困難な者として雇用保険法第57条第1項に規定するものに該当する者であって、安定した職業に就いたもの 雇用保険法第57条第3項に規定する常用就職支度金の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額
第40条第5項の次に次の2項を加える。
 - 6 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。
 - 7 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第23条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。
 - (1) 市長が雇用保険法第23条第1項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な

者であると認めた場合

- (2) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (3) 労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
- (4) 労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

第40条第11項を次のように改める。

- 1.1 第8項の規定は、第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金」とあるのは「常用就職支度金」と読み替えるものとする。
第40条第12項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

- 1.2 働りその他不正の行為によって第1項、第3項から第8項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第35条の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第37条の規定は昭和51年4月1日から、第40条の規定は昭和50年4月1日から適用する。
(失業者の退職手当に関する経過措置)
- 3 昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）前の期間に係る和泉市職員の給与に関する条例第40条の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 適用日前に退職した職員のうち、改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第40条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第40条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第40条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日から当該退職日の属する年の翌年のこれに応する日までの間」とする。
 - (2) 新条例第40条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第40条第1項第2号に規定する失業保険金の日額を上まわる者であって、当該退職の日から適用日の前日までの間

の日数が同項に規定する待期日数に満たないものに係る新条例第40条第1項に規定する待期日数については、旧条例第40条第1項第2号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第40条第1項第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。

- (3) 新条例第40条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第40条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第9項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
- (4) 新条例第40条第4項から第6項まで及び第7項第1号の規定は、適用しない。
- (5) 旧条例第40条第4項又は第6項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第40条第7項第2号又は第8項第1号の規定の例に準じて市長が指示した公共職業訓練等とみなす。
- 5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る新条例第40条の規定による退職手当に關し必要な経過措置については、規則で定める。
- 6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第40条の規定により支払われた退職手当は、新条例第40条の規定による退職手当の内払いとみなす。
(退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に関する経過措置)
- 7 新条例第37条の規定は、昭和51年4月1日以後の退職に係るものについて適用する。
- 8 昭和51年4月1日に現在在職する職員のうち同日における年齢が58歳を超えているものに対する新条例第37条の規定の適用については、同条第1項中「職員が58歳に達した後の期間」とあるのは「昭和51年4月1日以後の期間」と、「58歳に達するまで」とあるのは「昭和51年3月31日まで」とする。

理 由

現下の社会、経済その他諸情勢にかんがみ、高齢職員に対する退職手当の額の抑制を図るとともに、失業保険制度から雇用保険制度への移行に伴い、これに相当する本市職員の退職手当についてもこれに応する所要の制度を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 54 号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(勤続期間の計算)	
<p>第 37 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。ただし、職員が 58 歳に達した後の期間（58 歳に達するまでの職員としての引き続く在職期間が 20 年に満たない者に対しては、職員としての引き続く在職期間が 20 年に達した後の期間）を除く。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から<u>退職した日の属する月</u>（前項ただし書の規定により職員としての引き続いた在職期間から除く期間がある場合には、その除く期間の初日の前日の属する月）までの月数による。</p> <p>3～8 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 40 条 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 4 項の規定に該当する者を除く。）であって、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して 1 年（当該 1 年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業につくことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。第 3 項において同じ。）の期間内</p>	<p>第 37 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から<u>退職した日の属する月</u>までの月数による。</p> <p>3～8 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 40 条 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、第 1 号に規定する退職手当の額が第 2 号に規定する額に満たないものが、退職の翌日から起算して 1 年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第 2 号に規定する失業保険金の日額で除して得た数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）をこえて失業しているときは、当該退職手当のほか、そのこえる部分の失業の日につき第 2 号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保</p>

に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該退職手当のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下この条において「一般の退職手当等」という。）の額。

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同条第2項に規定する基準日前の雇用期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

險法（昭和22年法律第146号）の規定による失業保険金の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数（以下「基準日数」という。）から待期日数を減じた日数分をこえては支給しない。

(1) その者がすでに支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額。

(2) その者を失業保険法の規定による失業保険の被保険者であった者と、その者の勤続期間の年月数を同法に規定する被保険者期間の計算の基礎となる被保険者であった期間の年月数と、当該退職の日を同法第15条第1項の規定に該当するに至った後における最初の離職の日とみなして同法の規定を適用した場合に、同法の規定により、その者が支給を受けることができる失業保険金の日額（当該退職の日において同法第27条第1項に規定する扶養親族を有する者にあっては、失業保険金の日額に同条第3項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。）に、当該退職の日の翌日

新	旧
<p>2 前項第2号に規定する基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間が1年未満である職員であって、当該勤続期間に係る職員となった日前1年の期間内に次の各号に定める者であったことがあるものについては、当該各号に掲げる期間（当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の期間を除く。）を当該勤続期間に加えた期間をもって基準勤続期間とする。</p> <p>(1) 職員であった者 当該職員としての勤続期間</p> <p>(2) 職員以外の者で職員について定められてゐる勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えた日を含む。）が22日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者当該職員以外の者として勤務した期間</p>	<p>から起算して1年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数を乗じて得た額</p> <p>2 前項第2号のその者の勤続期間については、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は第1号に掲げる者であった期間があるときは、その期間のうち、第2号に定める期間につき、第3号に定めるところにより算定した期間を当該勤続期間に加えた期間をもって、その者の勤続期間とする。</p> <p>(1) 職員以外の者で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えた日を含む。）が22日以上ある月が1月以上あるもの。ただし、季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間をこえて勤務した場合に限る。</p> <p>(2) 勤続期間6月以上で退職した職員の当該勤続期間に係る職員となった日前1年の期間内に職員（前号に規定する者を含む。以下同じ。）であったことがある場合における当該勤続期間の前の職員であったすべての期間。ただし、又はイに掲げる期間を除く。</p> <p>ア その前の職員であった期間について当該職員となった日がその直前の職員でなくなった日以後1年の期間内にない場合</p>

新	旧
	<p>における当該直前の職員であった期間及びその前の職員であったすべての期間</p> <p>イ その前の職員であった期間に係る一般の退職手当又は前条の規定による退職手当の支給を受けた場合（職員が当該期間に係る前項の規定による退職手当の支給を受ける資格を有していた場合を除く。）における当該職員であった期間及びその前の職員であったすべての期間</p> <p>(3) 前号に規定する期間（以下「通算対象期間」という。）は、そのうち最も古い通算対象期間から順次当該通算対象期間をその後の通算対象期間に合算する。この場合において、通算対象期間が1月に満たない端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前後の通算対象期間の間ににおいて職員が前項又は次項の規定による退職手当（以下「失業保険金に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有していたときは、当該受給資格に係る退職の日以前の通算対象期間（前段の規定により合算されたものを含む。）については、これを当該受給資格に係る基準日数の決定の基礎とされた期間から当該受給資格に係る待期日数に当該失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を加えて得た日数の基準日数に対する割合（当該割合が1を超えるときは、1とする。）を当該期間に乗じて得た期間を減じた期間（その期間が1月に満たないとき、</p>

新	旧
	又はその期間に 1 月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。) として計算する。
3. 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 5 項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して 1 年の期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。	3. 勤続期間 6 月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して 1 年の期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる失業保険金の日額に相当する金額を退職手当として同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、支給する。ただし、基準日数分をこえては支給しない。
4. 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。 (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第 39 条第 2 項に規	

新	旧
<p>定する特例受給資格者とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額。</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>6 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p> <p>7 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には雇用保険法第23条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該</p>	
	<p>失業保険金に相当する退職手当の支給を受ける者が失業保険法第20条の3第1項に規定する場合の公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受ける場合においては、第1項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで失業保険金に相当する退職手当を支給する。</p>
	<p>5 第1項、第3項及び前項に規定する場合のほか、失業保険金に相当する退職手当の支給を受ける者に対しては、労働大臣が失業保険法第20条の4第1項の規定による措置を決定した場合には、当該措置に基づく失業保険</p>

新	旧
<p>基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 市長が雇用保険法第23条第1項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合</p> <p>(2) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(3) 労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(4) 労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p>	<p>金の支給の例により、当該失業保険金の支給の条件に伴い、失業保険金に相当する退職手当を支給することができる。</p>
<p>8 第1項及び第3項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険</p>	<p>6 第1項及び第3項から前項までに規定する場合のほか、失業保険金に相当する退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。</p> <p>(1) 失業保険法第25条に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については</p>

新	旧
<u>法第3・6条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</u>	<u>寄宿手当</u>
(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申し込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額	(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申し込みをした後において、疾病又は負傷のために職業につくことができない者については、傷病給付金（当該退職の日において失業保険法第27条第1項に規定する扶養家族を有する者に係る傷病給付金にあっては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第3項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。）
(4) 身体障害者その他の就職が困難な者として雇用保険法第57条第1項に規定するものに該当する者であって、安定した職業に就いたもの 雇用保険法第57条第3項に規定する常用就職支度金の額に相当する金額	
(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額	
(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額	
9 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。	7 前項第3号に掲げる傷病給付金に相当する退職手当は、支給残日数をこえては支給しない。 8 前項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数及び当該失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数をいう。

新	旧
<p>10 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項又は第3項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分のこれらの規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>	<p>9 第6項第3号に掲げる傷病給付金に相当する退職手当の支給があったときは、第1項又は第3項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の失業保険金に相当する退職手当の支給があったものとみなす。</p>
<p>11 第8項の規定は、第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金」とあるのは「常用就職支度金」と読み替えるものとする。</p>	<p>10 第6項第1号に掲げる技能習得手当に相当する退職手当、同項第2号に掲げる寄宿手当に相当する退職手当及び同項第3号に掲げる傷病給付金に相当する退職手当は、それぞれ失業保険法第25条第1項に規定する技能習得手当、同条第2項に規定する寄宿手当及び同法第6条第1項に規定する傷病給付金の支給の条件に従い、支給する。</p>
<p>12 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項から第8項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第35条の例による。</p>	<p>11 失業保険法第23条の2の規定は、詐偽その他不正の行為によって第1項及び第3項から第6項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。</p>
<p>13 本条の規定による退職手当は、雇用保険法</p>	<p>12 本条の規定による退職手当は、失業保険法</p>

新	旧
又は船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。	又は船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

議案第55号

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号例記以外の部分中「1年以上」を「6月以上」に、「1年未満」を「6月未満」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 負傷又は疾病によりその職に堪えず退職した場合

(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合

第14条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 在職中に死亡した場合

第14条第4項中「職員」の次に「(次項の規定に該当する者を除く。)」を加え、「1年以内」を「1年の期間(市長が指定する者については、市長が指定する期間)内」に、「失業保険法(昭和22年法律第146号)」を「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」に、「失業保険金」を「基本手当」に改め、同項の次に次の2項を加える。

5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていない

ときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

- 6 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で市長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日から適用する。
- 昭和50年4月1日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 職員が、改正前の和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて、新条例の適用の日以後の分として支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。
- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

民間労働者における失業保険制度から雇用保険制度への移行に伴い、これに相当する本市企業職員の退職手当についてもこれに応ずる制度を設けるほか、企業職員以外の職員との均衡を図るために所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5・5号参考資料

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（退職手当）	（退職手当）
第14条 職員が勤続期間 <u>6月以上</u> で退職した場合又は勤続期間 <u>6月未満</u> で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。	第14条 職員が勤続期間 <u>1年以上</u> で退職した場合又は勤続期間 <u>1年未満</u> で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。
(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合 (2) 負傷又は疾病によりその職に堪えず退職	(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合 (2) 公務上の傷病又は死亡により退職した場

新	旧
<p><u>した場合</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合</p> <p>(4) 在職中に死亡した場合</p> <p>2～3 略</p> <p>4 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）が退職日の翌日から起算して1年の期間（市長が指定する者については、市長が指定する期間）内に失業している場合において、その者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で市長が指定する者に対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支援金、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当</p>	<p><u>合</u></p> <p>(3) 傷病によりその職に堪えず退職した場合又は在職中に死亡した場合（その者の勤続期間が6月以上の場合に限る。）</p> <p>2～3 略</p> <p>4 勤続期間6月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して1年内に失業している場合において、その者が失業保険法（昭和22年法律第146号）に規定する失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>

新	旧
該手当の支給の条件に従い、退職手当として 支給する。	

議案第 56 号

和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例制定について

和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例を次のように制定する。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 1 号

和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、和泉市の一般職の女子職員について育児休業に関する制度を設け、もって母性の保護に資することを目的とする。

（育児休業の許可）

第 2 条 和泉市の一般職の女子職員（次の各号に掲げる者を除く。以下単に「女子職員」という。）で、その 1 歳に満たない子を養育するものは、当該子の養育のため、任命権者に対し、育児休業の許可を申請することができる。この場合における育児休業の許可の申請は、休業しようとする期間を明らかにしてしなければならない。

- (1) 臨時的に任用された者及び条件付採用期間中の者
 - (2) 地方公営企業労働関係法（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 2 項の職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員
 - (3) 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和 50 年法律第 62 号。以下「育児休業法」という。）第 3 条第 1 項に規定する女子教育公務員等である者
- 2 任命権者は、前項の許可の申請があったときは、次条の規定により準用される育児休業法第 15 条第 1 項に規定する臨時の任用が著しく困難な事情がある場合を除き、育児休業の許可をしなければならない。

3 任命権者は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る子について当該申請をした女子職員に対して既に育児休業の許可をしたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、育児休業の許可をしないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(育児休業法の準用)

第3条 育児休業法第4条（育児休業の期間）、第5条（育児休業の許可の失効等）、第6条（育児休業の効果）、第7条（不利益取扱いの禁止）及び第15条（育児休業の許可に伴う臨時的任用）第1項の規定は、女子職員の育児休業について準用する。この場合において、同法第4条第2項中「女子教育公務員等」とあるのは「女子職員（和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例（昭和51年和泉市条例第○号）第2条第1項に規定する女子職員をいう。次項及び次条から第7条までにおいて同じ。）」と、次条第3項及び第5条から第7条まで中「女子教育公務員等」とあるのは「女子職員」と、第15条第1項中「当該義務教育諸学校等における教育又は当該医療施設、社会福祉施設等の業務」とあるのは「当該任命権者の所管に係る業務」と、「第4条第1項」とあるのは「和泉市一般職の育児休業に関する条例第3条において準用する第4条第1項」と、「任用の期間」とあるのは「任用の期間（当該育児休業の期間が6月を超えるときは、6月）」と、「校長以外の教育職員又は看護婦、保母等」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、昭和51年7月1日から施行する。
- 2 当分の間、この条例の目的の達成に資するため、育児休業の許可を受けた女子職員に対し、条例の定めるところにより、必要な給付を行うことができる。
- 3 和泉市水道事業の設置に関する条例（昭和41年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号から第6号までの括弧書中「条例」を「和泉市条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例（昭和51年和泉市条例第○号）

理 由

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等に対する育児休業制度が法律で創設され、当該職種の本市職員にも適用されるに伴い、他の職種の一般職の女子職員についても、母性の保護を図るため、同様の育児休業制度を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 56 号参考資料

和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例（案）附則第 3 項の規定

による和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(準用条例)	(準用条例)
第 10 条 水道事業の運営及び業務の執行に必要な条例は、当分の間、別に定めるものほか、次の条例を水道事業に準用するものとする。	第 10 条 水道事業の運営及び業務の執行に必要な条例は、当分の間、別に定めるものほか、次の条例を水道事業に準用するものとする。
(1) 和泉市職員旅費条例（昭和 31 年和泉市条例第 25 号）	(1) 和泉市職員旅費条例（昭和 31 年条例第 25 号）
(2) 和泉市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 28 号）	(2) 和泉市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 32 年条例第 28 号）
(3) 和泉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 30 号）	(3) 和泉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 32 年条例第 30 号）
(4) 和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 29 号）	(4) 和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和 32 年条例第 29 号）
(5) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 31 号）	(5) 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和 32 年条例第 31 号）
(6) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 32 号）	(6) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 32 年条例第 32 号）
(7) 和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例（昭和 51 年和泉市条例第 1 号）	

議案第 57 号

和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例制定について

和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例を次のように制定する。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 1 号

和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号。以下「育児休業法」という。）及び和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例（昭和51年和泉市条例第1号。以下「市職員育児休業条例」という。）に基づく育児休業の許可を受けた職員の給与等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（育児休業の許可を受けた職員の給与）

第2条 育児休業の許可を受けた職員に対しては、育児休業の期間（育児休業法第5条第4項の規定により、又は市職員育児休業条例第3条の規定により準用される同法第5条第4項の規定により育児休業の許可の効力が停止されている期間を除く。以下同じ。）については、給与を支給しない。

（職務復帰時等における給料月額の調整等）

第3条 育児休業の許可を受けた職員が職務に復帰したときは、当該育児休業の期間の3分の2に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又は、その日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

（退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算の特例）

第4条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第37条第4項の規定の適用について、育児休業の期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要したい期間に該当するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
2 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年和泉市条例第5号）の一部

を次のように改正する。

附則第2項中「条例第16号」を「和泉市条例第16号」に、「規定を準用する」を「適用を受ける職員の例による」に改める。

理由

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律及び和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例による育児休業の創設に伴い、育児休業の許可を受けた職員の給与等の取扱いに關し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第57号参考資料

和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(案)附則第2項の規定による

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
附 則	附 則
1 略	1 略
2 この条例施行について必要な事項は、別に 企業管理規程で定めるまでの間、和泉市職員 の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例 第16号)の適用を受ける職員の例による。	2 この条例施行について必要な事項は、別に 企業管理規程で定めるまでの間、和泉市職員 の給与に関する条例(昭和38年条例第16 号)の規定を準用する。
3～4 略	3～4 略

議案第61号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 20 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年和泉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「12月1日にそれぞれ」を「12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に」に、「期日」を「基準日」に、「または市議会」を「又は議会」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、退職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が 3 月 1 日である場合については 100 分の 50 、6 月 1 日である場合については 100 分の 200 、12 月 1 日である場合については 100 分の 270 を乗じて得た額に、基準日以前 3 箇月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

在職期間		割合
基準日が 3 月 1 日又は 6 月 1 日である場合	基準日が 12 月 1 日である場合	
3 箇月	6 箇月	100 分の 100
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
1 箇月 15 日以上 2 箇月 15 日未満	3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
1 箇月 15 日未満	3 箇月未満	100 分の 30

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 報酬及び期末手当の支給については、この条例に定めるもののほか、和泉市職員の給与に関する条例（昭和 38 年和泉市条例第 16 号）第 28 条の規定により給与を受ける特別職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、昭和 51 年 6 月 1 日から適用する。

理 由

議会議員の期末手当に関する府下各市の状況及び本市における従来の慣例にかんがみ、本市議会議員に対する期末手当の支給割合を改めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6 1号参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの<u>基準日前1月以内に</u>、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの<u>基準日</u>においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、退職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については100分の200、12月1日である場合については100分の270を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に</p>	<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下これを在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの<u>期日前1月以内に</u>、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は市議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの<u>期日</u>においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期末満限、辞職、退職、除名、死亡または市議会の解散による任期満了の日現在）において報酬月額に、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。）の規定により期末手当を受けた職員の例に準じて一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

新	旧																
<p>在職した議長、副議長及び議員で当該任期満 張又は議会の解散による選舉により再び議員 となったものの受ける当該期末手当に係る在 職期間の計算については、これらの者は引き 続き議員の職にあったものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日が3月1日 又は6月1日であ る場合</td> <td>基準日が12 月1日であ る場合</td> </tr> <tr> <td>3箇月</td> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>2箇月15日以上 3箇月未満</td> <td>5箇月以上 6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>1箇月15日以上 2箇月15日未満</td> <td>3箇月以上 5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>1箇月15日未満</td> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	基準日が3月1日 又は6月1日であ る場合	基準日が12 月1日であ る場合	3箇月	6箇月	100分の100	2箇月15日以上 3箇月未満	5箇月以上 6箇月未満	100分の80	1箇月15日以上 2箇月15日未満	3箇月以上 5箇月未満	100分の60	1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30	
在職期間	割合																
基準日が3月1日 又は6月1日であ る場合	基準日が12 月1日であ る場合																
3箇月	6箇月	100分の100															
2箇月15日以上 3箇月未満	5箇月以上 6箇月未満	100分の80															
1箇月15日以上 2箇月15日未満	3箇月以上 5箇月未満	100分の60															
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30															
<p>第6条 報酬及び期末手当の支給については、 この条例に定めるもののほか、和泉市職員の 給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第 16号)第28条の規定により給与を受ける 特別職の職員の例による。</p>	<p>第6条 報酬及び期末手当の支給方法は、この 条例に定めるほか、給与条例の関係規定を準 用する。</p>																

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長(西川喜久君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきまし
た議案第54号、第55号、第56号、第57号及び第61号の5議案につきまして、それぞ
れ提案の理由及びその内容について御説明申し上げます。

まず最初に、議案第54号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて」でございます。(議案書本冊44ページ) 本件は、現下の社会経済情勢、地域労働者の
の退職金の実態、その他の諸情勢にかんがみまして、高年齢で在職する本市職員に対する退職
手当の抑制を図りますとともに、過般の雇用保険法の制定により、民間労働者については、失
業保険制度が雇用保険制度に切りかえられたことに伴いまして、退職した職員が失業している
場合の退職手当につきましても、雇用保険制度への切りかえに応じて制度の変更を行いう必要が
ありますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容を御説明申し上げます。まず、第37条の改正関係でございます。職員の退職手当は、主としてその者の退職時の給料、退職理由及びその者の勤続期間の三つの要素により決定するものでございますが、その勤続期間の計算は、この第37条の第1項におきまして、その者の職員としての引き続いた在職期間によるものと定めております。

今般、同項にただし書きを加えますのは、職員が58歳に達した後も在職している場合には、58歳に達した後の期間は、在職期間には含めないといたすものでございます。

なお、58歳に達したときに在職期間が20年未満である者につきましては、在職期間が20年に達した後の期間を除算することといたしております。

また、第2項の改正は、いま申し上げました第1項の改正との関係上、在職期間の計算方法を改めたものでございまして、58歳を超える職員で、58歳に達した日までの在職期間が20年以上の者については、58歳に達した日の属する月までの月数をもって、また、58歳を超える職員で、58歳に達した後に在職20年となった者については、その20年に達した日の属する月までの月数をもって在職期間を計算することといたすものでございます。

次に、第40条の改正について御説明申し上げます。第40条は、失業者の特別の退職手当について定めておるものでございます。旧第40条は、退職者が退職後失業している場合は、その者に失業保険法を適用したものとすれば、その者が受給できる失業保険金、その他の給付と、第32条から第34条まで及び第39条の規定による退職手当、つまり一般の退職手当等とを比較して、一般の退職手当等の額が失業保険の給付額より少ないとときには、その不足する分を特別の退職手当として、失業保険の給付に準じて支給するというものでございます。

ところが、雇用保険法が昭和50年4月1日から施行されるとともに失業保険法が廃止され、失業保険制度が雇用保険制度に切りかえられ、給付内容も若干変更になりました。したがいまして、この切りかえに対応して、退職後失業している場合には、その者に雇用保険法を適用するものとすれば受給できる給付額と、一般の退職手当等の額とを比較して、一般の退職手当等の額の方が少ない場合には、その差額を支給するよう改定するものでございます。

以下、第1項から順次御説明申し上げますが、この改定が項の繰り下げ、そう入、削除等があって非常に複雑でございまして、その上規定の内容自体も込み入っておりますので、便宜的に本議案の参考資料の新旧対照表54ページ以下を御覧いただいた方が得策かと思はいたします。

第40条第1項は、一般の退職手当等の支給を受けた者が失業している場合で一定の条件を満たす者については、特別の退職手当を支給することを定めておりまして、旧第1項の一部改定を行ったものでございます。

この改正により、勤続6カ月以上で退職した職員で、その者がすでに支給された一般の退職手当等の額が、その者に雇用保険法を適用した場合における基本手当日額に、同法による所定の給付日数を乗じて得た額に満たない者が退職後1年内に失業している場合で、一般の退職手当等の額を基本手当日額で除して得た数、すなわち待期日数を超えて失業しているときは、一般の退職等のほか、その超える部分の失業の日につき基本手当日額相当額を退職手当として、雇用保険法の基本手当の支給条件に従い支給することといたします。

ただいま勤続6カ月以上の退職者が本項の規定の対象となると申し上げましたが、季節的雇用などの短期間雇用を常例とする職員につきましては、後ほど申し上げますように、第四項で新たな制度を設けましたので、本項の対象からは除いております。

また、退職後1年内に失業している場合と申し上げましたが、その1年の期間内に妊娠等により就職できないときは市長に申し出て、その1年を最高4年まで延長できることといたしております。

なお、参考までに申し上げますと、雇用保険法による「基本手当」とは、雇用保険の被保険者が失業した場合に一般的に支給される失業給付の一種であります。その日額は、退職前6カ月間の平均賃金日額の約60%であります。また、雇用保険法に規定する「所定給付日数」とは、同法の規定により基本手当を支給する日数のことであります。年齢のいかん及び退職前雇用期間が1年以上か否かにより、90日から300日の範囲で四段階で定められております。

さて第2項は、第1項第2号で退職者に雇用保険法が適用されるものと仮定する場合に、同法に規定する被保険者期間とみなされる基準勤続期間について定めるものであります。旧第2項を全面改正したものでございます。

先ほど申し上げましたように、雇用保険法の基本手当は、雇用期間が1年以上となるか否かで所定給付日数が異なります。したがって、勤続期間が6カ月以上1年未満の者については、退職手当支給に係る職員となる前の1年以内の期間内に職員等であったことがある場合には、前の職員等であった期間を通算し、これが1年を超えるか否かをみるとこととしたものでございます。

第3項は、第3・8条または第4・2条の規定に該当することにより、一般の退職手当等を支給しない場合にあっても、第1項と同じ計算方法により、失業者には特別の退職手当を支給するよう、旧第3項の一部改正を行ったものでございます。

第4項及び第5項は、雇用保険法において「短期雇用特例被保険者の求職者給付」、すなわち季節的雇用者等に関する特例的な措置として、特例一時金制度が設けられたことにより新設

したものでございます。

第4項では、季節的に雇用される職員及び短期に雇用されることが常態である職員で、勤続6カ月以上で退職した者のうち、すでに支給された一般の退職手当等の額が、その者に雇用保険法を適用した場合に支給される特例一時金の相当額、すなわち原則として基本手当の50日分より少ない者が失業している場合には、その差額を雇用保険法による特例一時金の支給条件に従い支給することといたしております。

第5項は、第38条または第42条に該当して一般の退職手当を支給されない季節的雇用職員等に支給する特例一時金に相当する退職手当に関する規定であります。その額が特例一時金相当額であるほかは第4項と同じでございます。

第6項は、季節的雇用職員が公共職業訓練等を受ける場合に支給する退職手当に定めるもので、旧第4項を全面改正したものでございます。雇用保険法では、特例一時金の受給資格者がその支給を受ける前に公共職業訓練等を受ける場合には、特例一時金を支給せず、その公共職業訓練等を受け終わるまでの間に限り、基本手当、その他の求職者給付を支給することとされております。

これに対応いたしまして第7項だけ、第4項または第5項の規定に該当する者、すなわち特例一時金に相当する退職手当の受給資格者が、その支給を受ける前に公共職業訓練等を受ける場合には、特例一時金に相当する退職手当を支給せずに、その公共職業訓練等を受け終わるまでの間に限って、第1項または第3項の規定による退職手当、すなわち基本手当に相当する退職手当をその支給条件に従って支給することといたしております。第7項は、基本手当に相当する退職手当の支給の延長についての規定でございまして、旧第5項を全面改正いたしました。

雇用保険法では、基本手当は、次に申し上げる場合には所定給付日数を超えて、それぞれ延長して支給できる旨定められております。したがいまして、職員の基本手当に相当する退職手当についても、これに対応して同様に支給の延長を行えるよう、第7項において規定いたるものでございます。

基本手当の支給の延長ができる場合及びその期間は、第一に、その受給資格者が就職困難者であると認めた場合、これを個別延長給付と申しますが、これについては60日間の延長。第二に、公共職業訓練等を受ける場合の訓練延長給付、これについては、その訓練が終わるまでの間の延長。第三に、広域求職活動による職業あっせんが必要であると認める場合の広域延長給付、これについては90日。第四に、全国的に失業状況が著しく悪化したと認める場合の全国延長給付で、これについては90日といたしております。

第8項は、旧6項に第10項を統合してほぼ全面的に改正を行ったものでございます。雇用

保険法の給付は、求職者給付と就職促進給付とに大別できますが、この第8項におきましては、求職者給付のうち、基本手当以外のもの、すなわち技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当に相当するもの並びにすべての就職促進給付、すなわち常用就職支度金、移転費並びに広域求職活動費に相当するものを退職手当として、同法に規定するそれぞれの給付の額に相当する額をそれぞれの支給条件に従い支給することといたすものでございます。

第9項は、傷病手当に相当する退職手当の支給日数の調整について定めるものであります。旧第7項に旧第8項を統合したものでございます。第8項第3号の傷病手当に相当する退職手当の額は、基本手当の額と全く同額でありますので、これらの間に調整が必要となつてまいります。そこで傷病手当に相当する退職手当を支給できる日数の上限を、所定給付日数から待期日数及び基本手当に相当する退職手当の支給日数を控除した日数とすることといたします。

第10項は、傷病手当に相当する退職手当と、基本手当に相当する退職手当との関係についての規定でございまして、傷病手当に相当する退職手当の支給があった場合には、その額に相当する日数分の基本手当に相当する退職手当の支給があったものとみなされるよう、旧第9項を改正いたすものでございます。

第11項は、特例一時金に相当する退職手当の受給者に対し、第8項を準用するものでございまして、今回、特例一時金に相当する退職手当を新設した関係上、この制度を新設するものでございます。

雇用保険法上は、特例一時金の受給資格者には、就職促進給付である常用就職支度金、移転費及び広域求職活動費を支給することといたしておりますので、これに対応して、これらに相当する退職手当を、特例一時金に相当する退職手当の受給資格者に対し支給することといたすものでございます。

第12項は、不正行為があった場合の取り扱いについて定めておりまして、旧第11項を全面改正いたしたものでございます。偽り、その他不正の行為によって第40条の規定による退職手当の支給を受けた者に対しては、雇用保険法第35条の規定の例により、市長が支給した退職手当の全部または一部を返還させ、また、支給した退職手当相当額以下の金額の納付を命ずることができるものといたしております。

第13項の改正は、雇用保険法が失業保険法にとってかわったことによる所要の規定整備でございます。

以上で本則の改正についての御説明を終わり、本改正条例の施行適用関係、経過措置等附則について御説明申し上げます。議案書50ページ中ほどあたりでございます。

この改正条例は、公布の日から施行することとし、新条例、つまり改正後の和泉市職員の給

与に関する条例第37条の規定、すなわち勤続期間の計算についての規定は本年4月1日まで、また、失業者の退職手当について定める第40条の規定は、失業保険制度から雇用保険制度への切りかえが行われた昭和50年4月1日まで、それぞれさかのぼって適用することといたしております。

第3項から第6項までは、失業者の退職手当に関する経過措置に関する規定でございます。

第3項は、新条例第40条の適用日以後、単に「適用日」と申し上げますが、この適用日前の退職者に対する適用日前の期間に係る退職手当は、旧条例、すなわちとの改正前の条例の規定に従って支給することといたすものでございます。

第4項では、適用日前の退職に係る退職手当に関する経過措置を定めております。第1号は、基本手当に相当する退職手当を受けることができる期間についての定めでございます。旧条例第40条では、失業保険金に相当する退職手当の支給は、最高で退職後1年といたしておりましたが、新条例第40条では、先ほど御説明申し上げましたように、妊娠等により就職できない者については、4年まで延長して基本手当を支払うという例外を設けております。この取り扱いの差異を考慮いたしまして、適用日前退職者については、適用日から退職1年後の退職日相当日までの間に前述の延長事由が生じた場合には、最高4年まで延長することといたすものでございます。

第2号は、待期日数に関する規定でございまして、基本手当日額が失業保険日額を上回るものであって、退職日から適用日の前日までの日数が、旧条例による待期日数に満たない者の適用日以後の待期日数については、失業保険金日額に、旧条例による待期日数のうちの適用日以後の分を乗じて得た額を、基本手当日額で除して得た日数に相当する日数とするものでございます。

第3号は、支給日数について定めておりまして、適用日前の退職者に対する基本手当に相当する退職手当の支給日数についてはすべて新条例を適用せず、旧条例による日数を限度とするものでございます。

第4号では、特例一時金及び個別延長給付について定めておりまして、これらは、いずれも今回の改正により新設されたものでございますので、適用日前の退職者には適用しないことといたしております。

第5号では、旧条例による公共職業訓練等を受けているときは、その公共職業訓練等が新条例によるものとみなすことにより訓練の継続性を図っております。

第5項は、適用日から施行日までの間の退職者に係る経過措置に関する規定でございます。本来は、適用日以後の退職者については、新条例が適用されるべきものでありますか、適用日

から施行日の前日までの間は、実際には旧条例が適用されていたので、これをさかのぼって適用日に切りかえることは、多少問題がなきにしもあらずと考えますので、この場合における経過措置を規則で定めることといたしました。

第6項は、いわゆる内払規定でございます。

第7項及び第8項は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に関する経過措置を定めたものでございます。

第7項は、新条例の適用関係を明らかにしたものでございまして、新条例第37条の規定は昭和51年4月1日以後の退職に係るものについて適用することを定めております。

第8項は、新条例第37条の規定の適用日たる昭和51年4月1日に、すでに58歳を超える年齢で在職するものに対する経過措置を定めたものでございます。

新条例第37条第1項ただし書の規定により除がれる期間が、同項の適用日前に生じている者について、新条例を直接に適用するといいたしますと、実際には、その除がれる期間の初日まさかのぼって適用されたものと同じ結果となり、著しくその者に不利益が及ぶこととなって適当でないので、このようなものには、同条の適用日以後の期間のみを除算するよう経過措置を定めたものでございます。

以上、難解な御説明で恐縮でございますが、議案第54号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由及びその内容説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第55号「和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

本件は、たたいま御説明申し上げました議案第54号のうち、和泉市職員の給与に関する条例、いわゆる給与条例第40条の改正と全くわだちを一にするものでございまして、あわせて所要の規定整備を行うものでございます。

第14条第1項の改正は、給与条例との関係においてその均衡上、所要の規定整備を行うものでございます。

第14条第4項の改正は、失業保険制度から雇用保険制度への切りかえに対応いたしまして、本市企業職員についての失業者に対する退職手当制度を改めるものでございまして、その内容は、実質的には、給与条例第40条の改正と何ら変わることとはございません。ただ、企業職員の退職手当を含む給与全般については、地方公営企業法第38条第4項により、その種類及び基準についてのみ条例で規定すべきものとされておりますので、かような規定となるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第55号「和泉市企業職員の給与の種類及び基準

に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御提案の理由及びその内容説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第 56 号の「和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例制定について」提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」、いわゆる育児休業法が昭和 51 年 4 月 1 日から施行となり、本市にあっては、幼稚園教諭と病院、診療所、保育所等の看護婦及び保母に育児休業制度が適用されることとなりました。同制度は、該当職種の者の継続的な勤務を促進し、もって義務教育諸学校等及び医療施設、社会福祉施設等における教育または業務の円滑な実施を確保することを目的とするものであります。該当職種以外の者約 350 名にあっても母性を保護する必要がありますので、この条例案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について逐条ごとに御説明申し上げます。

まず、第一条は、本条例の目的をうたつたものでございまして、女子職員について育児休業に関する制度を設け、もって母性の保護に資することとするものでございます。

第 2 条は、育児休業の許可について規定したものでございます。第 1 項は、条例適用対象職員を規定したもので、一般職の女子職員で、その一歳に満たない子を養育する者は、当該子の養育のために、任命権者に対し育児休業の許可を申請できることとし、この場合における育児休業の許可の申請は、休業しようとする期間を明らかにしてしなければならないとしたものでございます。

ただし、臨時的に任用された者及び条件付き任用期間中の者と、地方公営企業労働関係法第 3 条第 2 項の職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員と、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第 3 条第 1 項に規定する女子教育公務員等である者とは、条例適用対象職員から除いております。

地方公営企業労働関係法第 3 条第 2 項の職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員は、地方公務員法第 24 条の規定が適用されず、したがって、勤務時間、その他の勤務条件が、地方公営企業労働関係法により団体交渉の対象であり労働協約を締結できる等、一般職の職員とは異なり、条例で詳細に規定する必要がありませんので、条例適用対象職員から除いたものであります。これらの職員に育児休業制度を適用しない趣旨ではございません。また、育児休業法適用対象職員は、同法により育児休業を与えられますので、この条例の適用対象職員から除いたものでございます。

第 2 項は、任命権者は、育児休業の許可の申請があったときは、次条の規定により、準用さ

れる育児休業法第15条第1項に規定する臨時的任用が著しく困難な場合を除き、育児休業の許可をしなければならないとしたものでございます。

第3項は、任命権者は、育児休業の許可の申請があった場合において、当該申請に係る子について、当該申請をした女子職員に対しすでに育児休業の許可をしたことがあるとき、すなわちその子について一たん育児休業をし、その後職務に復帰し、再び育児休業の許可の申請があったときは、特別の事情がある場合を除き、育児休業の許可をしないものとしたものでございます。

第3条は、育児休業法の準用につきまして規定したものでございまして、育児休業法第4条の育児休業の期間、第5条の育児休業の許可の失効等、第6条の育児休業の効果、第7条の不利益取り扱いの禁止及び第15条の育児休業の許可に伴う臨時的任用の第1項の規定を、女子職員の育児休業について準用することとしたものでございます。これは法制上、可能を限り育児休業法による育児休業と同様にするため準用したものであります、そのため所要の読みかえを行ひるものでございます。

附則第1項は、この条例の施行期日を規定したもので、昭和51年7月1日から施行することとしたものでございます。

附則第2項は、当分の間、この条例の目的の達成に資するため、育児休業の許可を受けた女子職員に対し、条例の定めるところにより必要な給付を行うことができることとしたものであります。議案第57号の「和泉市職員の育児休業に係る給与等の制定について」の内容の説明のときに、詳細について御説明申し上げます。

附則第3項は、「和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正」であります。この条例を水道事業の職員に準用することとし、あわせて所要の整備を行ったものでございます。

続きまして議案第57号の「和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例制定について」の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

育児休業法及びただいま提案いたしました「和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例」に基づく育児休業の許可を受けた職員の給与等を定める必要がありますので、この条例案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について逐条ごとに御説明申し上げます。まず、第一条は、この条例の目的を規定したものでございまして、育児休業法及び市職員育児休業条例に基づく育児休業の許可を受けた職員の当該休業期間中の給与、職務復帰時における給料月額の調整、退職手当算定基礎となる勤続期間の計算の特例等、給与等の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

第2条は、育児休業の許可を受けた職員に対しては、育児休業の期間については、給与を支給しないものとしたことでございます。これは育児休業法及び市職員育児休業条例においてこの旨定められていますが、なお、入念的にこの規定を置いたものでございます。

なお、その「育児休業の期間」には、育児休業法第5条第4項の規定により、または市職員育児休業条例第3条の規定により準用される同法第5条第4項の規定により、すなわち休職または停職の処分により、育児休業の効力が停止されている期間は、その期間を除くこととしたものでございます。

第3条は、職務復帰時における給料月額の調整等について規定したものでございます。

第1項は、育児休業の許可を受けた職員が職務に復帰したときは、当該育児休業の期間の三分の2に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、またはその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、または調整期間の範囲内で、その職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができることとしたものでございます。

第2項は、この場合、給料月額の調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰期間に相当する期間の範囲内で、その者の調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができるものとしたことでございます。

第4条は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算の特例について規定したものでございまして、育児休業の期間は、和泉市職員の給与に関する条例第3.7条第4項に規定する、現実に職務に従事することを要しない期間に該当することとし、したがって、当該育児休業の期間の2分の1期間は、退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算することとしたことでございます。

附則第1項では、この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用することとしたことでございます。

附則第2項は、和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。その内容は、この条例を水道事業職員に準用するということでございますが、その方法として、和泉市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるという包括的な規定にしたものでございます。

なお、育児休業法による育児休業を受けた職員に対しては、当分の間、育児休業給を支給できるよう、所要の法律改正案がさきの国会に提出されていましたが、成立しなかったため、國においてその法律改正案が成立した場合は、本市においてもその例に準じて所要の改正を行う考え方であります。

続きまして議案第 61 号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書の 99 ページでございます。

従来は、議員各位の期末手当は、一般職の職員の例に準じて一定の割合を乗じて得た額とすることとされていましたが、近隣各市の状況及び本市の従来の慣例にかんがみまして、議員各位の期末手当の支給割合を改める必要がございます。これが、この条例案を提案する理由でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。第 5 条第 1 項、同条第 2 項との関連におきまして、所要の整備を行ったものでございます。

第 2 項は、「和泉市職員の給与に関する条例の規定により、期末手当を受ける職員の例に準じて一定の割合を乗じて得た額とする」としていたのを、「基準日が 3 月 1 日である場合については 100 分の 50 、 6 月 1 日である場合については 100 分の 200 、 12 月 1 日である場合については 100 分の 270 を乗じて得た額に」改めるとともに、在職期間の区分に応じて、それぞれ支給割合を規定したものでございます。

なお、在職期間に応じる支給割合は、従来も、今回の改正案も内容は同じであります。一般職の職員の例に準じておりますが、今回の改正により、新たに規定する必要があるためでございます。

第 6 条は、「給与条例の関係規定を準用する」を「和泉市職員の給与に関する条例第 28 条の規定により給与を受ける特別職の職員の例による」と改めるほか、所要の整備を行ったものでございます。

この条例の改正は、公布の日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日から適用しようとするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第 54 号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」ほか 4 件の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 紹介にわたり提案理由の説明が終わりました。本件について質疑、御意見を承ります。
- 18 番（直村静二君） いま聞いてますと、58 歳という言葉が何回も出て聞きますが、問題は、58 歳になればやめさせるのか。やめない場合は定期昇給はなし、さらに退職しても制限するという、58 歳を基点とした改正やと思いますので、58 歳になったらどうなのかをお

答え願いたい。

第2点は、職員団体との関係におきまして、いま出されております職員の身分、給与等に関する54号、55号、56、57、これらについては了解点に達してるのでどうか。職員団体と一定の合意に達してるのであれば、どれが達してるのであるか。

第3点は、非常勤嘱託員が和泉市にございますね。こんど、職員団体との妥結は2.0と聞いておりますが、非常勤嘱託員にも2.0渡すんですか。それとも2.5とか3とか、この点をお尋ねいたします。

それから、市会議員の報酬、費用弁償の提案説明では、職員に準ずるとあります。問題は職員とわれわれの違う点は、2.0と決まった場合は0.6はない。勤勉手当ですかね。毎回出さないかんのを、こんどは改正してだんごになって出てくるというふうに思えます。職員団体と締結した2.0については、そのまま議員に適用するというのか。

以上、4点お伺いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 市長公室長(西川喜久君) いまの御質問にまとめてお答えいたします。

あくまでも58歳は、定年制という前提で決めつけたものではございません。職員組合と再三再四協議した中で一定の話し合いがついたものでございます。したがって、58歳がきて退職金の計算基礎に入れないということについても職員組合と合意に達したものであります。「20年たって58歳になったら、あなた方はやめてください」という言い方は、私どもはいたしておりません。

また、議員さんの一時金についての御質問がございましたが、これも提案理由で申し上げましたが、それ以外には、やはり近年、特に行政が多様複雑化しております。各議員さんにおきましては、やはり日曜、祭日を問わず、ときには夜も昼も、それらの問題解決のために御努力なさっていただいております。かようなことから今回、このように改正案を御提案申し上げたものでございまして、ひとつ御理解を賜りたいと考えております。

○ 18番(直村静二君) 合意に達したのは全部ですか。

○ 市長公室長(西川喜久君)

ただいま御提案申し上げました人事に関する議案につきましては、すべて職員組合と話し合ひがついた中で御提案申し上げた次第でございます。

なお、非常勤嘱託員については、年間総額17カ月分支給しております。

○ 18番(直村静二君) いま、最高が12万円でしょう。その17カ月分ですか。2.0とかに關係なくね。それは職員に準じた計算になるんですか。たとえば職員が2.0あるとすると、それとの兼ね合いはあるんですか。

○ 市長公室長(西川喜久君) 最高12万円とおっしゃいましたが、8万円から12万円の間がございまして、各年間総額17カ月を支給しております。

○ 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

非常勤嘱託員につきましては、ただいま公室長がお答えしておりますように、年間支給額が最高月額12万円の17カ月ということで規定しております。毎月の12万円と、その上に年間増給分として5カ月分を支給するという約束になっております。トータルして年間17カ月分となるわけでございます。5カ月の増給分につきましては、夏と冬に分けて2.5カ月分を増給するという約束になって支給しております。したがって、職員組合との合意による勤勉手当の総額の増減とは、直接の関係は持っておりません。

○ 18番(直村静二君) 夜も昼も働いてる、皮肉みたいい…。勤勉手当を省いて条例で毎年出すという形があったので質問したが、問題が2つ出てくる。一つは、市民的に見て、準じてしまえば準じてしまえたで、何してるんやとなる。もう一つは、もっと明快にしますと、常勤と非常勤の差が当然あるのではないかという意見。さらに、こういう改正をすると、職員団体と市が交渉して決まったやつが、即議員にも適用されると思うので、だんごになる。もっといけるとなる。そういう問題があるのではないかと懸念しておりますので、余り賛成しがたいと思っております。市民から批判が上がった場合、どういうふうに明快にお答えするかということです。

○ 議長(貝淵博治君) 皆さんにお願いいたします。一般質問の通告が12時になっておりますので、通告が終わってない人があったら早い目にお願いいたします。

ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第54号、第55号、第56号、第57号及び第61号を原案どより可決決定いたします。

○ 講長（貝淵博治君） それでは、1時まで休憩いたします。

（午後1時休憩）

(午後1時4分再開)

○議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

○議長(貝淵博治君)

それでは、日程第11及び第12は、「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」と「和泉市農地課税審議会条例制定について」は関連いたしますので、一括議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第58号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例(案)

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第56条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税の減免)

第56条の2 市長は、次の各号の1に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) 公益のために直接専用する土地

(2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況

3 第1項の規定によって特別生地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附則第18条の次に次の1条を加える。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第14条 昭和51年度から53年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（施行令附則第14条の5の各号に掲げる市街化区域農地を除く。以下本項から本条第5項までにおいて同じ。）で現に耕作の用に供され、かつ、次項に規定する申告があった日の属する年の1月1日から引き続き3年以上農地として保全することが適当であると認められるもの（以下「減額対象農地」という。）に対して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告があった日の属する年の4月1日を初日とする年度以降の各年度（当該市街化区域農地が減額対象農地に該当しないこととなった場合には、該当しないこととなった日の前の属する年の4月1日を初日とする年度までの各年度に限る）に係るものについては、当該年度分の固定資産税額又は都市計画税額と当該減額対象農地について法附則第19条の3又は法附則第27条の規定の適用がなかったものとみなして算定した税額との差額に相当する額を当該減額対象農地に係る当該年度分の固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額する。

2 前項の規定は、市街化区域農地の所有者から当該市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税について新たに同項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日（当該年度が昭和51年度又は当該市街化区域農地について新たに法附則第19条の3の規定が適用されることとなる年度である場合には、7月31日）までに市長に対し、当該市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税について同項の規定の適用があるべき旨の申告があった場合に限り、適用する。

3 市長は、前項の規定による申告があった市街化区域農地について本条第1項の規定によりその固定資産税額又は都市計画税額を減額しようとする場合又は同項の規定によりその固定資産税額又は都市計画税額を減額した市街化区域農地について減額しないこととする場合には、和泉市農地課税審議会の議を経て、当該市街化区域農地が減額対象農地に該当するかどうかの認定をするものとする。

4 市長は、前項の規定によって認定を行ったときは、遅滞なくその旨を市街化区域農地の所有者に通知するものとする。

5 本条第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地について、耕作の用に供されなくなったこ

とその他当該市街化区域農地が減額対象農地に該当しないこととなる事由が発生した場合には、
当該市街化区域農地の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市税条例の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第2条 この条例による改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)第56条の2(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)の規定は、昭和51年度分から適用し、昭和50年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第56条の2(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)の規定は、昭和51年4月1日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

理由 固定資産税等の特別措置の整理合理化等を行うため、地方税法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第7号)が施行されたことに伴い、本市税条例においても所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

説明 第59号

和泉市農地課税審議会条例制定について

和泉市農地課税審議会条例を次のように制定する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市農地課税審議会条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第29条の6第3項の規定に基づき、和泉市農地課税審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定

めることを目的とする。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、委員7人で組織し、市長が任命する者をもって充てる。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 農業に関し、学識経験のある者 | 3人 |
| (2) 都市計画に関し、学識経験のある者 | 2人 |
| (3) その他学識経験のある者 | 2人 |

2. 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 委員は、非常勤とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2. 会長は、委員の互選により定める。

3. 会長は、会務を総理する。

4. 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

2. 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、説明、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、財務部資産税課において行う。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(和泉市農地課税審議会条例の廃止)

2. 和泉市農地課税審議会条例（昭和47年和泉市条例第19号）は、廃止する。

理由

地方税法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第7号）の施行に伴い、特定市街化区域農地の固定資産税額等の減額に関し、必要な事項を調査審議させるため農地課税審議会を設け、また従前の農地課税審議会条例については度重なる法改正により根拠法令が消滅したため廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（宇沢 清君） ただいま御上程をいただきました議案第58号「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」と、議案第59号「和泉市農地課税審議会条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は、昭和48年の税制改正で市町村税として特別土地保有税が新設されました。この税には、従来から減免規定が設けられておりませんでしたが、本年度の地方税法の改正の中で、「天災、その他特別の事情がある場合において、特別土地保有税の減免が必要とすると認める者、その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより減免することができる。」と改正されました。

第二点は、市街化区域内に所在するA、B農地に対する宅地並み課税は昭和48年度から実施されておりますが、本来、市街化区域農地に対する課税は、都市施設の整備と平行的に行われるべきですが、税制のみが先行してしまうことには問題があること、並びに多くの都市で都市農業の振興及び緑地保全等を目的として、一定規模以上の市街化農地について、一定期間農業を継続すること等を条件として、補助金等を交付していることなどの理由により宅地化が進行せず、客観的に見ても、農地として保全することが適当であると認められるものについては、税制上も所要の措置を講ずることができるように本年度、地方税法が改正されましたので、これに伴い本条例の一部改正を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、改正案の内容について御説明申し上げます。条例第56号第2項に特別土地保有税の減免規定を加えるもので、これは公益のために直接専用する土地、市の全部または一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地に限り、市長において必要があると認めるものについて、その所有者または取得者に対して課する特別土地保有税を減免するものでございます。

第2項の2は、この手続の方法を定め、第2項の3は、減免対象農地でなくなった場合の申告義務を定めるものでございます。

次に、附則第14条は、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額について定めるもので、これは昭和51年度から58年度までの各年度分の固定資産税及び都市

計画税に限り、A 農地及びB 農地で土地区画整理法の施行に係る市街化区域農地、その他政会で定める市街化区域農地を除き、現に耕作の用に供され、かつ申告のあった日の属する年1月1日から、引き続き3年以上農地として保全することが適當であると認められるものに対して課する固定資産税及び都市計画税について、法附則第19条の3または法附則第27条の規定がなかったものとみなして算定した税額との差額に相当する額、すなわちA、B 農地として宅地並み課税を行った税額と、一般農地として課税される税額との差額に相当する額を減額しようとするものでございます。

14条の2は、その申告の期限を、第14条の3は、その申告のあった市街化農地について減額をしようとする場合、または減額しないこととする場合には、農地課税審議会の議を経て認定するという手続を、第14条の3は、所有者に対する通知を、第14条の5は、減額対象農地に該当しなくなった場合の所有者の申告義務を定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することいたしてございますが、改正後の規定は、昭和51年4月1日から適用することとし、改正後の市税条例第56条の2の土地に対して課する特別土地保有税は昭和51年度分から、土地の取得に対して課する特別土地保有税は、昭和51年4月1日以後の土地の取得について適用することいたしてございます。

以上、簡単ですが、議案第58号の提案理由並びに内容の説明を終わります。

次に、議案第59号「和泉市農地課税審議会条例制定について」を御説明申し上げます。

前段の市税条例の一部改正で、市街化A、B 農地に課する固定資産税及び都市計画税の減額措置について御説明いたしましたが、そのA、B 農地が、減額対象農地に該当するかどうかの認定は重要な事項でございますので、市長が単独で認定するのではなく、市長の諮問機関として農地課税審議会を設置し、その審議会の議を経て認定するよう、地方税法附則第29条の6第3項の規定によりまして、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

なお、昭和47年和泉市条例第19号で同名の条例がございましたが、その後の税法改正によりこれの根拠法令が消滅しておりますので、ここで、この条例の廃止をあわせて御提案申し上げた次第でございます。

それでは、条例案の内容について御説明申し上げます。第1条は、この条例制定の目的を明記したものでございます。

第2条は、審議会の委員を定めるものでございまして、委員の定数を7人とし、委員の選任は、農業に専従し学識経験のある者3人、都市計画に関し学識経験のある者2人、その他学識経験のある者2人をそれぞれ選任いたしまして、市長が任命することいたしてございます。第2項で委員の任期を3年とし、第3項で委員の身分を非常勤と定めたものでございます。

第3条は、会長の選任、会長の職務、会長事故ある場合について規定し、第4条は、本会の会議について必要な事項を定めたもので、第5条は、市長に対し資料提出、説明、その他の協力を求めることができる旨規定したもので、第6条は、本会の庶務は財務部資産税課で行うこと。第7条では、この条例で定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることを規定いたしてございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、昭和47年和泉市条例第19号、和泉市農地課税審議全条例を廃止することといたしてございます。

以上、簡単ですが、議案第58号、第59号の提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、可決御決定くださいますようお願いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見を承ります。

○ 26番(天堀 博君) 二、三についてお伺いいたしたいと思います。

まず、市街化区域の農地に対する固定資産税云々でございますけれども、内容についてはよくわかりました。いろいろこちらでも検討させていただきましたけれども要は、7月31日までにこの内容について徹底し、各関係の農家から申請を出していただくわけでございますけれども、現在、大体市街化区域内のA、B農地の農家戸数でいくのか、筆数でいくのか、そちらにお任せしますが、幾らぐらいあって、この期間までに徹底できるのかどうか、まず第一点。

次は、議案第59号の方でございますけれども、第2条の審議会の組織で委員7名と出ておりますが、農業に関し、学識経験のある者3人、以下、2人、2人ということですが、書かれていることはよくわかるんでございますけれども、どのような人を任命されようとしているのか。たとえば農業委員さんとか、名前ではなく、そういう形で御答弁を願いたい。

もう一点は、審議会の庶務を資産税課で行うとなっておりますが、その点での負担というか、処置というか、そういう無理がないかという点をお聞きしたい。

以上です。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 財務部長(宇沢 清君) まず、7月31日までに徹底されるかということでございますが、本件につきましては、従来より農地保全に対する補助対象として、農林課が取り扱っておったいわゆる補助対象の規定がございます。これに関しましては一応、農協組織の実行組合長初め和泉市の広報等を通じて十分徹底していただくべく、農協長との協議を経ております。

二点目の委員の選任につきましては、条例に定めておるとおり、農業に関し、学識経験のある者3名、都市計画に関し、学識経験のある者2名、その他学識経験のある者2名と第2条でうたっておりますが、これに関しましては一応、農業に関し学識経験のある者というのは、い

わゆる農業委員会あるいは農協連合会等の代表者によって御選任をお願いしたいという意向でございます。都市計画に関しては、都市計画審議会の委員がございますので、その委員さん方の御協議を願ってやっていただく。その他の学識経験者につきましては、各市まちまちでございますが、町会連合会あるいは大学の先生等を2名、いずれも市長から任命するという方法をとっております。

なお、筆数でございますが、A農地につきましては118筆、B農地は544筆、合計657筆でございます。

○ 26番(天堀博君) 第6条の審議会の庶務のこと、いわゆる資産課税において行うと
いうことなんですが、その対策といいますか、その点で御答弁が漏れたように思います。

○ 財務部長(宇沢清君) いわゆる市街化農地に係る農地につきましては、従前から資産税
の土地係が実態調査をやっていた関係上、現在のところ、人員には支障がないと思っておりま
す。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一御異議ないものと認め、議案第58号及び第59号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、日程第13「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制
定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第60号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「

和泉市立信太老人集会所	和泉市太町403番地の2
-------------	--------------

」を

和泉市立信太老人集会所	和泉市太町403番地の2
和泉市立鶴山台老人集会所	" 鶴山台2丁目1番地
和泉市立北松尾老人集会所	" 唐国町826番地

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人クラブ活動の促進並びに老人の健康増進及び福祉の向上を図るため、今般鶴山台地区及び北松尾地区に増設する老人集会所の名称及び位置を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第60号参考資料

和泉市立老人集会所条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
和泉市立 南松尾老人集会所	和泉市久井町 1177番地の1	和泉市立 南松尾老人集会所	和泉市久井町 1177番地の1
" 伯太老人集会所	和泉市伯太町 5丁目174番地	" 伯太老人集会所	和泉市伯太町 5丁目174番地
" 横山老人集会所	和泉市仏並町 307番地の3	" 横山老人集会所	和泉市仏並町 307番地の3
" 信太老人集会所	和泉市太町 403番地の2	" 信太老人集会所	和泉市太町 403番地の2
" 鶴山台老人集会所	和泉市鶴山台 2丁目1番地		
北松尾老人集会所	和泉市唐国町 826番地		

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（内田 繁君） それでは、お許しを得まして議案第60号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。説明に入る前にまことに恐縮でございますが、98ページの新旧対照表の新旧の欄が空白になっておりますので、左側に「新」、右側に「旧」をそれぞれそう入していただくようお願いいたしたいと思います。

それでは、まず理由でございますが、老人福祉対策の一環といたしまして、老人クラブ活動の場を提供いたしまして、もって老人の心身の健康の増進を図っていくために、48年度から老人クラブ常設集会所の整備を進めてまいりましたが、今般、鶴山台地区並びに北松尾地区に増設いたしましたので、その集会所の名称及び位置を定める必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、今般、二地区に老人集会所新設に伴いまして、名称及び位置の規定でございます第2条の和泉市立信太老人集会所の次に、新設いたしました「和泉市立鶴山台老人集会所、和泉市鶴山台2丁目1番地」並びに「和泉市立北松尾老人集会所、和泉市唐国町826番地」をそれぞれ設置させていただきたく存ずる次第でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただきたいと存じております。

以上、簡単ですが、提案の理由並びに内容についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第60号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第14「昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算」（第2号）を議題といたします。
- 議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第49号

昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和51年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206,678千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,513,8478千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 岁入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正是、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正是、「第3表 地方債の補正」による。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岐入歳出予算の補正

I. 岐 入

款	項	補 正 領 の 額	補 正 領 の 額	計
5. 地 方 交 付 税		2,458,078円	2,033,47円	2,478,412円
1. 地 方 交 付 税		2,458,078	2,0334	2,478,412
8. 使用料及手数料		133,253	1,150	134,403
1. 使 用 料		115,085	1,150	116,235
9. 国 車 支 出 金		3,551,072	1,8819	3,569,891
2. 国 車 补 助 金		2,212,310	1,8819	2,231,129
10. 府 支 出 金		1,409,329	8,394	1,417,723
2. 府 补 助 金		1,239,465	8,394	1,247,859
12. 寄 附 金		61,000	13,641	74,641
1. 寄 附 金		61,000	13,641	74,641
14. 諸 収 入		2,017,142	4,2440	2,059,582
3. 賃付金元利収入		120,260	41,000	161,260
5. 雑 収 入		1,908,487	1,440	1,909,927
15. 市 債		1,427,406	1,01,900	1,529,306
1. 市 債		1,427,406	1,01,900	1,529,306
岐 入 合 計		14,931,800	2,06,678	15,138,478

2. 儀 出

款		項	補 正 前 の 額	補 正 領	計
2. 総務費	1.	総務管理費	1,292,785円	4,045,749	1,333,242円
	2. 徴税費	745,941	3,5171	78,1112	
3. 民生費	2.	同和対策費	249,581	588	250,169
	7.	児童福祉費	132,262	4,698	136,961
4. 衛生費	1.	予防衛生費	3,403,819	2,920	3,406,789
	2.	児童福祉費	1,434,647	2,920	1,437,567
6. 農林水産業費	3.	墓地管理費	1,139,685	9,4008	1,233,693
	1.	農業費	275,588	77,711	353,299
8. 土木費	2.	道路橋梁費	39,265	1,6297	55,562
	1.	農業費	151,318	300	151,618
10. 教育費	1.	教育総務費	149,021	300	149,321
	2.	道 路 橋 梁 費	430,0398	30,000	433,0398
9. 文化・芸術・スポーツ・休養費	1.	道 路 橋 梁 費	475,781	30,000	505,781
	2.	教育総務費	1,896,992	38,998	1,935,985
	3.	小学校費	231,535	2,809	233,835
	4.	中学校費	906,245	22,450	928,695
	5.	社会教育費	439,153	7,800	446,953
	6.	保健体育費	956,56	5,375	1,010,81
歳出合計		14,931,800	206,678	15,138,478	

第2表 債務負担行為の補正

事項	補正期間	正規期間	前額	補正期間	正規期間	前額	後	
							度	度
鶴山台南小学校 給食室増築工事				昭和51年度	昭和51年度		6,408	千円
鶴山台北小学校 増築工事				昭和76年度	昭和76年度			
				昭和51年度	昭和51年度		299,382	
				昭和76年度	昭和76年度			

第3表 地方債の補正

起債の目的	正 前			補			正 方 法			補			正 方 法			後		
	限額	起債の法	利率	償還期間	償還の方法	その他の条件	限額	起債の法	利率	償還期間	償還の方法	その他の条件	限額	起債の法	利率	償還期間	償還の方法	その他の条件
企業所建設 参考	17,800	普通又は 債券 券行 證發	年%以内 10.0	年以内 2 5	左記の条件 に依りて融通する条件と おいて融通する条件と 先がそつてある条件と ができます。財政 に従うきる。 元金は当額の上 半額 3%以上償 還	54,900	年以内 4円 10.0	政府 その他	年%以内 2 5	年以内 3	年賦又は半 年賦、元金當 初発行以上半 年賦等、又は額 3%以上償 還	左記の条件 に依りて融通する条件と おいて融通する条件と 先がそつてある条件と ができます。財政 に従うきる。 元金は当額の上 半額 3%以上償 還	4円 10.0	政府 その他	年%以内 2 5	年以内 3	年賦又は半 年賦、元金當 初発行以上半 年賦等、又は額 3%以上償 還	左記の条件 に依りて融通する条件と おいて融通する条件と 先がそつてある条件と ができます。財政 に従うきる。 元金は当額の上 半額 3%以上償 還
道路橋梁整備事業	90,610	同上	同上	同上	同上	同上	117,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
義務教育整備事業	215,300	同上	同上	同上	同上	同上	244,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

起債の目的	起債の方法	利 率	限 度 領	正 前		補		正 後	
				還 債	償 還 の 方 法	償 還 の 方 法	償 還 の 方 法	償 還 の 方 法	償 還 の 方 法
交通安全事業	年以内	%以内	年以内	年以内	年以内	年以内	年以内	年以内	年以内
整備事業	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
館内整備	900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	1,427, 406							1,529, 306	

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 勘
入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 説
				区	分	
⑥ 地方交付税	2,458,078	2,033,412	2,478,412			円
(1) 地方交付税	2,458,078	2,033,412	2,478,412			
1 地方交付税	2,458,078	2,033,412	2,478,412	1.地方交付税	2,033,412	地方交付税追加
⑧ 使 用 料 及 手 数 料	1,332,53	1,150	1,344,03			
(1) 使 用 料	1,150	1,150	1,16,235			
6 教育使用料	4,3395	1,150	4,4545	2.社会教育施 設使 用 料	1,150	市民体育館使用料追加
⑨ 国庫支出金	3,551,072	1,8819	3,569,891			
(2) 国庫補助金	2,212,310	1,8819	2,231,129			
1 総務費国庫 補助金	1,3507	1,7819	3,1,326	2.交通安全部施設 整備事業補助金	1,7,819	焼津池田下線歩道設置費補助金 8,948,000
3 衛生費国庫 補助金	3,220	1,000	4,220	1.休日急病診療 所建設費補助金	1,000	初度調査費補助金追加
⑩ 府支出金	1,409,329	8,394	1,417,723			
(2) 府補助金	1,239,465	8,394	1,247,859			

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	区 分	金 額	説 明
1. 給付費府補助金	1,8,8,9	3,7,5,0	2,2,6,3,9	3. 購物補助金	3,7,5,0	王子会館冷暖房施設整備補助金追加
3. 衛生費府補助金	3,0,3,3,1	1,0,0,0	3,1,3,3,1	休日夜診費 2. 療所建設費補助	1,0,0,0	初度調査費補助金追加
8. 教育費府補助金	7,8,6,3,0	3,6,4,4	8,2,2,7,4	5. 社會教育費 補助金	3,6,4,4	図書バス購入費等補助金追加
②寄 附 金	6,1,0,0,0	1,3,6,4,1	7,4,6,4,1			
(1)寄 附 金	6,1,0,0,0	1,3,6,4,1	7,4,6,4,1			
2. 衛生費寄附金		1,3,6,4,1	1,3,6,4,1	1. 病院整備費 2. 病業寄附金	1,3,6,4,1	墓地整備事業に好んでする指定寄附金
④請 収 入	2,0,1,7,1,4,2	4,2,4,4,0	2,0,5,9,5,8,2			
(3)賃料金元利収入	1,2,0,2,6,0	4,1,0,0,0	1,6,1,2,6,0			
診療所貸付金元 金収入	1,5,0,0,0	4,1,0,0,0	5,6,0,0,0	1. 元金収入	4,1,0,0,0	診療所貸付金元金収入追加
(5)雜 入	1,9,0,8,4,8,7	1,4,4,0	1,9,0,9,2,7			
1. 雜 入	1,9,0,8,4,8,7	1,4,4,0	1,9,0,9,2,7	4. 雜 入	1,4,4,0	再生利用品売却収入
⑩市 債	1,4,2,7,4,0,6	1,0,1,9,0,0	1,5,2,9,3,0,6			
(1)市 債	1,4,2,7,4,0,6	1,0,1,9,0,0	1,5,2,9,3,0,6			
2. 衛 生 債	1,7,8,0,0	3,7,1,0,0	5,4,9,0,0	1. 病院整備事 業	3,7,1,0,0	休日夜病診療所建設事業債追加

4. 土木 債	1,065,320	2,700,00	1,092,320	1.道路橋梁債	2,700,0	市道整備事業債追加
6. 教育 債	215,300	2,890,0	2,442,00	1.小学校債	2,470,0	幸小学校プール新設事業債追加
				2.中学校債	4,200	富秋中学校プール新設事業債追加
8. 総務 債		8,900	8,900	1.交通安全施設整備事業債	8,000	繁和橋側道橋整備事業債
				2.障害整備債	900	王子会館冷暖房施設整備事業債
歳入合計	14,931,800	20,667,8	15,138,478			

2歳
出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				説 明
				國府支出金	地方債	その他の一般財源	区分	
②給 費	1,202,785	40,457	1,243,242	21,569	8,900	9,988	千円	円
(1)総務管理費	745,941	351,71	781,112	17,819	8,000	9,352		
1.一般管理費	602,181	500	607,181			5,000		
(3)万能管理費	50,827	5,000	55,827			5,000	15.工事請負費	5,000 庁舎整備工事費追加
4.財務会計管理費	4,927	1,935	6,862			1,935		
(3)行政健全化委員会運営費								
11.交通安全施設費	2,800	28,236	56,236	17,819	8,000	2,417	50 会場借上料	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
				國 支出 金	府 地方 構	特 定 財 源	一 般 財 源	
(1) 交通安全費 施設費	2,800.0	2,886	5,623.6	千円	千円	千円	千円	内
(2) 徴税費	2,495.81	588	2,501.69					
1. 税務総費	1,724.89	588	1,73,077					
(3) 豊地課税会費		588	588					
(7) 同和策費	1,822.63	4,698	1,86,961	3,750	900		48	
2. 隣保館費	6,838.85	4,698	6,8,083	3,750	900		48	
(2) 隣運営費	4,091.8	4,698	4,5,616	3,750	900		48	15工事請費
(3) 民生費	3,403,819	2,920	3,406,739				2,920	4,698 冷暖房施設整備工事費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 計				説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 銭	
	国 支出金	府 地方債	その他の	千円	千円	千円	千円	円
(2) 児童福祉費	1,434,647	2,920	1,437,567	6	2,920			
3. 保育所費	1,154,512	1,140	1,155,652			1,140		
(2) 保育所費	184,405	1,140	185,545			1,140		
4. 母子費	6,070	1,140	7,210			1,140		
(2) 母子費	2,047	1,140	3,187			1,140		
5. 児童遊園管理費	4,157	640	4,797			640		
(2) 児童遊園建設費	2,100	640	2,740			640		
④ 衛生費	1,139,685	94,008	1,233,693	2,000	37,100	54,641	267	
(1) 卫生費	275,588	77,711	353,299	2,000	37,100	41,000	△ 2,389	
2. 予防費	90,983	77,711	168,694	2,000	37,100	41,000	△ 2,389	
(4) 診療所費	31,903	41,000	72,903		41,000			
(5) 休日急病診療所建設計事業費	38,799	36,711	70510	2,000	37,100	△ 2,389	13. 委託料	536 設計委託料追加
							15. 工事費	24,750 建設工事費追加

			17. 公有財產費	6,000	用地購入費追加
			18. 傢物費	5,425	醫療用器具購入費
(3) 地理費	139,265	16,297	155,562	13,041	2,856
1. 墓地火葬費	139,265	16,297	155,562	13,641	2,856
(3) 墓地管理費	296	16,297	16,593	13,641	2,656
⑥ 農林業費	151,318	300	151,618		
1. 農業費	143,021	300	149,321		
5. 農地費	72,258	300	72,558	300	
(2) 潛池事業費	32,083	300	32,383	300	
⑧ 土木費	4,380,398	30,000	4,330,398	27,000	3,000
(2) 道橋築設費	475,781	30,000	505,781	27,000	3,000
2. 道路維持費	153,548	30,000	183,548	27,000	3,000
(1) 道路維修費	133,548	30,000	163,548	27,000	3,000
⑩ 教育費	1,896,992	38,993	1,935,985	3,044	28,900
1. 教育費	231,565	2,300	233,835		2,300

科 目	補正前の額	補 正 領額	計	補正前の財源内訳				説 明
				特 宝	財 源	一 般	財 源	
				国 支出金	府 地方債	その他の 千円	千円	
3. 教育費	28,897	300	24,197			300		
[1] 教導費	15,769	300	16,069			300	8. 報償費	300 指導主事報償費追加
5. 同和教育費	82,391	2,000	84,391			2,000		
[2] 教育勵賞	76,581	2,000	78,581			2,000	13. 委託料	2,000 和泉市同和教育推進委託料追加
1021 小学校費	906,245	22,450	928,695		24,700	△ 2,250		
1. 管理費	35,709	4,000	359,709			4,000		
(3) 維持費	75,440	4,000	79,440			4,000	15. 工事費	4,000 営繕工事費追加
4. 建設費	450,869	18,450	440,319		24,700	△ 6,250		
[1] 幸小学校建築事業費	48,128	18,450	66,578		24,700	△ 6,250	13. 委託料	450 設計委託料追加
[3] 中学校費	439,153	7,800	446,953		4,200	3,600	15. 工事費	18,000 プール建設工事費追加
1. 学校管理費	169,055	3,800	172,855			3,800		
[2] 一般管理費	34,463	3,800	38,263			3,800	18. 備品購入費	3,500 各中学校図書購入費追加
							19. 自担金補助金及交付	300 中学校運営費補助金

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補正額の財源内訳				説 明	
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分		
				国 支出金	府 地方債				
4. 学 建 設 費	千円 214,318	千円 4,000	千円 218,318	千円 4,200	千円 △200	千円	千円	四	
(3) 校 中 整 備 費	84,078	4,000	88,078	4,200	4,200	△200	15. 工 請 費	4,000 摧壁、水路工事費	
(5) 社 会 費	95,656	5,375	101,031	8,644	8,644	1,731	15. 工 請 費	4,000 摧壁、水路工事費	
8. 同 教 育 費	13,525	375	13,900	375	375	375	13. 委 託 料	375 旧山手中学校跡地賃借委託料	
(1) 同 教 育 費	13,525	375	13,900	375	375	375	13. 委 託 料	375 旧山手中学校跡地賃借委託料	
10. 自 動 車 費	882	5,000	5,882	2,500	2,500	2,500	18. 物 購 入 費	5,000 図書・バス購入費	
(1) 自 動 車 費	882	5,000	5,882	2,500	2,500	2,500	18. 物 購 入 費	5,000 図書・バス購入費	
(6) 保 健 費	14,617	1,068	15,685	1,068	1,068	1,150	△ 82		
1. 体 育 費	14,617	1,068	15,685	1,068	1,068	1,150	△ 82		
(4) 市 民 体 育 館 費	4,040	1,068	5,108	1,068	1,068	1,150	△ 82	350 消耗品費追加 25,000 印刷機本費追加 10,000	

科 目	補正前の額	補 正 領 額	計	補正額の財源内訳				説 明
				国 支出金	府 地方債	特 定 財 源	一 般 財 源	
巴								
13. 委託料								263 浄化槽清掃及び管理委託料
18. 備品購入費								455 会館用備品購入費追加
儀 出 合 計	14,931,800	206,678	15,138,478	27,213	101,900	55,791	21,774	

債務負担行為で翌年度以降にわたりるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出額の見込み及び當該年度以降の支出し額等に関する調書

事項	前年度未までの支出額	期 間	金額	当該年度以降の支出し額			左の財源内訳		
				予定支出し額	特定期間	金額	国庫支出金	地方債	その他
鶴山合南小学校給食室増築事業	640,8	平成6年7月	千円	640,8	昭和51年度	6,408	1,890	3,000	元金 1,518
鶴山台北小学校増築事業	299,382	平成6年7月	千円	299,382	昭和51年度	299,382	151,198	122,700	元金 25,544
財団法人和泉市開発協会が取得した用地の事業資金の元金及びその利子(昭和45年度失算)	19,300	平成6年7月	千円	19,300	昭和51年度	19,300	19,300	19,300	元金 及びその利子
公共用地先行取得事業(昭和46年度分)	2,064,260	昭和46年7月	千円	2,064,260	昭和50年度	1,195,067	869,198	828,200	元金 83
財団法人和泉市開発協会に委託し、先行取得した上記用地取得事業資金の元金及びその利子(昭和46年度損失補償)	869,198	平成6年7月	千円	869,198	昭和51年度	869,198	869,198	869,198	元金 及びその利子

事項	限度額	前年度末までの支出入額	当該年度以降の支出予定期間	左の財源内訳		
				特定財源	一般財源	その他
公共用地先行取得事業(昭和47年度分)	600,815	昭和47年度 600,815 } 398,350	昭和51年度 昭和5,3年度 } 201,465	千円	千円	千円
和泉市北部第一改良地区指定内公用地取得事業(昭和47年度分)	184,060	昭和47年度 } 140,165	昭和51年度 昭和5,3年度 } 43,895	千円	千円	千円
財團法人和泉市開発協会に委託し、上記先行取得事業の用地取得事業の元金及びその利子(昭和47年度損失補償)	245,360	元金 245,360 及びその利子 及びその損失補償	昭和51年度 昭和5,3年度 } 245,360	元金 及びその利子	元金 245,360 及びその利子	元金 及びその利子
財團法人和泉市開発協会が取得した公用地の事業資金の元金及びその利子(昭和47年度損失補償)	740,809	元金 740,809 及びその利子 及びその損失補償	昭和51年度 昭和5,3年度 } 740,809	元金 及びその利子	元金 740,809 及びその利子	元金 及びその利子
旭公園用地取得事業(昭和48年度分)	405,376	昭和49年度 } 356,968	昭和51年度 昭和5,3年度 } 138,408	千円	千円	千円

事 項	限 度	前 年 度 支 出 額	支 出 期 間	金 額	当 該 年 度 予 定 支 出 額	金 額	左 の 財 源			一 般 財 源
							特 定 、 財 源	國 庫 支 出 金	地 方 債	
都市計画街路用地 取得事業(昭和 4.8年度分)	千円 73,038	昭和4.8年度 21,235	昭和5.1年度 21,235	千円 51,743	昭和5.3年度 25,800	千円 19,400				千円 6,543
和泉市土地開発公 社に委託し、先行 取得した上記用地 の事業賃金の元 金及びその利子 (昭和4.8年度損 失補償)	元金 190,151 及びその利子		昭和5.1年度 及びその利子	元金 190,151	昭和5.3年度 及びその利子					元金 190,151 及びその利子
和泉市土地開発公 社が収得した用地 の事業賃金の元 金及びその利子 (昭和4.8年度損 失補償)	元金 1,518,588 及びその利子		昭和5.1年度 及びその利子	元金 1,518,588	昭和5.3年度 及びその利子					元金 1,518,588 及びその利子
身体障害者福祉社 会館用地取得事業 (昭和4.9年度分)	82,540	昭和5.0年度	17,159	昭和5.1年度 及びその利子	15,390	昭和5.3年度 及びその利子				90
旭公園用地取得事 業(昭和4.9年度 分)	37,882				37,882	昭和5.3年度 及びその利子				82

事項	限度額	前年度までの支出し額	当該年度以降の予定支出額	左の財源内訳			
				期間	金額	期間	金額
都市計画道路泉大津阪本線用地取扱事業(昭和49年度分)	218,373千円		昭和51年度 218,376千円	特定期間	国支出金 218,376千円	府支出金 145,500千円	その他 21,800千円
環境改善地区内道路用地取得事業(昭和49年度分)	505,193千円	昭和49年度 468,372千円	昭和51年度 136,821千円	定期間	136,821千円	昭和53年度 109,456千円	一般財源 51,076千円
小田池公園用地取得事業(昭和49年度分)	292,930千円		昭和51年度 292,930千円	定期間	292,930千円	昭和54年度 97,900千円	一般財源 48,930千円
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得した上記用地の元金及びその利子(昭和49年度保証)	701,399千円	元金 701,399千円	昭和51年度 701,399千円	定期間	701,399千円	昭和53年度 及びその利子 1,464,344千円	元金 701,399千円 及びその利子 1,464,344千円
和泉市土地開発公社が取得した用地の元金及びその利子(昭和49年度保証)			昭和51年度 1,464,344千円	定期間	昭和53年度 1,464,344千円	及びその利子 1,464,344千円	元金 1,464,344千円 及びその利子 1,464,344千円

都市計画道路取扱 津阪本線用地（昭和 50 年度分）	64,616	昭和 50 年度	21,967	昭和 51 年度 昭和 54 年度	42,649	28,400	4,100	10,149
環境改善地区内道 路用地取得事業 （昭和 50 年度分）	338,500	昭和 50 年度	15,863	昭和 51 年度 昭和 53 年度	317,637	254,200	63,400	37
診療所整備用地取 得事業（昭和 50 年度分）	42,261	昭和 50 年度	261	昭和 51 年度 昭和 53 年度	42,000	42,000	42,000	
共同浴場整備用地 取得事業（昭和 50 年度分）	114,207	昭和 50 年度	8,610	昭和 51 年度 昭和 53 年度	105,657	16,585	89,000	72
学校用地取得事業 （昭和 50 年度分）	62,179	昭和 50 年度	52,669	昭和 51 年度 昭和 53 年度	9,510	9,000	9,000	510
南松尾幼稚園用地 取得事業（昭和 50 年度分）	39,000			昭和 51 年度 昭和 54 年度	39,000	37,000	37,000	2,000

事項	限度額	前年度末までの支出手			当該年度末までの支出手			左の財源			内訳		
		期間	金額	期	間	金額	期	間	府	出金	特定財源	地方債	その他
和泉市土地開発公社に委託し、先行取扱事業資金及びその利子(昭和50年度償保証)	元金 556,453 及びその利子	千円		昭和51年度	元金 556,453	千円	昭和54年度	元金 及びその利子	千円	元金 556,453	及びその利子	千円	元金 556,453
和泉市土地開発公社が取得した用地の事業資金の元金及びその利子(昭和50年度債務保証)	元金 991,778 及びその利子	千円		昭和51年度	元金 991,778	千円	昭和54年度	元金 及びその利子	千円	元金 991,778	及びその利子	千円	元金 991,778
昭和50年度以前分用地取得費合計	9,895,071	千円			2,597,746	千円		7,297,325	千円	1,284,541	千円	690,600	458,800
													4,863,394

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査書

区 分	前々年度末現在高 千円	前年度末 現在高 見 込	当該年度 中起債見込額 千円	当該年度 中増減 見込 み				当該年度末現在高見込 千円
				当該年度中元金償還見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1. 普 通 債	7,370,066	1,5,739,259	1,517,106	3,82,273	3,82,273	3,82,273	3,82,273	16,874,092
(1) 総 務	2,02,066	1,64,9436	8,900	6,458	6,458	6,458	6,458	1,651,878
(3) 衛 生	2,37,776	7,77,028	54,900	15,500	15,500	15,500	15,500	816,428
(6) 土 木	8,62,589	1,812,974	1,092,320	79,027	79,027	79,027	79,027	2,32,6267
(9) 教 育	3,090,787	7,798,180	24,4200	12,2792	12,2792	12,2792	12,2792	7,919,588
合 計	7,573,703	1,5,992,339	1,52,0406	41,7936	41,7936	41,7936	41,7936	17,094,809

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（宇沢 清君）

それでは、たゞいま御上程いただきました議案第49号〔昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算〕（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、議案書別冊115頁の予算の第1条にござりますように、歳入歳出にそれぞれ2億6,67万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を151億3,847万8,000円と定めるものでございます。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。119ページにござりますように、鶴山台南小学校給食室増築事業640万8,000円、鶴山台北小学校増築事業2億9,938万2,000円のそれぞれの限度額を定めたものでございます。

第3条は、地方債の補正でございますが、一部事業費の追加等により、起債を増額するものでございます。事業ごとの限度額、借入条件は、第3表のとおりであります。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により各項目ごとの御説明を申し上げます。128ページの歳出より御説明いたします。

まず、総務費でございますが、庁舎管理費の庁舎整備工事費として500万円、和泉市行財政健全化委員会の運営費193万5,000円、交通安全施設費として、繁和橋側道橋新設工事費1,330万7,000円、焼津池田下線歩道設置工事費1,342万3,000円を追加計上いたしました。

また、徴税費につきましては、農地課税審議会費として58万8,000円を追加。同和対策費といたしまして、王子会館の冷暖房施設整備工事費469万8,000円を追加計上いたしてございます。

次に、民生費でございます。保育所の送迎用バス運転委託料114万円、母子寮管理委託料114万円、児童遊園新設工事費64万円を追加計上いたしてございます。

次に、衛生費でございます。和泉診療所運営費貸付金4,100万円、休日急病診療所建設事業費3,671万1,000円を追加計上いたしました。墓地管理費といたしましては墓地整備工事費265万6,000円、和田墓地用地買収費1,364万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、農林水産業費といたしまして、ため池の防護棚原材料費として、30万円計上いたしました次第でございます。

次に、土木費でございます。道路橋梁費として、市内一円道路の補修工事費3,000万円を

追加計上いたしてございます。

次に、教育費でございます。教育総務費として、指導主事報償費の追加といたしまして30万円。同和教育指導費200万円追加計上いたしたものでございます。

小学校費といたしまして、各小学校の營繕工事費追加として400万円。幸小学校プール建設費1,845万円を追加計上いたしたものでございます。

中学校費といたしまして、各中学校図書購入費の追加といたしまして350万円。中学校運営費補助金30万円。富秋中学校整備事業費として400万円を追加計上いたしたものでございます。

社会教育費といたしまして、旧山手中学校跡整備委託料37万5,000円。図書バス購入費といたしまして500万円を計上いたしたものでございます。

保健体育費といたしましては、市民体育館オープンによります運営経費の追加といたしまして、106万8,000円を計上いたしたものでございます。

以上が歳出でございまして、総額2億6,67万8,000円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当する歳入予算について御説明申し上げます。122ページでございます。

まず、地方交付税でございますが、51年度の普通交付税の見通しを勘案し、2,033万4,000円を追加計上いたしました。

続きまして、使用料及び手数料といたしまして、市民体育館使用料追加といたしまして、115万円計上いたした次第でございます。

次に、国庫支出金でございますが、国庫補助金といたしまして、交通安全施設整備事業費補助金1,781万9,000円。休日急病診療所補助金100万円をそれぞれ追加計上いたした次第でございます。

続きまして、府支出金でございますが、府補助金といたしまして、王子会館冷暖房施設整備補助金375万円。休日急病診療所補助金100万円。図書バス購入費補助金等364万4,000円追加計上いたしたものでございます。

続きまして、寄附金でございますが、墓地整備事業に対する指定寄附金といたしまして、1,364万1,000円計上いたしたものでございます。

次に諸収入といたしまして、診療所貸付金元金収入の追加といたしまして4,400万円。雑入といたしまして、144万円計上いたしてございます。

最後に、市債でございますが、総額1億190万円計上いたしました。これらは歳出の事業予算と関連いたしまして、遡債事業の充当率等を勘案し、計上いたしたものでございます。

以上が歳入予算でございまして、総額2億667万8,000円の追加と相なるものでございます。よろしく原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見を承ります。

○18番(直村静二君) 51年度の補正で二点ほどお聞きしたい。

最初に、84ページに50年度の専決処分で172億9,563万5,000円の起債残高、いまの補正で170億と2億減っています。当初予算で177億の地方債の残高があるが、これは一体どうなってるので、その辺の御説明をお聞きしたい。

二点目は、繁和橋ですが1,330万、側道橋ですが、これの歳入関係の起債が800万円、さらに、国府補助が887万円、合計1,687万円の金が入る。仕事は1,330万円の繁和橋、大分浮いてくる、3百4、50万円ね。これはミスなのか、こんなふうにするのか。余ったらどうないなるのか、ちょっと腑に落ちませんので………。

○議長(貝淵博治君) 答弁。

○財政課長(麻生和義君) お答え申し上げます。

84ページの起債の残高の見込み172億9,563万5,000円並びに147ページの当該年度末の現在高見込み170億9,400万円となってございますが、実は、本調書を作成した時点の相違がございまして、まことに申しわけない次第でございますが、147ページの調書を作成いたしました際、50年度から51年度へ、後の繰越事業費の報告で出てまいりますが、延伸したものと、いわゆる財政の健全化債、この二つが脱漏して以上のような結果になり、まことに申しわけなく存じておる次第でございます。後刻、修正したものをお届けさせていただきますが、147ページの前年度末現在高見込みという欄は50年度でございますが、172億9,563万5,000円という84ページの額がここへ記載いたすべきはずでございましたが、ミスをして申しわけございません。さらに、当該年度末現在高見込みにつきましては、170億9,480万9,000円とございますのは、184億700万5,000円となる次第でございまして、延伸分と健全化債を加えますと、そういう数字になる見込みでございます。

それから、二点目の繁和橋の起債の額が歳出をオーバーするといった御指摘でございますが、起債の申請いたしましたものは、当初予算に計上いたしました交通安全施設の整備事業費ともあわせて起債の申請を現在いたしておりますものを今回、起債の800万円ということで計上させてもらいましたので、こういった数字になったということでございます。御了承願いたいと存じます。

○18番(直村静二君) 一点目の地方債の残高177億、いまの正しい数字の184億ということですから、これは訂正してもらいたい。184億になるということで、すでに7億ふえ

てるわけですね。逆に言うと、専決処分のやつとかかわりあいがあるのですが、50年度に放漫予算を組んで、そして縮めた。51年度縮小してできるだけ再建団体を避けるという出発ですね。しかし、177億をオーバーする原因は何か。ミスをせんようにきっちりやってもらわんと入口と出口ははっきりしたいということです。

そして繁和橋、これは一諸にした、交通安全のやつも含めたのでこうなった。だから、800万円は全部繁和橋へいくわけやないということですか。

○ 財政課長（麻生和義君） 岁出の129ページに財源内訳を記載しておりますように、今回の交通安全施設費として2,823万6,000円を追加計上いたしておりまして、この財源につきましては、1,781万9,000円の補助金と、起債として800万円、差し引き一般財源で241万7,000円を使用することになってございます。126ページの繁和橋側道橋整備事業債となっておりますが、これは交通安全施設等の整備事業債を当初予算に計上した歳出も含めての起債をここに掲げてございますので、こういった調書となっておる次第でございます。

○ 18番（斎村静二君） だから126ページは、交通安全施設整備事業債800万円、説明が繁和橋でしょう。だから、他の分もあるんじゃないかと質問したんです。議員は書類をもう一度判断する。余ってぐるので、どこといくのかと質問せんことにはわかれへん。

○ 財政課長（麻生和義君） 申しわけございません。説明欄の不十分さがございましたが、これにつきましては、焼津池田下線も含めて、当初の分もさらに含めての起債充当率を勘案して計上したものでございます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 26番（天堀 博君） 私は三点ほどお聞きしたい。

まず、中身をお聞きしたいのは、131ページの民生費の送迎用バス運転季託料114万円。それと、136ページの小学校維持補修費の中の營繕工事費の大まかな説明を願いたい。もう一つは、138ページの衛生費の中の診療所費、和泉診療所運営費貸付金の追加ということで出ております。これは124ページの元金収入の追加のところでも同額のものが入ってきてますが、これは予算季員全であったと思いますが、私がこの和泉診療所の運営その他についていろいろお聞きしたとき、ことしはトントンでやっていけるよう指導したいとの答弁がございました。4,100万円ですか、一応は入れて、また出す形をとってるわけですね。これは返済期限の関係でこういう形をとったのかお聞きしたい。それから現在、幾ら貸付金の総額になってるのか、その点もお聞きして、答弁によってまた再質問したいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 市民部次長（中西淳富君） お答えいたします。

第一点の送迎用バス運転委託料でございますが、これは南北松尾の辺について送迎しているバスの運転手を委託しているわけでございます。この運転手につきましては、昨年来、市の職員として退職されまして、そのかわりとして、一ヶ月 95,000 円の一年分として 114 万円計上したわけでございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 管理部長（広岡史郎君） 小学校の宮崎工事費の追加でございますが、伯太小学校の運動場整備工事と、横山小学校の通学路の工事関係でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 183 ページの診療所貸付金関係についてお答え申し上げます。

予算の経緯といたしましては、当初貸し付け、年度末に返還をいただくという形式をとっております。現在、幾ら貸付金があるかと申しますと、51 年度当初予算でも御存知のとおり、1,500 万円の貸し付けをいたしております。

○ 26 番（天堀 博君） 年度末に返還をいただくことなんですが、4,100 万円入って、さらに追加でまた貸し付けてる。ただ、帳簿上で入って出したことになってると思います。先ほども言ったように、予算委員会の折に、ことしはトントンになるように、貸し付けをしていかんでもいいように、あるいは補助金も出さんでもええようにやっていくということでしたのですが、こういうことであれば、果たしていけるのかという点をお聞きをして、確認しておきたい。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 端的に申し上げまして、4,100 万円の貸し付けを必要とする理由について申し上げます。

診療所運営の 50 年度末の状況を申し上げますと、実は、診療報酬の報酬費約 2,200 万円が支払基金、国保団体等からの納入が、都合によっておくれておるという現状が一つござります。

それと、昨年以来、大阪府の補助金をいただいて増築、計画しております眼科診療に伴う運営費、これらの回転資金というか、運営の関係上、それと、薬剤費が例年より 100 万円近く多くなってるという観点から、当面、4,100 万円の貸し付けを必要とするとわれわれが判断したわけでございます。しかしながら、歳入面でも御存知のとおり、これを年度末に返還していただくという見通しのもとにこういう措置を講じてるのでございます。

○ 26 番（天堀 博君） 話の方はそういうことでわかるんですが、実際には、やはり 4,100 万円入って、また 4,100 万円貸すということに帳面上はなってる。確かに必要だからとい

御答弁でしたが、同じ金額のものを返していただいて、となつてるので、その点で健全な運営が果たしてできるような指導をしていくのかという確認をしておきたかったわけですが、その点はこれで結構です。

最初の御答弁にありました南北松尾のバスの件ですが、ほかでもこういう例があるのかどうか。それから、もうちょっと中身について御説明なり、お答えを願いたいのは、退職された職員さんを雇って委託するということでわかるのですが、歳入の方で何か入ってくる当てがあるのか、あるいはほかでもそういうことをやってるのかという点をちょっと。

○ 市民部次長（中西淳富君） 歳入については、この点ございません。また、ほかで同様のことを行っているかということですが、これもございません。

○ 市民部長（内田 繁君） ちょっと補足しますが、南北松尾だけに限られてるというのは、御存知のように、町村合併当時の条件で現在までこれを続けておるわけでございます。これの運営につきましては、本年8月末に退職されまして、その後任ができずに、今までやっておられた運転手を再度委託という形で再度運転をお願いしているという中身でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 28番（坂上国治君） 148ページの同和教育費の旧山手中学校跡臨時整備委託料37万5,000円、この件についてちょっとお聞きしたいが、山手中学校にかわるりっぱな富秋中学校ができ上がったわけなんですけれども、あの中学校を建てるときに、こんどはあれを廃校にするということははっきりしておったと思うんです。これを廃校にしてどういうものに使うんかということを決めずに、ただ富秋中学校を建設したのかどうか。何か有意義に使うんかと思っておりましたが、旧山手中学校整備委託料として37万5,000円計上されてるのです。富秋中学校という大きな中学校ができたんだから、この教育費の中に繰り込むというのもおかしいんじゃないかなと思う。和泉市は金持ちやから、大きなものを建てて、小さい学校を廃校にしてそのまま遊ばせて、そして、こういう人を雇って37万5,000円出して整備をお願いしてるんやと思う。

しかし、ただ単にこういうことをやられでは、私は困ると思うんです。だから、中学校の建設する時点で、これ以前に山手中学校をどういう方面に利用するのがということをちゃんと決めてかかってもらわんと、こっちへ中学校ができたからそれでええんだということで、旧の学校の処理も決めずにやっていかれるということは、恐らく和泉市民が聞いたら憤慨するだろうと思うんです。もうりっぱな中学校が開校してるんだから、その時点までには何らかの方向づけをして有意義に使われておって至当やと思う。ところが、いまだに臨時整備員の人を雇って整備してもらわないかんという格好では非常に困ると思うんです。こちらの辺をひとつ十分納

得のできるような答弁をしてほしいと思う。私の申し上げてるのは、ここに37万5,000円出てるからというだけじゃなく、37万5,000円は微々たるものとしても、あれだけ大きなものをドカンと遊ばせておくことによって、恐らく金利もかかってくるであろうし、そこらはひとつ賢明な理事者に一回で「はい、わかりました」と納得できるような答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 教育次長。

○ 市参与（阪東重信君） お答えいたします。

まず、中学校の廃止あるいは新設に併う手続については、認可事項ではなく、届け出事項として、府教委の方へは届け出ております。後の利用等につきましては、あらゆる個所で申し上げてありますように、跡地につきましては、社会教育施設として青少年の施設として使いたいと思っておりますが、具体的な措置につきましては関係者とも協議中でございますので、いましばらく御猶予をいただきたいと思います。ただ、現実にある施設管理につきましては万全を期すべく、ここに管理料として補正予算をお願い申し上げるところでございます。

○ 28番（坂上国治君） 次長はそういう答弁になるだろうと思っておるけれども、あの富秋中学校の計画を立て、いよいよやるんだ、入札をね。その時点からこの使用について取り組んでもらうておったら、いまおっしゃるような施設がつくられてあると思う。ところが、そういうことでひとつ考えていきたいという、私は非常におそまきやと思う。これは理事者の逃げ道で、何を質問しても、のらりくらりとなりがちやと思う。それでは、私は困ると思う。だから、これだけに限らず、あらゆる市の一般的のいろんなものに取り組んでやってもらうてるあんた方が、その時点で決めておかないかん。廃校する時点でこうするんだという計画のもとにやってもらわんと困る。相当な敷地面積あるいは建物も大きなもんやと思う。あれだけのもんを遊ばせてある。もっと有意義に使うてほしい。

いつも言うように、市長、教育長、教育次長の金でやったんやない。一般市民の金でやったんや。だから、もうちょっと考えてほしいのは、自分のもんやったらどないしますか。自分のもんやったら、そんだけ遊ばせて37万5,000円も金出してほっとけますか。そこらも十分肝に銘じて、12万市民の親としての役割を果たしてほしいと思う。今後、有意義に使ってもらうことを要望して終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 17番（山田清二君） 行財政建全化委員会とはどういうものか教えていただきたい。

○ 議長（貝淵博治君） 助役。

○ 助役（坂口礼之助君） 私から簡単にお答えいたします。

今回、行財政健全化委員会を発足させることにいたしたわけでございます。中身につきましては、すでに昭和43年に本市の条例で和泉市行財政健全化推進委員会規則がございまして、これによって設置されてございます。そして、委員会の構成は、市長以下市の関係部局職員、それにいわゆる大学の先生、学識経験者という意味で三人の大学の先生、この先生方を中心と本市の行財政の健全化を推進していくためのあらゆる施策、実態調査、それに基づく今後の具体的な計画案を策定していくという中身でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終結いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第15「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年6月15日提出

和泉市議会議員

柏 音三郎	松 尾 千代一
吉 川 伊与一	関 戸 正一
木 下 甲子三	竹 内 修一
竹 下 義 章	
田 中 包 治	
出 原 武 司	
直 村 静 二	
池 边 秀 夫	

和泉市条例第 30 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会委員会条例(昭和 31 年和泉市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中(1)総務委員会及び(2)建設水道委員会の所管を次のように改める。

(1) 総務委員会(6名)

- ア 市長公室の所管に属する事項
- イ 財務部の所管に属する事項
- ウ 消防本部の所管に属する事項
- エ 収入役の所管に属する事項
- オ 選挙管理委員会に属する事項
- カ 監査委員の所管に属する事項
- キ 公平委員会の所管に属する事項
- ク 市議会の所管に属する事項
- ケ 他の委員会の所管に属しない事項

(3) 建設水道委員会(7名)

- ア 建設部の所管に属する事項
- イ 改良事業部の所管に属する事項
- ウ 水道部の所管に属する事項

附 則

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会委員会条例の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

議会議案第 1 号参考資料

和泉市議会委員会条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及び所管)	(常任委員会の名称、委員定数及び所管)
第 2 条 常任委員会の名称委員定数及び所管事項は次のとおりとし各委員会所管に属する事項の調査を行い議案・請願・陳情を	第 2 条 常任委員会の名称委員定数及び所管事項は次のとおりとし各委員会所管に属する事項の調査を行い議案・請願・陳情を

の他を審査する。

(1) 総務委員会(6名)

ア 市長公室の所管に属する事項

イ 財務部の所管に属する事項

ウ 消防本部の所管に属する事項

エ 収入役の所管に属する事項

オ 選挙管理委員会の所管に属する事項

カ 監査委員の所管に属する事項

キ 公平委員会の所管に属する事項

ク 市議会の所管に属する事項

ケ 他の委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生文教委員会(6名)

ア～ウ略

(3) 建設水道委員会(7名)

ア 建設部の所管に属する事項

イ 改良事業部の所管に属する事項

ウ 水道部の所管に属する事項

(4) 産業衛生病院委員会(7名)

ア～ウ略

2.

以下略

の他を審査する。

(1) 総務委員会(6名)

ア 総務部所管に属する事項

イ 消防本部の所管に属する事項

ウ 収入役の所管に属する事項

エ 選挙管理委員会の所管に属する事項

オ 監査委員の所管に属する事項

カ 公平委員会の所管に属する事項

キ 市議会の所管に属する事項

ク 他の委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生文教委員会(6名)

ア～ウ略

(3) 建設水道委員会(7名)

ア 建設部の所管に属する事項

イ 水道部の所管に属する事項

(4) 産業衛生病院委員会(7名)

ア～ウ略

2.

以下略

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市会事務局長(北野丈夫君) ただいま御上程いただきました議会議案第1号は議会事務局の所管でございますので、お許しをいただきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきましては、去る毎月30日の第1回定例会におきまして、和泉市事務分掌条例の一部改正議案が可決されましたので、それに伴いまして、議会委員会条例中、委員会の所管する事項の一部を改正する必要が生じたわけでございます。

その内容につきましては、和泉市議会委員会条例の第二条第一項中「総務部所管に属する事

項」とあるものを「市長公室の所管に属する事項」及び「財務部の所管に属する事項」に改めようとするものと、また、建設水道委員会の所管する事項の中に「改良事業部の所管に属する事項」を加えようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和51年4月1日から適用いたしたいと存じます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終結いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第1号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第16 「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求める」とについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求ることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業
○	○	○	○
○	○	○	○

諮問第1号参考資料

〔1〕 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下略）

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めるについて」、提案の理由及びその説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として御活躍賜っております土井久信、黒川幸一郎、大橋亮明、松井勝二郎、の四氏の任期満了に伴うものでございまして、土井、黒川両氏は15年間、また、松井氏は6年間と、それぞれ長い間にわたり人権擁護の啓蒙、また、人権相談にと長い御経験を積まれ、人格識見も豊かな方でございますので、再度、人権擁護委員候補者として御推せんいたしたいと思います。

また今回、先に病氣で辞任されました清水祐治氏の後任として藤木秀夫氏を推せんいたしました。藤木氏は昭和29年、本制度が始まって以来委員として御活躍されておられましたが、市長就任で欠格事項に該当し辞任されました。今回、再度長い経験と広い知識を生かして今後、人権擁護活動を進めるに再適任であると存じますので、ここに御推せんするものでございます。何とぞ満場一致で土井氏ら5名の方々を人権擁護委員候補者として推せんすることに御同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件を推せんすることに御異議ありませんか。

○ 18番（直村静二君） ちょっと意見だけ。

結局、体が悪いということで退任された方を早速また、元の市長が出てくるということは余り賛成しがたい。どういう関係か知りませんが、意見があるということを申し上げておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に御異議ないものと認め、謹問第1号を原案どおり同意することに
決します。

例月出納検査結果報告書

○議長（貝淵博治君）　日程第17より日程第29までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年8月5日

監査委員　西　口　喜一郎
同　　閔　戸　正　一

記

1. 検査実施日　昭和51年8月5日
2. 検査の対象　昭和51年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区分	収 入			支 出	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	6,996,029,882	△1,008,949 614,793,693	7,609,814,626	9,492,216,689	△2,324,114 620,279,542
歳入歳出外現金	120,248,731	28,674,013	148,922,744	65,388,081	23,920,264
特別歳入歳出外現金	2,110,975,440	322,185,283	2,433,160,723	1,926,804,908	411,364,608
府 稅	425,363,969	△18,884 66,528,043	491,873,128	398,138,261	27,389,647
特別会計	国民健康保険	1,043,284,854	△799,221 120,230,361	1,162,715,994	1,010,567,862
	土地区画整理事業	0	0	0	11,587,943
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0
合 計	10,695,902,885	△1,822,054 1,152,406,393	11,846,487,224	12,904,653,744	△2,624,307 1,212,528,528
基金	用品調達	14,096,550	536,599	14,638,149	10,924,545
	同和更生賃貸付	53,454,109	0	53,454,109	4,150,000
	財政調整				
	土地開発	7,826,181	0	7,826,181	2,254,757
合 計	75,376,840	536,599	75,913,439	17,329,302	0

算　　書

昭和 51 年 1 月 31 日現在 (単位円)

	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
計		一時貸付金			
10,110,172,117	△ 2,500,357,491	3,610,000,000 △94,352,000	65,462,057	1,080,752,566	
89,308,345	59,614,399			59,614,399	
2,338,169,516	94,991,216			94,991,216	
425,527,908	66,345,220			66,345,220	
1,139,837,136	22,878,858	100,000,000	△77,000,000	45,878,858	
11,537,943	△11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
14,114,552,965	△ 2,268,065,741	3,615,648,000		1,347,582,259	
10,924,545	3,708,604			3,728,604	
4,150,000	49,304,109			49,304,109	
2,954,757	5,571,424			5,571,424	
17,829,302	58,584,137			58,584,137	

現金の保

区分	現在高	内		
		普通預金	当座	定期預金
一般会計	1,080,752,566	814,409,566		660,000,000
特別会計	45,878,858	45,478,858		
国保事業	0	0		
土地区画整理事業	0	0		
公共用地先行取得事業	0	0		
用品調達	3,708,604	2,964,591	744,013	
同和更生資金貸付	49,304,109	49,304,109		
財政調整				
土地開発	5,571,424	5,571,424		
特別歳入歳出外現金	216,735,847	94,991,216		
歳入歳出外現金	59,614,899	59,614,899		
府税	66,345,220	66,345,220		
住宅敷金	7,806,901	3,098,494		4,708,407
合計	1,535,717,928	641,777,877	744,013	664,708,407

管 方 法

昭和51年1月31日現在（単位円）

記				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル証券	鈞 錢	
70,000,000	25,000,000	9,333,000	2,010,000	
			400,000	
110,627,136	11,117,495			137 11,117,404 24,223 91
180,627,136	36,117,495	9,333,000	2,410,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 清	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	2,042,734,867	△ 984,768 340,252,184
地 方 譲 与 税	35,700,000	10,581,000	14,169,000
自動車取得税 交 付 金	99,600,000	81,148,000	29,228,000
国有提供施設所在 市町村助成交付金	19,584,000	27,039,000	0
地 方 交 付 税	2,539,288,000	2,366,671,000	0
交通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,418,000	15,418,000	0
分担金及負担金	115,683,000	52,319,655	89,446,40
使用料及手数料	87,677,000	58,069,980	△ 24,180 6,688,591
国 庫 支 出 金	3,442,841,000	1,166,595,680	119,272,000
府 支 出 金	3,411,864,000	180,561,640	4,111,000
財 産 収 入	91,255,000	87,743,280	記 △ 197,260 35,000
寄 附 金	41,000,000	5,000,000	7,200,000
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	1,188,388,000	527,851,518	記 197,260 △ 1 84,943,278
市 債	8,127,511,000	248,300,000	0
繰 越 金	225,996,000	225,996,262	0
合 計	23,030,398,000	6,996,029,882	△ 1,008,949 614,793,693

調書

昭和51年1月31日

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
計 2,382,002,283		1,212,040,717	66.27
24,750,000		10,950,000	69.32
60,876,000		89,224,000	60.61
27,039,000	7,505,000		138.42
2,366,671,000		172,617,000	93.20
15,418,000		0	100.00
61,264,295		54,418,705	52.95
64,684,391		22,992,609	73.77
1,285,867,680		2,156,478,320	87.35
184,672,640		3,227,191,360	5.41
37,581,020		53,673,980	41.18
12,200,000		28,800,000	29.75
0		100,000	
612,992,055		570,395,945	51.79
248,300,000		7,879,211,000	3.05
225,996,262	262		100.00
7,609,814,626		15,420,583,374	33.04

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	141,172,000	116,599,201	9,238,227
総 務 費	8,628,782,000	1,068,084,900	△ 847,935 54,955,514
民 生 費	3,937,661,000	2,679,346,303	△ 532,138 166,320,391 記 830,000
衛 生 費	1,175,378,000	880,844,059	△ 824,01 16,523,782
労 働 費	66,512,000	49,736,850	△ 498,593 8,601,110
農 林 水 産 業 費	155,550,000	67,201,466	7,723,774
商 工 費	215,115,000	174,604,889	2,955,727
土 木 費	5,018,840,000	803,614,963	記 △ 830,000 △ 11,999 78,789,100
消 防 費	327,192,000	246,247,425	△ 3,150 19,471,676
教 育 費	7,081,336,000	2,692,707,682	△ 897,898 240,899,127
公 債 費	1,155,970,000	680,123,137	20,301,114
諸 支 出 金	89,400,000	88,605,814	0
災 害 復 旧 費	9,495,000	0	0
予 備 費	30,000,000	0	0
合 计	23,030,398,000	9,492,216,689	△ 2,324,114 62,027,9542

調　　書

昭和51年1月31日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
125,837,428	15,334,572	89.13
1122,692,479	2,504,089,521	30.95
2,845,134,556	1,092,526,444	72.25
847,665,440	327,707,560	72.11
52,839,367	13,672,633	79.44
74,925,240	8,062,4760	48.16
177,560,616	37,554,884	82.54
881,562,064	4,137,277,936	17.56
265,715,951	61,476,049	81.21
2,932,208,911	4,149,127,089	41.40
700,424,251	455,545,749	60.59
88,605,814	5,794,186	93.51
0	9,495,000	
0	30,000,000	
10,110,172,117	12,920,225,883	43.89

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年3月5日

監査委員 西口喜一郎

同 関戸正一

記

1. 検査実施日 昭和51年3月5日
2. 検査の対象 昭和51年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1月分月次合計残高試算表

昭和51年1月31日現在

1月分月次合計費高試算表

借 残 高	合 計	本 月 計	勘 定 科 目	資 本 月 計			合 計	方 方 高 高
				資 産 の 部	資 産 の 部	資 産 の 部		
1,20,257,953	120,357,953		資産の部					
1,88,852,469	188,852,469		土 建 物					
2,26,837,141	2,268,377,141		機 械 及 装 置					
2,83,494,574	283,494,574		量 水 器					
6,80,694,18	680,694,18	307,446	車 輛 及 運 搬 具					
1,17,537,53	117,537,53		工 具 器 具 及 備 品					
20,668,707	20,668,707		建 設・仮 勘 定				64,060,662,1	
511,404,350	1,152,010,971	2,839,123	水 利 權					
46,000,0	460,000		電 話 加 入 權					
4,12,00	4,12,00		現 金					
21,000,0	21,000,0		普 通 預 金	5,269,171,13	2,881,329,162			
71,903,287	2,953,232,449	4,65,631,410	當 座 預 金	50,191,711,13	2,822,012,846			
2,82,201,2846	50,191,711,13		未 収 金	52,782,847	46,557,294,7			
1,00,740,588	56,631,3,580	51,468,731	貯 藏 品	1,8874,66	12,715,134,9			
54,933,724	1,820,850,78	8,141,490	仮 払 金			1 5,019,000		
	15,019,000		借 地 權					
1,80,000	1,80,000		投 資 有 価 証 券					
2,5,000	2,5,000		保 管 有 価 証 券					
1,80,000	1,80,000		短 期 賃 付 金	8,000,000	26,000,000			
4,00,000,000	6,60,000,000	18,000,000	食 債 の 部					
			未 払 金	8,141,490	15,659,718,6	3,069,990		
			未 扎 用					
	1,060,000,000	2,80,000,000	一 時 借 入 金	275,000,000	1,855,000,000	795,000,000		
	2,16,80,000	3,16,30,00	前 受 金	1,53,90,00	4,82,23,73,0	26,543,73,0		
	5,207,22,93	3,953,33,63	預 付 金	5,012,75,3	9,84,04,74,3	4,63,32,45,0		

		預り担保有価証券	1,800,000	1,800,000
		減価償却引当金	320,614,252	320,614,252
		退職給与引当金	612,385	612,385
		資本の部		
		自己資本金		
	2,997,6250	借入金	11,980,3235	11,980,3235
	75,000	資本金	1,862,910,227	1,832,933,977
83357,891	83357,891	剰余金	1,022,510,803	1,022,485,803
		費用の部		
	250,485,613	原水及淨水費		
	84,982,061	配水及給水費	900	900
	1,675,0,980	受託工事費		
	66,673,366	業務務費		
	4,656,5,458	経常係費	95,400	95,400
		減価償却費	7,075,5	7,075,5
	94,413,727	資産減耗費		
	16,043,095	支払利息及企業賃貸賃		
		雑支出		
	106,066,270	その他の営業費用		
293,150	293,150	過年度損益修正	234,000	234,000
		収益の部		
	39,983,35	給水収益	51,426,471	49,485,2434
		補償金	49,525,0,769	49,525,0,769
		受託工事収益	101,000	17,924,2,63
	368,000	その他の営業収益	5,863,0	12,653,0,775
		受取利息	24,432,6	37,474,05
		雑収益	1,441,57	1,687,976
		固定資産売却益		
		過年度損益修正		
	500,00	加入金	42,80,00	3,429,0,00
4,852,760,675	13,378,0,007,29	合計	1,508,952,366	13,378,0,007,29
				4,852,760,675

1月分予算執行報告書用

昭和51年1月31日現在

(収入)

款項	目	予算額	行		予算額
			1月執	累計	
① 水道事業収益		7,91,538,000	5,610,169,4	6,78,614,853	11,2,923,147
1 営業収益		7,01,538,000	5,14,83,211	6,38,930,472	6,2,508,528
1 給水収益		6,08,198,000	5,1,323,581	4,94,852,434	1,1,18,845,666
2 受託工事収益		1,2,800,000	1,01,000	1,7,924,263	2,0,75,737
3 その他の営業収益		6,7,984,900	5,8,630	1,2,616,275	△ 5,2,822,775
2 営業外収益		9,000,000	4,618,483	3,9,675,881	5,0,324,619
1 受取利息		2,000,000	2,44,826	3,74,740,5	△ 1,747,405
2 雑収益		3,000,000	1,44,157	1,687,976	1,812,024
3 加入金		8,500,000	4,280,000	8,424,000	5,0,760,000

① 資本的收入	6 77,500,000	0	22,967,622 0	44,782,378 0
1 企業債	51,000,000	0	29,800,000	48,070,000
1 企業債	51,000,000	0	29,800,000	48,070,000
2 負擔金	7,500,000	0	0	7,500,000
1 他金計負擔金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負擔金	16,000,000	0	20,037,622 0	△40,376,220
1 工事負擔金	16,000,000	0	20,037,622 0	△40,376,220
吸 入 合 計	1,469,038,000	56,101,694	908,291,073	56,074,692 7

乙 告 報 行 執 算 分 月 1

昭和51年1月31日現在(支 出)

款項項目	予算額	執		行額計	予算額
		1月	累計		
(1) 水道事業費用					
1 営業費用	897,447,000	49,552,081	665,937,475	231,509,525	
1. 原水及淨水費	74,243,000	3,508,986	57,152,374,8	17,090,625,2	
2. 配水及給水費	314,626,000	20,118,417	25,048,561,3	64,140,387	
3. 受託工事費	120,460,000	4,828,860	8,498,2,061	18,547,793,9	
4. 業務費	20,000,000	0	16,750,980	3,249,020	
5. 組織費	89,705,000	5,304,088	6,667,3,366	23,081,634	
6. 減価償却費	68,165,000	3,258,171	4,656,5,458	16,599,542	
7. 資産減耗費	63,864,000	0	0	63,864,000	
8. その他の営業費用	70,000,000	0	10,606,6,270	△ 36,066,270	
2. 営業外費用					
1. 支払利息及企業債取扱諸費	154,017,000	16,043,095	9,441,3,727	59,603,273	
2. 税金支出し	50000	0	0	50,000	

3	予 備 費	1.0 0 0 0 0 0	0	0	1.0 0 0 0 0 0
1	平 備 費	1.0 0 0,0 0 0	0	0	1.0 0 0,0 0 0
①	資 本 的 支 出	8 1 4,1 6 7,2 8 6	9 2 8 3,0 5 8	4 7 0 8 7 8,4 6 9	3 4 3,2 8 8,8 1 7
1	建 設 改 良 費	7 6 5,0 2 0,2 8 6	3 1,4 6,5 6 9	4 4 0,9 0 2,2 1 9	3 2 4,1 1 8,0 6 7
1	車 務 費	1 2,2 0 0,0 0 0	7 3 7,0 1 2	9 8 0 1,6 6 6	2,3 9 8,3 3 4
2	拡 張 工 事 費	5 5 4,6 2 7,2 8 6	2 1 0,0 0 0	2 8 5,2 5 2,4 9 2	2 6 9,8 7 4,7 9 4
3	改 良 工 事 費	7 1,7 5 4,5 0 0	1,8 9 2,1 1 1	4 0,8 6 2,1 0 1	3 0,8 9 2,8 9 9
4	配 水 管 整 補 事 業 費	2 0,1 3 5,0 0 0	0	6,9 7 4,0 0 0	1 3,1 6 1,0 0 0
5	光 明 台 水 道 建 設 費	8 8,2 4,5,5 0 0	0	8 8,2 4,5,5 0 0	0
6	營 業 設 備 費	1 8,0 5 8,0 0 0	8 0 7,4 4 6	9,7 6 6,4 6 0	8,2 9 1,5 4 0
2	企 業 債 債 還 金	4 9,1 4 7,0 0 0	6 1 3 6,4 8 9	2 9,9 7 6,2 5 0	1 9,1 7 0,7 5 0
1	企 業 債 債 還 金	4 9,1 4 7,0 0 0	6 1 3 6,4 8 9	2 9,9 7 6,2 5 0	1 9,1 7 0,7 5 0
	支 出 合 計	1,7 1 1,6 1 4,2 8 6	5 8,8 3 5,1 3 9	1,1 3 6,8 1 5,9 4 4	5 7 4,7 9 8,3 4 2

和泉市水道事業損益計算書(1月分)

(昭和51年1月1日より昭和51年1月31日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	51,323,581円
(2) 受託工事収益	101,000円
(3) その他の営業収益	5,863,0円 51,483,211円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	20,118,417円
(2) 配水及給水費	4,828,360円
(3) 業務費	5,304,088円
(4) 総費用	32,581,71円 33,508,986円

営業利益

17,974,225円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	24,432,6円
(2) 雑収益	144,157円
(3) 加入金	4,230,000円 4,618,483円

当月分総利益

22,592,708円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業債利回り	16,043,095円
当月分純利益	6,549,613円

資金予算表

昭和 51 年 2 月 10 日

表 算 予 資 金

科 目		月 次	1 月 執 行 領額	2 月 予 定 領額	3 月 予 定 領額	4 月 予 定 領額
收 収	前 月 繼 越 金	133,398,990	72,113	48,930	48,930	0
	營 業 収 益	52,254,227	53,000	70,000	10,000	0
	營 業 外 収 益	4,618,483	5,000	5,000	5,000	0
	前 年 度 未 収 金	9,910	3,000	1,500	4,000	0
	企 業 債 債	0	0	16,900	0	0
	工 事 負 担 金	0	0	8,500	2,000	0
	一 時 借 入 金	275,000,000	100,000	0	30,000	0
	預 付 金	1,131,300	1,000	1,000	1,000	0
	前 年 度 繼 越 金	0	0	0	12,016	0
	前 受 金	1,539,000	1,000	1,000	1,000	0
入 貸	貸 付 金	80,000,000	10,000	30,000	0	0
	計	414,552,920	263,000	632,500	389,016	0

	營業費用	32,432,966	45,000	55,000	45,000
支	營業外費用	16,043,095	2,094	7,0609	2,000
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	2,839,123	92,000	210,000	86,000
	貯蔵品	5,685,230	44,039	23,684	19,000
	企業償償還金	6,136,489	1,050	18,121	0
出	一時借入金返還	230,000,000	100,000	290,000	275,000
	預り金返還	71,910	1,000	1,000	1,000
	前受金	2,629,810	1,000	1,000	1,000
	貸付金	18,000,000	0	0	0
	計	475,838,623	286,183	669,414	380,000
収	支拂引額	72,113,287	48,930	12,016	9,016

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年1月分和泉市立病院企業出納員振の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年3月5日

監査委員 西口喜一郎
同 関戸正一

記

1. 検査実施日 昭和51年3月5日
2. 検査の対象 昭和51年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1月分月次合計残高試算表

昭和51年1月31日現在

1月分月次合計残高表

和泉市立病院事業会計

残 高	借 方		貸 方		勘 定 科 目	当 月 累 計	当 月 累 計	高
	累 計	當 月	資 産 の 部	資 産 の 部				
90316210	90316210		土 地	地				
240415659	240415659		建 物	物				
2.848487	2.848487		機 械	物				
1.240000	1.240000		車 輛	輛				
41452475	41452475		機 械	及 備 品				
138124	138124		有 価 證 券	券				
9499285	9499285		投 資	資				
36534191	3467436768	41889307	減 価 償 却 引 当 金	金	438281825	43522788	43522788	
100531163	501319581	50085430	普 通 預 金	金	54097737	3430902577		
11658837	229136649	17793240	未 取 收 金	品	17870340	400788418		
57579955	128019955		貯 藏 品	品		217477812		
18100000	24310000		前 払 金	金		70440000		
1831460	128923666		定 期 預 金	金		280000000		
			過 年 度 未 收 金	金	390820	127092206		
215000000	35000000		負 債 の 部					
159956820	22150590	未 来 払 受 金	金	350000000	270000000	550000000		
74862952	9945956	仮 預 り 金	金	17793240	217424560	57467740		
5279000	421000	予 納 金	金					
924102		固 定 負 債	債	573000	6002000	6711291		
20240000		公 立 病 院 特 例 債	債		20330243	723000		
55894145	20040	過 年 度 未 払 金	金		364400000	19406141		
		資 本 の 部			55894145	344160000		
		自 己 資 本 金	金		0			
12662095	1480139	借 入 資 本 金	金		179754371	17974371		
					198059264	185397169		

589,348,893	589,348,893	緑 越 欠 捐 金		
		資 本 剰 余 金		1,118,000
		収 益 の 部		1,118,000
157,674	81,23	入 院 収 益	33,338,625	32,341,8101
105,897	309	外 来 収 益	2,23,068,93	2,44,44,9574
780	180	そ の 他 医 業 収 益	1,05,72,58	1,2,22,6,015
		受 取 利 息 配 当 金		1,677,077
		他 全 計 换 助 金		1,60,94,000
		患 者 外 給 食 収 益	4,67,705	4,21,94,70
		そ の 他 医 業 外 収 益	5,89,70	6,75,2,78
		國 車 换 助 金		1,63,90,00
		賃 用 の 部		1,63,90,00
437,468,708	437,647,199	給 与 費		17,84,91
232,230,488	232,230,488	材 料 費		
611,678,75	611,678,75	經 營 費		
		減 価 償 却 費		
3,246,085	3,246,085	資 產 減 耗 費		
5,6,9,5,6,0,9,6	57,307,596	研 究 修 費		351,500
5,210,332	5,210,332	支 扎 利 息 及 び 企 業 債 取扱 費		
		患 者 外 給 食 材 料 費		
		期 間 外 収 益		20,00,0,000
19,778,790	19,779,090	建 設 仮 勘 定		300
2,012,553,063	8,969,867,832	合 計	988,391,516	8,969,867,832
				2,012,53,063

和泉市立病院事業会計
1月分予算執行報告書

昭和51年1月31日現在

和泉市立病院事業会計

款項目	予算額	執 行 部		予 算 残額
		1月	累 計	
病院事業収益	646499000	57220839	604292618	42206382
1. 医業収益	620012000	56694164	57998793	40024207
1. 入院収益	327134000	33380502	323418101	3715899
2. 外来収益	277518000	22306584	244343677	33174323
3. その他医業収益	15360000	1057078	12226015	3139985
2. 医業外収益	26487000	526675	24304825	2182175
1. 受取利息配当金	800000		167074	△ 87077
2. 他会計補助金	16094000		16094000	0
3. 患者外給食収益	5472000	46705	4219470	1252580
4. その他医業外収益	934000	58970	675278	258722
5. 国庫補助金	3187000		1639000	1548000
病院事業費用	91552000	67597262	796279584	119240416
1. 医業費用	808501000	60835864	734113156	74387844
1. 給与費	49991000	35994895	437468708	62522292
2. 材料費	219025000	19297838	232230488	△13205488

3. 零 費	6 8 1 8 6 0 0 0	5 4 6 0 0 0 1	6 1 1 6 7 8 7 5	6 9 6 8 1 2 5
4. 減 債 債 却 費	1 7 3 8 3 0 0 0			1 7 3 8 3 0 0 0
5. 資 產 減 耗 費	1 0 0 0			1 0 0 0
6. 研 究 修 費	3 9 6 5 0 0 0	8 3 6 8 0	3 2 4 6 0 8 5	7 1 8 9 1 5
1. 医 療 外 費 用	1 0 6 7 1 9 0 0 0	6 7 6 1 3 9 8	6 2 1 6 6 4 2 8	4 4 5 2 5 7 2
1. 支 托 利 息 及 款 額 企 業 值 取 取 費	1 0 0 4 4 1 0 0 0	6 2 2 5 4 8 6	5 6 9 5 6 0 9 6	4 3 4 8 4 9 0 4
2. 患 者 外 給 食 料 費	6 2 7 8 0 0 0	5 3 5 9 1 2	5 2 1 0 8 3 2	1 0 6 7 6 6 8
3. 予 債 費	3 0 0 0 0 0 0			3 0 0 0 0 0
期 間 外 受 益	4 0 4 8 0 0 0 0		2 0 0 0 0 0 0 0	2 0 4 8 0 0 0 0
資 本 的 収 入	8 7 8 0 0 0 0 0		2 1 0 0 0 0 0 0	8 5 7 0 0 0 0 0 0
1. 他 會 計 出 資 金	2 1 0 0 0 0 0		2 1 0 0 0 0 0 0	0
2. 企 業 債	8 5 7 0 0 0 0 0			8 5 7 0 0 0 0 0 0
資 本 的 支 出	9 1 8 6 7 9 0 0 0	1 4 8 0 1 3 9	4 2 2 7 6 3 0 7	8 7 6 4 0 2 6 9 8
1. 建 設 改 良 費	8 6 4 7 3 3 0 0 0		9 3 7 4 2 1 2	8 5 5 3 5 8 7 8 8
1. 看 護 媳 住 金	1 2 3 3 0 0 0		9 2 4 1 0 2	3 0 8 8 9 8
2. 器 械 藥 品 購 入 費	6 0 0 0 0 0 0		5 6 7 3 6 0 0	3 2 6 4 0 0
3. 病 院 建 設 調 查 費	5 0 0 0 0 0		4 9 2 2 6 0	7 7 4 0
4. 病 院 增 設 事 業 費	8 5 7 0 0 0 0 0		2 2 8 4 2 5 0	8 5 4 7 1 5 7 5 0
2. 企 業 債 債 還 金	5 3 9 4 6 0 0 0	1 4 8 0 1 3 9	3 2 9 0 2 0 9 5	2 1 0 4 3 9 0 5

昭和 51 年 1 月 31 日

1. 月 度 月 次 捐 益 計 算 書

和泉市立病院事業全計

科 目	当 月	累 計		
			入 院 収 益	外 来 収 益
1. 医業収益			3 3,3,3 0,5 0,2	3 2,3,4 1,8,1 0,1
入 外 来			2 2,3 0 6,5 8,4	2 4,4,3 4,3,6 7,7
そ の 他 医業収益			1,0,5 7,0 7,8	1,2,2,2 6,0 1,5
合 計				
	5 6,6 9 4,1 6,4	5 7 9,9 8 7,7 9,3		
2. 医業費用				
給 料	8 5,9 9 4,8 9,5	4 3 7,4 6 8,7 0 8		
材 料	1 9,2 9 7,8 3,8	2 3 2,2 3 0 4 8 8		
経 費	5,4,6 0,0 0,1	6 1,1 6,7,8 7,5		
資 本	8 3,6 3,0	3,2,4 6,0 8 5		
研 究			6 0,8 3 5,8 6 4	7 3 4,1 1 3,1 5,6
医 業 利 益			△ 4,1 4 1,7 0 0	△ 1,5 4,1 2,5 3,6 3

3. 医業外収益
受取利息配当金
他会計補助金
患者外給食収益
その他医業外収益
国庫補助金

		1,677,077	
		1,609,400	
		4,219,470	
		675,278	
		1,689,000	
	合計	526,675	
			24,804,825
4. 医業外費用			
支払利息及び 支払費用	6,225,486	5,695,609	6,216,428
患者外給食材料費	5,859,112	5,210,382	
雜損		6,761,398	
		△1,037,642	
当月分純利益			△1,911,986,966
当月迄の純利益			
上記当月分収益中		健保未収金	5,008,543,0円
上記当月分費用中		未払金	17,793,240円

金 予 算 表

昭和 51 年 1 月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	1月の執行額	2月予定	3月予定
収	事業収益	60,770,884 円	55,000,000 円	50,000,000 円
企	固定資産売却代金			
遇	事業債			
年	度未収金	39,082,0		
一	時 借入金	35,000,000		20,000,000
預	預 金	7,155,103	6,000,000	6,000,000
他	会計繰入金			
前	預金戻入			
期	間外収益			
予	預金	573,000	50,000,000	50,000,000
仮	預受金			
入	合 計	41,889,807	61,500,000	133,500,000

区分	科 目	1月の執行額	2月予定	8月予定	
支	事業費用	49,735,534円	42,000,000円	102,000,000円	
	建設改良費		32,600		
	企業債償還金	1,480,139	804,000	2,054,800	
	貯蔵品購入費	22,160,530	23,000,000	20,000,000	
	過年渡未払金	20,040			
	一時借入金返還	35,000,000			
	預り金返付	9,474,582	6,000,000	6,000,000	
	前払金				
	期間外費用				
	予納金返付	42,100	50,000	50,000	
	仮受金返付				
	合計	43,328,1,825	72,680,000	149,048,000	
差引	収支差引	△14,392,518	△11,130,000	△15,548,000	
	前年度又は前月より繰越	50,926,709	36,534,191	25,404,191	
	翌年度又は翌月へ繰越	36,534,191	25,404,191	9,856,191	

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年4月5日

監査委員 西口喜一郎
同 関戸正一

記

- 1 検査実施日 昭和51年4月5日
- 2 検査の対象 昭和51年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収支計

区分	収入			支出	
	前月末累計	本月分	計	前月末累計	本月分
一般会計	7,609,814,626	△14,675,426 479,727,060	8,074,866,260	10,110,172,117	△2,062,360 982,176,173
歳入歳出外現金	148,922,744	30,466,067	179,388,811	89,308,345	32,362,033
特別歳入歳出外現金	2,483,160,732	305,500,851	2,788,661,583	2,338,169,516	319,982,655
府税	491,873,128	△ 138,727 46,426,165	538,165,566	425,527,908	66,345,223
特別会計	國民健康保険	1,162,715,994	△ 1,530,020 40,542,536	1,201,728,510	1,139,837,136
	土地区画整理事業	0	0	0	11,537,943 0
	公用用地先行取得事業	0	0	0	0
	合計	11,846,487,224	△ 16,839,173 902,662,679	12,732,810,730	14,114,552,935
	用品調達	14,633,149	558,826	15,191,975	10,924,545
	同和更生資金貸付	53,454,109	3,201,745	56,655,854	4,150,000
	財政調整				
基金	土地開発	7,826,181	94,829	7,921,010	2,254,757
	合計	75,913,439	3,855,400	79,768,839	17,329,302
					821,892

算書

昭和51年2月28日現在(単位円)

	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
		一時貸付金			
計					
11,090,285,930	△3,015,419,670	3,950,000,000 △94,352,000	△11,537,948	828,690,387	
121,670,378	57,718,433			57,718,433	
2,658,102,171	80,559,412			80,559,412	
491,873,131	46,292,435			46,292,435	
1,277,164,931	△75,436,421	100,000,000		24,568,579	
11,537,948	△11,537,948		11,537,948	0	
0	0			0	
15,650,634,484	△2,917,823,754	3,955,648,000		1,087,824,246	
11,746,437	3,445,538			3,445,538	
4,150,000	52,505,854			52,505,854	
2,254,757	5,666,253			5,666,253	
18,151,194	61,617,645			61,617,645	

現金の保

区分		現在高	内		
			普通預金	当金預座	定期預金
一般会計		828,690,887	623,473,877		660,000,000
特別会計	国保事業	24,563,579	24,163,579		
	土地区画整理事業	0	0		
	公共用地先行取得事業	0	0		
基金	用品調達	3,445,588	2,964,591	480,947	
	同和金貸付	52,505,854	52,505,854		
	財政調整	0	0		
	土地開発	5,666,253	5,666,253		
特別歳入歳出外現金		191,505,904	80,559,412		
歳入歳出外現金		57,718,433	57,718,433		
府税		46,292,435	46,292,435		
住宅敷金		8,216,048	3,219,402		4,996,641
合計		1,218,604,426	335,437,346	480,947	664,996,641

管 方 法

昭和51年2月28日現在(単位円)

訛				備 考
農 協	郵 便 局	ナシヨナル証券	釣 錢	
70,000,000	25,000,000	9,333,000	2,010,000	
			400,000	
101,668,813	9,282,679			大阪公 137 9,281,743 大阪 24,223 936
171,663,813	34,282,679	9,333,000	2,410,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	3,594,043,000	2,382,002,283	△10,279,826 163,088,297
地 方 譲 与 税	35,700,000	24,750,000	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	99,600,000	60,876,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	19,584,000	27,089,000	0
地 方 交 付 税	2,539,288,000	2,366,671,000	0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,418,000	15,418,000	0
分 担 金 及 負 担 金	115,683,000	61,264,295	記 9200 △61,450 6,523,240
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	64,684,891	記 △9,200 △1,714,730 8,021,802
国 庫 支 出 金	3,442,341,000	1,285,867,680	109,876,890
府 支 出 金	3,411,864,000	1,846,726,40	47,130,810
財 産 収 入	91,255,000	37,581,020	記 61,950 △8,800 11,760
寄 附 金	41,000,000	12,200,000	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	1,183,388,000	612,992,055	記 △61,950 △2,610,620 25,074,261
市 債	8,127,511,000	248,300,000	120,000,000
繰 越 金	225,996,000	225,996,262	0
合 計	28,080,398,000	7,609,814,626	△14,675,426 47,972,7060

調書

昭和51年2月28日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	計	過	
2,534,810,754		1,059,232,246	70.52
24,750,000		10,950,000	69.32
60,376,000		39,224,000	60.61
27,089,000	7,505,000		138.42
2,366,671,000		172,617,000	93.20
154,18,000		0	100.00
67,735,285		47,947,715	58.55
7,098,2,268		16,694,737	80.95
1,395,744,570		2,046,596,430	40.54
281,803,450		3,180,060,550	6.79
3,764,5,930		5,860,9,070	41.25
12,200,000		28,800,000	29.75
0		100,000	
685,393,746		547,994,254	53.69
368,300,000		7,759,211,000	4.53
225,996,262	262		100.00
8,074,866,260		14,955,531,740	85.06

歳出

科 目 大 分 類	予 算 額 元	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 會 費	141,172,000	125,837,428	△24,300 8,788,580
總 務 費	8,626,782,000	1,122,692,479	△8,993 68,553,406
民 生 費	3,937,661,000	2,845,134,556	△912,904 321,226,192
衛 生 費	1,175,378,000	847,665,440	△2100 18,366,2572
勞 動 費	6,651,20,000	5,283,9367	記△3,175 △3,635,09 4,821,172
農 林 水 產 業 費	155,550,000	74,925,240	5,110,897
商 工 費	215,115,000	177,560,616	9,110,983
土 木 費	5,018,840,000	881,562,064	記31,175 △200,000 89,277,548
消 防 費	327,192,000	265,715,951	△8150 22,561,988
教 育 費	7,081,336,000	2,932,208,911	△542,404 273,878,231
公 債 費	1,155,970,000	700,424,251	94,132,699
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814	0
災 害 復 旧 費	9,495,000	0	1,552,405
預 備 費	30,000,000	0	0
其 他			其 他
合 计	23,030,398,000	10,110,172,117	△2,062,360 982,176,173

調書

昭和51年2月28日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
134,601,708	6,570,292	95.34
119,123,689.2	24,355,451.08	32.84
3,165,447,844	772,213,156	80.38
981,325,912	194,047,088	83.49
5,676,5,855	9,746,145	85.34
80,035,687	75,514,363	51.45
186,671,599	28,443,401	86.77
920,670,787	4,098,169,213	18.34
288,269,789	38,922,211	88.10
3,205,544,738	8,875,791,262	45.26
794,556,950	36,141,8050	68.73
83,605,814	5,794,186	93.51
1,552,405	7,942,595	16.34
0	30,000,000	
11,090,285,930	11,940,112,070	48.15

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年4月5日

監査委員 西口喜一郎

同 関戸正一

記

- 1 検査実施日 昭和51年4月5日
- 2 検査の対象 昭和51年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末における収支の状況は、別表のとおりである。

2月分月次合計残高試算表

昭和 51 年 2 月 29 日現在

2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

借 方		合 計		勘 定 科 目		本 月 計		貸 方	
残 高	増 加	本 月 計	本 月 計	資 產 の 部	資 產 の 部	金	金	残 高	高
12,025,795.8		12,025,795.8		土 建 物	地				
18,885,246.9		18,885,246.9		機 械 及 装 置	物				
22,683,714.1		22,683,714.1		量 水 器	器				
28,349,457.4		28,349,457.4		車 輛 及 通 般 具	具				
6,850,821.8		6,850,821.8		工 具 器 具 及 備 品	品				
11,753,753		11,753,753		建 設 板 勤 定	定				
20,668,707		20,668,707		水 利 機 構	構				
56,968,267.9		12,102,893.00	5,827,832.9	電 話 加 入 權	權				
46,000.00		46,000.00		現 金	金				
4,120.00		4,120.00		普 通 預 金	金	21,083,379.9	30,921,629.61		
21,000.00		21,000.00		當 座 預 金	金	21,083,379.9	30,921,629.61		
15,799,680.4		3,250,159,765	2,969,273.16	未 収 金	金	41,646,697	50,721,964.4		
		3,032,846,645	2,108,337.99	貯 質 品	品	32,093,353	15,924,470.2		
100,097,103		60,731,674.7	41,003,217	借 地 機 構	機 構				
41,150,481		20,039,5,183	18,310,110	投 資 有 価 証 券	證 券				
		15,019,000		保 管 有 価 証 券	證 券				
1,180,000		1,800,000		短 期 貸 付 金	貸 付 金	1,000,000.00	3,600,000.00		
2,500.00		2,500.00		負 債 の 部					
1,800,000		1,800,000		未 扎 費 用	金	1,831,011.0	1,749,072.96	1,887,759.0	
3,000,000.00		6,600,000.00		一 時 借 入 金	金	1,000,000.00	1,955,000.00	7,950,000.00	
				前 受 金	金	1,714,000	4,993,730	27,164,730	
				預 り 金	金	5,175,397	10,358,014.0	46,429,250	

		預り担保有価証券 流動償却引当金		1,800,000	1,800,000
		退職給与引当金		3,206,142,52	3,206,142,52
				612,385	612,385
		資本の部			
		自己資本金		1,198,03,235	1,198,03,235
		借入資本金		1,862,910,227	1,831,883,977
		資本剩余金		5,464,000	1,027,974,803
		利益剰余金			1,027,899,803
		費用の部			
		原水及淨水費		900	
		配水及給水費			
		受託工事費			
		業務務費			
		係費			
		減耗費			
		資産減耗費			
		支払利息及 企業債取扱費			
		雜支出			
		その他営業費用			
		過年度損益修正		2,840,000	
		収益の部			
		給水収益		4,095,0927	5,362,01,696
		補償金			5,357,970,61
		受託工事収益		750,000	1,867,42,68
		その他の営業収益		3,620,2780	1,627,33,555
		受取利息		1,815,469	5,062,874
		雜収益		2,746,20	1,962,596
		固定資産売却益			
		過年度損益修正			
		加入金		8,890,000	43,180,000
		合計		814,454,951	14,192,455,680
					4,956,794,571

2月分予算執行報告書(甲)

昭和51年2月29日現在

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		2月	累計	
①水道事業収益	791,538,000	88,094,496	766,709,349	24,828,651
1管業収益	701,638,000	77,614,407	716,538,799	△15,015,879
1給水収益	608,198,000	40,944,627	535,797,061	72,400,939
2受託工事収益	20,000,000	4,67,000	18,391,263	1,608,737
3その他営業収益	73,340,000	36,202,780	162,365,555	△89,025,555
2管業外収益	90,000,000	10,480,089	50,155,470	39,844,530
1受取利息	2,000,000	1,315,469	5,062,874	△3,062,874
2雑収益	3,000,000	274,620	1,962,596	1,037,404
3加入金	85,000,000	8,890,000	43,130,000	41,870,000

①資本的收入	6 7 7,5 0 0,0 0 0	5,4 6 4,0 0 0	2 3 5,1 4 0,2 2 0	4 4 2,3 5 0,7 8 0
1 企業債	5 1 0,0 0,0 0 0	0	2 0 3 0 0,0 0 0	4 8 0,7 0 0,0 0 0
1 企業債	5 1 0,0 0,0 0 0	0	2 0 3 0 0,0 0 0	4 8 0,7 0 0,0 0 0
2 負担金	7,5 0 0,0 0 0	0	0	7,5 0 0,0 0 0
1 他會計負擔金	7,5 0 0,0 0 0	0	0	7,5 0 0,0 0 0
3 工事負擔金	1 6 0,0 0,0 0 0	5,4 6 4,0 0 0	2 0 5,8 4 0,2 2 0	△4 5,8 4 0,2 2 0
1 工事負擔金	1 6 0,0 0,0 0 0	5,4 6 4,0 0 0	2 0 5,8 4 0,2 2 0	△4 5,8 4 0,2 2 0
收入合計	1 4 6 0 0 3 8,0 0 0	9 8,5 5 8,4 9 6	1 0 0 1,8 4 9,5 6 9	4 6 7,1 8 8,4 3 1

昭和 51 年 2 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

(支 出)

昭和 51 年 2 月 29 日現在

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		2月	累計	
①水道事業費用	8 97,447,000	7 3,649,973	7 3,958,448	1 57,859,552
1 管業費用	7 42,430,000	7 1,549,409	6 4,807,815 7	9 9,856,848
1 原水及淨水費	314,626,000	1 9,359,543	2 6,984,515 6	4 4,780,844
2 配水及給水費	1 20,460,000	1 2,132,326	9 7,114,87	2 3,845,613
3 受託工事費	2 0,000,000	1,813,000	1 8,563,980	1 4,360,020
4 業務費	8 9,705,000	1,851,163	7 1,524,529	1 8,180,471
5 総係費	6 9,165,000	3,381,407	4 9,946,865	1 3,218,135
6 減価償却費	6 3,864,000	0	0	6 3,864,000
7 資産減耗費	6 1,000	0	0	6 1,000
8 その他の営業費用	7 0,000,000	3 0,011,970	1 3 6,078,240	△ 6 6,078,240
9		0	0	0
2 営業外費用	1 54,017,000	2,100,564	9 6,514,291	5 7,502,709
1 支払利息及諸費	1 53,967,000	2,100,564	9 6,514,291	5 7,452,709
2 雜支出	5 0,000	0	0	5 0,000

3 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
①資 本 的 支 出	814,167,286	5 9,767,129	5 3,0,64,5,98	2,8,3,521,688
1 建 設 故 良 費	765,020,286	5 8,717,129	4 9,9,610,348	2,65,400,938
1 事 務 費	1,2,200,000	7 9,3,52,9	1,0,5,95,195	1,60,4,805
2 拡 張 工 事 費	5 1 6,4 3 9,2 8 6	1 2,8 5 4,0 0 0	2 9,8,1 0 6,4 9 2	2 1 8,3 3 2,7 9 4
3 改 良 工 事 費	7 1,7 5 4,5 0 0	6,4 4 2,8 0 0	4 7,8 0 4,9 0 1	2 4,4 4 9,5 9 9
4 配水管 整備事業費	2,0,1 3 5,0 0 0	0	6,9 7 4,0 0 0	1 3,1 6 1,0 0 0
5 光 明 台水道施設費	1 2,6,4 3 3,5 0 0	3 8,1 8 8,0 0 0	1 2,6,4 3,3 5 0 0	0
6 営 業 設 備 費	1 8,0 5 8,0 0 0	4 3 8,8 0 0	1 0,2 0 5,2 6 0	7,8 5 2,7 4 0
2 企 業 債 債 還 金	4 9,1 4 7,0 0 0	1,0 5 0,0 0 0	3 1,0 2 6,2 5 0	1 8,1 2 0,7 5 0
1 企 業 債 債 還 金	4 9,1 4 7,0 0 0	1,0 5 0,0 0 0	3 1,0 2 6,2 5 0	1 8,1 2 0,7 5 0
支 出 合 計	1,711,614,286	1 3 3,4 1 7,1 0 2	1,2 7 0,2 3 3,0 4 6	4 4,1 3 8 1,2 4 0

和泉市水道事業損益計算書(2月分)

(昭和51年2月1日より昭和51年2月29日)

1. 営業収益

- (1) 給水収益 40,944,627円
(2) 受託工事収益 46,700円
(3) その他の営業収益 36,202,780円 77,614,407円

2. 営業費用

- (1) 原水及浄水費 19,359,543円
(2) 配水及給水費 12,132,326円
(3) 受託工事費 1,813,000円
(4) 業務費 4,851,163円
(5) 総係費 3,381,407円
(6) その他の営業費用 30,011,970円 71,549,409円

営業利益 6,064,998円

3. 営業外収益

- (1) 受取利息 1,815,469円
(2) 雜収益 274,620円
(3) 加入金 8,890,000円 10,480,089円

当月分総利益 16,545,087円

4. 営業外費用

- 支払利息及
企業債取扱諸費 2,100,564円 2,100,564円

当月分純利益 14,444,523円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和 51 年 3 月 10 日

科 目	月 次	2 月 執行 濟額	3 月 予 定 額	4 月 予 定 額	5 月 予 定 額
收	前 月 繰 越 金	7 2,113,287 円	1 5,820,6 千円	0	1 5,266 千円
	營業 収 益	7,762,493 7	7,8,000	2,3,000	2,6,000
	營業 外 収 益	1 0,480,089	7,0,0,0	7,0,0,0	7,0,0,0
	前 年 度 収 金	6,240	3,0,0,0	4,0,0,0	4,5,0,0
	企 業 債 債	0	1 6,9,000	0	0
	工 事 負 担 金	5,4,04,000	0	2,0,0,0	2,0,0,0
	一 時 借 入 金	1 0,0,0,0,0,0,0	0	5,0,0,0,0	0
	預 付 金	1,347,500	1,0,0,0	1,0,0,0	1,0,0,0
	前 年 度 繰 越 金	0	0	1 2,0,1,6	0
	入 前 受 金	1,715,250	1,0,0,0	1,0,0,0	1,0,0,0
貸	貸 付 金	1 0,0,0,0,0,0,0	3 0,0,0,0	0	0
	計	2 9,6,638,016	5 5,9,0,0,0	6 0,4,0,1,6	1 0,0,0,0,0

	營業費用	89,894,856	6,0,000	4,8,000	4,8,000
支	營業外費用	2,100,564	7,0,609	3,750	0
前年度未払費用		0	0	0	0
建 設 改 良 費 用	58,278,329	2,25,000	2,8,000	3,8,000	
貯 儲 品	7,502,510	3,9,460	7,0,000	1,0,0,00	
企 業 債 債 還 金	1,050,000	1,8,121	0	0	
一時借入金返還	1,000,000,000	2,9,0,000	5,0,0,000	0	
預り金返還	1,250,700	1,0,00	1,0,00	1,0,0,0	
出	前受金	4,07,540	1,0,00	1,0,00	1,0,0,0
	計	21,054,4499	7,05,190	5,88,750	9,8,000
	收 支 差 引 領	15,820,6,804	1,2,016	1,5,2,66	1,7,2,6,6

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年2月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年4月5日

監査委員 西 口 喜一郎
同 関 戸 正 一
記

- 1 検査実施日 昭和51年4月5日
- 2 検査の対象 昭和51年2月分の出納状況
- 2 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

2月分月次合計残高試算表

昭和51年2月29日現在

2月分月次合計 残高 試算表

和泉市立病院事業会計

残高	累計	方		勘定科目		貸合		方	
		月	当月	部	資産の部	月	累計	計	残高
90316210	90316210			土 地	地				
240415659	240415659			建 物	物				
2.848487	2.848487			構 築 物	物				
1.240000	1.240000			車 輛	輛				
41778875	41778875	326400		機 械 及 ブ 備 品	品				
138124	138124			有 價 証 券	券				
9499235	9499235			投 資	資 金				
30032221	3674952867	307516099		減価償却引当金		43522733		43522733	
97735598	549137612	47818031		普 通 預 金	金	214018069		3644920646	
111645421	251411729	22275080		未 収 金	金	50613596		451402014	
57570955	128019955			貯 品	品	22288496		230766308	
13100000	24310000			前 扱 金	金			70440000	
120630	128923666			定 期 預 金	金			230000000	
				過 年 度 未 収 金	金	1710830		128803086	
				負 債 の 部					
	229000000	140000000		一 時 借 入 金	金	140000000		284000000	
181638720	21681900			未 払 金	金	22275080		23969640	
				假 受 金	金			58060920	
				預 り 金	金	7096297		88670540	
81850657	698705			予 納 金	金	524000		6819883	
5766000	487000			固 定 負 債	金	6526000		760000	
924102				公 立 病 院 特 例 債	金			20330243	
20240000				過 年 度 未 払 金	金			36440000	
55894145				資 本 の 部	金			344160000	
				自 己 資 本 金	金			55894145	0
								179754371	179754371

資本金	1,846,5800	借入資本金	803,705	繰越欠損金		1,980,592,64	1,845,934,64
5,893,488,93	5,893,488,93			資本剰余金		1,118,000	1,118,000
				収益の部			
	1,57,674	入院収益	3,076,8,83	3,54,34,4,058	3,54,18,6,384		
	137,997	外来収益	2,274,6,734	2,671,9,6,308	2,67,0,58,811		
	780	その他医業収益	1,204,831	1,843,1,626	1,843,0,846		
		受取利息配当金	603,489	2,280,516	2,28,0,516		
		他会計補助金		1,609,4,000	1,609,4,000		
		患者外給食収益	4,53,3,85	4,672,855	4,672,855		
		その他医業外収益	615,49	7,86,827	7,3,6,827		
		国庫補助金		1,63,9000	1,63,9000		
		費用の部					
	4,72,9,8,1,501	給与費		1,78,4,91			
	2,55,2,9,4,455	材料費					
	6,55,2,3,5,62	経理費					
		減価償却費					
	3,2,8,6,3,05	資産減耗費					
	5,9,9,6,2,3,89	研究開発費					
	5,6,6,7,9,91	支払利息及び 企業債取扱費		6,500	6,500		
		患者外給食材料費					
		期間外収益			2,000,0,000	2,000,0,000	
	1,9,7,7,8,7,90	建設仮勘定			300	300	
	2,0,6,8,2,9,4,2,51	合計	514,371,0,89	9,48,4,23,8,921	20,6,82,9,4,251		

2月分予算執行報告書

昭和51年2月29日現在

和泉市立病院事業会計

款項	目	予算額	執行額		予算額
			2月	累計	
病院事業収益		646,499,000	5,806,121	66,0,09,873,9	△1,8,599,739
1. 医業収益		62,0,012,000	5,4,6,87,748	63,4,67,5,541	△ 1,4,6,63,541
1. 入院収益		32,7,134,000	3,0,7,68,283	35,4,18,6,384	△ 2,7,05,2,884
2. 外来収益		27,7,518,000	2,2,7,14,634	26,7,05,8,311	1,0,4,59,689
3. その他医業収益		15,3,60,000	1,2,0,4,831	13,4,30,846	△ 1,9,29,154
2. 医業外収益		26,4,87,000	1,1,1,8,373	2,5,4,23,1,98	1,0,63,802
1. 受取利息配当金		800,000	0,0,3,48,9	2,2,8,0,516	△ 1,4,8,0,516
2. 他会計補助金		16,0,94,000		16,0,94,000	0
3. 患者外給食収益		5,4,72,000	4,5,3,38,5	4,6,72,8,55	△ 7,9,9,14,5
4. その他医業外収益		93,4,000	6,1,5,49	7,8,6,827	△ 1,07,173
5. 国庫補助金		3,1,87,000		16,6,3,9,000	1,5,4,8,0,00
病院事業費用		915,520,000	6,6,4,3,6,5,6,9	8,6,2,7,1,6,153	△ 6,2,803,847
1. 医業費用		808,501,000	6,2,9,72,6,67	7,9,7,08,5,823	△ 1,1,4,15,1,77
1. 給与費		499,991,000	3,5,5,12,798	4,7,2,9,81,5,01	2,7,009,499
2. 材料費		219,025,000	2,3,0,63,9,67	2,5,5,2,94,455	△ 3,6,2,69,455

總經費	6 813 6.000	4 355.687	6 5,523.562	2,612,438
4. 滅價償却費	1 738 3.000			1 738 3.000
5. 資產減耗費	1.000			1.000
6. 研究研修費	3 965.000	4 0,220	3,286.305	6 786.95
2. 医業外費用	1 067 19.000	3 463.902	6 5,680.330	4 1.08.670
1. 企支払利息及貯蓄 義債取扱諸費	1 004 41.000	3 006.248	5 996.2339	4 0.478.661
2. 患者外給食材料費	6 278.000	4 57.659	5 667.991	6 10,009
3. 予備費	3 00,000			3 00,000
期間外収益	4 048 0.000		2 0,000.000	2 0.48 0.000
資本的収入	8 780 0.000		2 1,000,000	8 57,000.000
1. 他会計出資金	2 1,000,000		2 1,000,000	2 1,000,000
2. 企業債	8 570 0.000			8 57,000.000
資本的支出	9 186 79.000	1.130.105	4 340 6.412	8 75,272.588
1. 建設改良費	8 647 33.000	3 26.400	9 700 6.12	8 55,032.388
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233.000		9 24.102	3 08.898
2. 器械備品購入費	6 000,000	3 26.400	6 000,000	0
3. 病院建設調査費	5 00,000		4 92,260	7,740
4. 病院増設事業費	8 570 0,000		2,284.250	8 54,715.750
2. 企業債償還金	5 394 6.000	8 03.705	3 370 5.800	2 024 0.200

月次収益計算書

昭和51年2月29日

和泉市立病院事業全計

科 目	当 月	累 計		
		1月	2月	3月
1. 医業収益				
入院収益	3 0,7 6 8,2 8 8			3 5 4,1 8 6,3 8 4
外来収益	2 2,7 1 4,6 3 4			2 6 7,0 5 8,8 1 1
その他医業収益	1,2 0 4,8 3 1			1 3,4 3 0,8 4 6
計		5 4,6 8 7,7 4 8		6 3 4,6 7 5,5 4 1
2. 医業費用				
給料費	3 5,5 1 2,7 9 3			4 7 2,9 8 1,5 0 1
経費	2 3,0 6 3,9 6 7			2 5 5,2 9 4,4 5 5
資産減耗費	4,3 5,5,6 8 7			4,6 5,5,2 3,5 6 2
計		4 0,2 2 0		3 2 8 6,3 0 5
3. 利益				
計		6 2,9 7 2,6 6 7		7 9 7,0 8 5,8 2 3
△	△ 8,2 8 4,9 1 9			△ 1 6 2,4 1 0,2 8,2

3. 医業外収益	受取利息	金	6 0 3,4 3 9		2,2 8 0,5 1 6	
	会計補助金				1 6,0 9 4,0 0 0	
他患者外給食収益	金		4 5 3,8 8 5		4,6 7 2,8 5 5	
その他医業外収益	金		6 1,5 4 9		7 3 6,8 2 7	
国庫補助金					1,6 3 9,0 0 0	
	計			1,1 1 8,3 7 8		2 5,4 2 3,1 9 8
4. 医業外費用	支払業外給食料費	及び費用				
企患者外給食料費	金		3,0 0 6,2 4 3		5 9,9 6 2,3 3 9	
雜損失	金		4 5 7,6 5 9		5,6 6 7,9 9 1	
	計				3,4 6 3,9 0 2	6 5,6 8 0,3 3 0
当月分純利益					△ 1 0,6 3 0,4 4 8	
当月迄の純利益						△ 2 0,2,6 1 7,4 1 4
上記当月分収益中		健保未収金				4 7,8 1 8,0 3 1 円
上記当月分費用中		未 払 金				2 2,2 7 5,0 8 0 円

資 金 算 簿 表

昭和51年2月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	2月の執行額	3月 予 定	4月 予 定
			収	支
事 業 収 益		58,184,972円		5,000,000円
固定資産売却代金				
企 業 債			9,300,000	
過 年 度 未 収 金		1,710,830		
一 時 借 入 金		14,000,000	2,000,000	2,000,000
預 り 金		7,096,297	6,000,000	6,000,000
他 会 計 繼 入 金				
前 払 金 戻 入				
期 間 外 収 益				
予 納 金		524,000	50,000	50,000
仮 受 金				
合 計		207,516,099	16,950,000	76,500,000

区分	科 目	2月の銀行残額		3月予定		4月予定	
		用	貯	用	貯	用	貯
支	事業費 用	4 4,1 8 6,6 7 3 円		1 0 2,0 0 0,0 0 0 円		4 2,0 0 0,0 0 0 円	
	建設改良費	3 2 6,4 0 0		3 6,0 0 0,0 0 0			
	企業償償還金	8,0 3,7 0 5		2 0,5 4,8,0 0 0			
	貯蔵品購入費	2 1,6 8 1,9 0 0		2 2,0 0 0,0 0 0			
	過年渡未払金					2 5,0 0 0,0 0 0	
	一時借入金返還	1 4,0 0 0,0 0 0					
	預り金返付	6,5 3 2,3 9 1		6,0 0 0,0 0 0		6,0 0 0,0 0 0	
	前払金						
	期間外費用						
出	預納金返付	4 8 7,0 0 0		5 0 0,0 0 0		5 0 0,0 0 0	
	仮受金返付						
	合 計	2 1 4,0 1 8,0 6 9		1 8 7,0 4 8,0 0 0		7 3,5 0 0 0 0	
	収支差引	△ 6,5 0 1,9 7 0		△ 1 7,5 4 8,0 0 0		3,0 0 0,0 0 0	
差引	前年度又は前月より繰越	3 6,5 3 4,1 9 1		3 0,0 3 2,2 2 1		1 2,4 8 4,2 2 1	
	翌年度又は翌月へ繰越	3 0,0 3 2,2 2 1		1 2,4 8 4,2 2 1		1 5,4 8 4,2 2 1	

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年6月2日

監査委員 西口壽一郎
同 関戸正一

記

1. 検査実施日 昭和51年6月2日
2. 検査の対象 昭和51年3月分の出納状況
3. 検査の結果

3月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したこと、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支

区分	収 入			支	
	前月末累計	本月分	計	前月末累計	本月分
一般会計	8,074,866,260	△123,651,269 4,662,107,685	12,613,322,676	11,090,285,930	△ 73,384,095 3,472,197,828
歳入歳出外現金	179,388,811	38,915,987	218,304,798	121,670,378	29,477,790
特別歳入歳出外現金	2,738,661,583	480,166,520	3,218,828,103	2,658,102,171	455,748,583
府 税	538,165,566	△ 72,185 60,473,219	598,566,600	491,873,131	46,292,431
特別会計	国民健康保険	1,201,728,510	△ 7,531,760 71,339,051	1,265,585,801	1,277,164,931 △ 273,847 139,864,500
	土地区画整理事業	0	0	0	11,537,943 0
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0
合 計	12,732,810,730	△131,255,214 5,313,052,462	17,914,607,978	15,650,684,484	△ 73,657,942 4,143,581,132
基金	用品調達	15,191,975	2,219,810	17,411,785	11,746,437 952,178
	同和厚生資金貸付	56,655,854	1,026,940	57,682,794	4,150,000 2,047,047
	財政調整				
	土地開発	7,921,010	0	7,921,010	2,254,757 94,829
合 計	79,768,839	3,246,750	83,015,589	18,151,194	3,094,054

計 算 書

昭和 51 年 3 月 31 日現在 (単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
計		一時貸付金			
14,489,099,663	△ 1,875,776,987	3,940,000,000 △ 215,000,000	△ 191,537,943	1,657,685,070	
151,148,168	67,156,680			67,156,680	
3,113,850,754	104,977,349			104,977,349	
538,165,562	60,401,038			60,401,038	
1,416,755,584	△ 151,169,783		180,000,000	28,830,217	
11,537,943	△ 11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
19,720,557,674	△ 1,805,949,696	3,725,000,000		1,919,050,304	
12,698,615	4,713,170			4,713,170	
6,197,047	51,485,747			51,485,747	
2,849,580	5,571,424			5,571,424	
21,245,248	61,770,341			61,770,341	

現金の保

格

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
一般会計		1,657,685,070	1,331,352,070		235,000,000
特別会計	国保事業	2,883,021,7	2,843,021,7		
	土地整理事業	0	0		
	公用地先行取得事業	0	0		
基金	用品調達	4,713,170	2,995,385	1,717,835	
	同賃貸更生付	5,148,574,7	5,148,574,7		
	財政調整				
土地開発		5,571,424	5,571,424		
特別歳入歳出外現金		158,313,769	104,977,349		
歳入歳出外現金		67,156,630	67,156,630		
府税		60,401,038	60,401,038		
住宅敷金		8,324,943	3,323,302		4,996,641
合計		2,042,482,008	1,655,698,112	1,717,835	289,996,641

管 方 法

昭和51年8月31日現在(単位円)

記				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル証券	釣 錢	
8 000 0.000		9.333.000	2.000.000	
			400.000	
50918264	2.418.156			大阪公 137 2.417.285 大 阪 24223 871
50918264	2.418.156	9.333.000	2.400.000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 涝	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	3,594,043,000	2,534,810,754	△ 1,407,646 3,446,70,334
地 方 譲 与 稅	3,570,0,000	2,475,0,000	0
自 動 車 取 得 稅 交 付 金	9,960,0,000	6,037,6,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	27,039,000	27,039,000	0
地 方 交 付 税	2,544,589,000	2,366,671,000	177,868,000
交 通 安 全 対 策 特 别 交 付 金	1,541,8,000	1,541,8,000	0
分 担 金 及 負 担 金	119,155,000	67,735,285	△ 10,400 7,585,175
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	70,982,263	△ 66,716,5 9,761,379
国 庫 支 出 金	3,546,251,000	1,395,744,570	1,225,333,617
府 支 出 金	8,900,045,000	2,818,034,50	6,879,1,509
財 産 収 入	912,55,000	37,645,930	記 57,400 △ 1,564,902 2,412,841
寄 附 金	41,000,000	12,200,000	19,500,000
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	1,405,205,000	635,383,746	記 △57,400 △ 1156 2,042,27,830
市 債	10,019,111,000	8,683,00,000	△12,000,000 2,602,007,000
繰 越 金	225,996,000	225,996,262	0
合 計	25,752,134,000	8,074,866,260	△123,651,269 4,662,107,685

調書

昭和51年3月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
計	過	不 足	
2,878,073,442		715,969,558	80.07
2,475,000		1,095,000	69.32
6,037,600		3,922,400	60.61
27,039,000		0	100.00
2,544,539,000		0	100.00
15,418,000		0	100.00
75,260,060		43,894,940	68.16
8,007,6477		7,800,523	91.33
2,621,078,187		925,172,813	73.91
300,594,959		3,599,450,041	7.70
38,551,269		5,270,3,731	42.24
31,700,000		9,800,000	77.31
0		100,000	
839,563,020		565,641,980	59.61
2,850,807,000		7,168,804,000	28.44
225,996,262	262		100.00
12,613,322,676		13,138,811,324	48.97

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	1,544,520.00	134,601,708	13,179,459
総 務 費	4,155,710.00	1,191,236,892	△1,149,979 1,022,794,979
民 生 費	4,028,575,000	3,165,447,844	△1,352,291 2,955,596,504
衛 生 費	1,761,014,000	981,325,912	△ 5,520 6,607,376
労 働 費	6,809,000	5,676,5855	△272,073 7,311,951
農 林 水 産 業 費	163,474,000	80,035,637	△2,769,529 1,683,9957
商 工 費	217,486,000	186,671,599	7,179,903
土 木 費	5,064,687,000	920,670,787	△6,695,9776 1,000,585,022
消 防 費	846,396,000	288,269,789	43,069,614
教 育 費	8,500,715,000	3,205,544,738	△ 874,927 6,623,99113
公 債 費	1,155,970,000	794,556,950	337,133,512
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814	
災 害 復 旧 費	16,165,000	1,552,405	2,9548
予 備 費	30,000,000	0	0
合 計	25,752,134,000	11,090,285,930	△7,338,4095 3472,197828

調書

昭和51年3月31日現在

額 計	予算残額	予算に対する支出割合
147,781,167	6,670,833	95.68
2,212,886,392	1,942,823,608	53.24
3,459,692,057	5,688,829,43	85.87
1,047,894,158	713,619,842	59.47
63,805,733	4,284,267	93.70
94,106,065	6,936,793,5	57.56
193,851,502	23,634,498	89.13
1,854,296,033	3,210,390,967	36.61
331,339,403	1,505,659,7	95.65
3,867,068,924	4,633,646,076	45.49
1,131,690,462	2,427,953,8	97.81
83,605,814	5,794,186	93.51
1581,953	1,458,304,7	9.78
0	3,000,000,0	
14,489,099,663	11,263,034,337	56.26

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年6月2日

監査委員 西口喜一郎

同 関戸正一

記

- 1 検査の実施日 昭和51年6月2日
- 2 検査の対象 昭和51年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。
なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

3月分月次合計残高試算表

昭和 51 年 3 月 31 日現在
3 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

残高	借合計	本月計	勘定科目	貸合計		高
				償産の部	本月計	
120257953	120257953		土 地			
188852469	188852469		建 物			
226837141	226837141		機 械 及 装 置			
283494574	283494574		量 水 器	481564	481564	
69136554	69618118	1109900	車 輛 及 運 搬 具	685000	685000	
11068753	11753753		工 具 器 具 及 備 品			
20688707	20668707		建 設 仮 勘 定			
733543434	1374150055	163860755	水 利 機	50000	640606621	
4109000	4600000		電 気 加 入 機			
41200	41200		現 金			
210000	210000		普 通 預 金	63477152	3726940113	
84035505	2810975618	560815853	當 座 預 金	62477152	3657623797	
2657623797	62477152		未 収 金	81430074	588649718	
94920600	683570318	76253571	貯 庫 品	9203772	168448474	
49086964	217535438	17140255	仮 扎 金			
15019000			借 地 機	60000	15019000	
120000	180000		投 資 有 価 証 券			
25000	25000		保 管 有 価 証 券			
1800000	1800000		短 期 貸 付 金			
300000000	660000000		負 債 の 部			
180118066	24088360		未 扎 金	41817190	216724486	36806420
			未 扎 費 用			
1,708000000	548000000		一 時 借 入 金	253000000	2208000000	500000000
26231000	8458000		前 受 金	2853000	52790730	26558730
63278048	6127158		預 金	5381858	108961998	45683950
			預り担保 有価証券		1800000	1800000

	634,575	634,575	減価償却引当金 還職給与引当金	80,696,573 35,836,15	401,310,825 41,960,00	400,676,250 41,960,00
			資本の部			
			自己資本金		11,980,323,5	11,980,323,5
	49,146,646	18,120,396	借入資金	399,000,000	2,212,763,581	
	75,000		資本剰余金	10,500,000	1,038,474,803	1,038,399,803
	83,357,891	83,357,891	利益剰余金			
			費用の部			
	29,941,162,6	29,941,12,526	原水及淨水費		900	
	10,845,675,3	10,845,675,3	配水及給水費			
	18,727,980	19,520,980	受託工事費	793,000	793,000	
	79,497,428	79,592,828	業務費		9,540,00	
	60,219,778	60,291,223	経關係費	690	714,45	
	80,806,573	80,806,573	減価償却費			
	17,237,1	17,237,1	資産減耗費			
	167,994,309	167,994,309	支払利息及企業債取扱			
			雑支出			
	14,233,876,0	14,257,276,0	その他の営業費用		234,000	
	815,820	315,820	過年度損益修正			
			収益の部			
	6,220,65	21,743,0	給水収益	4,740,12,36	5,836,02,982	5,829,80,867
			植樹償金			
	2,830,00		受託工事収益	4,76,000	1,915,02,63	1,886,72,68
	3,680,00		その他の営業収益	1,134,677,5	174,080,330	173,712,330
			受取利息	11,954,484	17,017,358	17,017,358
			雜収益	658,760	2,621,356	2,621,356
			固定資産却益			
			過年度損益修正			
	50,000		加入金	4,253,000	85,710,000	85,660,000
	5,267,348,143	16,455,913,575	合計	22,634,578,95	16,455,913,575	5,267,348,143

3月分予算執行報告書甲
(収入)

昭和51年3月31日現在

款項項目	予算額	執行額			予算額
		3月	累計	合計	
① 水道事業収益	871,023,000	114,149,825	880,859,174	△ 9,836,174	
1 営業収益	769,538,000	59,006,581	775,560,460	△ 6,022,460	
1 給水収益	584,198,000	47,183,806	582,980,867	1,217,133	
2 受託工事収益	200,000,000	47,600,0	18,867,263	1,132,737	
3 その他の営業収益	165,340,000	11,346,775	17,371,2330	△ 8,872,330	
2 営業外収益	101,485,000	55,143,244	105,298,714	△ 3,813,714	
1 受取利息	14,485,000	11,954,484	17,017,858	△ 2,582,858	
2 雑収益	2,000,000	658,760	2,621,356	△ 621,356	
3 加入金	85,000,000	42,530,000	85,660,000	△ 660,000	

① 資本的収入	725,800,000	409,500,000	644,640,220	81,159,780
1 企業債	430,800,000	399,000,000	428,800,000	2,000,000
1 企業債	430,300,000	399,000,000	428,800,000	2,000,000
2 負担金	7,500,000	7,500,000	7,500,000	0
1 他会計負担金	7,500,000	7,500,000	7,500,000	0
3 工事負担金	285,000,000	0	205,840,220	79,159,780
1 工事負担金	285,000,000	0	205,840,220	79,159,780
4 捧助金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
1 捧助金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
収入合計	1,596,823,000	523,649,825	1,525,499,944	71,323,606

昭和 51 年 3 月 31 日現在

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙
(支 出)

款項項目	予算額	執行額			予算残額
		8月	累計	計	
① 水道事業費用	9 6 7,3 3 7,0 0 0	2 1 8,0 3 8,1 3,0	9 5 7,6 2 5,5 7,8	9 7 1 1,4 2,2	
1 営業費用	7 9 8,3 2 8,0 0 0	1 4 6,5,5,8,1,1 2	7 8 9,6 3 1,2 6,9	8 6 9 6,7 3,1	
1 原水及浄水費	3 0 5,4 7 1,0 0 0	2 9,5 6 6,4 7,0	2 9 9,4 1 1,6 2,6	6 0 5 9,3 7,4	
2 配水及給水費	1 0 9,4 3 9,0 0 0	1 1,3 4 2,8 6,6	1 0 8,4 5 6,7 5,3	9 8 2,2 4,7	
3 受託工事費	2 0 0 0 0,0 0 0	1 6 4 0 0 0	1 8,7 2 7,9,8 0	1,2 7,2 0,2 0	
4 業務費	7 9 6 5 6,0 0 0	7,9 7 2,8 9,9	7 9,4 9 7,4 2,8	1 5 8,5 7,2	
5 給係費	6 0 6,8 8,0 0 0	1 0,2 7 2,9 1,8	6 0,2 1 9,7 7,8	4 6 8,2 2,2	
6 減価償却費	8 0,8 6 4,0 0 0	8 0,8 0 6,5 7,3	8 0,8 0 6,5 7,3	5 7,4 2,7	
7 資産減耗費	2 1 0,0 0 0	1 7 2,3 7,1	1 7 2,3 7,1	8 7,6 2,9	
8 その他の営業費用	1 4 2 0 0 0,0 0 0	6,2 6 0,5 2,0	1 4 2 3 8 8,7 6,0	△ 3 3 8,7 6,0	
2 営業外費用	1 6 8,0 0 9,0 0 0	7,1 4 8 0,0 1 8	1 6 7,9 9 4,8 0 9	14,6 9,1	
1 支払利息及取扱費	1 6 7,9 9 0,0 0	7 1,4 8 0,0 1 8	1 6 7,9 9 4,8 0 9	4,6 9,1	
2 雜支	1 0,0 0 0	0	0	1 0,0 0 0	

2	予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
1	予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資 本 的 支 出				
1	建 設 改 良 費	8 1 1.4 0 8.2 8 6	1 8 2.7 2 8.9 8 6	7 1 8.3 7 4.5 8 4	9 8.0 8 3.7 0 2
1	事 務 費	7 6 2.2 6 1.2 8 6	1 6 4.6 0 8.5 9 0	6 6 4.2 2 7.9 8 8	9 8.0 8 3.3 4 8
2	拓 張 工 事 費	1 1.7 0 8.3 0 1	1.1 1 1.4 1 3	1 1.7 0 6.6 0 8	1.6 9 3
3	改 良 工 事 費	4 7 7.1 1.8.9 8 5	1 6 0.1 8 2.0 0 0	4 5 8.2 8 8.4 9 2	1 8.8 8 0.4 9 8
4	配水管整備事業費	5 5 0 9 0 0 0 0	2.3 6 8.8 4 2	4 9.6 7 3.2 4 3	5.4 1 6.7 5 7
5	光 明 台 水 道 施 設 費	9 8 8 5.0 0 0	1 9 9.0 0 0	7.1 7 3.0 0 0	2.7 1 2.0 0 0
6	管 業 設 備 費	1 9 7.0 0 0 0 0	0	1 2.6 4 3 3.5 0 0	7 0.5 6 6.5 0 0
1	企 業 備 費	1 1.4 5 9.0 0 0	7 4 7.8 3 5	1 0.9 5 3.0 9 5	5 0 5.9 0 5
2	企 業 債 債 還 金	4 9.1 4 7.0 0 0	1 8.1 2 0.3 9 6	4 9.1 4 6.6 4 6	3 5 4
1	企 業 債 債 還 金	4 9.1 4 7.0 0 0	1 8.1 2 0.3 9 6	4 9.1 4 6.6 4 6	3 5 4
	支 出 合 計	1.7 7 8.7 4 5.2 8 6	4 0 0.7 6 7.1 1 6	1.6 7 1.0 0 0 1 6 2	1 0 7.7 4 5.1 2 4

和泉市水道事業損益計算書(3月分)

(昭和51年3月1日より昭和51年3月31日)

1. 営業収益

- (1) 給水収益 47,183,806円
- (2) 受託工事収益 47,600円
- (3) その他の営業収益 11,346,775円 59,006,581円

2. 営業費用

- (1) 原水及浄水費 29,566,470円
- (2) 配水及給水費 11,342,366円
- (3) 受託工事費 1,640,000円
- (4) 業務費 7,972,899円
- (5) 総係費 10,272,913円
- (6) その他の営業費用 6,260,520円
- (7) 減価償却費 8,080,6578円
- (8) 資産減耗費 17,2371円 14,655,8112円

営業損失

87,551,531円

3. 営業外収益

- (1) 受取利息 11,954,484円
- (2) 雜収益 65,8760円
- (3) 加入金 42,530,000円 55,143,244円

当月分総損失

32,408,287円

4. 営業外費用

支払利息及
企業債取扱諸費

71,480,018円

71,480,018円

当月分純損失

103,888,305円

資 金 予 算 表

昭和 51 年 4 月 10 日

資 金 予 算 表

科 目	月 次	3 月 執 行 濟 額	4 月 予 定 總	5 月 予 定 總	6 月 予 定 總
前 月 繼 越 金	1 5 8,2 0 6,8 0 4	0	6 4,5 0 0	6 4,5 0 0	1 8,5 7 0
營 業 収 益	9 1,6 5 0,7 8 9	5 5 9	1 0,0 0 0	1 0,0 0 0	4 0,0 0 0
營 業 外 収 益	2 6,3 4,3,2 4 4	6,4 5 0	6,0 0 0	6,0 0 0	6,0 0 0
前 年 度 未 収 金	3 5,8 1 0	2 0,5 0 0	3 5,0 0 0	3 5,0 0 0	6,0 0 0
企 業 債	1 6 0,0 0 0,0 0 0	0	0	0	0
工 事 負 担 金	1 0,5 0 0 0 0	7 7,1 3 1	1 0,0 0 0	1 0,0 0 0	2 0,0 0 0
一 時 借 入 金	2 5 0,0 0 0,0 0 0	5 1 0,0 0 0	0	0	0
預 け 金	2,7 5 3,0 0 0	8 6 6	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0
前 年 度 繰 越 金	0	8 4,2 4 5	0	0	0
前 受 金	5 1 5,8 0 0	1,0 8 8	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0
貸 付 金	0	0	0	0	5 0,0 0 0
計	5 5 0,7 9 8,6 4 3	7 0 0,8 3 9	6 3,0 0 0	6 3,0 0 0	1 2 4,0 0 0

	營業費用	4,090,3629	3,3667	4,0000	6,7000
支	營業外費用	7,148,0,018	1,245	0	0
前及 年度未払費用	0	25,039	11,567	0	0
建設改良費	1,45,831,494	60,769	37,000	3,8500	
貯蔵品	2,407,9,120	1,4569	1,8,363	17,390	
企業債償還金	1,8,120,396	0	0	0	
一時借入金返還	31,5,000,000	500,000	0	0	
預り金返還	2,084,185	1,050	1,000	1,000	
出	前受金	1,261,100	0	1,000	1,000
	計	624,759,942	636,389	10,8,980	124,890
	収支差引額	8,4,245,505	64,500	18,570	17,6,80

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和51年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年6月2日

監査委員 西 口 喜一郎

同 梶 戸 正 一

記

1 検査実施日 昭和51年6月2日

2 検査の対象 昭和51年3月分の出納状況

1 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係誌帳簿及び証拠書類を照合したこと、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

3月分月次合計残高試算表

昭和 51 年 3 月 31 日現在
3 月 分 月 次 合 算 残 高 試 算 表

和泉市立病院事業会計

残 高	累 計	方		勘 定 科 目		貸		方	
		当 月	合 計	当 月	合 計	当 月	合 計	累 計	残 高
14,941,8165	14,941,8165	5,910,1955	資 産 の 部						
2,404,15659	2,404,15659	土 声	地						
2,848,487	2,848,487	構 築 物	物						
1,240,000	1,240,000	車 輛	轉						
4,177,8875	4,177,8875	機 械 及 儀 品							
13,8124	13,8124	有 価 証 券							
9,499,235	9,499,235	投 資	資						
5,585,7115	4,426,813,72	751,328,505	減 価 償 却 引 当 金		15,103,580		5,862,6313		5,862,6313
1,241,742,57	6,27,880,044	787,424,82	普 通 預 金		725,503,011		4,370,423,657		
1,443,2228	2,728,805,05	214,687,77	未 収 収 蘭 品		52,303,773		50,370,5787		
678,800	1,28,019,955		前 扎 金		18,681,970		25,844,8278		
31,000,000	24,810,000		定 期 預 金		56,901,355		1,27,341,355		
0	12,892,8,666		過 年 度 未 収 金		10,000,000		24,000,000		
			負 債 の 部		12,063,0		12,892,8,666		
2,840,000,000	5,50,0,0,0,0	一 時 借 入 金			5,80,0,0,0,0		3,42,0,0,0,0		5,80,0,0,0,0
20,889,3,160	27,254,4,440	未 扎 金			3,62,9,3,489		27,5,9,9,8,1,29		6,7,0,9,9,6,9
		仮 受 金							
893,452,48	7,4,9,4,5,91	預 金			8,8,1,8,0,0,6		9,7,4,8,3,5,4,6		8,1,3,8,2,9,8
6,300,0,00	5,3,4,0,0,0	予 納 金			4,8,0,0,0,0		7,0,0,6,0,0,0		7,0,6,0,0,0
12,321,36	3,0,8,0,3,4	固 定 負 債					2,0,8,3,0,2,4,8		1,9,0,9,8,1,0,7
40,480,0,00	20,240,0,00	公 立 病 院 特 例 債					3,6,4,4,0,0,0,0		3,2,8,9,2,0,0,0
55,894,145		過 年 度 未 扎 金					5,5,8,9,4,1,4,5		0

資本の部		自己資本金		179,754,371		1797,543,71	
		借入資金	87,000,000	285,059,264	271,593,464		
589,348,893	589,348,893	繰越欠損金					
		資本剰余金		1,118,000	1,118,000		
収益の部		院収益		393,510,628		393,828,600	
227,768	70,094	外来収益	2,6,645,986	203,842,294	293,680,830		
181,464	43,467	その他医業収益	1,758,847	15,190,473	15,189,693		
780		受取利息配当金	834,61	2,363,977	2,363,977		
		他会計補助金		1,609,4,000	1,609,4,000		
		患者外給食収益	981,840	5,604,495	5,604,495		
		その他医業外収益	3,42,782	1,079,609	1,079,609		
		国庫補助金	2,278,000	3,917,000	3,917,000		
費用の部		給与費		2,839,8		2,06,889	
530,492,399	530,699,288	5,75,392,96					
278,846,156	278,884,468	2,85,90,008	材料費	3,83,07	3,83,07		
764,81,008	764,91,248	10,96,76,86	経費	10,24,0	10,24,0		
151,035,80	151,03,580	15,10,3,580	減価償却費				
			資産減耗費				
3,631,835	3,63,8,335	3,45,5,30	研究修繕費		6,500		
90,316,039	90,367,539	30,353,700	支払利息及び企業債取扱費		35,1,500		
6,218,941	6,218,941	55,0,950	患者外給食材料費				
期間外収益		20,480,000		4,048,0,000		4,048,0,000	
47,706,790	49,979,000	302,00,000	建設仮勘定	2,272,000	2,272,800		
228,1,726,986	111,694,75,986	1,685,237,045	合計	1,685,237,045	111,694,75,986	2,281,726,986	

和泉市立病院事業会計
3月分予算執行報告書

昭和31年3月31日現在

款項	目	予 算		実 執		行 繩		予 算 残 銘
		額	期初残額	8月	累 計	月		
病院事業収益		70,358,800.00		71,093,725	731,192,464	△	2,760,446.4	
1 医業収益		67,519,400.00		67,457,842	702,193,883	△	2,693,938.8	
1.1 入院料収益		397,6,917,000		390,964,76	3,932,82,860	△	1,636,5,860	
2 外来収益		28,340,900.00		26,602,519	293,660,830	△	1,025,1,830	
3 その他医業収益		14,868,000.00		17,58,847	15,18,9,93	△	3,21,6,93	
2 医業外収益		2,839,400.00		3,635,883	2,905,9,081	△	6,65,0,81	
1 受取利息配当金		1,977,000.00		83,461	2,863,977	△	3,86,9,77	
2 他会計補助金		16,094,000.00			16,094,000			
3 患者外給食収益		9,340,000.00		931,640	5,604,495	△	1,32,495	
4 その他医業外収益		9,340,000.00		34,278,2	1,079,609	△	1,45,609	
5 国庫補助金		3,917,000.00		2,278,000	3,917,000		0	
病院事業費用		1,005,050,000		1,88,373,805	1,001,089,958		3,960,042	
1 医業費用		9,07,785,000		1,07,469,155	9,04,554,978		3,23,022	
1 給与費		5,30,801,000		5,751,0,898	5,30,492,399		3,08,601	
2 材料費		28,069,700.00		23,551,701	27,884,615.6		1,850,844	

3 經費	77,365,000	1,095,7446	7,648,1008	8,889,92
4 減值償却費	15,131,000	15,103,580	15,103,580	27,420
5 資產耗費	1,000			1,000
6 研究修繕費	3,790,000	3,455,30	3,681,835	1,58,165
2 医業外費用	9,696,5000	3,090,4650	9,653,4980	4,30,020
1 支払利息及 企業廣取報酬費	9,068,7000	3,035,3700	9,031,6039	37,0,961
2 患者外給食材料費	6,278,000	5,50,950	6,218,941	5,9,059
3 予備費	300,000			300,000
期間外収益	4,048,0000	2,048,0000	4,048,0000	0
資本的収入	36,000,0000	8,700,0000	10,800,0000	10,700,0000
1 他会計出資金	21,000,000		21,000,000	0
2 企業債	3,600,0000	8,700,0000	8,700,0000	1,07,00,000
資本的支出	15,800,0000	10,757,7989	15,0984,401	1,06,194,599
1 建設改良費	3,750,0000	8,733,7989	9,703,8601	1,06,194,899
1 看護婦宿舍割賦金	1,283,000	3,08,034	1,232,136	864
2 器械購入費	6,000,000		6,000,000	0
3 病院建設調査費	500,000		492,260	7,740
4 病院増設事業費	37,500,000	8,7,029,955	8,9,314,205	1,06,185,795
3 企業償償還金	53,946,000	20,240,000	53,945,800	200

和泉市立病院事業会計

昭和51年3月度月次損益計算書

昭和51年3月31日

科 目	月		累計	計
	当	月		
1. 医業収益				
入院収益	8,909,6473		8,932,82,860	
外来収益	2,660,2519		2,93,66,0830	
その他医業収益	1,758,847		1,518,9,693	
計	6,745,7,842		7,02,133,383	
2. 医業費用				
給料	5,751,0,898		5,30,492,399	
資材	2,351,701		2,78,84,6156	
経常費	1,095,7,446		7,64,81,008	
研究費	1,15,1,03,580		1,5,103,580	
計	8,45,530		3,631,835	
			1,07,469,155	9,045,54,978
			△ 4,001,1818	△ 2,02,421595

3. 医業外収益	受取利息配当金 他会計補助金 患者外給食収益 その他医業外収益 国庫補助金	8,3,4,6,1 9,3,1,6,4,0 8,4,2,7,8,2 2,2,7,8,0,0	2,3,6,3,9,7,7 1,6,0,9,4,0,0 5,6,0,4,4,9,5 1,0,7,9,6,0,9 3,9,1,7,0,0,0	2,9,0,5,9,0,8,1
4. 医業外費用	支払利息及び賃料費 企業債取扱費 患者外給食材料費 雑損	3,0,3,5,3,7,0,0 5,5,0,9,5,0	9,0,3,1,6,0,8,8 6,2,1,8,9,4,1	9,6,5,3,4,9,8,0
	計		3,0,9,0,4,6,5,0 △ 6,7,2,8,0,0,8,0	
	当月迄の純利益			△ 2,6,9,8,9,7,4,9,4
				上記当月分収益中 健保未収金 5,9,1,0,8,2,9,2円
				上記当月分費用中 未払金 3,6,2,9,3,4,8,9円

金 予 算 表

昭和 51 年 3 月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	3 月 の 執 行 溝 額 円	4 月 予 定		5 月 予 定
			円	円	
収	事 業 収 益	6 0,4 5 7,4 6 9	6,0 0 0,0 0 0	6,0 0 0,0 0 0	6,0 0 0,0 0 0
	固定資産売却代金				
	企 業 債 債	8 7,0 0 0,0 0 0			
	過 年 度 未 収 金	1 2,0 6 3 0	4 4,0 0 0,0 0 0	4 4,0 0 0,0 0 0	
	一 時 借 入 金	5 8,0 0 0,0 0 0			
	預 金	8,8 1 3,0 0 6	6,0 0 0,0 0 0	6,0 0 0,0 0 0	
	他 会 計 繼 入 金				
	前 払 金 戻 入	7 1,4 0 0			
	期 間 外 収 益	4,8 8 6,0 0 0			
入	予 納 金	4 8 0,0 0 0	5 0 0,0 0 0	5 0 0,0 0 0	
	返 受 金				
	定 期 預 金 解 約	1 0,0 0 0,0 0 0			
	合 計	7 5 1,3 2 8,5 0 5	5 0,5 0 0,0 0 0	5 0,5 0 0,0 0 0	

区分	科 目	3月の執行額	4月予定	5月予定
支	事業費用	89,905,502	60,000,000	45,000,000
	建設改良費	30,200,000		
	企業債償還金	20,548,034		
	貯蔵品購入費	27,254,440		
	過手渡未払金		2,500,000	2,000,000
	一時借入金返還	55,000,000		
	預り金返付	7,061,035	6,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金返付	534,000	500,000	500,000
出	仮受金返付			
	合計	725,503,011	91,500,000	78,500,000
	収支差引	25,825,494	△35,000,000	△17,000,000
	前年度又は前月より繰越	30,032,221	55,857,715	20,857,715
引	翌年度又は翌月へ繰越	55,857,715	20,857,715	38,857,715

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和50年度4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

「昭和51年6月2日」

監査委員 西口喜一郎
同 関戸正一

記

- 1 検査実施日 昭和51年6月2日
- 2 検査の対象 昭和50年度4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区分	収 入			支 出	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	△4,124,068 12,613,322,676	2,636,616,857	15,245,815,470	14,489,099,663	△3,958,119 3,691,128,780
歳入歳出外現金					
特別歳入歳出外現金					
府 稅					
特別会計	国民健康保険 1,265,585,801	△233,473 328,311,278	1,593,663,606	1,416,755,584	△317,578 114,469,703
	土地区画整理事業 0	0	0	11,537,943	0
	公用用地先行取得事業 0	0	0	0	0
合 計	△4,357,536 13,878,908,477	2,964,928,135	16,839,479,076	15,917,398,190	△4,275,697 3,805,598,433
基金	用品調達 同和更生資金貸付 財政調整 土地開発				
合 計					

算　書

昭和51年4月30日現在(単位円)

	収支差引残高	一時借入金	他会計との相互流用	差引残高	摘要
		一時貸付金			
計					
18,176,270,274	△ 2,930,454,804	3,940,000,000	△11,537,943	998,007,253	
1,530,907,709	62,755,897			62,755,897	
11,537,943	△11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
19,718,715,926	△ 2,879,236,850	3,940,000,000		1,060,763,150	

現金の保

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
	一般会計	998,007,253	671,674,253		235,000,000
特別会計	国保事業	62,755,897	62,355,897		
	土地区画整理事業	0			
計	公共用地先行取得事業	0			
基	用品調達				
	同和更生資金貸付				
金	財政調整				
	土地開発				
	特別歳入歳出外現金				
	歳入歳出外現金				
	府 税				
	住 宅 敷 金				
	駐 車 場 使 用 料				
	合 計	1,060,763,150	734,030,150		235,000,000

管 方 法

昭和 51 年 4 月 30 日現在（単位円）

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル証券	鈞 錢	
8,000,000		9,833,000	2,000,000	
			400,000	
80,000,000		9,833,000	2,400,000	

歳 入

科 目	予 算 銘	収 入 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	3,594,043,000	2,878,073,442	△3,011,908 116,333,296
地 方 譲 与 稅	35,700,000	24,750,000	- 15,973,000
自 動 車 取 得 税 交 付 金	99,800,000	60,876,000	- 24,916,000
國 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	27,039,000	27,039,000	0
地 方 交 付 税	2,544,539,000	2,544,539,000	0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,418,000	15,418,000	0
分 担 金 及 負 担 金	119,155,000	75,260,060	△74,700 1,263,520
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	80,076,477	記△5,000 △ 4,190 3,196,274
国 庫 支 出 金	3,546,251,000	2,621,078,187	- 540,109,239
府 支 出 金	3,900,045,000	300,594,959	578,382,628
財 產 収 入	91,255,000	88,551,269	50,000
寄 付 金	41,000,000	31,700,000	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	1,405,205,000	839,563,020	5,000 △1,033,265 178,932,500
市 債	10,019,111,000	2,850,307,000	1,177,460,400
繰 越 金	225,996,000	225,996,262	0
合 計	25,752,134,000	12,613,822,676	△412,4063 2,636,616,857

調査書

昭和51年4月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不 足	
計			
2,991,394,830		602,648,170	83.23
4,072,3000	5,023,000		114.07
85,292,000		14,308,000	85.63
27,039,000		0	100.00
2,544,539,000		0	100.00
15,418,000		0	100.00
76,448,880		42,706,120	64.15
83,268,561		4,413,439	94.96
316,1187,426		385,063,574	89.14
878,977,587		3,021,067,413	22.53
38,601,269		52,653,731	42.30
31,700,000		9,800,000	77.81
0		100,000	
1,017,467,255		387,787,745	72.40
4,027,767,400		5,991,343,600	40.20
225,996,262	252		100.00
15,245,815,470		10,506,818,580	59.20

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	154,452,000	147,781,167	980,289
総 務 費	4,155,710,000	2,212,886,392	△485,429 82,274,576
民 生 費	4,028,575,000	3,459,692,057	△2,873,508 45,767,726
衛 生 費	1,761,014,000	1,047,394,158	△3,822 37,019,986
労 働 費	68,090,000	63,805,733	△162,309 341,640
農 林 水 産 業 費	163,474,000	94,106,065	81,237,578
商 工 費	217,486,000	198,851,502	△172,220 2,105,660
土 木 費	5,064,687,000	1,854,296,033	△104,461 301,480,243
消 防 費	846,396,000	331,339,403	△6,300 1,182,389
教 育 費	8,500,715,000	3,867,068,924	△107,462 3,182,433,570
公 債 費	1,155,970,000	1,131,690,462	△42,608
諸 支 出 金	894,000,000	83,605,814	0
災 害 復 旧 費	16,165,000	1,581,953	6,305,073
予 備 費	3,000,000,000	0	0
合 計	25,752,184,000	14,489,099,663	△8,958,119 3,691,128,730

調書

昭和51年4月30日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
148,761,456	5,690,544	96.31
2,294,675,539	1,861,084,461	55.21
3,502,586,275	525,988,725	86.94
1,084,410,322	676,603,678	61.57
63,985,064	4,104,936	93.97
125,343,643	381,803,57	76.67
195,784,942	21,701,058	90.02
2,155,671,815	2,909,015,185	42.56
3,325,154,92	13,880,508	95.99
7,049,395,032	1,451,319,968	82.92
1,131,647,854	24,322,146	97.89
83,605,814	5,794,186	93.51
7,887,026	8,277,974	48.79
0	3,000,000	
18,176,270,274	7,575,863,726	70.58

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和51年度4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年6月2日

監査委員 西口 喜一郎

同 関戸 正一

記

- 1 検査実施日 昭和51年6月2日
- 2 検査の対象 昭和51年度4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したこと、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区分	収 入			支 出	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計		△24,873 678,795,145	678,770,272		△57,375 660,719,693
歳入歳出外現金		95,214,841	95,214,841		46,986,279
特別歳入歳出外現金		275,652,323	275,652,323		154,647,494
府 税		△187,188 98,440,486	98,253,298		60,796,385
特別会計	国民健康保険	72,744,271	72,744,271		△1,015 19,534,340
	土地区画整理事業	0	0		0
	住宅新築資金等貸付事業	0	0		0
	合 計	△212,061 1,220,847,066	1,220,635,005		△58,390 942,684,141
基金	用 品 調 達	4,713,170	4,713,170		796,840
	同 和 更 生 金 貸 付	51,485,747	51,485,747		0
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	5,571,424	5,571,424		0
	合 計	61,770,341	61,770,341		796,840

算

書 昭和51年4月30日現在(単位円)

	収支差引残高	一時借入金 一時貸付金	格會との 相互流用	差引残高	摘要
計					
660,662,318	18,107,954	1,250,000,000 △12,000,000		1,256,107,954	
46,986,279	48,228,562			48,228,562	
154,647,494	121,004,829			121,004,829	
60,796,335	37,456,963			37,456,963	
19,533,325	53,210,946			53,210,946	
0	0			0	
0	0			0	
942,625,751	278,009,254	1,288,000,000		1,516,009,254	
796,840	3,916,330			3,916,330	
0	51,485,747			51,485,747	
0	5,571,424			5,571,424	
796,840	60,973,501			60,973,501	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一	般 会 計	1,256,107,954	1,256,107,954		
特 别 会 計	国 保 事 業	582,109,46	582,109,46		
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0		
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0	0		
基 金	用 品 調 達	3,916,330	2,995,335	920,995	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,485,747	51,485,747		
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	5,571,424	5,571,424		
特別歳入歳出外現金		253,723,616	121,004,829		
歳 入 歳 出 外 現 金		48,228,562	48,228,562		
府 税		37,456,963	37,456,963		
住 宅 敷 金		8,877,743	8,811,02		7,996,641
合 計		1,718,079,285	1,576,442,862	920,995	07,996,641

管 方 法

昭和 51 年 4 月 30 日現在 (単位円)

記 訳			備 考	
農 协	郵 便 局			
120,992,554	11,726,233			大阪公 137 11,725,907 大阪 24,223 326
120,992,554	11,726,233			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前月末累計	本 月 分
市 稅	3,242,393,000		△1,000 857403
地 方 譲 与 稅	58,800,000		
自 動 車 取 得 稅 交 付 金	96,900,000		
國有提供施設所在 市町村助成交付金	32,203,000		
地 方 交 付 稅	2,458,078,000		503,509,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000,000		
分担金及負担金	177,684,000		14,000
使 用 料 及 手 数 料	133,253,000		8,818,245
國 庫 支 出 金	3,551,072,000		123,445,000
府 支 出 金	1,409,329,000		1,356,000
財 產 収 入	151,490,000		2,122
寄 付 金	61,000,000		
繰 入 金	100,000		
諸 収 入	1,830,142,000		△23,873 40,793,375
市 債	1,427,406,000		
合 計	14,644,480,000		△24,873 678,795,145

調書

昭和51年4月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
計	過	不 足	
856403		3.241,536,597	0.02
0		58,800,000	
0		96,900,000	
0		82,203,000	
503,509,000		1,954,569,000	20.48
0		15,000,000	
14,000		177,620,000	
8,818,245		124,484,755	6.61
123,445,000		3,427,627,000	3.47
1,356,000		1,407,973,000	0.09
2,122		1,514,878,78	
		61,000,000	
		100,000	
40,769,502		1,789,372,498	2.22
		1,427,406,000	
678,770,272		13,966,029,728	4.63

歲出

科 目	予 算 額	支 出 漸	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	148,069,000		9,563,585
總 務 費	1,292,785,000		73,932,219
民 生 費	3,403,819,000		△57,375 215,899,483
衛 生 費	1,189,685,000		43,860,605
勞 勵 費	64,537,000		4,565,262
農 林 水 產 業 費	151,318,000		3,938,535
商 工 費	121,422,000		54,112,751
土 木 費	4,300,398,000		20,126,912
消 防 費	359,346,000		20,195,032
教 育 費	1,896,992,000		58,845,217
公 債 費	1,536,766,000		65,680,142
諸 支 出 金	167,870,000		90,000,000
災 害 復 旧 費	11,793,000		
予 備 費	50,000,000		
合 計	14,644,800,000		△57,375 660,719,698

調書

昭和51年4月30日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
9,563,585	138,505,415	6.45
7,393,2,219	1,218,852,781	5.71
215,842,058	3,187,976,942	6.34
43,860,605	1,095,824,895	3.84
4,565,262	5,997,1,788	7.07
8,938,585	147,379,465	2.60
54,112,751	67,369,249	44.56
20,126,912	4,280,271,088	0.46
20,195,032	889,150,968	5.61
58,845,217	1,888,146,783	3.10
65,680,142	1,471,085,858	4.27
90,000,000	77,870,000	53.61
0	11,793,000	
	50,000,000	
660,662,818	13,984,187,682	4.51

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年4月分本市水道部企業出納員級の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年6月2日

監査委員 西口 喜一郎

同 関戸 正一

記

- 1 検査実施日 昭和51年6月2日
- 2 検査の対象 昭和51年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

4月分月次合計残高試算表

4月分月次合計 残高表

昭和51年4月30日現在

借		貸		本月計		勘定科目		本月計		残高	
残	高	合	高	資産の部		資産	合	資	合	計	残
120257953		120,257,953		土 地							
188852469		188,852,469		建 築 物							
226837141		226,837,141		機 械 及 装 置							
283494574		283,494,574		量 水 器							
69470954		694,709,54		車 輛 及 運 搬 具							
11068753		110,687,53		工 具 器 具 及 備 品							
20668707		20,668,707		建 設 収 勘 定							
794824369		79,482,4369		水 利 機							
410000		410,000		電 話 加 入 權							
41200		412,00		現 金							
210000		210,000		普 通 預 金							
64290707		705629947		621594442							
		639339240		639339240							
1159811796		136695729		411775129							
91049944		92467814		43380850							
				貯 払 金							
12000		12000		借 地 權							
25000		25000		投 資 有 価 証 券							
1800000		1800000		保 管 有 価 証 券							
300000000		300000000		短 期 賃 付 金							
				負 債 の 部							
39607830		39607830		未 払 金							
				未 払 費 用							
500000000		500000000		一 時 借 入 金							
4983054		4983054		前 受 金							
				預 金							

		預り担保有価証券	1,800,000	1,800,000
		減価償却引当金	4,006,762.50	4,006,762.50
		退職給与引当金	4,196,000	4,196,000
		資本の部		
		自己資金	11,980,323.5	11,980,323.5
		借入資金	2,212,763.581	2,212,763.581
160,440,115	160,440,115	資本剰余金	7,713,104.0	11,155,308.43
		利益剰余金		
		費用の部		
		原水及淨水費		
17,972,999	17,972,999	配水及給水費		
7,175,674	7,175,674	受託工事費		
5,747,878	5,747,878	業務費		
3,842,190	3,842,190	総係費		
		流動償却費		
		資産減耗費		
1,245,204	1,245,204	利息及 企業債取扱諸 費用		
		雜支		
		その他の営業費用		
		過年度損益修正		
		収益の部		
		給水収益	4,173,210.9	4,173,210.9
		補償金		
		受託工事収益	2,429,000	2,429,000
		その他の営業収益	1,455,10	1,455,10
		受取利息	2,971,79	2,971,79
		維持収益	6,530,00	6,530,00
		固定資産売却益		
		過年度損益修正		
		加算金	5,500,000	5,500,000
452,686,762.7	637,426,879.4	合計	1,987,779,825	6,374,268,794

4月分予算執行報告書甲

昭和51年4月30日現在

(収入)

款項項目	予算額	執		行額	累計額	予算残額
		4月	月			
① 水道事業収益	9,28,511,000	4,8,570,698		4,8,570,698	8,79,940,802	
1 営業収益	7,67,811,000	4,2,120,519		4,2,120,519	7,25,190,481	
1 給水収益	6,43,941,000	4,1,732,109		4,1,732,109	6,02,208,891	
2 受託工事収益	2,000,000	2,42,900		2,42,900	1,975,7100	
3 その他の営業収益	1,03,870,000	1,45,510		1,45,510	1,03,224,490	
2 営業外収益	1,61,200,000	6,45,017,9		6,45,017,9	15,474,921	
1 受取利息	2,000,000	2,97,179		2,97,179	1,70,2821	
2 雑収益	2,000,000	6,58,000		6,58,000	1,347,000	
3 加入金	14,720,000	5,500,000		5,500,000	14,170,000	
4 他会計補助金	1,000,000	0		0	1,000,000	

① 資本的收入	9 8 7.5 0 0 0 0 0	7 7.1 3 1.0 4 0	7 7.1 3 1.0 4 0	9 1 0.3 6 8.9 6 0
1 企業債	7 3 7.0 0 0 0 0 0	0	0	7 3 7.0 0 0 0 0 0
1 企業債	7 3 7.0 0 0 0 0 0	0	0	7 3 7.0 0 0 0 0 0
2 工事費擔金	2 4 6.0 0 0 0 0 0	7 7.1 3 1.0 4 0	7 7.1 3 1.0 4 0	1 6 8.8 6 8.9 6 0
1 工事負擔金	2 4 6.0 0 0 0 0 0	7 7.1 3 1.0 4 0	7 7.1 3 1.0 4 0	1 6 8.8 6 8.9 6 0
3 自由金	4.5 0 0 0 0 0 0 0	0	0	4.5 0 0 0 0 0 0
1 他会計負擔金	4.5 0 0 0 0 0 0 0	0	0	4.5 0 0 0 0 0 0
収入合計	1,916,011,000	125,701,738	125,701,738	1,790,309,262

4月分予算執行報告書

昭和51年4月30日現在

(支出)

款項	項目	予算額	執行額		予算額
			4月	累計	
① 水道事業費用		1,037,010,000	3,598,3,945	3,598,3,945	1,001,026,055
1 営業費用	水費	833,320,000	3,473,8,741	3,473,8,741	7,98,5,63,259
1 原配水及淨水費		344,564,000	17,972,999	17,972,999	32,6,5,91,001
2 配水及給水費		1,292,4,000	7,175,674	7,175,674	1,220,64,82,6
3 受託工事費		2,000,0,000	0	0	2,000,0,000
4 業務費		87,868,000	5,747,878	5,747,878	82,120,122
5 総係費		68,442,000	3,842,190	3,842,190	64,59,810
6 極価償却費		82,578,000	0	0	82,578,000
7 資産減耗費		61,000,0	0	0	61,0,000
8 その他の営業費用		1,000,0,000	0	0	1,000,0,000
2 営業外費用		2,027,08,000	1,245,204	1,245,204	2,01,462,796
1 支払利息及 1 企業債取扱費		2,026,58,000	1,245,204	1,245,204	2,01,412,796
2 雑支	支出	5,000,0	0	0	5,000,0

3	予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
1	予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資 本 的 支 出	1,083,254,000	611,153,35	61,115,335	1,022,138,665
1	建 設 整 備 費	1,026,634,000	61,115,335	61,115,335	965,518,665
1	事 務 費	1,250,000,00	77,757,5	77,757,5	11,72,425
2	擴 張 工 事 費	737,500,000	2,896,000	2,896,000	708,540,000
3	改 良 工 事 費	45,640,000	63,990,8	63,990,8	45,000,92
4	配水管整備事業費	1,041,800	0	0	1,041,800
5	光明台水道施設建設費	20,700,000	3,040,3,452	3,040,3,452	17,659,6548
6	營 業 整 備 費	1,357,600	33,440	33,440	1,324,1600
2	企 業 債 債 還 金	5,662,000	0	0	5,662,000
1	企 業 債 債 還 金	5,662,000	0	0	5,662,000
	支 出 合 計	2,120,264,000	97,099,280	97,099,280	2,023,164,720

和泉市水道事業損益計算書(4月分)

(昭和51年4月1日より昭和51年4月30日)

1. 営業収益

(1) 給水収益	4 1.7 3 2.1 0 9 円
(2) 受託工事収益	2 4 2.9 0 0 円
(3) その他の営業収益	1 4 5.5 1 0 円 4 2.1 2 0.5 1.9 円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	1 7.9 7 2.9 9 9 円
(2) 配水及給水費	7.1 7 5.6 7 4 円
(3) 業務費	5.7 4 7.8 7 8 円
(4) 総係費	3.8 4 2.1 9 0 円 3 4.7 3 8.7 4 1 円

営業利益

7.3 8 1.7 7 8 円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	2 9 7.1 7 9 円
(2) 雑収益	6 5 8.0 0 0 円
(3) 加入金	5.5 0 0.0 0 0 円 6.4 5 0.1 7 9 円

当月分総利益

1 3.8 3 1.9 5 7 円

4. 営業外費用

支払利息及 企業債取扱諸費	1.2 4 5.2 0 4 円 1.2 4 5.2 0 4 円
当月分純利益	1 2.5 8 6.7 5 3 円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和51年5月10日

科 目	月 次	4月 執行額	5月 予定額	6月 予定額	7月 予定額
收	前 月 繰 越 金	0	6 4 5 0 0 千円	1 8 5 7 0 千円	1 7 6 8 0 千円
	營 業 収 益	5 5 8 6 8 0	1 0 0 0 0	4 0 0 0 0	4 5 0 0 0
	營 業 外 収 益	6 4 5 0 1 7 9	6 0 0 0	6 0 0 0	6 0 0 0
	前 年 度 未 収 金	2 0 5 0 0 6 4 3	3 5 0 0 0	6 0 0 0	3 0 0 0
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	7 7 1 8 1 0 4 0	1 0 0 0 0	2 0 0 0 0	2 0 0 0 0
	一 時 借 入 金	5 1 0 0 0 0 0 0	0	0	0
	預 付 金	8 6 5 9 0 0	1 0 0 0	1 0 0 0	1 0 0 0
	前 年 度 繰 越 金	8 4 2 4 5 5 0 5	0	0	0
	前 受 金	1 0 8 8 0 0 0	1 0 0 0	1 0 0 0	1 0 0 0
入	賃 付 金	0	0	5 0 0 0 0	0
	計	7 0 0 8 9 9 4 7	6 8 0 0 0	1 2 4 0 0 0	7 6 0 0 0

	營業 費 用	3 3 6 6 6 9 6 1	4 0 0 0 0	6 7 0 0 0	4 5 0 0 0
	營業 外 費 用	1,2 4 5 2 0 4	0	0	0
	前年度未払費用及未払金	2 5 0 3 9 0 0 0	1 1 5 6 7	0	0
	建 設 改 良 費	6 0 7 6 9 2 4 5	3 7 0 0 0	3 8 5 0 0	2 3 0 0 0
	貯 藏 品	1 4 5 6 8 8 8 0	1 8 3 6 3	1 7 8 9 0	1 1 0 4 0
	企 業 債 債 還 金	0	0	0	0
	一 時 借 入 金 返 還	5 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0
	預 付 金 返 還	1,0 5 0 0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0
	前 受 金	0	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0
	計	6 3 6 3 8 9 2 4 0	1 0 8 9 3 0	1 2 4 8 9 0	8 1 0 4 0
	收 支 差 引 領	6 4 5 0 0 7 0 7	1 8 5 7 0	1 7 6 8 0	1 2 6 4 0

監査報告第19号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年6月2日

監査委員 西口喜一郎
同 関戸正一

記

1. 検査の実施日 昭和51年6月2日
2. 検査の対象 昭和51年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

4月分月次合計残高試算表

4月分月次合計 残高 試算表

昭和51年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

残 高	借 方		勘定科目		貸 方	
	累 計	当 月	資 本 部	資 本 部	當 月	累 計
149418165	149418165		土 建	地 物		
240415659	240415659		構 築 物			
2848487	2848487		車 輛	輔 品		
1240000	1240000		機 械 及 儀 品			
42254025	42254025	475150	有 価 証 券			
188124	188124		投 資			
9499235	9499235		減 価 償 却 引 当 金		58626313	58626313
69813885	753775900	697918185	普 通 預 金	683962015	683962015	
56071076	56071076	56071076	未 収 金			
14379086	40234588	25802360	貯 藏 品	25855502	25855502	
834023	834023	155423	前 扱 金			
13100000	13100000	10000000	定 期 預 金			
101450378	124174257		過 年 度 未 収 金	22723879	22723879	
58000000	58000000	一 時 借 入 金	660000000	124000000	660000000	
		未 払 金	25802360	25802360	25802360	
		仮 受 金				
5058077	8058077	預 金	7001833	15140131	7082054	
564000	564000	予 納 金	955000	1661000	1097000	
		固 定 負 債		19098107	19098107	
		公 立 病 院 特 例 債		323920000	323920000	
	29449441	29449441	過 年 度 未 払 金	67099969	37650528	

資本の部		資本の部		資本の部	
		自己資本金	借入資本金	繰越欠損金	資本剩余金
81,870,6387	81,870,6387				
1,271,41	1,271,41	1,271,41	入院収益	36,938,174	36,938,174
1,0140	1,0140	1,0140	外来収益	24,683,547	24,683,547
			その他医業収益	1,645,948	1,645,948
			受取利息配当金		
			他会計補助金		
			患者外給食収益		
			その他医業外収益	4,0380	4,0380
					4,0380
費用の部		費用の部		費用の部	
4,603,9868	4,603,9868	4,603,9868	給与費		
2,528,0395	2,528,0395	2,528,0395	材料費		
6,848,6886	6,848,6886	6,848,6886	経費		
			減価償却費		
4,1280	4,1280	4,1280	資産減耗費		
2,185,889	2,185,889	2,185,889	研究開発費		
579777	579777	579777	支払利息及び営業債務取扱		
4,770,9040	4,770,9040	2,250	患者外給食材料費		
1,648,913465	2,999,663,860	1,489,609,138	合計	1,489,609,138	2,999,663,860
					1,648,913465

4月分予算執行報告書

昭和51年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	執行額		予算額
		4月	累計	
病院事業収益	758,049,50	63,171,268	63,171,268	694,912,732
1. 医業収益	709,390,000	63,130,388		64,625,961,2
1. 入院収益	383,161,000	36,811,033		34,634,996,7
2. 外来収益	311,473,000	24,673,407		28,679,859,3
3. その他医業収益	14,756,000	1,645,948		1,311,005,2
2. 医業外収益	48,694,000	4,088,0		4,8,653,120
1. 受取利息配当金	1,000,000			1,000,000
2. 他会計補助金	3,838,600			3,8,386,000
3. 患者外給食収益	5,685,000			5,685,000
4. その他医業外収益	800,000	4,088,0		759,120
5. 国庫補助金	2,823,000			2,823,000
病院事業費用	1,106,468,000	80,975,895	80,975,895	1,025,492,105
1. 医業費用	971,639,000	78,210,229		89,342,877,1
1. 給与費	582,141,000	46,039,868		536,101,132
2. 材料費	290,642,000	25,280,395		26,536,160,5
3. 経費	70,623,000	6,848,686		72,743,14

4. 滲 值 貨 價 却 費	1 513 1,000							1 513 1,000
5. 資 產 減 耗 費	1,000							1,000
6. 研 研 研 修 費	4,101,000	4,128,0						4,059,720
2. 医 業 外 費 用	1 3 4,529,000	2,765,666						1 3 1,768,334
支 扎 利 息 及 企 業 價	1 2 8,114,000	2,185,889						1 2 5,928,111
1. 企 業 價 取 拆 諸 費								
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,415,000	579,777						5,835,223
9. 予 備 費	300,000							300,000
期 間 外 収 益	4,048,000							4,048,000
資 本 的 収 入	1,220,996,000							1,220,996,000
1. 他 會 計 出 資 金	2,099,6,000							2,099,6,000
2. 企 業 債	1,200,000,000							1,200,000,000
資 本 的 支 出	1,261,476,000	477,400	477,400					1,260,998,600
1. 建 設 改 良 費	1,207,233,000	477,400						1,206,756,600
1. 看 護 餵 食 倉 剩 賦 金	1,233,000							1,233,000
2. 器 條 備 品 購 入 費	6,000,000	475,150						5,524,850
3. 病 院 增 設 事 業 費	1,200,000,000	2,250						1,199,997,750
2. 企 業 債 還 金	1 3,763,000							1 3,763,000
3. 公 立 病 院 特 例 債	4,048,000							4,048,000

昭和 51 年 4 月 30 日

和泉市立病院事業会計

月 次 損 益 計 算 書

科 目	当 月	累 計		
			月	年
1. 医業収益				
入院収益	8,6,8,1,1,0,3,3			
外来収益	2,4,6,7,3,4,0,7			
その他医業収益	1,6,4,5,9,4,8			
	6,3,1,8,0,3,8,8			
2. 医業費用				
給与費	4,6,0,3,9,8,6,8			
材料費	2,5,2,8,0,8,9,5			
経費	6,8,4,8,6,8,6			
減価償却費				
資産減耗費				
研究修繕費	4,1,2,8,0			
	7,8,2,1,0,2,2,9			
	△ 1,5,0,7,9,8,4,1			
			計	医業利益

3. 医業外収益	受取利息配当金							
	他会計補助金							
	患者外給食収益							
	その他医業外収益	4,088.0						
	計	4,088.0						
4. 医業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	2,185,889						
	患者外給食材料費	5,797.7						
	雜損失							
	計	2,765,666						
	当月分純利益	△ 17,805,027						
	当月迄の純利益							
上記当月分収益中 健保未収金 5,607,1,076円								
上記当月分費用中 未払金 2,580,2,360円								

和泉市立病院事業会計

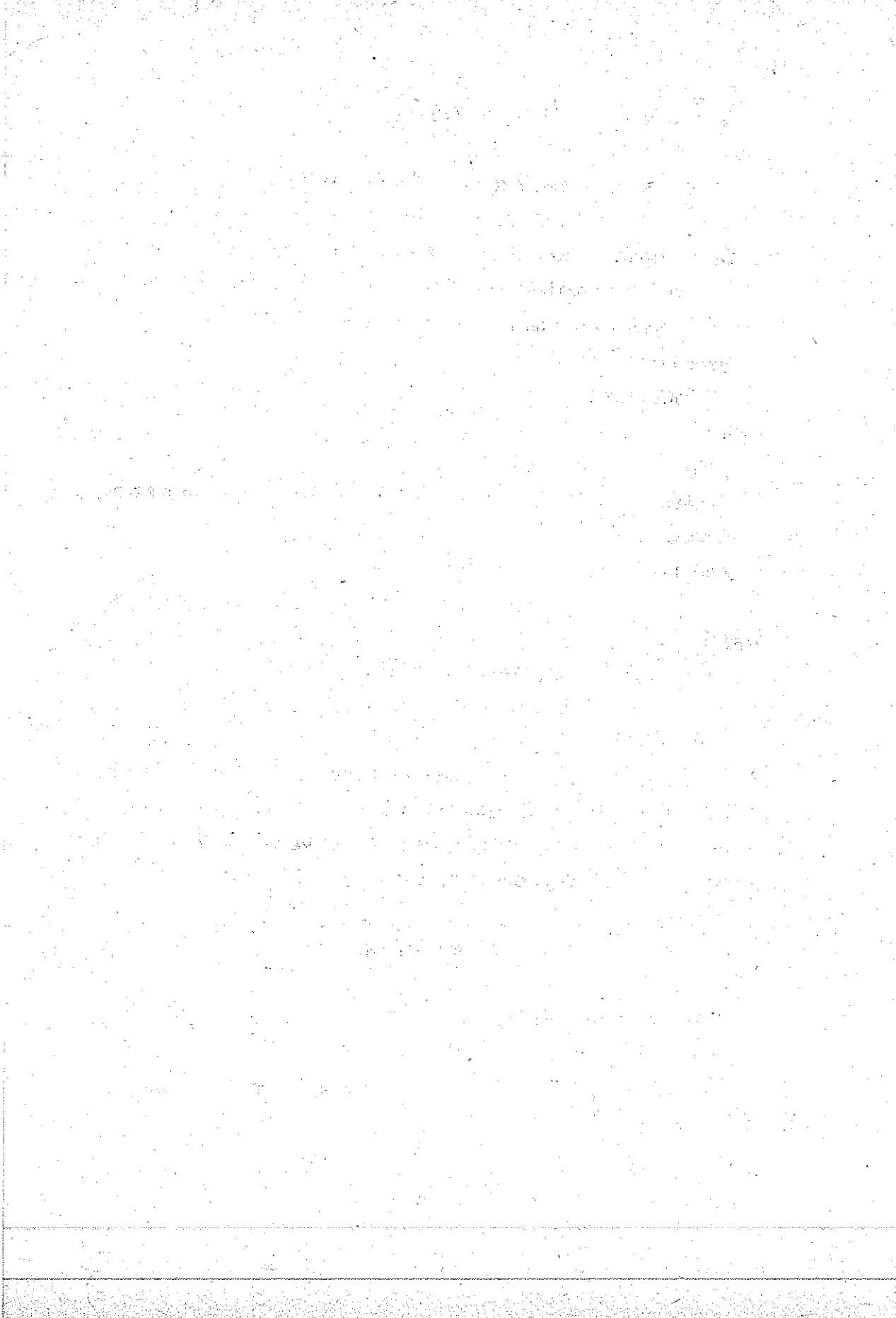
資金予算表

昭和51年4月末

区分	科 目	4月の執行額	5月 予 定	6月 予 定
事 企	業 収 益	7,237,473円	6,000,000円	5,500,000円
收 過	固定資産売却金			
企 過	年度未収金	2,272,3879	5,000,000	
收 一	時 借 入 金	6,600,000		
預 一	り 金	7,001,833	6,000,000	6,000,000
他 一	会 計 繼 入 金			
前 一	払 金 戻 入			
期 一	間 外 収 益			
予 一	納 金	955,000	5,000,000	5,000,000
入 一	仮 受 金			
合 一	計	69,791,8185	62,500,000	91,500,000

区分	科 目	4月の執行額	5月予定	6月予定
				支
事 業 費 用	55,257,674円	4,000,000円	1,000,000円	
建 設 改 良 費 用	47,7400	3,000,000		
企 業 債 債 還 金				
貯 藏 品 購 入 費 用				
過 年 渡 未 払 金	29,449,441	25,000,000	12,000,000	
一 時 借 入 金 返 還	58,000,000			
預 り 金 還 付	8,058,077	6,000,000	6,000,000	
前 払 金	15,5423			
期 間 外 費 用				
予 納 金 還 付	564,000	50,000	50,000	
仮 受 金 還 付				
	1,000,000			
合 計	68,896,2,015	10,150,000	11,850,000	
收 支 差 引	13,956,170	△ 3,900,000	△ 2,700,000	
差 引				
前 年 度 又 は 前 月 より 繰 越	55,857,715	69,813,885	30,813,885	
翌 年 度 又 は 翌 月 へ 繰 越	69,813,885	30,813,885	3,813,885	





○ 議長（貝淵博治君） 本報告について御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に御意見ないものと認め、監査報告第7号より第19号までの報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第30及び日程第31「専決処分の承認を求めるについて」昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第4号）と、昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第4号）

昭和50年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,074,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,332,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正是「第2表繰越明許費の補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正是「第3表地方債の補正」による。

昭和51年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

1. 峰 入

第1表 峰入峰出予算の補正

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 国庫支出金		2,945,965	-126,611	2,819,354
	1. 国 庫 負 担 金	1,103,192	-△ 61	1,103,131
	2. 国 庫 补 助 金	1,818,284	-126,672	1,944,956
10. 府 支 出 金		3,364,715	-△825,298	2,539,417
	1. 府 负 担 金	86,144	-△ 62	86,082
	2. 府 补 助 金	3,200,305	-△824,014	2,376,291
	3. 府 委 託 金	77,829	-△ 1,222	76,607
14. 諸 収 入		1,405,205	-△ 80,957	1,324,248
	5. 雜 収 入	1,206,111	-△ 80,957	1,125,154
15. 市 債		8,691,147	-72,189	8,763,336
	1. 市 債	8,691,147	-72,189	8,763,336
歳 入 合 計		23,039,708	-△707,455	22,332,253
2. 峰 出				(単位千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,476,476	-△ 50,860	3,425,616
	1. 総務管理費	1,073,841	-△ 15,748	1,058,093
	2. 徴 税 費	246,614	-△ 17,304	229,310
	4. 選挙管理費	438,05	-△ 1,200	42,605
	5. 統計調査費	239,58	-△ 1,452	225,06
	6. 監査委員費	11,687	-△ 138	11,549
	7. 同 和 対 策 費	1,967,683	-△ 15,018	1,952,665
3. 民 生 費		3,611,979	-△ 488,76	3,563,103
	1. 社会福祉費	1,352,551	-△ 47,436	1,305,115
	2. 児童福祉費	1,428,462	-△ 100	1,428,362
	3. 生活保護費	829,982	-△ 560	829,422
	4. 災害救助費	984	-△ 780	204
4. 衛生費		1,761,014	-△117,040	1,643,974
	1. 保健衛生費	807,770	-△ 32,365	2,754,05
	2. 清掃費	1,372,621	-△ 83,425	1,289,196
	3. 墓地管理費	80,623	-△ 1,250	79,373

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		163,474	△ 8531	154,943
	1. 農業費	160,722	△ 8,531	152,191
7. 商工費		112,685	△ 4,750	107,935
	1. 商工費	112,685	△ 4,750	107,935
8. 土木費		3,876,102	△ 420,521	3,455,581
	1. 土木管理費	212,548	△ 38,874	173,674
	2. 道路橋梁費	877,786	△ 348,085	529,701
	3. 河川水路費	44,350	△ 11,010	33,340
	4. 都市計画費	949,753	△ 165,702	784,051
	5. 住宅費	1,791,665	△ 143,150	1,934,815
9. 消防費		346,396	△ 5,015	341,381
	1. 消防費	346,396	△ 5,015	341,381
10. 教育費		8,177,505	△ 16,553	8,194,058
	1. 教育総務費	328,174	△ 24,655	303,519
	2. 小学校費	1,438,050	△ 8,431	1,429,619
	3. 中学校費	5,556,978	△ 10,107	5,546,871
	4. 幼稚園費	214,320	△ 1,922	212,398
	5. 社会教育費	206,155	△ 62,068	268,223
	6. 保健体育費	433,828	△ 400	433,428
11. 公債費		1,155,970	△ 65,015	1,090,955
	1. 公債費	1,155,970	△ 65,015	1,090,955
12. 諸支出金		89,400	△ 500	88,900
	1. 災害援護資金貸付金	500	△ 500	
14. 災害復旧費		16,165	△ 2,900	13,265
	1. 土木施設災害復旧費	8,495	△ 2,750	5,745
	2. 農林水産施設災害復旧費	7,670	△ 150	7,520
歳出合計		23,039,708	△ 707,455	22,332,253

第2表 繰越明許費の補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
民生費	社会福祉費	(仮称) 身体障害者福祉 会館建設事業	千円 175,872	(仮称) 身体障害者福祉 会館建設事業	千円 180,872
衛生費	清掃費			不燃性塵芥処理 地用地買収事業	77,284
土木費	道道橋梁費	細街路整備事業	7,700	細街路整備事業	9,706

第3表 地方債の補正

起目	補 正			前			補 正			後		
	限額	起債の方	利率	償還の方法	据置期間	資金区分	限額	起債の方	利率	償還の方法	据置期間	資金区分
退職手当	366,800	普通又は 普通債券発行	1.0	年内 以内	年 年以内	半年内 3	半年賦年賦 元利均等又は は当初発行 額の3%以 上半賦償 還	25	年内 年内	半年内 3	年内 年内	半年賦年賦 元利均等又は は当初発行 額の3%以 上半賦償 還
障保整備事業	1,500	同上	10	同上	20	3	同上	同上	2,500	同上	10	同上
老人施設事業	22,700	同上	10	同上	25	3	同上	同上	19,800	同上	10	同上
保育園建設事業	80,000	同上	10	同上	25	3	同上	同上	67,800	同上	10	同上
児童遊園整備事業	2,000	同上	*10	同上	20	3	同上	同上	2,100	同上	10	同上

1,106 年金事業	普通貸付券行 業	無利子 大額付 行	無利子 大額付 行	52	普通貸 借券發 行	無利子 大額付 行	無	各年度の債 選額につい ては借入先 (大阪府)を短縮し もしくは繰上 償還又は低 利に借替え ることがで きる。	各年度の債 選額につい ては借入先 (大阪府)を短縮し もしくは繰上 償還又は低 利に借替え ることがで きる。	据置期間及 び償還期限 もしくは繰上 償還又は低 利に借替え ることがで きる。	
災害賃付 事業	500	同上	10 政府 その他	2.0	半年賦年賦 元利均等又 は当初発行 額の3倍以 上半額償 還	同上					
身体障 害者社会設 事業	303,698	同上	10 政府 その他	2.0	同上	311,870	普通貸 借券發 行	2.0	半年賦年賦 元利均等又 は当初発行 額の3倍以 上半額償 還	3	
共同浴場整備 事業	1,900	同上	10 政府 その他	2.0	同上	1,690	同上	1.0 政府 その他	2.0	同上	

起債目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の 方 法	利 率	貸 借 金 資 金 区 分	償 還 の 方 法	貸 借 金 資 金 区 分	利 率	貸 借 金 資 金 区 分
整備事業	20,200	普通貨 借 券 行	1.0 %以内	年 以内 以内 以内 以内	半年賦年賦 元利均等等又 は当初発行 額の3%以上 半年賦償還 遅延	年 以内 以内 以内 以内	年 以内 以内 以内 以内	半年賦年賦 元利均等等又 は当初発行 額の3%以上 半年賦償還 遅延
土木事業	254,900	同上	1.0	同上	2.5	3	同上	同上
都市計画事業	266,400	同上	1.0	同上	2.5	5	同上	同上
公営住宅整備事業	5,700	同上	1.0	同上	2.0	3	同上	同上
改良住宅建設事業	425,587	同上	1.0	同上	2.5	3	同上	同上
災害復旧事業	1,700	同上	1.0	同上	2.0	3	同上	同上

消防施設整備事業	19,400	普通貸 券又は発 行	10 政 府その他	20	3	半年賦年賦 元利均等又 は当初発行 額の 3%以 上半 年賦償 還	据置期間及 び償還期限 を短縮しも しくは繰上 利に借替え ることがで きる。	6,980	普通貸 券又は 証券發 行	10 政 府その他	20	3	半年賦年賦 元利均等又 は当初発行 額の 3%以 上半 年賦償 還	据置期間及 び償還期限 を短縮しも しくは繰上 利に借替え ることがで きる。
診療建設事業	16,842	同上	10 同上	20	3	同 上	同 上	9,170	同上	10 同上	20	3 同 上	同 上	
義務教育施設整備事業	5,430,914	同上	10 同上	20	3	同 上	同 上	5,568,836	同上	10 同上	20	3 同 上	同 上	
幼稚園整備事業	1,100	同上	10 同上	20	3	同 上	同 上	1,000	同上	10 同上	20	3 同 上	同 上	
市民体育館建設事業	310,600	同上	10 同上	20	3	同 上	同 上	287,900	同上	10 同上	20	3 同 上	同 上	
計	8,691,147							8,763,336						

一般会計歳入歳出摘要予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 錄	計	区 分	金 額	説 明
⑨ 国庫支出金	2,945,965	千円	126,611	千円	3,072,576	円
(1) 国庫負担金	1,103,192	△	61	1,103,131		
1. 民生費国庫負担金	1,091,900	△	61	1,091,839	1. 社会福祉費 負担金	△ 1,131,12 身体障害者措置費負担金 更正減 △ 1,040,000
(2) 国庫補助金	818,284				2. 老人医療費負担金 1,265,72	1,251 老人医療費負担金追加
					1,944,956	

4. 土木費國庫 補助金	890,064	334,091	1,224,155	1. 都市計画費補助金	Δ 1,24,000	肥子池公園整備事業補助金 更正減 \triangle 10,400,000 旭公園整備事業補助金 更正減 \triangle 9,000,000 和泉中央線整備事業補助金 更正減 \triangle 3,000,000 泉大津阪本線整備事業補助金追加 10,000,000
				2. 改良住宅建設 費補助金	363,900	改良住宅建設事業補助金追加
				3. 防衛施設整備 費補助金	Δ 1,38,43	上代大屋嶺新設事業補助金更正減
				4. 環境改善整備 事業費補助金	Δ 1,092	細角路整備事業補助金更正減
				5. 災害復旧事業 費補助金	Δ 2,474	東松尾川河川等災害復旧事業補助金 更正減

科 目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金 領	説 明	
						円	円
5. 消防費国庫 補助金	千円 4,075	△ 805	千円 3,270	1. 消防費補助金	△ 805	消防施設整備補助金更正減	
6. 教育費国庫 補助金	823,881	△ 206,614	617,267	1. 小学校費補助 金	17,210	鶴山台南小学校プール建設事業補助金 更正減 △ 4,320,000	
					1,012,000	南横山小学校プール建設事業補助金追加 幸小学校プール建設事業補助金更正減 △ 5,175,000	
					△ 258,000	鶴山台北小学校用地買収費補助金更正減 幸小学校屋内運動場増築事業補助金追加 △ 7,358,000	
					14,705,000	幸小学校校舎増築事業補助金追加 △ 226,724	
					2,123,000	石尾中学校校舎増築事業補助金追加 (仮) 第2和泉中学校用地取得事業補助 金更正減△ 363,263,000	
					(仮) 第2和泉中学校校舎新增築事業補 助金追加 134,416,000		
					2,900	市民体育館建設事業補助金追加	

⑩	府支出金	3,364,715	$\Delta 825,298$	2,539,417			
(1)	府負担金	86,144	Δ	62	86,082		
1.	民生費府負 擔金	85,769	313	86,082	2. 老人醫療費負 擔金	313	老人醫療費負擔金追加
2.	災害弔慰金 府負擔金	375	Δ	375	1. 災害弔慰金負 擔金	375	災害弔慰金負擔金更正減
(2)	府補助金	320,0305	$\Delta 824,014$	2,376,291			
1.	総務費府補 助金	1,290,991	Δ	93	1,290,898	3. 総務調査費補 助金	△ 93 大阪府農業統計調査補助金等更正減
2.	民生費府補 助金	334,755	Δ	7,541	327,214	1. 社会福祉費補 助金	35 国民年金委員活動補助金追加
					4. 老人醫療費補 助金	7,576	老人醫療費補助金更正減
3.	衛生費府補 助金	45,923	Δ	163	45,760	1. 保健衛生費補 助金	1,979 母子栄養強化費補助金更正減 △ 211,000 妊産婦対策補助金更正減 △ 1,768,000
					2. 診療所建設費 補助金	1,816	診療所建設費補助金追加

科 目	補正前の額	補 正 領 額	計	区 分	金 額	節 記	明 確
5. 商工費補助金	千円 6,444	△ 2540	千円 3,904	1. 商工費補助金	△ 2,540	技能習得補助金等更正減	△ 2,540
6. 土木費補助金	1,326,830	△857458	4,693,72	1. 道路橋梁費補助金	△ 8527	唐園地区田線整備事業補助金更正減	△ 7,500,000
				2. 河川費補助金	△ 5,500	東松尾川左右岸改修事業補助金更正減	△1,027,000
				3. 都市計画費補助金	△106,150	松尾寺公園整備事業補助金更正減	△ 350,000
						旭公園整備事業補助金更正減	△1,260,000
						王子西公園整備事業補助金更正減	△4,800,000
						和泉府中北通線道路整備事業補助金更正減	△2,000,000
						環境改善整備事業（浸水対策）補助金更正減	△2,520,000
						細街路整備事業補助金更正減	△ 293,000

				版和東側一号线整備事業補助金更正減 △1,032,000,000
				地区内道路整備事業補助金更正減 △1,652,48,000
			6. 改良住宅建設 費補助金	改良住宅建設事業補助金更正減 △468,540
		7. 消防費府補 助金	3.509 1. 消防費補助金	消防施設整備補助金追加 1,349
8. 教育費府補 助金	7,619,3	10,380	8,657,3 5. 社會教育費補 助金	婚姻特別対策補助金更正減 △ 1,620
			6. 社會体育費補 助金	市民体育館建設事業補助金 12,000
9. 公債費府補 助金	4,843	3,220,4	3,7,047 1. 公債費補助金	利子補給金追加 32,204
12. 災害復旧事 業費府補助金	6,088	△ 152	5,9,36 1. 災害復旧費補 助金	山地崩壊防止事業補助金更正減 △ 152
(3) 府委託金	7,782,9	△ 1,222	7,6,607	
1. 総務費府委 託金	7,6,878	△ 1,222	7,5,656 3. 統計調査費委 託金	国勢調査委託金等更正減 △ 1,222

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節 区 分		金 銭 千円	説 明
				区	分		
(3) 諸 収 入	1,405,205	△ 80,957	1,324,248				円
(5) 雑 入	1,206,111	△ 80,957	1,125,154				
1. 雜 入	1,206,111	△ 80,957	1,125,154	1. 民年金印紙 壳捌收入		△ 28,240	印紙壳捌收入更正減
				3. 過年度收入		△ 57,514	過年度收入更正減
				4. 雜 入		4797	保管管理業務負担金追加
							小学校管理業務負担金追加 2,056,000
							中学校管理業務負担金追加 827,000
⑯ 市 價	8,691,147	7,2189	8,763,336				
(1) 市 價	8,691,147	7,2189	8,763,336				
1. 総 務 債 債	843,500	△ 97800	745,700	1. 退職手当債 3. 隊保館整備事 業債		△ 98,800	退職手当債更正減 1,000 保管整備事業債追加

2. 民生債	416,904	△ 135,94	403,310	1. 老人福祉施設整備事業債	△ 2,900	老人憩の家建設事業債更正減
				2. 児童福祉施設整備事業債	△ 12,100	鶴山台第2保育園建設事業債追加 18,400,000
						南松尾保育園整備事業債 5,500,000
						南池田保育園用地取得事業債更正減 △3,610,000
						児童遊園整備事業債追加 100,000
				3. 国民年金債	△ 1,056	国民年金保険料納付資金債更正減
				4. 災害援護資金貸付債	△ 500	災害援護資金貸付債更正減
				5. 社会福祉債	3,172	(仮)身体障害者福祉社会館建設事業債 追加
				6. 共同浴場整備事業債	△ 2,110	共同浴場整備事業債更正減
3. 農業債	20,200	△ 5200	15,000	1. 農業道路整備債	△ 5,200	農道整備事業債更正減
4. 土木債	954,287	93,753	1,048,040	1. 道路橋梁債	△ 54,100	北信太駅前線道路整備事業債追加 6,700,000

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	区分 千円	分 金 額 千円	節		明 説
						金	額	
						唐園蛇形線整備事業債追加 5,500,000 上代伏屋整備事業債更正減 $\triangle 9,300,000$		円
						$\triangle 11,000,000$ 市道整備事業債更正減 $\triangle 44,200,000$ 四十分橋整備事業債更正減 $\triangle 1,800,000$		円
2. 環境改善施設 整備事業債	$\triangle 51,010$					細街路整備事業債追加 4,400,000 地区内道路整備事業債更正減 $\triangle 3,960,000$		
						坂和東側 1 号線整備事業債更正減 $\triangle 15,810,000$		
3. 河川整備事業 債	$\triangle 4,500$					東松尾川河川整備事業債更正減		
4. 水 路 債	$\triangle 4,600$					水路整備事業債更正減		
5. 都市計画事業 債	$\triangle 49,800$					北信太駅前広場整備事業債更正減 $\triangle 200,000$		
						松尾寺公園整備事業債追加 200,000		

旭公園整備事業償還追加	1,920,000	
肥子池公園整備事業償還正減	△8,700,000	
王子西公園整備事業償還正減	△9,000,000	
泉大津版本線街路整備事業償還追加	4,000,000	
和泉中央線街路整備事業償還正減	△4,000,000	
南大阪湾岸流域下水道整備事業償還正減	△11,700,000	
都市下水路府中北幹線整備事業償還正減	△2,300,000	
幸下7水路整備事業償還追加	4,180,000	
和泉府中北通線整備事業償還正減	△15,000,000	
環境改善整備(漫水対策)事業償還正減	△10,300,000	
浸水対策白太北水路整備事業償還正減	△25,000,000	
6. 改良住宅整備事業償	261,013	改良住宅建設事業償還追加
7. 公營住宅整備事業償	△1,550	丸笠団地整備事業償還正減

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区	分	
	千円	千円	千円			
5. 消防債	19,400	△ 12,420	6,980	8.	災害復旧事業 債	△ 1,700 福頌善正線災害復旧事業債更正減 △ 900,000 東松尾川左右岸災害復旧事業債更正減 △ 800,000
6. 教育債	5,750,114	115,122	5,865,236	1.	小学校債	△ 35,095 信太小学校整備事業債更正減 △ 2,580,000 幸小学校整備事業債更正減 △ 914,200,000 南横山小学校プール建設事業債追加 2,260,000 鶴山合南小学校プール建設事業債追加 4,000,000
2. 中学校債						幸小学校用地買収事業債 5,630,000 信太小学校用地買収事業債 2,325,000
						(仮) 第2和泉中学校建設事業債更正 減 △ 3,837,83,000

				(仮) 第2和泉中学校用地買取事業債追加
				和泉中学校整備事業債更正減 △ 3,800,000
				石尾中学校宿舍營繕事業債更正減 △ 8,500,000
				郷庄中学校用地買取事業債更正減 △ 19,400,000
				3. 社会教育債 △ 2,270,0 市民体育馆建設事業債更正減
				4. 幼稚園債 △ 100 北松尾幼稚園整備事業債更正減
7. 衛生債	548,342	△ 7,672	540,670	1. 診療所建設事業債 △ 7,672 診療所建設事業債更正減
歳入合計	23,039,708	△ 707,455	22,332,253	

2. 崑 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補 正 領 の 財 源 内 記			説 明
				特 定 財 源	一般財源	区分	
				國府支出金	地方債	その他	金 額
② 総務費	3,476,476	△ 50,860	3,425,616	△ 1,315	△ 97,800	千円	48,255 千円
(1) 経務管理費	1,073,841	△ 15,748	1,058,093	△ 98,800			83,052 千円
1. 一般管理費	951,152	△ 4,704	946,448	△ 98,800			94,096 千円
[2] 秘書費	9,615	△ 606	9,009			△ 606	8報償費 △ 111 更正減
						9旅費	△ 310 更正減
						11需用費	△ 185 食糧費更正減
[4] 人事管理費	5,533	△ 140	5,393			△ 140	9旅費 △ 140 更正減
[5] 職員福利厚生費	14,904	△ 3,564	11,340			△ 3,564	13委託料 △ 370 職員健康診断委託料更正減
						14使用料及賃借料	△ 714 保母宿舍賃借料更正減
						18購品購入費	△ 2,480 職員事務服贈入費更正減
[6] 職員研修費	1,059	△ 184	875			△ 184	9旅費 △ 184 更正減
[7] 市制20周年記念事業費	3,746	△ 210	3,536			△ 210	11需用費 △ 210 消耗品費更正減

2. 文書費	4,755	△ 1,541	3,234			△ 1,541	
(1) 法令等管理費	4,504	△ 1,541	2,963			△ 1,541	11.需用費 △ 1,541 印刷製本費更正減
3. 広報公聴費	18,776	△ 4,500	14,276			△ 4,500	
(1) 広報公聴費	18,276	△ 4,500	13,776			△ 4,500	11.需用費 △ 3,300 消耗品費更正減 印刷製本費更正減 △3,000,000 △3,000,000
4. 財務会計管理費	8,758	△ 3,180	5,578			△ 3,180	12.役務費 △ 900 広報への手配布手料更正減 13.委託料 △ 300 ポスター等デザイン委託料更正減
(2) 会計管理費	5,822	△ 3,180	2,642			△ 3,180	9.旅費 △ 130 更正減 11.需用費 △ 500 印刷製本費更正減 18.備品購入費 △ 2,500 事務用机等購入費 19.負担金補助及交付金 △ 50 更正減
5. 財産管理費	20,544	△ 200	20,344			△ 200	

科 目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳			説 明
			特定財源	一般財源	区分	
	計		国府支出金	地方債	その他	
(1) 財産管理費	千円 19,989 △	千円 200	千円 19,789	千円	千円 △ 200	△ 200 土地鑑定委託料等 更正減
6. 企画費	4,220 △	528	3,692		△ 528	
(1) 総合計画費	2,899 △	194	2,705		△ 194	印刷製本費更正減
(2) 事務管理費	1,321 △	334	987		△ 334	印刷製本費更正減
12. 公告対策費	4,884 △	1,095	3,789		△ 1,095	11.需用費 △ 113 更正減
(1) 公告対策費	4,884 △	1,095	3,789		△ 1,095	11.需用費 △ 121 印刷製本費更正減
(2) 徴税費	246,614 △	17,304	229,310		△17,304	15.工事請負費 △ 600 錫測室設置工事費等 更正減
1. 税務総務費	165,724 △	80	165,644		△ 80	
(1) 固定資産評価検査委員会費	419 △	80	339		△ 80	9.旅費 △ 80 更正減
2. 賦課費	34,834 △	8,634	26,200		△ 8,634	

[1] 市民賦課 費	21,945	△ 6,300	15,045		△ 6,300	11.需用 費	△ 4,000	消耗品費更正減 △ 9,000,000 印刷製本費更正減 △3,100,000
						12.役務 費	△ 1,100	郵便料更正減
						13.委託 料	△ 1,000	徵收賦課事務委託料等 更正減
						19.負擔金補助 及交付金	△ 200	更正減
[2] 固定資產稅 賦課費	13,489	△ 2,984	11,185		△ 2,354	11.需用 費	△ 1,016	消耗品費更正減 △ 17,000 印刷製本費更正減 △ 846,000
						12.役務 費	△ 218	郵便料更正減
						13.委託 料	△ 1,100	督促狀等委託料更正減
3. 徵收費	46,056	△ 8,590	37,466		△ 8,590			
[1] 徵收費	46,056	△ 8,590	37,466		△ 8,590	9.旅 費	△ 100	更正減
						11.需用 費	△ 2,041	消耗品費更正減 △ 100,000 印刷製本費更正減 △ 1,941,000
						12.役務 費	△ 1,539	郵便料等更正減

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			説明
				特定期		一般財源 千円	
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
(4) 選舉管理費	43,805	△ 1,200	42,605			△ 1,200	
1. 選舉管理委員会費	43,805	△ 1,200	42,605			△ 1,200	
(2) 選舉管理委員会費	3,548	△ 200	3,348			△ 200	1. 食糧費更正減
(5) 市長選舉費	10,552	△ 500	10,052			△ 500	3.職員手当 △ 300 更正減
(6) 和泉市農業委員選舉費	908	△ 500	408			△ 500	1.報酬 △ 200 更正減
						3.職員手当 △ 200 更正減	
						11.需用費 △ 100 消耗品費更正減	

(5) 統計調查費	23,958	△ 1,452	22,506	△ 1,315			△ 137		
1. 統計經濟費	23,958	△ 1,452	22,506	△ 1,315			△ 137		
[2] 統計總務費	1,737	△ 406	1,331				△ 406	7.費 金	△ 155 更 正 減
[4] 地勢調查費	14,095	△ 673	13,422	△ 1,000			327	8.報 償 費	△ 673 更 正 減
[6] 農林統計調查費	1,591	△ 159	1,432	△ 180			△ 21	8.報 億 費	△ 159 更 正 減
[7] 果樹基本統計調查費	219	△ 107	112	△ 116			9	8.報 億 費	△ 107 更 正 減
[8] 工業統計調查費	1,402	△ 107	1,295	△ 139			32	8.報 億 費	△ 107 更 正 減
(6) 監查委員費	11,687	△ 138	11,549				△ 138		
1. 監查委員費	11,687	△ 138	11,549				△ 138		
[2] 監查委員費	1,461	△ 138	1,323				△ 138	9.旅 費	△ 138 更 正 減
(7) 同和對策費	1,967,688	△ 15,018	1,952,665		1,000		△ 16,018		
1. 同和對策費	1,866,866	△ 759	1,866,107				△ 759		
[2] 同和對策總務費	38,591	△ 558	38,033				△ 558	8.報 億 費	△ 100 更 正 減
								9.旅 費	△ 358 更 正 減

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	補正額の財源内訳			説 明
			特 定 財 源	國府支金 地方債	その他の一般財源	
(4) 国庫更正資 金運賃	1,327 △	201	1,126			△ 14.使用料及費 借料
						△ 100 更 正 減
2. 隊 保 館 賃	100,817 △	14,259	86,558	1,000	△ 15,259	△ 201 1.報 賞
						△ 156 更 正 減
(2) 隊 保 館 強 航	62,757 △	14,259	48,498	1,000	△ 15,259 11.需 用 費	△ 197 更 正 減
						△ 636 燃 料 費 更 正 減
						△ 111,000 印 刷 製 本 費 更 正 減
						△ 213,000 修 繕 料 更 正 減
						△ 312,000
						12.役 務 費
						△ 14.使用料及費 借料
						△ 150 更 正 減
						△ 407 更 正 減

			18 購品購入費	△ 135	更 正 減
			19 負擔補助及交付金	△ 12,734	同和対策事業活動負擔 金更正減
③ 民 生 費	3,611,979	△ 48,876	3,563,103	△ 7,664	△ 13,094
(1) 社會福祉費	1,352,551	△ 47,436	1,305,115	△ 7,289	△ 994
3. 身體障害者 福祉費	453,742	△ 1,300	452,442	△ 1,040	△ 3,172
[1] 身體障害者 福祉費	18,070	△ 1,300	16,770	△ 1,040	△ 3,432
4. 精神薄弱者 福祉費	19,178	△ 640	18,538	△ 272	△ 368
[1] 精神薄弱者 福祉費	19,178	△ 640	18,538	△ 272	△ 368
5. 老人福祉費	108,325	△ 2,630	105,695	△ 2,900	△ 270
[1] 老人福祉費	78,867	△ 2,630	76,237		△ 2,630
7. 老人医療助 成費	276,595	△ 8,700	267,895	△ 6,012	△ 2,688

科 目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳			一般財源 区分	金額	説 明
			特定財源 国庫貸付金	地方債	その他			
(1) 老人医療成費	276,595	△ 8,700	△ 267,895	△ 6,012	千円	△ 2,688	△ 200	印刷製本費更正減
9 国民年金費	324,630	△ 32,091	292,539	35	△ 1,056	△ 28,240	△ 2,830	老人医療扶助費更正減
(2) 国民年金事務費	13,163	△ 3,851	9,312	35	△ 1,056	△ 2,830	△ 1,458	印刷製本費更正減
						13委託料	△ 215	認出年金納付書作成委託料更正減
						18. 満品購入費	△ 112	更正減
						19. 借担金補助及交付金	△ 483	国民年金保険料納付組合負担金更正減
						21. 貸付金	△ 1,583	国民年金保険料納付資金更正減
(3) 国民年金印紙費	273,240	△ 28,240	245,000			△ 28,240	△ 28,240	国民年金印紙費更正減
10. 共同浴場費	23,597	△ 2,075	21,522	△ 210		△ 1,865		
(1) 共同浴場運営費	23,597	△ 2,075	21,522	△ 210		△ 1,865	△ 300	修繕料更正減
						13委託料	△ 164	更正減

								15.工事請負費	△ 1,611 共同浴場整備工事費更正減
(2)	兒童福利費	1,428,462	△ 100	1,428,362		△12,100		12,000	
2.	兒童營養費	156,297	△ 100	156,197			△ 100		
[1]	兒童措置費	156,297	△ 100	156,197			△ 100	20.扶助費	△ 100 兒童手當扶助費更正減
(3)	生活保護費	829,982	△ 560	829,422			△ 560		
1.	生活保護總務費	50,432	△ 560	49,872			△ 560		
[2]	生活保護總務費	25,911	△ 560	25,351			△ 560	11.需用費	△ 350 消耗品費更正減 △2,000.00 印刷製本費更正減 △15,000.00
								21.償付金	△ 210 生活福祉資金貸付金更正減
(4)	災害救助費	984	△ 780	204	△ 375		△ 405		
1.	災害救助費	926	△ 780	146	△ 375		△ 405		
[1]	災害救助費	926	△ 780	146	△ 375		△ 405	19.負擔金補助及交付金	△ 500 災害賑金更正減
④	衛生費	1,761,014	△117,040	1,643,974	△ 163	△ 7,672		20.扶助費	△ 280 災害見舞金更正減
							△ 109,205		

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金 額 千円	説 明
				特 定 財 源	一般財源	その他			
(1) 保健衛生費	307,770	△ 32,365	千円	千円	千円	△ 7,672	千円	△ 24,530	円
1. 保健衛生総務費	194,122	△ 18,354	千円	175,768	△ 1,979			△ 16,375	
(2) 母子衛生費	6,520	△ 2,354	千円	4,166	△ 1,979		△ 375	11.需用費	△ 409 食糧費更正減
(3) 保健衛生総務費	109,732	△ 16,000	千円	93,732			20.扶助費	△ 1,945 出產扶助費等更正減	
2. 予防費	105,619	△ 12,875	千円	92,744	△ 1,816	△ 7,672	△ 7,019		
[1] 結核予防費	2,964	△ 319	千円	2,645			△ 319	8.報償費	△ 319 更正減
[2] 成人病予防費	1,540	△ 133	千円	1,407			△ 133	13.委託料	△ 133 胃集団検診等委託料更正減
[3] 各種予防接種費	28,850	△ 7,258	千円	21,592			△ 7,258	8.報償費	△ 4,403 各種予防接種出務報償費更正減
							11.需用費	△ 2,407 印刷製本費更正減	
								△ 2,500.00 医薬材料費更正減	
								△ 2,157,000	

								13委託料△	448	インフルエンザ接種委託料更正減
[4] 診療所費	72,265	△	5,165	67,100	1,816	△	7,672	691	177	有財産購入資△ 5,165 用地購入資更正減
4. 環境衛生費	3,335	△	1,136	2,199				△ 1,136		
(1) 子供昆蟲駆除費	2,874	△	1,036	1,838				△ 1,036	8報償費△ 185 雜報費更正減	
(3) 公衆便所管理費	432	△	100	332				△ 100	11衛生用具費△ 100 修繕料更正減	
(2) 清掃費	1,372,621	△	83,425	1,289,196				△ 83,425		
1. 清掃総務費	576,696	△	82,944	493,752				△ 82,944		
(2) 清掃総務費	475,708	△	82,944	392,759				△ 82,944	19負担金補助及交付金△ 82,944 分担金更正減	
2. 塵芥処理費	795,925	△	481	795,444				△ 481		
[1] 塵芥処理費	712,795	△	481	712,314				△ 481	15工事請負費△ 145 不燃性廃棄物処理地整備工事費更正減	
(3) 墓地管理費	80,623	△	1,250	79,373				16原材料費△ 217 更正減		
								18備品購入資△ 119 更正減		
								△ 1,250		

科 目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳			節	説 明
			計	特定財源	一般財源		
			國府支金 千円	地方債 千円	その他 千円	区 分	金 額 千円
1. 墓地火葬場 費	80,623 △ 1,250		79,373			△ 1,250	円
[4] 市営葬儀費	13,703 △ 1,250		12,453			△ 1,250	13委託料 △ 1,029 鑿板車委託料等更正減
⑥ 農林水産業 費	168,474 △ 8,581		164,943	△ 5,200		△ 3,331	
(1) 農業費	160,722 △ 8,581		152,191	△ 5,200		△ 3,331	
3. 農業振興費	14,606 △ 940		13,666			△ 940	
[1] 農業振興費	6,733 △ 80		6,653			△ 80	8報償費 △ 80 更正減
[4] 登録農地保 全体算賃	4,978 △ 860		4,118			△ 860	19負担金補助 及交付金 △ 860 市街化区域内登録農地 補助金更正減
5. 農地費	77,502 △ 7,591		69,911	△ 5,200		△ 2,391	
[5] 農免道路事 業費	29,570 △ 7,591		21,979	△ 5,200		△ 2,391	15工事請負費 △ 2,353 農免道路附帯工事費 更正減
⑦ 商工費	112,685 △ 4,750		107,935	△ 2,540		△ 2,210	19負担金補助 及交付金 △ 5,238 農免道路工事負担金 更正減

(1) 商工費	112,685	△ 4,750	107,935	△ 2,540		△ 2,210			
1. 商工總務費	44,250	△ 2,450	41,800	△ 2,540		△ 90			
[3] 技能取得費	5,301	△ 1,790	3,511	△ 2,540		750	8報償費	△ 760 各種技能取得生活保障費更正減	
							13委託料	△ 930 各種技能取得委託料更正減	
							19負擔金補助及交付金	△ 100 各種技能講習輔助金更正減	
							△ 660	11需用資	△ 230 印刷製本費更正減
[4] 商工總務費	1,980	△ 660	1,320				19負擔金補助及交付金	△ 430 市場開拓展示會等負擔金	
3. 雇用對策費	7,009	△ 2,010	4,999			△ 2,010			
[1] 雇用對策費	4,356	△ 1,280	3,076			△ 1,280	9旅費	△ 100 更正減	
							11需用費	△ 140 消耗品費更正減	
							19負擔金補助及交付金	△ 1,040 放職支度金更正減	
[2] 中小企業從業者福祉共濟對策費	2,653	△ 730	1,923			△ 730	11需用資	△ 290 印刷製本費更正減	
							19負擔金補助及交付金	△ 440 中小企業退職金共資制度加入促進助成金更正減	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				国府支出金	地方債	その他	
4. 金融対策費	千円 41,179 △	千円 290	千円 40,889	千円 △	千円 △	千円 290	△ 一般財源 △ 290 △ 1報酬 △ 150 更正減 △ 140 印刷製本費更正減
(1) 金融対策費	千円 41,179 △	千円 290	千円 40,889	千円 △	千円 △	千円 △ 290	△ 1報酬 △ 150 更正減 △ 140 印刷製本費更正減
⑧ 土木費	千円 3,876,102 △420,521	千円 3,455,581 △492,340	千円 95,453 △ 6,000 △17,634	千円 △	千円 △	千円 △	△
(1) 土木管理費	千円 212,548 △	千円 38,874 △	千円 173,674 △ 28,553 △67,427	千円 △	千円 △	千円 △	△
1. 土木総務費	千円 212,548 △	千円 38,874 △	千円 173,674 △ 28,553 △67,427	千円 △	千円 △	千円 △	△
(1) 給与費	千円 205,006 △	千円 66,957 △	千円 138,049 △	千円 △	千円 △	千円 △ 66,957 △ 2,818 △ 36,957 △ 3職員手当 △ 32,623 △ 27,355 △ 6,979 △ 151 食糧費更正減△46,000 △ 修繕料更正減△105,000 △ 11報費用 △ 130 更正減 △ 170 更正減 △ 28,534 取得資金補助金及交付金	△
(4) 用地対策費	千円 1,798 △	千円 28,083 △	千円 29,881 △ 28,553 △	千円 △	千円 △	千円 △ 470 △ 11報費用 △ 16原材料費 △ 18備品購入費 △ 19負担金補助及交付金	△

(2) 道路橋梁費	877,786	△348,085	529,701	△292,203	△405,110		49,228			
3. 道路橋梁設 設改良費	100,694	△ 14,185	86,509	△ 8,527	△ 6,100		442			
[1] 市道舊國池 田線新設改 良費	30,500	△ 12,131	18,369	△ 7,500	△ 11,000		6,369	15.工事請負費	△ 9,811	道路整備工事費更正減
[2] 四十分橋整 備事業費	5,384	△ 12,054	3,330	△ 1,027	△ 1,800		773	17.公有財產購 入費	△ 2,320	道路用地購入費更正減
4. 環境改善施 設整備事業費	538,035	△319,330	218,705	△269,833	△ 51,010		1,513	19.負担金補助 及交付金	△ 2,054	橋梁整備工事費負擔金 更正減
[1] 阪和東側線 整備事業費	18,2757	△118,300	64,457	△103,200	△ 15,810		710	13.委託料	△ 400	測量設計委託料更正減
[2] 地区内道路 整備事業費	249,763	△204,310	45,453	△165,248	△ 39,600		538	15.工事請負費	△ 7,000	工事費更正減
[3] 細街路整備 事業費	105,515	3,280	102,235	△ 1,385	4,400		265	17.公有財產購 入費	△189,010	購入費更正減
								3,280		用地購入費追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
				国庫支金	地方債	その他	
5. 防衛施設整備事業費	千円 62,669	△ 14,570	千円 48,099	千円 13,843	△ 9,300	千円 8,578	千円 円
〔1〕上代伏屋娘新設事業費	62,669	△ 14,570	48,099	△ 13,843	△ 9,300	3,590	△ 14,570 工事費更正減
(3) 河川水路費	44,350	△ 11,010	33,340	△ 5,500	△ 9,100		
2. 河川改修費	21,150	△ 11,010	10,140	△ 5,500	△ 4,500	△ 1,010	
〔1〕東松尾川河川改修費	21,150	△ 11,010	10,140	△ 5,500	△ 4,500	△ 1,010	△ 1,000 測量設計委託料更正減
(4) 都市計画費	949,753	△ 165,702	784,051	△ 148,550	△ 49,800	△ 6,000	△ 8,648
2. 公園費	308,697	△ 97,106	211,591	△ 70,350	△ 15,580	△ 11,176	
〔2〕肥子池公園整備費	136,200	△ 21,203	114,997	△ 10,400	△ 8,700	△ 2,103	△ 21,203 用地購入費更正減
(4) 赤公園整備費	90,000	△ 18,903	71,097	△ 21,600	1,920	777	△ 18,903 用地購入費更正減
〔5〕王子西公園整備費	60,000	△ 57,000	3,000	△ 48,000	△ 9,000	17公有財產購入費	△ 57,000 用地購入費更正減

3. 街路事業費	317,951	△ 18,290	299,661	△ 13,000	△ 11,600	6,310		
(2) 和泉府中北 通線街路整備事業費	40,323	△ 18,290	22,033	△ 20,000	△ 15,000	16,708	22.補償補填及 賠償金	△ 18,290 物件補償費更正減
4. 下水道総務 費	133,302	△ 21,068	112,234		△ 11,700 △ 6,000	△ 3,368		
[2] 下水道総務 費	117,217	△ 21,068	96,149		△ 11,700 △ 6,000	△ 3,368	19.負担金補助 及交付金	△ 15,068 南大阪湾岸流域下水道 事業負担金更正減
5. 浸水対策費	69,077	△ 29,238	39,839	△ 25,200	△ 8,620	4,588	23.償還金利子 及割引料	△ 6,000 公共下水道甲斐田川幹 線事業償還金更正減
[1] 環境水路整 備事業費	51,931	△ 29,238	22,693	△ 25,200	△ 6,120	2,082	15.工事請負費	△ 29,238 工事請負費更正減
(5) 住宅費	1,791,665	143,150	1,934,815	△ 104,640	259,463		△ 11,673	
1. 住宅管理費	35,100	△ 1,850	33,250		△ 1,550	△ 300		
[1] 住宅管理費	35,100	△ 1,850	33,250		△ 1,550	△ 300	11.需用費	△ 1,850 印刷製本費更正減 △ 1,000,000 光熱水費更正減 △ 1,500,000 修繕料更正減△ 250,000
2. 住宅建設費	1,756,565	145,000	1,901,565	△ 104,640	261,013	△ 11,373		
[1] (仮称)和泉 第3団地建設費	1,756,565	145,000	1,901,565	△ 104,640	261,013	△ 11,373	17.公有財産購 入費	104,000 用地購入費追加

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			説 明
				特 定 財 源	一般財源	区 分	
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	△22,補償及 賠償金 千円
⑨ 消防費	346,396 △ 5,015		341,381	544	△ 12,420		41,000 不良住宅買収費追加
(1) 消防費	346,396 △ 5,015		341,381	544	△ 12,420		
1. 常備消防費	289,575 △ 111		289,464			△ 111	
(2) 本部及署費	18,351 △ 111		18,240			△ 111	9旅 費 △ 111 更 正 減
2. 非常備消防費	22,401 △ 820		21,581			△ 820	
(1) 消防団費	22,401 △ 820		21,581			△ 820	9旅 費 △ 20 更 正 減
3. 潜防施設整備費	34,050 △ 4,084		29,966	544	△ 12,420	7,792	
(1) 常備消防施設費	23,650 △ 2,912		20,738	544	△ 12,420	8,964	11需 用 費 △ 192 修繕料更正減

(2) 非常備消防施設費	10,400	△ 1,172	9,228		△ 1,172	11.需用費	△ 1,684 正減
⑩ 教育費	8,177,305	16,553	8,194,058	△ 196,234	115,122	15.工事請負費	△ 1,036 防火水槽新設工事費更正減
(1) 教育總務費	328,174	△ 24,655	303,519			18.備品購入費	△ 500 修繕料更正減
1. 教育委員會費	4,321	△ 150	4,171			15.工事請負費	△ 187 更正減
(1) 教育委員會費	4,321	△ 150	4,171			18.備品購入費	△ 485 更正減
2. 事務局費	182,468	△ 939	181,529			15.工事請負費	△ 24,655
(2) 一般管理費	4,655	△ 939	3,696			18.備品購入費	△ 150 更正減
3. 教育指導費	36,161	△ 680	35,481			15.工事請負費	△ 939 食糧費更正減△ 100,000 印刷製本費更正減△ 83,900
(2) 研修費	19,201	△ 680	18,521			14.使用料及借料	△ 530 更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
				国庫支出金	地方債	その他	
5. 同和教育指導費	104,505	△ 22,886	81,619			△22,886	△ 150 更 正 減 円
(1) 同和教育指導費	12,370	△ 2,276	10,094			△ 2,276	8報 債 費 △ 160 更 正 減
(2) 教育援助費	92,135	△ 20,610	71,525			△20,610	11.需 用 費 △ 190 消耗品費更正減
(2) 小学校費	1,438,050	△ 8,431	1,429,619	17,210	△ 35,095	9,454	19.負担金補助及交付金△ 20,420 高校大学友の会補助金等更正減
1. 小学校管理費	373,798	△ 1,214	372,584			△ 1,214	
(2) 一般管理費	70,611	△ 1,214	69,397			△ 1,214	7.債 金 △ 160 更 正 減

11. 餐用費	△ 400	食糧費更正減△00,000 印刷製本費更正減△11,000 光熱水費更正減△19,000		
14. 使用料及借料	△ 204	更正減		
19. 負擔金補助及交付金	△ 450	更正減		
2. 學校保健費	84,245 △ 5,790	78,455	△ 5,790	
(1) 保健費	30,230 △ 180	30,050	△ 180	7質金△ 180 更正減
(2) 給食費	54,015 △ 5,610	48,405	△ 5,610	9旅費△ 170 更正減
11. 餐用費	△ 1,100	消耗品費更正減△51,000 光熱水費更正減△19,000 修繕料更正減△400,000		
18. 優品購入費	△ 3,690	更正減		
20. 扶助費	△ 650	更正減		
4. 學校建設費	955,677 △ 1,427	954,250	17,210 △ 35,095	16,458
(1) 幸小學校建設事業費	760,742 △ 142	760,600	16,888 △ 35,120	18,090 17.公有財產購入費△ 142 更正減

科 目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳						説 明
			特	定	財	源	区 分	金 額	
(2) 鶴山台南北学校プール建設事業費	千円 17,275 △	千円 32 △	千円 17,243 △	千円 432 △	千円 400 △	千円 その他 一般財源	千円 17,公有財産購入費 △	千円 32 △	更 正 減
(3) 鶴山台北小学校建設事業費	90,145 △	258 △	89,887 △	258 △			17,公有財産購入費 △	258 △	更 正 減
(4) 南横山小学建設事業費	35,925 △	995 △	34,930 △	1,012 △	2,200 △	△ 4,207 15.工事請負費	△ 995 △	プール建設費更正減	
(3) 中学校費	5,856,978 △	10,107 △	5,846,871 △	226,724 △	173,017 △	△ 43,600 △			
1. 学校管理費	183,860 △	1,820 △	182,040 △			△ 1,820 △			
(2) 一般管理費	40,678 △	1,626 △	39,052 △			△ 1,626 △ 11.需用費 △	550 △	燃料費更正減 △ 17,000 △ 18,000 △ 20,000 印刷製本費更正減 光熱水費更正減	
							△ 800 △ 13.委託料 △ 14.使用料及賃借料 △ 276 △	更 正 減 更 正 減 更 正 減 更 正 減	

[3] 維持補修費	40,024	△ 194	39,830			△ 194	7 質	金	△ 74	更 正 減
2. 學校保健費	35,150	△ 3,760	31,390			△ 3,760			△ 120	更 正 減
[2] 給 食 費	24,320	△ 3,760	20,560			△ 3,760	11 繩 用 費	△ 780	消耗品費更正減 △ 280,000	
									光熱水費更正減 △ 140,000	
									修繕料更正減 △ 360,000	
18. 優品購入費								△ 1,620	更 正 減	
19. 負擔金補助及交付金								△ 700	更 正 減	
20. 扶 助 費								△ 660	更 正 減	
3. 教育振興費	21,400	△ 230	21,170			△ 230				
[2] 就學獎勵費	9,351	△ 230	9,121			△ 230	20 扶 助 費	△ 230	更 正 減	
4. 學校建設費	5,316,568	△ 4,297	5,312,271	△ 226,724	173,017	49,410				
[1] 和泉中學校整備事業費	37,350	△ 4,297	33,053		△ 3,800	△ 497	13.委 託 料	△ 172	更 正 減	
(4) 幼稚園費	214,320	△ 1,922	212,398	△ 100	△ 1,822	15.工事請負費	△ 4,125	更 正 減		

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				説 明
				国庫支金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
1. 幼稚園管理費	212,817	△ 1,922	210,895				△ 1,922	
(2) 一般管理費	60,350	△ 1,082	59,268				△ 1,082	7債 金 △ 80 更 正 減
								11.需 用 費 △ 484 消耗品費更正減 △ 50,000 燃料費更正減 △ 7,000 印刷製本費更正減 △ 2,900 修繕料更正減 △ 7,400
								12.役 務 費 △ 64 更 正 減
								14.使 用 料 及 貨 借 料 △ 114 更 正 減
								19.負 担 金 補 助 及 交付金 △ 340 更 正 減
(3) 維持補修費	12,345	△ 840	11,505				△ 840 13委 託 料 △ 840 更 正 減	
(5) 社会教育費	206,155	62,068	268,223	△ 1,620			63,688	
1. 社会教育総務費	53,896	68,359	122,255				68,359	

[5] 各種行事費	3,989	△	610	3,379				△	610	11.需用 費	△	540	消耗品費更正減 △470000 印刷製本費更正減 △70000
[7] 他会計繹出 金	68,969			68,969					68,969	28.繹出 金		68,969	公共用地先行取得事業 特別會計繹出金
2. 青少年對策 費	8,316	△	741	7,575				△	741				
[1] 協議會委員 及指導員費	2,068	△	631	1,437				△	631	8報 債 費	△	231	更 正 減
										11.需用 費	△	120	消耗品費更正減
										14.使用料及質 借料	△	130	更 正 減
										16.原 材 料 費	△	150	更 正 減
[2] 子供会費	926	△	110	816				△	110	11.需用 費	△	110	消耗品費更正減
8. 同和教育費	15,062	△	2,000	13,062	△	1,620		△	380				
[1] 同和教育費	15,062	△	2,000	13,062	△	1,620		△	380	19.負擔金補助 及交付金	△	2,000	更 正 減
9. 文化財保護 費	115,952	△	3,550	112,402				△	3,550				

科 目	補正前の額	補正額	補正額の財 源 内 訳			説 明
			計	特 定 財 源	一般財源	
			国府支出金	地方債	その他	
(1) 文化財保護費	115,952	△ 3,550	112,402	千円	△ 3,550	△ 2,110 印刷製本費更正減
(6) 保健体育費	433,828	△ 400	433,428	14,900	△ 22,700	△ 1,440 更 正 減
1. 保健体育費	2,563	△ 400	2,163	14,900	△ 22,700	7,400
[5] 山手ホール賃	2,272	△ 400	1,872			△ 400 更 正 減
⑪ 公 債 賃	1,155,970	△ 65,015	1,090,955	3,651		△ 68,666
(1) 公 債 賃	1,155,970	△ 65,015	1,090,955	3,651		△ 68,666
2. 利 子	903,595	△ 57,872	845,723	3,651		△ 61,523
[1] 利 子	903,595	△ 57,872	845,723	3,651		△ 61,523 23.償還金利子及割引料
3. 公 債 諸 賃	12,000	△ 7,143	4,857			△ 7,143
(1) 公 債 諸 賃	12,000	△ 7,143	4,857			△ 7,143 12.役務費
⑩ 諸 支 出 金	89,400	△ 500	88,900	△ 500		△ 7,148 更 正 減
(2) 災害援護資金支払金	500	△ 500		△ 500		

1. 災害援護資金 金資付金	500	△ 500			△ 500				
〔1〕 災害援護資金 金資付金	500	△ 500			△ 500			21.賃付金	△ 500 更正減
〔⑥〕 災害復旧費	16,165	△ 2,900	13,265	△ 2,626	△ 1,700		1,426		
(1) 土木施設災 害復旧費	8,495	△ 2,750	5,745	△ 2,474	△ 1,700		1,424		
1. 土木施設災 害復旧費	8,495	△ 2,750	5,745	△ 2,474	△ 1,700		1,424		
〔1〕 東松尾川河 川災害復旧費	2,770	△ 2,750	20	△ 1,814	△ 800	△ 136	11.需用費	△ 50	印刷製本費更正減
							13.委託料	△ 200	更正減
							15.工事請負費	△ 2,500	更正減
(2) 農林水產施 設災害復旧費	7,670	△ 150	7,520	△ 152		2			
1. 農林水產施 設災害復旧費	7,670	△ 150	7,520	△ 152		2			
〔1〕 農林水產施 設災害復旧費	7,670	△ 150	7,520	△ 152		2	21.工事請負費	△ 150	更正減
歳出合計	23,039,708	△ 7,074,455	22,332,253	△ 698,687	72,189	△ 34,240	△ 46,717		

地方債の前々年度末における現在債並びに前年度末及び当該年度末における現在債の見込みに関する調査

(単位千円)

区分	前年度末 現在高	前年度末現在見込額		当該年度中増減見込額				当該年度中 償正額	当該年度中 償正後の額	当該年度中 償正額 元金償入 見込額	当該年度中 償正額 元金償入 現見込額
		借入済額 事業費繰越 による延伸 分	計	補正前の額	補正額	補正後の額					
1. 普通債	5,780,446	7,370,066	1,198,971	8,569,037	8,322,647	17,268,9	8,495,836	224,318	16,840,055		
(1) 繁務	1,98,964	2,02,066	611,605	813,671	476,700	1,000	477,700	3,830	1,287,541		
(2) 民生	7,76,952	912,264	1,51,688	1,063,952	416,904	△ 135,94	403,310	32,357	1,434,905		
(3) 郡生	2,49,140	237,776		2,37,776	548,342	△ 7,672	504,670	9,095	769,351		
(4) 農林		11,500		11,500	202,00	△ 5,200	15,000			26,500	
(6) 土木	7,86,304	862,589	3,800	866,389	521,300	△ 164,010	357,290	62,015	1,161,64		
(7) 公住	978,276	1,353,372	2,030,00	1,556,372	431,287	259,463	690,750	11,775	2235,347		
(8) 消防	873,311	349,183		349,183	19,400	△ 124,20	6,980	31,071	325,092		
(9) 教育	2,147,870	3,090,0787	228,878	3,319,665	5,750,114	115,122	5865,236	66,899	9,118,02		
2. 災害復旧	1113,961	1,090,037		1,090,037	1,700	△ 1,700		5,857	1,031,80		
(1) 土木	22,025	20,635		20,639	1,700	△ 1,700		1,649	18,90		
3. その他	1,078,00	946,00		94,600	366,800	△ 98,800	268,000	10,200	352,400		
(1) 退職手当	1,078,00	94,600		94,600	366,800	△ 98,800	268,000	10,200	352,400		
計	6,002,207	7,573,703	1,198,971	8,772,674	8,691,147	72,189	8,763,336	240,375	172,956,35		

報告第5号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)昭和50年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,531千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,969千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正是「第2表地方債の補正」による。

昭和51年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

1. 歳 入 第1表 歳入歳出予算の補正 (単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 債		150,500	△78,500	72,000
	1. 市 債	150,500	△78,500	72,000
2. 繰 入 金			68,969	68,969
	1. 繰 入 金		68,969	68,969
歳 入 合 計		150,500	△ 9,531	140,969

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 公共用地 先行 取 得 事 業 費		150,500	△ 9,531	140,969
	1. 公共用地先行取 得 事 業 費	150,500	△ 9,531	140,969
歳 出 合 計		150,500	△ 9,531	140,969

第2表 地方債の補正

起債の目的 起債の目	補正				前法				補正				後法				
	限度額 千円	起債の方 法	利率 年以内 %以内	資金区分 年以内	償還 期間 年以内	償還の方法 定期預 金	その他の 方法 定期預 金	限度額 千円	起債の方 法	利率 年以内 %以内	資金区分 年以内	償還 期間 年以内	償還の方法 定期預 金	その他の 方法 定期預 金	限度額 千円	起債の方 法	利率 年以内 %以内
街路和泉 中央線用地先行取 得事業	150,500	普通貨 券又は券 券託行	1.0	政府 その他	1.0	定期預 金	定期預 金	150,500	普通貨 券又は券 券託行	1.0	政府 その他	1.0	定期預 金	定期預 金	150,500	普通貨 券又は券 券託行	1.0
図書館用 地先行取 得事業																	
計	150,500														72,000		

1. 勘 入

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区	分	
① 市 債	千円 1 5 0 5 0 0	△7 8,5 0 0	千円 7 2,0 0 0	千円		円
(1) 市 債	1 5 0 5 0 0	△7 8,5 0 0	7 2,0 0 0			
1. 公共用地先行取得事業債	1 5 0 5 0 0	△7 8,5 0 0	7 2,0 0 0	1. 公共用地先行取得事業債	△7 8,5 0 0	街路和泉中央線用地先行取得事業債 更正減 △1 5 0 5 0 0 0 0 図書館用地先行取得事業債 7 2 0 0 0 0 0 0
② 繰 入 金		6 8,9 6 9	6 8,9 6 9			
(1) 繰 入 金		6 8,9 6 9	6 8,9 6 9			
1. 一般会計繰入金		6 8,9 6 9	6 8,9 6 9	1. 一般会計繰入 金	6 8,9 6 9	一般会計繰入金
歳 入 合 計	1 5 0 5 0 0	△ 9,5 3 1	1 4 0,9 6 9			

2. 岐出

科 目	補正前の額	補正額	補 正 纏 の 財 源 内 訳				説 明
			特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額	
① 公共用地 先行取得事 業費	150,500	△ 9,531	千円 140,969	千円 △ 78,500	千円 68,969		円
(1) 公共用地 先行取得事 業費	150,500	△ 9,531	140,969	△ 78,500	68,969		
1. 街路和東 中央線公共用 地先行取 得事業費	150,500	△ 150,500		△ 150,500	17公有財産購 入費	△ 110,000	用地購入費更正減
2. 図書館用 地先行取 得事業費			140,969	72,000	68,969	17公有財產購 入費	△ 40,500 物件補償費更正減
収出合計	150,500	△ 9,531	140,969	△ 78,500	68,969		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みについて

(単位千円)

区分	前々年度末現在高	前年度末現在見込額	当該年度中増減見込み				当該年度中現在高見込額
			事業費繰越伸 による延 分	計	当該年度中起債見込額 補正前の額	補正額	
教育債					150,500	△78,500	72,000
計					150,500	△78,500	72,000

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（宇沢清君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第4号及び報告第5号について御説明申し上げます。まず、報告第4号の昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算第4号は、去る3月31日に専決処分させていただきました。これは昭和50年度最終時点において、補助金、起算等の確定に伴う関係財源の調整を主にいたしておりますが、一部歳出につきましては、財政事情を勘案いたしまして補正させていただいたものでございます。

それでは、これらの内容につきまして御説明申し上げます。議案書別冊2ページでございます。

第1条にございますが、歳入歳出予算をそれぞれ7億7百45万5千円を減額し、補正後の予算額を2百23億3千2百25万3千円と定めたものでございます。

なお、補正の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の追加でございまして、（仮称）身体障害者福祉社会館建設事業費の追加5百万円。不燃性塵芥処理用地買収事業費の追加7千7百28万4千円及び細街路整備事業費の追加2百万6千円を、それぞれ第2表、繰越明許費のとおり定めさせていただいたものでございます。

第3条は、地方債の変更でございます。各種起債の限度額の補正並びに償還方法を変更させていただいたものでございます。その明細は、第3表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書の内容について説明申し上げたいと存じます。

まず、歳出から御説明申し上げます。初めに33ページ、総務費でございますが、5千86万円の減額をいたしてございます。これらの内容を申し上げますと、総務管理費といしまして職員厚生費3百56万4千円、広報広聴費4百50万円、会計管理費3百18万円等それぞれ更正減額をいたしまして、千5百74万8千円の減額となる次第でございます。また、徴税費につきましては、市民税及び固定資産税賦課費8百63万4千円。徴収費では、納稅貯蓄組合補助金等の8百59万円をそれぞれ更正減額をいたしまして、1千7百30万4千円の減額となる次第でございます。また、選舉管理費については百20万円。統計調査費についても、百45万2千円の更正減額と相なる次第でございます。

次に、同和対策費でございますが、同和対策事業活動補助金等千5百1万8千円の更正減額で、以上が総務費でございます。

次に、民生費でございますが、4千8百87万6千円の減額をいたしてございます。この内容は、社会福祉費といしまして、身体障害者福祉費百30万円。老人福祉費2百63万円。

老人医療助成費 8百70万円。国民年金費 3千2百9万1千円。共同浴場運営費 2百7万5千円をそれぞれ更正減額いたしました。

児童福祉費につきましては 10万円。生活保護費 56万円。災害救助費 78万円をそれぞれ更正減額いたしたものでございます。

以上が民生費でございます。

次に、衛生費でございますが、1億1千7百4万円の減額をいたしてございます。この内容は、保健衛生費といたしまして、母子衛生費で2百35万4千円。保健衛生総務費で病院補助金等1千6百万円の更正減額。また、予防費で三種混合ワクチン禁止等による7百25万8千円。診療所用地購入費5百16万5千円をそれぞれ減額計上いたしたものでございます。

清掃費につきましては、泉北環境整備施設組合に対する分担金8千2百94万4千円を更正減額してございます。

また、墓地管理費につきましては、委託料等1百25万円を更正減額してございます。

以上が衛生費でございます。

次に、農林水産業費でございますが、8百53万1千円の減額をいたしてございます。農業費で、農免道路事業費として7百59万1千円の減額計上でございます。

次に、商工費でございますが、4百75万円を減額計上してございまして、技能取得費1百79万円。商工総務費66万円。雇用対策費2百1万円の減額計上でございます。

次に、59ページ、土木費でございますが、総額4億2千52万1千円を減額計上いたしてございます。この内容は、土木管理費でございますが、給与費で当初計上いたしておりました土木総務職員17名の給与を公社会計で支弁することになりましたので、この分6千6百95万7千円を減額計上してございます。また、用地対策費といたしまして(仮称)和泉第二中学校用地取得資金に係る利子補給金として大阪府より補助をいただきましたので、これを公社へ支払うべく、用地取得資金補助金2千8百55万3千円を追加計上いたしました。

道路橋梁費といたしましては、市道唐国池田線新設改良費1千2百13万1千円。四十分橋整備事業費2百5万4千円。環境改善整備事業費として、阪和東側線整備事業費1億1千8百30万円。地区内道路整備事業費2億4百31万円。上代伏屋線新設事業費1千4百57万円をそれぞれ更正減額いたしました。また、細街路整備事業費につきましては、用地購入費3百28万円を追加計上いたしたものでございます。

河川水路費でございますが、東松尾川河川改修費1千百1万円減額計上でございます。

都市計画費につきましては、公園費として肥子池公園整備費2千百20万3千円。旭公園整備費千8百90万3千円。王子西公園整備費5千7百万円のそれぞれ減額計上でございます。

街路事業費として、和泉府中北通線街路整備事業費 1千8百29万円。下水道費として、南大阪湾岸流域下水道事業負担金等 2千百6万8千円。また、浸水対策費として、環境水路整備事業費 2千9百23万8千円を減額計上いたしたものでございます。

次に、住宅費でございますが、(仮称)和泉第三団地建設事業費 1億4千5百万円を追加計上いたしたものでございます。これにつきましては、財源の確定により歳出を計上したものでございます。

次に、消防費でございますが、5百1万5千円減額計上いたしてございますが、これは常備消防施設費 2百91万2千円。非常備消防施設費 17万2千円の減額計上でございます。

次に、69ページ、教育費でございますが、千6百55万3千用の追加計上でございます。教育総務費につきましては、同和教育指導費として、教育奨励費負担金等 2千4百65万5千円を減額計上するものであります。

小学校費につきましては、一般管理費 21万4千円。給食関係備品購入費等 5百61万円。幸小学校等建設事業費 42万7千円を減額計上いたしました。

中学校費につきましては、学校管理費 82万円。学校保健費これは給食用備品購入費等でございますが 3百76万円。

学校建設費として、和泉中学校整備事業の4百29万7千円をそれぞれ減額計上いたしたものでございます。

幼稚園費につきましては、管理費 92万2千円を減額計上いたしたものでございます。

社会教育費につきましては、公共用地先行取得事業特別会計へ繰り出すべき一般財源相当分 6千8百96万9千円を計上いたしました。

以上が教育費でございます。

次に、公債費につきましては、利子及び役務費合せて 6千5百1万5千円減額計上いたしました。

次に、諸支出金でございますが、災害援護資金貸付金 50万円の減額計上でございます。

次に、災害復旧費でございますが、東松尾川河川災害復旧費の2百75万円の更正減額でございます。

以上が歳出予算の内容でございまして、追加2億1千7百24万9千円、更正減額9億2千4百70万4千円、差し引き 7億7百45万5千円の減額と相なる次第でございます。

引き続きまして、歳入予算の内容について御説明申し上げます。13ページでございます。初めに国庫支出金でございますが、1億2千6百61万1千円を計上させていただきました。この内訳を申し上げますと、国庫負担金でありますか、民生費国庫負担金 6万1千円減額いた

しました。

次に、国庫補助金でございますが、土木費国庫補助金で3億3千4百9万1千円の追加をいたしておりますが、消防費補助金、教育費補助金合わせて2億7百41万9千円を減額いたしましたので、差し引き1億2千6百67万2千円の追加計上でございます。

次に、府支出金でございますが、8億2千5百29万8千円を更正減額いたしました。

この内訳は、府負担金で6万2千円の減額。また、府補助金につきましては、土木費府補助金8億5千7百45万8千円。総務費補助金、民生費補助金、衛生費補助金、商工費補助金、災害復旧費補助金合わせて8億6千7百79万5千円を減額し、消防費補助金、教育費補助金及び公債費補助金4千3百93万3千円を追加し、差し引き8億2千4百1万4千円の減額計上でございます。

府委託金につきましては、統計調査費委託金百22万2千円の減額計上でございます。

次に、諸収入でございますが、国民年金印紙売捌収入、過年度収入及び雑入を合わせ8千95万7千円を減額計上いたしました。

最後に、市債でございますが、ほとんど全事業にわたつて調整いたしており、差し引き7千2百18万9千円を追加計上いたしたものでございます。

以上が歳入予算の内容でございまして、追加1億9千8百86万1千円、減額9億6百31万6千円、差し引き7億7百45万5千円の減額計上でございます。

以上が専決処分させていただきました一般会計予算の内容でございます。

続きまして、報告第5号について御説明申し上げます。昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算第1号は、去る3月31日に専決処分させていただきました。これは当初、街路和泉中央線用地先行取得事業として計上いたしておりましたが、図書館用地先行取得事業に組みかえさせていただいたものでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。議案書別冊87ページ、予算書の第1条にございますように、歳入歳出予算をそれぞれ9百53万1千円を減額し、補正後の予算額を1億4千96万9千円と定めたものでございまして、補正後の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2表は、地方債の変更でございまして、起債の限度額及び償還の方針は、第2表のとおりであります。

以上が予算の条項でございます。続きまして、事項別明細書の内容でございますが、まず、歳出から御説明申し上げます。街路和泉中央線公共用地先行取得事業費を全額更正減額いたしまして、図書館用地先行取得事業費1億4千96万9千円計上させていただいたものでございます。

歳入につきましては、市債を7千8百50万円減額し、一般財源相当分6千8百96万9千円を、一般会計繰入金として追加計上いたしたものでございます。

以上が専決処分させていただきました特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（貝淵博治君） 報告の説明が終わりました。本件について質疑、御意見ありませんか。

○18番（直村静二君） いまの報告を聞いてますと割りと簡単ですね。特別会計の分ですが、この1億5千万円組んといて図書館に組みかえましたと、そんなに簡単にやるんですか。理由は何ですか。こういう重大な変更を専決処分でやるのはちょっとぐあい悪いのと違いますか。ひとつ理由をはつきりしてもらいましょうか。そんなチャランボランな会計でよろしいのですか。変わつた理由をはつきりしてください。1千万や2千万円と違いますせ。

○議長（貝淵博治君） 答弁。

○建設部次長（森保君） 御指摘痛み入ります。和泉中央線先行取得の減額理由ですが、当初用地買収が非常に困難でございまして、収用委員会にかけて用地を取得すべく特別会計に予算計上しましたが、時期がずれ、51年度当初に予算計上致しました。従いまして御指摘のとおり、すぐに要らなくなつて変えることは申しあわないのでございますが、理由といたしましては、以上のとおりでございます。

○18番（直村静二君） 収用委員会にかけるつもりやつたが、かけなくて済んだということですか。お金は要らなくなつたのか、その辺をはつきりしてください。後へずれていつたんですか。

○財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

50年度当初におきまして、都市計画街路として、先行取得事業の施越しの承認を国から得て施行すべく予算を計上したのでございますが、それらについて、その予算の目的が達成されたものでございますので、年度末のぎりぎりに至りまして、図書館用地の先行取得事業債、これらの起債が決定されてまいりましたので、急拠、僭越でございましたが、公共用地の先行取得事業と申しますのは、特別会計で処理しなければならないという条件がございましたので、この会計で専決処分をさせていただきまして借り入れを行つたという次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○18番（直村静二君） わかつたような、わからんようなことですが、詳しく研究して経過は後で聞くことにしましようか。

それともう一つ、先ほど51年度補正予算でミスプリントのやつがございましたが、補正減で7億なんぼ、どうやら再建団体から転落するのを防止したというけじめだと思います。した

がつて、私は素人ですのでもう少し明快に説明願いたいのは、この専決処分の結果、なんばの赤字にとどまつて、そして今年度は、2月5日に出された、あの基本線どおりについてるのか。本当はもう少し支出を抑えなければならない歳入をはからなければいかんと思うが、50年度の補正で184億の起債の残になつてゐる。

○ 助役（坂口礼之助君）お答えいたします。

後に51年度の補正予算の専決をさせていただいた中に出てまいりますが、総額にして2億8千7百万円の赤字ということで、最終的に50年度の予算決算の見込みは成り立つござります。当初16億余の巨額な赤字になるということで、昨年10月ごろから議員さん各位の非常な御協力、また、職員諸氏の御協力もいただき、最終、健全化債あるいは大阪府の特別な貸付金等の財源の導入等を行ひまして、2億8千7百万円の赤字にとどまりました。したがつて、いわゆる10億4千万円の枠内にとどめることができましたので、再建団体への転落は免れたということでございます。

○ 議長（貝淵博治君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第4号及び第5号を承認することに決します。

○ 議長（貝淵博治君）次に、日程第32より日程第34までは、「昭和50年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について」、「昭和50年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「昭和50年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第6号

昭和50年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について
大阪府和泉市一般会計継続費の昭和50年度年割額に係る歳出予算の経費のうち支出を終わらなかつたものにつき、次のとおり逐次繰越しをしたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 総額	昭和 50 年度継続費予算現額		支出額	残額	翌年度 繰入額	左の財源内記				
				予 算 上 計	前 年 度 繰 越 額				特 定 費 源	國 庫 支 出 金	市 債		
8.土木費	5.住宅費	(仮称) 和泉第3 団地改良 住宅建設 事業	2,853,658, 000	1,901,565, 000	870,582, 000	2,772,147, 000	2,129,198, 171	642,948, 829	642,324, 000	99,100, 000	204,438, 000	170,591, 000	168,100, 000
	合	計	2,853,658, 000	1,901,565, 000	870,582, 000	2,772,147, 000	2,129,198, 171	642,948, 829	642,324, 000	99,100, 000	204,438, 000	170,591, 000	168,100, 000

報告第 7 号

昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について

昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計の継越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条の規定により報告する。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和50年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額(議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既收入 特定財源	国庫支給	府支出金	市債
2. 総務費	7. 同和対策	(仮称)解放総合センタ建設事業	円 1,781,397,000	円 1,781,397,000	円 42,568,000	円 1,262,566,000	円 474,280,000	円 1,983,000
3. 民生費	2. 社会福祉費	(仮称)身体障害者福祉社会館建設事業	円 180,872,000	円 180,872,000			円 180,800,000	円 72,000
4. 衛生費	2. 清掃費	不燃性廃棄物処理地用賃取事業	円 77,284,000	円 77,284,000	円 65,034,000		円 12,200,000	
		観音寺墓地整備事業	円 38,200,000	円 38,200,000			円 38,200,000	
		北信太駅前緑整備事業	円 64,090,000	円 64,090,000			円 57,600,000	円 6,490,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	細街路整備事業	円 9,706,000	円 9,706,000	円 137,000	円 6,356,000	円 853,000	円 2,360,000
		合	円 2,151,549,000	円 2,151,549,000	円 65,221,000	円 48,924,000	円 1,263,419,000	円 38,200,000
								円 8,545,000

報告第 8 号

昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越計算書について
 地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定により、昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、
 地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

昭和 50 年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款 項	事業名	左 の 内 訳		登年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		支出負 担行 為 額	支 出 済 額		既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	その他の 一般財源	
		円	円	円	円	円	円	円
8.土木費	2.道路橋 梁費	市道光明 池和田線 新設事業	70,000, 000	154,000 000	69,846, 000	69,846, 000	1,000, 000	本路線は、住宅公園 光明池合築造工事と の関連事業であり同 工事施行が遅延、迂 回路との關係上本路 線の着手が遅れ、年 度内に支出できなか つた。
合	計	70,000, 000	154,000 000	69,846, 000	69,846, 000	69,846, 000	1,000, 000	

- 議長(貝淵博治君) 報告の説明を願います。
- 財務部長(宇沢清君) それでは、ただいま御上程いただきました報告第6号、報告第7号並びに報告第8号についての内容を御説明申し上げます。まず、報告第6号から御説明申し上げます。93ページでございます。

「昭和50年度一般会計継続費繰越計算書について」、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、(仮称)和泉第三団地建設事業費でございまして、継続費の総額28億5千3百65万8千円、昭和50年度の年割額は、19億百56万5千円でございます。このうち21億2千9百19万8千円については、昭和50年度で執行いたしましたので、支出の終わらなかつた6億4千2百32万4千円を翌年度へ遡次繰り越しいたすべく措置したものでございます。

これに伴う特定財源につきましては、昭和51年度において収入いたすべく、関係機関の承認を得ているものでございます。

続きまして、報告第7号「昭和50年度一般会計繰越明許費繰越計算書について」、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、去る3月の定例市議会において御議決を賜りました昭和50年度一般会計補正予算第3号のうち、第3条で(仮称)解放総合センター整備事業費17億8千百39万7千円、墓地整備事業費3千8百20万円、北信太駅前線整備事業費6千4百9万円を、工事見通し等を勘案し、翌年度で執行できるよう定めさせていただきましたものと、今回報告書第4号で提出いたしております昭和50年度一般会計補正予算第4号のうち、第2条で定めさせていただいた(仮称)身体障害者福祉会館建設事業費1億8千87万2千円、不燃性塵芥処理用地買取事業費7千7百28万4千円及び細街路整備事業9百70万6千円、以上6件の繰越明許費の繰越計算書でございます。各事業の繰越額は限度額と同額でございまして、総額21億5千百54万9千円となつてございます。

財源といたしましては、既収入特定財源と、未収入特定財源については、関係機関の承認を得ているものでございます。また、一般財源の8百54万5千円につきましては、50年度より繰り越すこといたしてございます。

続きまして、97ページの報告第8号「昭和50年度一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」御説明申し上げます。

市道光明池和田線新設事業につきましては、住宅公団光明池台開発事業との関連事業として計画し、施行すべきものでございますが、同公団の工事施工が遅延いたしましたのと、迂回路

との関係上、本路線の着手が遅延いたしまして、6千9百84万6千円の支出が年度内に執行することができなかつたため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越の措置をとらせていただいた次第でございます。

財源といたしましては、既収入特定財源6千8百84万6千円、未収入特定財源百万円、これにつきましては、関係機関の承認を得ておるものでございます。よろしく御承認賜りたくお願いいたします。

○議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なじ」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第6号、第7号及び第8号の報告を終わります。

○議長（貝淵博治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時57分休憩）

(午後3時10分再開)

○議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして質疑を行います。

それでは、日程第35及び日程第36「昭和50年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」、「昭和50年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第 9 号

昭和 50 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による昭和 50 年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

昭和 50 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

款項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する資 産の賃貸額	明 説
				翌年度繰越額	企業債	工事負担金			
1 資本的 支出	建設改良費 光明台水道施設 建設費	197,000,000 円	126,433,500 円	70,566,500 円			円 0	円 0	日本住宅公 團光明台田 地の造成工 事が遅れた ため

報告第 10 号

昭和 50 年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和 50 年度年割額の繰越の使用に関する計画について

て、同項後段の規定により次のとおり報告する。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

和泉市長

池 忠 雄

昭和 50 年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書

款 項	事業名	継 続 費 の 総 額	50 年度継 続 費 予 算 現 額			支 払 義 務 (見 込)	残 額	翌 年 度 次 継 越 額	翌 年 度 通 次 継 越 額	
			予 算 上 額	前 年 度 通 次 継 越 額	計				企 業 債	借 入 金
1 資本的 ・ 支出	1 建設 ・ 改良 費	和泉上 水道第 3 回拡 張事業	円 2,997,000, 000	円 433,000, 000	円 55,827, 286	円 488,827, 286	円 100	円 18,832, 186	円 18,832, 0	円 186 0

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） お許しを得まして、ただいま上程されました報告第9号、「予算繰越計算書」及び報告第10号、「継続費繰越計算書」について御説明申し上げます。

まず、報告第9号は、光明台水道施設建設事業の高区及び低区配水池築造工事並びに送配水管工事のうち、道路造成工事のおくれたことにより繰り越しするものであります。その内容を申し上げますと、50年度予算現額1億9千7百万円、支払義務発生額1億2千6百43万3千5百円、残額7千56万6千5百円をすべて51年度へ繰り越すものでございます。

もちろん、この財源につきましては、全額住宅公団からの工事負担金であります。

なお、本工事の完成は、6月末日の予定でございます。

次に、報告第10号は、継続事業として施行いたしております第3回拡張事業費の50年度支出予定額のうち、工事工程のおくれにより年度内に完成しない配水管布設事業費を翌年度へ繰り越し支出するもので、内容といましましては、継続費の総額29億9千7百万円、50年度予算現額4億8千8百82万7千2百8拾6円、支払義務発生額4億6千9百99万5千1百円、残額1千8百83万2千1百8拾6円のすべてを51年度へ繰り越すものでございます。

これの財源といましましては、すべて借入金を予定いたしております。

なお、本工事の完成は、6月末日の予定でございます。

以上、簡単ですが、報告第9号及び報告第10号の御説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御承認賜りますようお願ひいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第9号及び第10号の報告を終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第37 昭和50年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第11号

昭和50年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について
地方公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による和泉市病院事業会計継続費昭和50年度年割額の繰越の使用に関する計画について
て、同項後段の規定により、次のとおり報告する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和50年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書

款項	事業名	継続費の総額	50年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	翌年度遅次繰越額	翌年度遅次繰越に係る繰越を要する額	翌年度遅次繰越に係る財源予定額	翌年度遅次繰越に係る資産の購入額度	企業債
			予算	前年度遅次繰越額	計						
1資本的支出	1建設改良費	病院増改築事業	2,227,000千円	158,000千円	0千円	158,000千円	57,000千円	101,000千円	101,000千円	0千円	0

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 病院事務局次長（藤原光夫君） ただいま上程されました報告第11号「昭和50年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について」の御説明を申し上げます。

本件は、病院増改築事業費の継続費の総額22億2千7百万円に対し、昭和50年度継続費予算現額1億5千8百万円で、その内容は、用地取得費5千7百万円、事務費百万円、工事請負費1億円でございましたが、用地取得費につきましては事業完了いたしましたが、増改築事業の工事請負費、事務費につきましては、年度内に支払義務が生じなかつたため、残額1億百万円を翌年度へ逐年繰越をお願いするものでございます。

なお、これに係る財源につきましては、全額企業債を予定しております。

以上、簡単でございますが、報告第11号についての説明を終わらせていただきます。何とぞ原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号の報告を終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第3-8「専決処分の承認を求めるについて」和泉市税条例の一部改正を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第12号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和51年4月1日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第18号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「400円」を「1,200円」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する。)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

法 人 等 の 区 分	税 率
(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法第31・2条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。)及び保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。)の数の合計数が100人を超えるもの	年額 40,000円
(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で前号に掲げる以外のもの並びに資本の金額又は出資金額1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 20,000円
(3) 前2号に掲げる法人以外の法人等	年額 12,000円

第12条の次に次の1条を加える

(個人の均等割の非課税の範囲)

第12条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の全額が150,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては均等割を課さない。

第15条第1項中「前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者」を「第12条の2に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)又は(三)に掲げる者を除く。)」に改め、同条第2項中「前年の合計所得金額が25万円以下である者(青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは事業専従者控除を受けようとする者又は被災した資産の損失の金額、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、

小規模企業共済等掛金控除額若しくは生命保険料控除額の控除を受けようとする者を除く。)」を「前年の合計所得金額が基礎控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)」に改める。

第18条第4項中「翌年の4月30日」を「12月31日」に、「受けないこととなつた場合には」を「受けないこととなり、かつ」に、「申出があり、かつ、その者」を「申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者」に改める。

第32条第1号ア中「500円」を「650円」に改め、同号イ中「こえ」を「超え」に、「800円」を「1,000円」に改め、同号ウ中「こえる」を「超える」に、「1,000円」を「1,300円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額 2,000円
イ 3輪のもの	年額 2,600円
ウ 4輪以上のもの	
乗用のもの	
営業用	年額 5,200円
自家用	年額 5,900円
貨物用のもの	
営業用	年額 2,900円
自家用	年額 3,300円
エ 小型特殊自動車	
農耕作業用自動車	年額 1,300円
その他のもの	年額 3,900円

第32条第3号中「2,500円」を「3,300円」に改める。

第33条第1項中「4月1日」を「4月11日」に改める。

第34条の見出し中「申告」の次に「又は報告」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地

- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

第35条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条第1項中「納税義務者」の次に「又は法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主」を加え、「申告すべき」を「申告し、又は報告すべき」に、「申告を」を「申告又は報告を」に改める。

第35条の2を削る。

第40条第2項中「100分の3」を「100分の2」に改める。

附則第12条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 昭和51年度分及び昭和52年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(昭和50年運輸省令第4号)による改正後の道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第31条第2項の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第1号に掲げるもの(同号に規定する2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)で、同項及び同条第3項の基準に適合するもの並びに電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する税率は、第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市条例第18号)による改正前の和泉市税条例第32条に規定する税率とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、和泉市税条例第40条第2項の改正規定は、昭和52年1月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和51年度分の個人の市民税から適用し、昭和50年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第12条第2項の規定は、昭和51年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第321条の8第1項から第3項まで及び第5項の申告書(法人税法第71条第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には前項の規定にかかわらず、

その法人の当該申告書に係る市民税として納付した、又は納付すべきであつた市民税について
は、なお従前の例による。

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和51年度分の軽自動車税から適用し、
昭和50年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第12号参考資料

和泉市税条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧				
(均等割の税率)	(均等割の税率)				
第12条 個人の均等割の税率は、1,200円とする。	第12条 個人の均等割の税率は、400円とする。				
2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。	2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する)の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。				
<table border="1"><thead><tr><th>法人等の区分</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ)及び保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む)の数の合計数が100人を超えるもの</td><td>年額 40,000円</td></tr></tbody></table>	法人等の区分	税率	(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ)及び保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む)の数の合計数が100人を超えるもの	年額 40,000円	<p>(1) 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人(法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く)及び保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社 年額7,000円</p> <p>(2) 前号に掲げる法人以外の法人等 年額4,000円</p>
法人等の区分	税率				
(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ)及び保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む)の数の合計数が100人を超えるもの	年額 40,000円				

(2) 資本の金額又は出資金額 が1億円を超える法人及び 保険業法に規定する相互会 社で前号に掲げる以外のも の並びに資本の金額又は出 資金額が1,000万円を超 え 1億円以下である法人	年額 20,000円
(3) 前2号に掲げる法人以外 の法人等	年額 12,000円

(個人の均等割の非課税の範囲)

第12条の2 法の施行地に住所を有する者
で均等割のみを課すべきもののうち前年中
の所得の金額が150,000円にその者の控
除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加え
た数を乗じて得た金額以下である者に対し
ては均等割を課さない。

(市民税の申告等)

第15条 法第294条第1項第1号の者は、
3月15日までに、施行規則第5号の4様
式による申告書を市長に提出しなければな
らない。ただし、法第317条の6第1項
の規定によつて給与支払報告書を提出する
義務がある者から1月1日現在において給
与の支払を受けている者で前年中において
給与所得以外の所得を有しなかつたもの
(以下本条において「給与所得以外の所得
を有しなかつた者」という)及び第12条
の2に規定する者(施行規則第2条の2第
1項の表の上欄の(二)又は(三)に掲げ

(市民税の申告等)

第15条 法第294条第1項第1号の者は、
3月15日までに、施行規則第5号の4様
式による申告書を市長に提出しなければな
らない。ただし、法第317条の6第1項
の規定によつて給与支払報告書を提出する
義務がある者から1月1日現在において給
与の支払を受けている者で前年中において
給与所得以外の所得を有しなかつたもの
(以下本条において「給与所得以外の所得
を有しなかつた者」という)及び前年の合
計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及
び扶養控除額との合計金額以下である者に

る者を除く)については、この限りでない。

- 2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く)で市長が指定したものが提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～8 略

(市民税の特別徴収)

第18条 略

2～3 略

- 4 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納稅義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納稅義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間ににおいて発生した場合には、当該納稅義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額を超えるものがあるとき

については、この限りでない。

- 2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が、25万円以下である者(青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは事業専従者控除を受けようとする者又は被災たな卸資産の損失の金額、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額若しくは生命保険料控除額の控除を受けようとする者を除く)で市長が指定したものが提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～8 略

(市民税の特別徴収)

第18条 略

2～3 略

- 4 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納稅義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から翌年の4月30日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があり、かつ、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつた

に限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。

（軽自動車税の税率）

第32条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの
又は定格出力が0.6キロワット以下のもの

年額 650円

イ 総排気量が0.05リットルを超えるもの
又は定格出力が0.6キロワット以下のもの
キロワットを超えるもの

年額 1,000円

ウ 総排気量が0.09リットルを超えるもの
又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの

年額 1,300円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 2輪のもの（側車付のものを含む）

年額 2,000円

イ 3輪のもの 年額 2,600円

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,200円

自家用 年額 5,900円

貨物用のもの

ときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。

（軽自動車税の税率）

第32条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの
又は定格出力が0.6キロワット以下のもの

年額 500円

イ 総排気量が0.05リットルを超えるもの
又は定格出力が0.6キロワット以下のもの
キロワットを超えるもの

年額 800円

ウ 総排気量が0.09リットルを超えるもの
又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの

年額 1,000円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 2輪のもの（側車付のものを含む）

年額 1,500円

イ 3輪のもの 年額 2,000円

ウ 4輪のもの

乗用 年額 4,500円

貨物用 年額 2,500円

エ 小型特殊自動車

農耕作業用自動車 年額 1,000円

<table border="1"> <tbody> <tr> <td>営業用</td><td>年額 2,900円</td><td>その他のもの</td><td>年額 3,000円</td></tr> <tr> <td>自家用</td><td>年額 3,300円</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><u>エ 小型特殊自動車</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>農耕作業用自動車</td><td>年額 1,300円</td></tr> <tr> <td>その他のもの</td><td>年額 3,900円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>(軽自動車税の納期)</p> <p>第33条 軽自動車税の納期は、<u>4月11日</u>から同月30日までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の申告)</p> <p>第34条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地 (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地 (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無 (4) 当該軽自動車等の占有の有無 (5) その他市長が必要と認める事項 	営業用	年額 2,900円	その他のもの	年額 3,000円	自家用	年額 3,300円			農耕作業用自動車	年額 1,300円	その他のもの	年額 3,900円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>その他のもの</td><td>年額 3,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 2,500円</p> <p>(軽自動車税の納期)</p> <p>第33条 軽自動車税の納期は、<u>4月1日</u>から同月30日までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の申告)</p> <p>第34条 略</p> <p>2～3 略</p>	その他のもの	年額 3,000円
営業用	年額 2,900円	その他のもの	年額 3,000円												
自家用	年額 3,300円														
農耕作業用自動車	年額 1,300円														
その他のもの	年額 3,900円														
その他のもの	年額 3,000円														

(軽自動車に係る不申告等に関する過料)

第35条 軽自動車税の納稅義務者又は法
442条の2第2項に規定する軽自動車等
の売主が前条の規定によつて申告し、又は
報者すべき事項について正当な理由がなく
申告又は報告をしなかつた場合においては、
その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2～3 略

(軽自動車に係る不申告に関する過料)

第35条 軽自動車の納稅義務者が前条の規
定によつて申告すべき事項について正当な
理由がなくて申告をしなかつた場合において
は、その者に対し、3万円以下の過料を
科する。

2～3 略

(軽自動車税の納稅義務の免除の規定の適
用を受けようとする者がすべき申告)

第35条の2 法第449条の2第1項の規
定によつて軽自動車税の納付義務の免除を
受けようとする者は、同項の軽自動車等に
ついて次の各号に掲げる事項を記載した申
告書に納付義務の免除を必要とする事由を
証明する書類を添付し、これを市長に提出
しなければならない。

- (1) 所有者及び使用者の住所又は居所及び
氏名又は名称
- (2) 車両番号又は標識番号
- (3) 割賦販売期間
- (4) 売買代金の入金状況及び未収の事実が
発生した年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(電気税等の税率)

第40条 略

2 ガス税の税率は、100分の2とする。

(電気税等の税率)

第40条 略

2 ガス税の税率は、100分の3とする。

附 則

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 昭和51年度分及び昭和52年度
分の軽自動車税に限り、道路運送車両の保
安基準の一部を改正する省令(昭和50年
運輸省令第4号)による改正後の道路運送
車両の保安基準(昭和26年運輸省令第
67号)第31条第2項の適用を受ける軽
自動車のうち同項の表の第1号に掲げるも
の(同号に規定する2サイクルの原動機を
有する軽自動車を除く)で、同項及び同条
第3項の基準に適合するもの並びに電気を
動力源とする軽自動車等で内燃機関を有す
る以外のものに対して課する税率は、第
32条の規定にかかわらず、和泉市税条例
の一部を改正する条例(昭和51年和泉市
条例第18号)による改正前の和泉市税條
例第32条に規定する税率とする。

附 則

- 議長(貝淵博治君) 報告の説明を願います。
- 財務部長(宇沢清君) ただいま御上程をいただきました報告第12号、専決第4号、和泉
市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、専決の理由並びにその内容について
御説明申し上げます。

このたび、地方税法の一部を改正する法律が昭和51年4月1日に公布され、これに伴い和
泉市税条例の一部を改正するものであります。個人、法人の均等割の引き上げ、軽自動車税の
税率の改正、ガス税の引き下げ等であり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分
をいたしました次第でございます。事情御聴察の上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上
げます。

それでは、改正いたしました事項につきまして、その内容を御説明申し上げます。条例第
12条第1項中、個人の均等割4百円を1千2百円に改め、第12条の第2項中、法人の均
等割の税率を表に掲げる法人等の区分に応じそれぞれの額に改め、第12条の2に個人の均

等割の非課税の範囲を加える。これは納税義務者のうち、低所得者層について負担の軽減を図るため、均等割を課さないこととする措置が政令で定められたものであります。

第15条ですが、市に住所を有する者で給与報告提出者と、給与以外の所得を有しなかつた者と、前条の12条の2に規定する者については、この限りでないとするものであります。

15条の2項は、前項の規定によつて申告書を提出する者で、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者は、市長が別に定めた申告書によつて申告するものでございます。

18条の4項については、1月1日より4月30日までに退職した者について、その残額を一括徴収して、徴収した翌月の10日までに払い込むように改正され、その金額が退職金を上回らない金額であることに定められました。

32条は、軽自動車税の税率の改正ですが、50CC500円を650円に、700CC800円を1,000円に、125CC1,000円を1,300円に、125CCより250CCまでの1,500円を2,000円に、3輪の2,000円を2,600円に、4輪の自家用4,500円を5,200円に、4輪の貨物営業用は2,500円を2,900円に、自家用2,500円を3,300円に、2輪の小型自動車いわゆる7半2,500円を3,300円に、農耕作業用自動車1,000円を1,300円に、その他（ホークリフト）3,000円を3,900円にそれぞれ改正されました。

33条でございますが、軽自動車税の納期の変更ですが、4月1日を4月11日に改めさせていただきました。

34条の4項でございますが、所有権留保の車について、買主が居住不明のとき、売主が15日以内に1項から5項の規定する事項を市に報告しなければならないよう改めました。

35条については、34条4項の条例の報告義務を怠った場合の過料でございます。

第40条は、ガス税の税率を、100分の3を100分の2に引き下げるものでございます。

附則13条は、昭和51年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車及び電気自動車に対して課する自動車税は、昭和51年度及び昭和52年度に限り、改正前の税率に据え置くというものでございます。

以上、簡単ですが、改正されました事項の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終結いたします。

お諮りいたします。本報告を承認するのに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第1-2号を承認することに決します。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第39より日程第41まで「専決処分の承認を求めるについて」、昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号）、昭和51年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、昭和51年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第13号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号）

昭和51年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287,000千円を追加し歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ14,931,800千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

昭和51年5月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 帳入・歳出予算の補正

1. 帳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入		1,830,142	287,000	2,117,142
	5 雜 入	1,621,487	287,000	1,908,487
歳 入 合 計		14,644,800	287,000	14,931,800

2. 帳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(15) 前年度繰上充用金		千円	千円	千円
	(1) 前年度繰上充用金		287,000	287,000
歳 出 合 計		14,644,800	287,000	14,931,800

一般会計歳入補正予算事項別明細書

1. 嶽 入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(4) 諸 収 入	1,830,142	287,000	2,117,142			円
(5) 雜 入	1,621,487	287,000	1,908,487			
1. 雜 入	1,621,487	287,000	1,908,487	4. 雜 入	287,000	雜入追加
歳 入 合 計	14,644,800	287,000	14,931,800			

2. 岐出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明
				特定財源	一般財源	国府支出金	地方債			
(5) 前年度繰上充用金	千円	千円	287,000	千円	千円	287,000	287,000	千円	千円	円
(1) 前年度繰上充用金	287,000	287,000	287,000				287,000			
1. 前年度繰上充用金	287,000	287,000	287,000				287,000			
(1) 前年度繰上充用金	287,000	287,000	287,000				287,000	22.補償補填及賠償金	287,000	前年度繰上充用金
岐出合計	14,644,800	287,000	14,931,800							

報告第14条

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第6号

昭和51年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和51年度、和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

1 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,964,350千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

昭和51年5月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算の補正
(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		1,182,797	7,000	1,189,797
	1. 国庫負担金	994,318	7,000	1,001,318
6. 諸収入		9,337	22,500	31,837
	3. 雜入	2,600	22,500	25,100
歳入	合計	1,934,850	29,500	1,964,350

2 歳出
(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰上充用金			29,500	29,500
	I. 前年度繰上充用金		29,500	29,500
歳出	合計	1,934,850	29,500	1,964,350

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節			説 明
				区	分	金 額	
④ 国庫支出金	1,182,797	7,000	1,189,797			千円	円
(1) 国庫負担金	994,318	7,000	1,001,318			千円	
2. 漢整給付費 負 担 金	946,075	7,000	953,075	2.	過 年 度 分	7,000	漢整給付費負担金
⑥ 諸 収 入	9,337	22,500	31,837				
(3) 雜 入	2,600	22,500	25,100				
3. 雜 入	400	22,500	22,900	1.	雜 入	22,500	雜入追加
歳 入 合 計	1,934,850	29,500	1,964,350				

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
				国府支出金	地方債	その他	
(7) 繰上充当金	千円 29,500	千円 29,500	千円 29,500	千円 7,000	千円 7,000	千円 22,500	円
(1) 前年度繰上 充 用 金	29,500	29,500	29,500				
1. 前年度繰上 充 用 金	29,500	29,500	29,500	7,000	7,000	22,500	
歳 出 合 計	1,934,850	29,500	1,964,350	7,000	7,000	22,500	

報告第15号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第7号

昭和51年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

昭和51年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250,609千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和51年5月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		139,521	11,538	151,059
	1. 国庫負担金	139,521	11,538	151,059
歳入合計		239,071	11,538	250,609

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰上充用金			11,538	11,538
	1. 前年度繰上充用金		11,538	11,538
歳出合計		239,071	11,538	250,609

土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 額 千円	区 分	金 額 千円	明 詳	
						節	明
① 國庫支出金	1,395,21	115,38	1,510,59				円
(1) 國庫負担金	1,395,21	115,38	1,510,59				円
1. 土地区画整備負担金	1,395,21	115,38	1,510,59	1. 第二版和国道公 共施設管理者負 担金	11,538	第二版和国道管理 者負担金追加	円
							円
歳 入 合 計	2,39,071	115,38	250,609		11,538		円

2. 岐出

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源	一般財源	区分		
				國府支出金	地方債	その他		
(2) 繰上充用金	11,538	11,538	11,538	11,538	11,538	千円	円	
(1) 前年度繰上充用金	11,538	11,538	11,538	11,538	11,538	千円	円	
1. 前年度繰上充用金	11,538	11,538	11,538	11,538	11,538	千円	円	
歳出合計	239,071	11,538	250,609	11,538	250,609	千円	円	
				22. 補償款 填及賠 償金	11,538	前年度繰上充用金		

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（宇沢清君） それでは、ただいま一括御上程いただきました報告第13号、第14号、第15号についての内容を御説明申し上げます。説明の前に、101ページの第1表歳入の欄、諸収入計の「21億1千7百13万2千円」と記載されてあります額は、「21億1千7百14万2千円」の誤りでございますので、御訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告第13号から説明申し上げます。「昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号）」は、去る5月31日に専決処分させていただきました。これは昭和50年度の一般会計におきまして、2億8千7百万円の歳入不足が生じましたので、この不足額を補てんすべく、地方自治法施行令第166条の規定により、繰上充用措置を行つた次第でございます。

これに必要な財源は、全額雑入を計上いたしております。

以上簡単ですが、報告第13号の内容の説明を終わります。

続きまして、報告第14号、専決第6号「昭和51年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。104ページでございます。

昭和50年度国民健康保険事業特別会計は、2千9百50万円の歳入不足が生じましたので、この不足額を補てんすべく、地方自治法施行令166条の2の規定により、繰上充用措置を行う次第でございます。

これに必要な財源は、国府負担金の過年度分7百万円及び雑入で充当する措置をいたしております。

以上簡単ですが、報告第14号の内容説明を終わります。

続きまして、111ページの報告第15号、専決第7号について御説明させていただきます。

「昭和51年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」は、去る5月31日に専決処分させていただきました。これは昭和50年度の土地区画整理事業特別会計におきまして、1千1百53万8千円の歳入不足が生じましたので、この不足額を補てんすべく地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用措置を行つた次第でございます。

これに必要な財源は、全額国庫支出金を充当するよう措置いたしてございます。

以上簡単ですが、内容の説明を終わります。よろしく御承認賜わりたくお願ひいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 念のために聞いておきたい。

一般会計の専決、2億8千7百万円を追加して専決したということですが、これは赤字の分、歳入欠陥が生じたので、後は雑入でいつたという説明ですが、50年度の関係でもう少し説明

願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 先ほどの直村議員さんの御質問のときにも御説明申し上げましたように、50年度の一般会計の歳入歳出決算見込みにつきましては、懸念の努力もし、職員各位につきましては、人勧等も勧告どおり実施せずに御協力をいただき、なおまた、あらゆる諸経費の節減等多くの方々の御協力を求めまして、歳出面についてはできるだけ節減を行い、歳入面につきましては、市税の収入を初め特定財源の確保等あらゆる努力をさせていただいた結果、最終的にただいま51年度の補正予算に計上させていただいておりますように、2億8千7百万円の赤字になつたわけでございます。したがいまして、歳入に不足を生じたという表現でございますが、いわゆる50年度の最終決算見込みでは、2億8千7百万円の赤字になつたということでございまして、地方自治法施行令第116条の2の規定に基づきまして、その年度の歳入に不足を生じた場合、翌年度の歳入を繰上充用措置をとらせていただいたわけでございます。

- 18番（直村静二君） 意見だけ。当初、16億円の赤字になるのを縮めて、さらに縮めて、最終2億8千7百万円の赤字。しかし、繰越明許費、その他で後へ後へ50年度の事業をそのまま取り込んでますから、この辺のこととで十分気をつけてもらわないかんということです。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するのに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第13号及び第14号、第15号を承認することに決します。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第42「和泉市土地開発公社昭和50事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第16号

和泉市土地開発公社昭和50事業年度決算書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和50事業年度決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 50 事業年度
和泉市土地開発公社決算書

昭和 51 年 5 月 29 日

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄 殿

和泉市土地開発公社

監事 田中 稔

監事 北野丈夫

昭和 50 事業年度和泉市土地開発公社

収入支出決算の監査結果について

定款第 7 条第 5 項の規定により、昭和 50 事業年度和泉市土地開発公社収入支出決算及び証書類を審査した結果は、次のとおりである。

記

理事長より提出された決算書に基づき関係帳簿並びに証書類を審査の結果、その收支は正確である事を認めます。

昭和 50 事業年度
和泉市土地開発公社事業実績報告書

1. 総 則

本年は、昨年に引続き総需用抑制による金融の引締めに端を発し、和泉市有史以来の地方財政危機の中で非常にきびしい情勢ではありましたが、懸案の北部第一住宅地区改良事業用地をはじめとする環境改善整備事業用地、並びに不燃性廃棄物埋立処理用地等の公共事業用地の先行取得を行い、ほぼ計画どおり事業を実施することができ $7,327.6 m^2$ $2,878,408$ 千円の用地を取得いたしました。

尚、これに要した資金については、住友、泉州、両銀行をはじめ、市内各農業協同組合、大阪府都市整備協会、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金、大阪府信用農業協同組合連合会、尼崎浪速信用金庫の貸付金融機関等から $3,093,269$ 千円を借入れいたしました。

又、公共事業の促進を図るため、当公社で先行取得致しておりました用地を和泉市及び大阪府、並びに公共用地の取得に伴う換地等に $1,251.61 m^2$ $7,874,346$ 千円を譲渡いたしました。

和泉市の総合基本構想「人間回復のまちづくり」が示され、これに基づく和泉市の都市づくりが進められています。これに伴う公共施設の整備による公共用地の需用は一段と増大しております。当公社といたしましても、これらに対処するため今後とも一層努力する所存あります。

昭和50事業年度実績は次のとおりである。

1. 公共事業の促進を図るため、下記公共用地の先行取得を行なつた。

事 業 名	土 地			建 件数
	筆数	面 積	原 価	
府 委 託 事 業	3	153.19 ^{m²}	7,904,896 円	1
一 般 事 業	34	36,235.81	496,039,418	
環 境 改 善 整 備 事 業	97	19,976.67	1,108,745,798	102
信 太 山 丘 陵 開 発 事 業	8	16,911	223,117,540	
合 計	142	73,276.67	1,835,807,652	103

2. 公共事業の促進を図るため、当公社にて先行取得した用地を下記により売渡しを行なつた。

事 業 名	土 地			建 件数
	筆数	面 積	原 価	
府 委 託 事 業	13	16,718.03 ^{m²}	1,067,413,126 円	2
一 般 事 業	28	36,757.59	716,878,675	
環 境 改 善 整 備 事 業	194	65,143.87	4,417,376,918	119
換 地 等 事 業	20	6,542.14	257,698,539	
合 計	255	125,161.63	6,459,367,258	121

物		補 償		合計金額
面 積	原 價	件数	原 價	
51.07	2,249,200 円	1	230,000 円	1,038,409 6 円
		8	47,740,600	543,780,018
9,665.98	932,857,932	63	59,522,800	2,101,126,530
				223,117,540
9,717.05	935,107,132	72	107,493,400	2,878,408,184

物		補 償		合計金額
面 積	原 價	件数	原 價	
636.78	17,907,600 円			1,085,320,726 円
		10	47,593,803	764,472,478
16,776.78	1,262,564,612	72	86,912,940	5,766,854,470
				257,698,539
17,413.56	1,280,472,212	82	134,506,743	7,874,346,213

収

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額	補正予算額	計
1.事業収入			円 4,079,347,000	円 3,938,998,000	円 8,018,345,000
	1.土地賃収入		4,079,347,000	3,938,998,000	8,018,345,000
		1.土地建物等 売却収入	4,079,347,000	3,938,998,000	8,018,345,000
2.借入金			4,474,300,000	62,397,000	4,536,697,000
	1.借入金		4,474,300,000	62,397,000	4,536,697,000
		1.借入金	4,474,300,000	62,397,000	4,536,697,000
3.事業外収入			6,200,000	35,970,000	42,170,000
	1.利息収入		5,000,000	3,220,000	8,220,000
		1.利息収入	5,000,000	3,220,000	8,220,000
2.雑収入			1,200,000	32,750,000	33,950,000
		1.雑入	1,200,000	32,750,000	33,950,000
4.繰越金			0	695,710,000	695,710,000
	1.繰越金		0	695,710,000	695,710,000
		1.繰越金	0	695,710,000	695,710,000
合	計		8,559,847,000	4,738,075,000	13,292,922,000

入

額		収入済額	予算額に対する 過不足額	備考
節				
区分	金額			
	円	7,874,346,213	円 143,998,787	円
		7,874,346,213	143,998,787	
		7,874,346,213	143,998,787	
1.土地建物等 売却収入	8,018,345,000	7,874,346,213	143,998,787	公共事業用地235筆 118,619.49m ² 7,616,647,674 換地対策事業用地20筆 6,542.14m ² 257,698,539
		3,093,269,718	1,443,427,282	
		3,093,269,718	1,443,427,282	
		3,093,269,718	1,443,427,282	
1.借入金	4,536,697,000	3,093,269,718	1,443,427,282	事業資金借入金
		42,291,302	△ 121,302	
		7,918,630	301,370	
		7,918,630	301,370	
1.利息収入	8,220,000	7,918,630	301,370	歳計現金預金利子 普通 5,424,151 定期 374,708 通知 2,119,771
		34,372,672	△ 422,672	
		34,372,672	△ 422,672	
1.雑入	33,950,000	34,372,672	△ 422,672	貸付金元金及び利子収入 利子 元金 22,000,000 及びその他 利子補給金 8,957,000 3,415,672
		696,512,300	△ 802,300	
		696,512,300	△ 802,300	
		696,512,300	△ 802,300	
1.繰越金	695,710,000	696,512,300	△ 802,300	前年度繰越金
		11,706,419,533	1,586,502,467	

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額	補正予算額	計
1.事業費			円 3,180,150,000	円 103,640,000	円 3,283,790,000
	1.土地取得費		1,894,300,000	915,582,000	2,809,882,000
		1土地取得費	1,894,300,000	915,582,000	2,809,882,000
	2.土地造成費		117,000,000	124,940,000	241,940,000
		1土地造成費	117,000,000	110,640,000	227,640,000
		2.遺跡調査費	0	14,300,000	14,300,000
	3.信太山丘陵 開発費		1,168,850,000	△986,882,000	231,968,000
		1信太山丘陵 開発費	1,168,850,000	△986,882,000	231,968,000

出

額		支出済額	不 用 額	備 考
節				
区 分	金 額	円	円	円
		3,141,472,759	142,317,241	
		2,675,092,509	134,789,491	
		2,675,092,509	134,789,491	
1.委託料	20,000,000	19,801,865	198,135	土地建物等鑑定その他委託料 200件
2.用地費	2,681,517,000	2,547,797,244	133,719,756	土地 134筆 56,365.67 m ² 1,612,690,112 建物 103件 9,717.05 m ² 935,107,132
3.補償費	108,365,000	107,493,400	871,600	物件等移転補償費 72件
		240,166,670	1,773,330	
		226,061,100	1,578,900	
1.委託料	12,640,000	12,639,000	1,000	造成工事等設計委託料 王子町住区 不燃性予備設計4,600,000 計画測量 " 测量 3,939,000 1,800,000 伯太4丁目測量 300,000 池下線測量 2,000,000
2.工事請負費	85,000,000	83,455,000	1,545,000	造成等工事費 伯太町1丁目ガス 水道工事 2,459,000 今池造成工事 74,760,000 王子町他除却工事 6,236,000
3.負担金補助 及び交付金	180,000,000	129,967,100	32,900	開発行為負担金・今池他
		14,105,570	194,430	
1.賃金	9,800,000	9,792,500	7,500	伯太北遺跡調査人夫賃
2.共済費	35,000	0	35,000	
3.使用料及び 賃借料	4,189,000	4,107,750	81,250	遺跡調査用重機使用料 伯太北重機 2,887,510 " 調査器具 1,220,240
4.需用費	276,000	205,320	70,680	消耗費 伯太北・オレ石他152,460 燃料費 伯太北・ガソ・軽油 52,860
		226,213,580	5,754,420	
		226,213,580	5,754,420	

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額	補正予算額	計
1.管理費	1.財産管理費	1.財産管理費	5,630,000	0	5,630,000
	2.事務管理費	2.事務管理費	57,170,000	67,357,000	124,527,000
		1.事務管理費	57,170,000	67,357,000	124,527,000

額		支出額	不 用 額	備 考
節				
区 分	金 領			
1.委託料	円 8,000,000	円 3,011,000	円 4,989,000	設計等委託料 円 B住区開発基本設計 1,590,000 B・C地区地質調査 1,180,000 鑑定委託料 241,000
2.用地費	223,118,000	223,117,540	460	用地取得費 8筆 16,911m ²
3.旅費	350,000	31,180	318,820	府内旅費
4.需要費	300,000	13,860	286,140	食糧費 来客賄
5.交際費	200,000	40,000	160,000	交際費
		128,005,315	2,151,685	
		3,988,110	1,641,890	
		3,988,110	1,641,890	
1.工事請負費	5,000,000	3,938,300	1,061,700	土地建物管理及び補修工事費 水道・ガス工事費 822,300 よう壁・外柵〃 882,000 草刈等管理費 2,234,000
2.賃金	180,000	0	180,000	
3.需用費	50,000	49,810	190	消耗品費 杭・トタン等
4.原材料費	400,000	0	400,000	
		124,017,205	509,795	
		124,017,205	509,795	
1.報酬	1,440,000	1,380,000	60,000	嘱託職員報酬 95,000円×2人×6ヶ月=1,140,000 顧問鑑定士報酬 20,000円×12ヶ月=240,000
2.賃金	900,000	853,857	46,143	臨時職員賃金
3.給料	58,010,000	58,009,227	773	職員給料 3 6 人
4.職員手当	46,304,000	46,303,426	574	扶養手当 1,347,100 管理職手当 2,944,966

款	項	目	予 算 現		
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計
			円	円	円

額 節		支出済額	不 用 額	備 考	
区 分	金 額			円	円
				調整手当	4,984,042
				住居手当	711,600
				通勤手当	2,321,105
				特殊勤務手当	346,780
				時間外手当	4,503,101
				期末勤勉手当	29,124,732
				児童手当	20,000
5.共 濟 費	12,509,000	12,404,828	104,672	互助会負担金	3,336,191
				共済組合負担金	5,226,802
				健康保険負担金	3,763,831
				団体定期保険料	14,520
				公務災害補償金	63,484
6.旅 費	500,000	465,840	34,660	職員府内旅費	341,540
				職員府外旅費	123,800
7.交 際 費	300,000	249,488	50,512	公社交際費	
8.需 用 費	2,094,000	2,036,856	57,144	消耗品費	539,933
				自動車オイル・事務用消耗品・図書追録	
				燃料費	353,781
				自動車ガソリン	
				食糧費	184,315
				来客賄	
				印刷製本費	636,507
				修繕料	322,320
				自動車	

款	項	目	予 算 現		
			當初予算額	補正予算額	計
			円	円	円
3借入金			5,313,897,000	△437,922,000	4,875,975,000
	1.借入金		5,313,897,000	△437,922,000	4,875,975,000
		1.元 金	4,013,897,000	△555,979,000	3,457,918,000
		2.利 子	1,300,000,000	118,057,000	1,418,057,000
4予備費			3,000,000	0	3,000,000
	1.予備費		3,000,000	0	3,000,000
		1.予備費	3,000,000	0	3,000,000

額		支出済額	不 用 額	備 考
節				
区 分	金 額	円	円	円
9.役務費	257,000	224,233	32,767	電話使用料 87,723 自動車保険料 136,510
10.使用料及び賃借料	40,000	21,600	18,400	有料道路通行料
11.備品購入費	300,000	199,850	100,150	庁用備品購入費 製図器具・計算器・黒板等124,050 図書・作業服・ファイルボックス 75,800
12.負担金補助及び交付金	196,000	192,000	4,000	職員厚生会負担金 144,000 阪南地区公社協議会負担金 5,000 登記事務協議会負担金 5,000 研修会参加負担金 38,000
13.公課費	57,000	57,000	0	自動車重量税 3台
14.委託料	1,620,000	1,620,000	0	登記手続業務委託料 100,000円×2人×6ヶ月=1,200,000 庁舎清掃委託料 35,000円×1人×12ヶ月=420,000
		2,600,121,734	2,275,853,266	
		2,600,121,734	2,275,853,266	
		1,185,833,942	2,272,084,058	
1.元 金	3,457,918,000	1,185,833,942	2,272,084,058	借入金元金償還金
		1,414,287,792	3,769,208	
1.利 子	1,418,057,000	1,414,287,792	3,769,208	借入金利子 銀行・農協・都市整備・信連等
		0	3,000,000	
		0	3,000,000	
1.予 備 費	3,000,000	0	3,000,000	

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額	補正予算額	計
5.繰 越 金			円 0	円 5,000,000,000	円 5,000,000,000
	1.繰 越 金		0	5,000,000,000	5,000,000,000
		1.繰 越 金	0	5,000,000,000	5,000,000,000
合 計			8,559,847,000	4,733,075,000	13,292,922,000

額		支出済額	不 用 額	備 考
分	金 額			
	円	円 5,836,819,725	円 $\triangle 836,819,725$	円
		5,836,819,725	$\triangle 836,819,725$	
		5,836,819,725	$\triangle 836,819,725$	
1.繰 越 金	5,000,000,000	5,836,819,725	$\triangle 836,819,725$	翌年度繰越金 ① 現 金 1,085,188,272 ② 未収金 4,978,981,870 ③ 未払金 227,350,417 $(1+2-3)=5,836,819,725$
		11,706,419,533	1,586,502,467	

昭和 50 事業年度和泉市土地開発公社損益計算書
 (昭和 50 年 4 月 1 日～昭和 51 年 3 月 31 日)

(単位:円)

費 用		部		収 益		部	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
I 事 業 費 用	7,759,047,988	7,450,866,757	I 事 業 収 益	7,874,346,213	7,874,346,213		
土地建物等売却原価		19,801,865	土地建物等売却収入				
土地取扱費		142,606,100	II 事 業 外 収 益	20,291,302			
土地造成費		14,105,570	利 息 収 入				
地跡調査費		3,096,040	雜 収 入				
信太山丘陵開発費		3,988,110					
財産管理費		12,381,7355	III 過年度損益修正	802,000			
事務管理費		7,661,91	IV 過年度減価却損				
減価償却費			V 固定資産評価益				
II 事 業 外 費 用	1,405,081,324	1,405,081,324					
文 打 利 子							
当 年 度 純 利 益	46,583,690	46,583,690					
合 计	9,210,713,002	921,071,3002	合 计	9,210,713,002	9,210,713,002		

昭和50事業年度和泉市土地開発公社貸借対照表

(昭和51年3月31日)

(単位:円)

資産の部		負債の部		資本の部	
科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
I 固定資産	8,844,370,334	II 流動資産	6,089,536,191	III 基本資金	50,000,000
土地建物	7,709,230,518	現金預金	1,085,188,272	IV 剰余資金	67,891,713
構備品	1,026,060,464	預金	5,000,000	繰越利益剰余金	21,308,023
電話加入料	1,071,313,788	未収料金	4,978,981,870	当年度純利益	46,583,690
備用金	1,847,374	未払費用	20,366,049	合計	14,933,906,525
合計	14,933,906,525	合計	14,933,906,525	合計	14,933,906,525

昭和50事業年度和泉市土地開発公社剩余金計算書

(昭和50年4月1日～昭和51年3月31日)

(単位：円)

1. 前年度繰越利益剩余金	2 1, 3 0 8, 0 2 3
2. 当 年 度 純 利 益	4 6, 5 8 3, 6 9 0
3. 当年度未処分利益剩余金	6 7, 8 9 1, 7 1 3

昭和50事業年度和泉市土地開発公社剩余金処分計算書

(昭和51年3月31日)

(単位：円)

1. 当年度未処分利益剩余金	6 7, 8 9 1, 7 1 3
2. 利 益 剩 余 金 处 分 額	0
3. 翌年度繰越利益剩余金	6 7, 8 9 1, 7 1 3

財產目録

1. 公共事業用地

種別	面積	金額
土地	168,300.53 ^{m²}	7,709,230.518 円
建物	11,807.31	1,026,060.464
補償	68件	107,131.378
計	—	8,842,422.360

2. 備品

種別	数量	金額
備品	146	897,861
車輛	4	949,513
計	150	1,847,374

3. 基本財産

金額	備考
5,000,000 円	住友銀行和泉支店及泉州銀行和泉支店に定期預金

4. 現 金 預 金

金額	備考
1,085,188,272 円	住友銀行和泉支店他6行に普通預金・通知預金

5. 借 入 金

借入先	金額
住友銀行	4,924,500,000 円
泉州銀行	4,714,500,000
大阪府都市整備協会	524,000,000
大阪府同和対策資金	1,890,499,000
市内各農協	2,085,400,000
尼崎浪速信用金庫	400,000,000
和泉市	83,605,814
計	14,622,504,814

6. 電 話 加 入 権

金額	備考
100,600 円	電話加入権

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事（西川武雄君） ただいま御上程をいたしました報告第16号、昭和50事業年度和泉市土地開発公社の決算の内容について御報告申し上げます。

まず、事業実績の概要でございますが、本年も、昨年に引き続く総需要抑制策による金融の引き締めに端を発し、全般的な経済不況のもと、特に悪化した地方財政の中で非常に厳しい情勢ではありましたが、懸案の北部第一住宅地区改良事業用地を初めとする環境改善整備事業用地並びに不燃性廃棄物埋立処理場用地等の公共事業用地の先行取得を行い、ほぼ計画どおり事業を実施することができ、7万3千2百76平方メートル、28億7千8百40万8千円の用地を取得いたしました。

なお、これに要した資金については、住友、泉州両銀行を始め市内各農業協同組合、大阪府都市整備協会、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金、大阪府信用農業協同組合連合会、尼崎浪速信用金庫の貸し付け金融機関等から30億9千3百26万9千円を借り入れいたしました。

また、公共事業の促進を図るため、当公社で先行取得しておりました用地を、和泉市及び大阪府並びに公共用地の取得に伴う換地等に12万5千百61平方メートル、78億7千4百34万6千円を譲渡いたしました。

本市の総合基本構想「人間回復のまちづくり」が示され、これに基づく和泉市の都市整備が進められております。これに伴う公共施設の整備による公共用地の需要は一段と増大しております。当公社といたしましても、これら諸事業が円滑に施行されることを期するため、今後とも格段の努力を傾注する所存であります。

本事業年度は、和泉市を初め関係公共団体の格別の御努力と御尽力により、約79億円の保有財産の買い上げに伴い、51年5月末日における借入金の総額は約95億円と相なり、翌年度以降の事業用地取得資金の新規借り入れ分を差し引き、本事業年度における実質上の借入金の元金の減少額は約52億円で、公社の経営改善が一步前進いたしました。また、51事業年度へ繰り越す借入金元金に対する金利負担は、最高利率において11.8%から9.7%に低下し、資金の優良化が促進されるものと信じます。51事業年度における公社業務の執行に際しましても、これら経営基盤の改善をさらに強化するため、公共事業用地の早期の買い上げ、公社独自保有財産の効率的な処分と資金の合理的な運用に意を配し、公社財務の健全化に全力を注ぎます。

それでは、3ページの事業実績から御説明申し上げます。

まず、公共用地等の先行取得の内訳でございますが、府委託事業に係わる用地として、池上

下宮線ほか一線の土地 15.3.19 平方メートルと建物及び補償を合わせまして千 3.8 万 4 千 9 6 円で取得いたしました。

市委託に係わる一般公共事業用地として、泉大津阪本線、不燃性廃棄物処理場用地、市立病院整備事業ほか計 6 事業の土地 3 万 6 千 2 百 3.5.8.1 平方メートルと補償を合わせまして 5 億 4 千 3 百 7.8 万 1.8 円で取得いたしました。

また、本市行政の主要な柱でもある環境改善整備事業用地として、改良住宅用地、地区内道路用地、公園用地、学校用地及び各種施設用地ほか計 19 事業の土地 1 万 9 千 9 百 7.6.6.7 平方メートルと建物及び補償を合わせまして 21 億 1.2 万 6 千 5 百 3.0 円で取得いたしました。

また、信太山丘陵開発事業の一環として、大阪市の公有地の一部 1 万 6 千 9 百 1.1 平方メートルを 2 億 2 千 3 百 1.1 万 7 千 5 百 4.0 円で取得いたしました。本宅地造成事業の施行に関しては、地区内の環境整備はもとより、特に周辺地域の公共下水道の整備を第一義として、市当局を初め関係行政機関と密接な連係を保ち、地元議員さんの御指導を賜り本事業を進めてまいる所存でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上、50 事業年度で先行取得いたしました事業用地は、土地で 7 万 3 千 2 百 7.6 平方メートル、建物で延べ 9 千 7 百 1.7.0.5 平方メートル、補償で 72 件、金額にして 28 億 7 千 8 百 4.0 万 8 千 8 百 4.4 円でございます。

次に、公社で先行取得いたしております各事業用地の譲渡について、その内訳を説明申し上げます。府委託事業用地として、府民センター及び義務学校用地に充当する池上町の今池跡地の造成宅地を初め池上下宮線用地として、土地 1 万 6 千 7 百 1.8.0.3 平方メートルと建物を合わせまして 10 億 8 千 5 百 3.2 万 7 百 2.6 円で大阪府へ譲渡いたしました。

市委託に係わる一般事業用地として、肥子池公園用地、不燃性廃棄物処理場用地を初め病院用地ほか計 8 事業用地の土地 3 万 6 千 7 百 5.8.5.9 平方メートルと補償を合わせまして 7 億 6 千 4 百 4.7 万 2 千 4 百 7.8 円で譲渡いたしました。

環境改善整備関連事業用地として、住宅地区改良事業用地で 19 億 5 千 8 百 5.7 万 2 千 3 百 1.2 円、富秋中学校用地で 26 億 8 千 9 百 8.9 万 2 千 3 百 2.4 円、解放センター用地で 6 億 2 千 8 百 3.4 万 2 千 2 百 5 円ほか公園、学校及び施設用地計 10 事業用地の土地 6 万 5 千 4.3.8.7 平方メートルと建物、補償を合わせまして 57 億 6 千 6 百 8.5 万 4 千 4 百 7.0 円で市へ譲渡いたしました。また、換地等事業用地 6 千 5 百 4.2.1.4 平方メートルを 2 億 5 千 7 百 6.9 万 8 千 5 百 3.9 円でそれぞれ対象者に譲渡いたしました。

以上、50 事業年度で譲渡いたしました事業用地は、土地で 12 万 5 千 6.1.6.3 平方メートル、建物で延べ 1 万 7 千 4 百 1.3.5.6 平方メートル、補償で 82 件、合計 78 億 7 千 4 百

34万6千2百13円でございます。

引き続きまして、これら事業を執行するために要した収入支出予算の決算の内容の御説明を申し上げます。(4ページ)

まず、収入の部でございますが、第1款、事業収入は先に御説明申し上げましたように、大阪府、和泉市等へ譲渡いたしました土地、建物等の売却収入でございまして、7.8億7千4百34万6千2百13円を執行いたしました。この積算の内訳を申し上げますと、取得原価が6.2億9千2万千千91円、金利が1.1億3千3百59万5千5百7.9円、整備工事費等で1億7百34万3千7百7.9円、事務費及びその他の経費が4億2千2百48万5千6百64円でございます。

なお、公社予算は企業会計方式に準じて執行しているため、3月31日付で譲渡契約を完了したものまで予算執行しておりますが、市一般会計による買い戻し代金の納入が、補助金及び起債の収入時期の確定により行われます。したがつて、4月1日以降の収入予定額は51事業年度へ繰り越すべく、支出予算の繰越金で未収金として計上させていただきました。

第2款、借入金は、用地等取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友銀行から4億3千万円、泉州銀行から3億2千万円、大阪府都市整備協会から2億7千9百万円、大阪府同対資金として10億円、市内各農業協同組合から5億8千66万3千9百4円、尼崎浪速信用金庫から4億円、和泉市から8千3百60万5千8百14円、合計30億9千3百26万9千7百18円を借り入れいたしました。期末の借入金の残額は百4.6億2千2百50万4千8百14円で、期首の残額に比較して19億7百43万5千7百76円の増と相なりましたが、先に申し上げましたように、51年5月末日には、未収金の収入等により、借入金の残額は9.5億2千2百50万円でございます。

第3款の事業外収入4千2百29万千3百2円の内訳でございますが、歳計現金預金利子として7百9千1万8千6百30円、市会計への貸付金元金及び利子、その他で2千5百41万5千6百72円、富秋中学校用地取得に伴う利子補給金として、8百9.5万7千円を大阪府から収入いたしました。

第4款の繰越金は、前年度からの繰越金で6億9千6百51万2千3百円でございまして、収入合計は百17億6百41万9千5百38円と相なります。

次に、支出の部(5ページ)でございます。第1款の事業費は、土地等の取得に要する経費及び処分するため必要な造成費、調査費、計画策定経費を含む、いわば財産取得の直接原価に対応する経費でございまして、総額31億4千百47万2千7百59円を支出いたしました。

まず、第1項、土地取得費は、26億7千5百9万2千5百9円でございますが、その主な

内容は、先に御説明申し上げました先行取得用地等の買収費及び土地、建物等の鑑定委託費などでございます。

第2項、土地造成費2億4千16万6千6百70円の内訳でございますが、不燃性廃棄物処理場ほか3地区の調査測量、基本設計等の委託料として千2百63万9千円を、今池跡地ほか1地区の宅地造成工事及び除却工事の請負費として8千3百45万5千円を、開発行為に伴う市へ納入する負担金として1億2千9百96万7千円をそれぞれ支出いたしました。また、遺跡調査費の千4百10万5千5百70円は、解放センター建設事業の事前行為として、市教委の指導のもとに調査した経費でございます。

第3項の信太山丘陵開発費2億2千6百21万3千5百80円は、先に申し上げました大阪市有地の買収費及び基本設計、地質調査、その他に要した経費として支出いたしました。

次に、第2款の管理費について御説明申し上げます。(6ページ)総額1億2千8百万5千3百15円を支出いたしましたが、そのうち3百98万8千百10円は、取得しております土地等の管理費でございまして、主なものは、セイタカキリン草の刈り取り等の環境保全経費でございます。

事務管理費は、1億2千4百1万7千2百5円でございまして、職員36人分の給与費、共済費等の入件費及び登記業務、庁舎管理業務並びに事務局の運営に必要な経費として支出いたしました。

8ページに記載しております第3款、借入金償還金として26億12万千7百34円を支出いたしましたが、年度内に償還いたしました元金は11億8千5百83万3千9百42円、年度内に支払った借入金利子は14億千4百28万7千7百92円でございます。本事業年度は、公社設立以来最大の保有財産高となり、それに伴う金利負担も巨額に上つたものでございます。事業実績の報告の際にも申し上げましたように51事業年度には、借入元金の大幅な減少及び借入利率の改定により、年度内に必要な借入金利子は9億円台に減少する見通しでありますが、なお一層の努力を重ね経営改善に努めます。

第4款の予備費の支出はなく、第5款の繰越金は、期末における現金及び未収金額を加えた額から期末における未払金額を差し引いた額、58億3千6百81万9千7百25円を翌年度予算へ繰り越しをいたすもので、支出の総計は百17億6百41万9千5百33円と相なり、収入の総計と均衡いたします。

なお、10ページ以下に損益計算書、貸借対照表、財産目録等を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、報者第16号、昭和50事業年度和泉市土地開発公社の決算の

内容についての御説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（田中包治君） 市内農協から金を借つてますわな。農協は組合員相互機関であるので、組合員の名前で市が保証して借つてるのか、どういう形式で借つてるのか御説明願いたい。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 用地担当（橋本昭夫君） 市内農協につきましては、いわゆる公的な公共団体に対する貸付け行為は、定款で許可されてございます。したがつて、和泉市土地開発公社理事長の名前で借り入れいたしまして、その裏書というかその返済能力の保証として、議会の御議決をいたしました土地開発公社に対する和泉市の債務保証の写しを添付いたしましてお借りいたしております。直接、土地開発公社の名前で借りております。
- 7番（田中包治君） 問題は、農協が協同組合法に基づく組合員の相互援助機関でしょう。したがつて、組合員以外は、協同組合法によつて借れないのが常識でしょう。なぜ言いますかというと、協同組合法に基づいて労働金庫も一緒ですが、ここで問題になるのは組合員でない人が、組合の相互機関である金を借りることです。定款はどうあろうともね。大阪市が労働金庫から借る場合は、職員組合が借りて、市が保証して借つてます。労金でも最初の発足は協同組合法からです。
それから、組合員、いわゆる農家の人々の資金を圧迫するという市の公権力を利用したやり方で農民の金融を圧迫していることは事実なんです。20億ですからね。そういうことで、果たしてこういうことがいいのか悪いのか、私はちょっと疑問に感ずるわけです。これはだれが考えても農家組合員の相互機関であることとははつきりしている。ただ、ここで市へ貸したら必ず返してもらえるだろうという、公権力をを利用して借つておる。それから、これに保証がないわけです。農協に対する担保物件、その他の保証もないはずです。そういうことがいいのか悪いのか、ちょっと疑問に思うわけなんです。
そして、これはどのくらいの金利で借つてるんですか。大体、農協は4銭から5銭、年1割2分から1割8分でしょうが、市はどのくらいの金利で借りてるのか。
- 用地担当理事（西川武雄君） 農協資金の借り入れ問題ですが、たまたま47年に公有地の拡大の推進に関する法律が施行公布されました。この法律が公布された時点におきまして、農業協同組合法が一部改正されまして、土地開発公社に対する融資が認められたわけでござります。そういう中で、農協に対して借り入れの申し込みをした、こういうことでござります。
なお、借り入れ金利につきましては、最高11.8%でございます。
- 7番（田中包治君） 日歩3銭8厘というところですね。このぐらい高金利で市が借つてる

んですか。非常に私は問題やと思う。1割を超える金利で金を借るのはね。しかも、あんた方が市役所という公権力をを利用して借つとる。なぜ農協に地方債なり、そういうやつを買つてもらわぬのかとなつてくる。そこらはどうなんですか。

- 用地担当（橋本昭夫君） お借りしてます制度につきましては、先ほど、局長から答弁させていただきましたように、土地開発公社が公共団体と全く同じ性格を持つ事業を行つてゐるという法解釈の中で、農協法の改正で貸し付けの対象となつてお借りしております。金利は年11.8%、日歩3銭2厘。参考のために申し上げますが、銀行貸付金利も当時は10.2%でしたので、年利の差は1.6でございます。

- 議長（貝淵博治君） 他にございませんか。

- 18番（直村静二君） 4.9年度の決算書が出たときにも意見を申し上げましたが、「次回はきちんとします」ということでしたが、やはりどんぶり勘定にしか見えない。いま事務局長から説明がございましたが、養護学校とか信太山丘陵とか、非常にいろんな件数がふえてますね。ですから各議員が一目瞭然にわかるような地図を出してもらいたいということを言いましたが、今回もない。どうなつてゐるのか。これで事足れりということで出されたのか。この前の質問に対するお答えからいつて不親切であると思ひます。だから、至急にこれを出してもらいたいと思ひます。信太山丘陵はこの辺、養護学校はこの辺だと、ポイント、ポイントをはつきりしてください。これではわかりまへんよ。こんだけ膨大な事業をしてますと、地図が変わつてゐるんですわ。だから、その辺のこととはつきりしてもらわんと、出してくれるかどうか、大体の略図をね。

- 議長（貝淵博治君） その件につきましては過日、相談がありまして、おくれてるけど申しわけない。至急にでき次第出すということを確認します。

- 18番（直村静二君） 少なくとも、6月末ぐらいには出ますな。

- 議長（貝淵博治君） はい。

- 18番（直村静二君） 2番目は、この説明を聞き、内容を見ますと大変に仕事が多い。きょう午前中にあつたプール関係の同建築業者、不良住宅の除却をしてますが、何業者あつて、これの入札関係はどうなつてゐるかということ。

それから、職員の厚生会負担金14万4千円、ますます別に和泉市の市政が行われてるかのよう錯覚するわけです。宅地造成やるわ、建物持つてくるわ、その辺の関係をかなりもつとメスを入れていかなければいかんと思ひます。これは答えは要りませんが…。

次に、除却していく住宅について、お金を払つて出て行つてもらつて、建物が残つておつてつぶしてない、残つてゐる。との前質問したとき、「建設部と違う、公社や」と聞いてますが、

毎回言いますが、梶本の横、建つますな。だれか使うてますな。あれ、いつぶしまんね。
そういう点で公社は除却についてきちんとしてるんかどうか、ひとつお答え願いたい。

○ 用地担当（橋本昭夫君） お答え申し上げます。

まず、第1点の除却に関する考え方でございますが、当該年度並びに次年度を含め、和泉市の公共事業として補助採択の見通しが確定したものにつきましては、改良事業部の方で除却をしていただいてますが、公社が先行取得をしており、それを置いておくことが非常に危険な状態にあると判断されるものについては、事業課の事前了解を得て除却させていただきます。ただし、それは補助対象として買い上げてもらう確約を事業部局と約束させてもらつた上で除却をするということでございます。

なお、請負等につきましては、市の指名委員会の規定に準じまして、指名競争入札をさせていただいております。

第2点の財産管理の中で、保存している物件がまだ使われてるじやないかという御指摘でございます。非常に管理が不的確でございまして、管理職として十分反省しております。実は、このような物件が生じるのは、いわゆる補助対象事業の年度でないと除却してもらつては困る。たとえば49年度に取得した住宅でございましても、その事業が52年度に執行する場合、52年度まで残しておいてもらわんと補助対象にならないというものは、公社としてやむを得ず残していく。たまたまそういう物件がありました中で、周辺の方々がひとつ使わしてもらいたいという形の中で、善意の形で許可したのが実情でございます。しかし少なくとも、こういう公有財産の管理につきましては一定の歯どめをして、やはり契約も含めて立場を明らかにし、使つてもらはんだつたら使つてもらうという体制を組むべく現在、検討しております。したがつて、公社の方では除却したくてもできない物件がある。その事業年度までどうしても置いておかなければならぬという物件があるということをつけ加えて御報告申し上げておきます。

○ 18番（直村静二君） いま、初めてそういう答弁を聞いた。それまでは、金払つたら全部出てもららう、空き家にしてある、どいてもらいますとね。いまの説明では49年度に買収しても、補助がくるまでは置いとかないかん。近所から借してくれと言われたから貸してあるという。さつき言うた場所はいつまで置いとくことになりますか。そのときはきちんと出してくれますか。中には、出いくのに立ち退き料くれと言われたらどないしますか。いつまでもうそ言うたらあきません。追求していくたら、残しとかなかん、入つてもろうてますとか、そんな答弁は聞こえまへんな。

業者についても指名入札と言つてますが、業者の名前、同和系の業者ばかりでしよう。指名委員会とか言つても、一般の者が入るわけやない。名前の発表もない。一遍、残す分と、近所

で使つてゐる分、つぶしてしまふ分、出してください。どんぶり勘定でつせ。私の方に連絡があつたり、電話があるんですわ、市民からね。そして聞いたら、改良事業部やない。公社やと言う。

- 改良事業部長（林徳次君） 従来の説明が改良なり、公社なりといふ、個々の立場で御説明申し上げておりますて誤解を招く点、おわび申し上げます。一番議員さん御指摘の点について業者の立場を含めて御説明させていただきます。

先ほど来、橋本次長が御説明申し上げておりますように、事業の種類によりまして、補助確定まで物件を除却してもらつては困るというものが幾つかございます。事実でございます。従来、私の方の逢野次長が説明しましたのは、あくまでも逢野次長は改良事務所の職員で、改良法に基づく分は事前にほとんどが承認になりますて、次年度以降用地といふ、過去にも御説明申し上げました補助制度がございますので、これをフルに活用しまして、国、府の承認をいただいて、次年度以降についても除却を速やかに行うという実態がございますので、非常に奇異を感じを持たれてるかと存じます。一部と申しますか、ほとんど改良事業用地のウエートが高うございますから、当該年度用地であろうと、次年度物件であろうと除却はできますが、それ以外にも一般公共事業が張りついてございます。それらにつきましては、例外的に橋本次長が説明いたしましたように、1年ないし2年程度、現状有姿のまま置いておかなければならぬというのが、議員さん御指摘の疑問点であろうかと思います。

- 18番（直村静二君） どない言うてええんかな。借りてる人が出て行つてくれと言うたんか、あるいは喜んで貸したんか、その辺お答え願いたい。というのは、立ち退いてくれと言う根拠はないんです。そういうことが耳に入つてます。出て行つてもうときには払わないかん、もつとくれとなつたら、何してるのかわからんからね。ほかにもあるか知りませんが、その分についてもきちんとやつてもらわんと、全体にも悪影響を及ぼすんじゃないかと思うから聞いてる。従来の答弁は、きよう、ころつと変わつて。その分は住所も氏名、職業もわかつてますね。それをようせんようなことで何が市民合意ですか。

- 用地担当理事（西川武雄君） 御指摘の点、非常に痛み入ります。一日も早く交渉いたしまして、立ち退いていただくよう処置いたしたいと思います。

- 18番（直村静二君） 私のようすに勇気と信念を持たんとむずかしいと申し上げておきます。いま一つは、改良事業部もしくは公社の幸支所ですか、この建つてゐる土地は、どないもこないも売れまへんな。したがつて、この借入金の金利は何ぼか。先ほどの答弁で将来、金利が非常に少なくなると言つてましたが、自分の座つてゐる場所が他人にも使われて金利を払つてゐんでしょう。何ぼ払つてゐるか。いつ引き揚げるんですか。全部とは言ひませんが、何かの用地に張

りつけたつたら市が買い取らないかん。その辺のところはどうですか。

○ 用地担当（橋本昭夫君） 実は、この土地につきましては、土地開発公社並びに改良事業部、それから現在、（仮設）解放センターとして使用いたしております。すべての土地についてその分類はできませんが、取得原価が1億5千万円、利子が約7千万円になつております、取得年次が46年度年間約10%ずつ金利を払つてます。

○ 18番（直村静二君） 市長、こんなむだなことをしてます。やはり議員が公正に意見を言える委員会をつくつてほしいと言つておいたんです。これは意見しかしようがないが、積み重なつていくほど何ぼでもボロが出てきます。この点、ひとつ市長を頼りにします。開発公社百56億、和泉市の当初予算に匹敵するような借金を抱え、理事長たる市長は十分監視監督せないかん。答弁はずさんを点多々あつたので、市長から決意を言つてください。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

先ほどからある御指摘をいただいておりまして、痛み入ります。開発公社の機構も改革、整備いたしました。人的にも、維持管理、その他も含めて抜本的に改正もいたしました。公共用地の先行取得という使命に徹した開発公社のこれから的基本的なあり方、こういうことにつきまして、襟を正して職員一致協力、市民の御負託にこたえる開発公社にしてまいりたい。現在、この決意で鋭意改善について努力中でございます。その点ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 私はいまの助役さんに言つておつた。議会の意見を聞くようをシステムが要るんじやないか。余り細かい点は執行権の侵害になりますが、提案していた。よく助役さんと相談して、いま言つたことはたてまえ本音もあわせて、議会も監督ができるような機関をつくつていただきたい。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ないものと認め、報告第16号の報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第43「財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 17 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 50 事業年度決算書類の提出について
地方自治法第 248 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和 50 事業
年度決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 51 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 50 事業年度財団法人和泉市商工業
振興会事業報告並びに収入支出決算書

昭和 51 年 5 月 13 日

財団法人 和泉市商工業振興会

理事長 池田忠雄 殿

財団法人 和泉市商工業振興会

監事 橋本炳

監事 山本亮夫

昭和 50 事業年度財団法人和泉市商工業
振興会収入支出決算の監査結果について

寄付行為第 10 条第 2 項の規定により、昭和 50 事業年度財団法人和泉市商工業振興会収入支
出決算及び証書類を審査した結果は次のとおりである。

記

理事長より提出された決算書に基づき関係帳簿並びに証書類を審査の結果その收支は正確であ
る事を認めます。

昭和 50 事業年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告

1 財団法人和泉市商工業振興会設立経過

昭和 50 年 12 月 23 日 財団法人和泉市商工業振興会

(以下「財団法人」という)について市議会の報告承認を得る。

12 月 24 日 財団法人設立理事会開催

12 月 26 日 財団法人設立について大阪府知事に認可申請

昭和 51 年 1 月 14 日 財団法人設立について大阪府知事の認可

1 月 16 日 大阪法務局泉出張所に財団法人設立の登記申請

昭和 51 年 1 月 24 日 登記完了

2 事業概要

(1) 小規模企業共同利用工場(以下「工場アパート」という)

建設譲渡に関する調査事業

昭和 50 年 9 月通産省において小規模企業共同利用工場(工場アパート)建設譲渡制度が創設せられ、特に本市の緊急課題である住工混在過密地域の解消策として環境改善整備事業地域の工場移転受皿対策の一手法として、国・府の補助を受け真珠業界基本調査研究事業等を行なつた。

(2) 特產品振興に関する事業

大阪の観光と物産展はさる 3 月 4 日から同月 9 日まで高知市の高知大丸において開催され、本市からは婦人子供服の展示並びに人造真珠、ガラス製品等即売会に参加してその実績は次のとおりであります。

なお、大阪府人造真珠事業協同組合の真珠製品については協賛出品された。

仕入先	品 名	数量	販 売 額	備 考
藤本 泰	風 鎮	26 対	28,400 円	
三愛毛織	キッチンマット	40 枚	27,040 円	
〃	スタディマット	2 枚	2,800 円	
井阪硝子 製作 所	硝 子 細 工 (バンビ、犬、その他)	60 ケ	10,150 円	
合	計		63,390 円	

(3) 観光に関する事業

和泉市の観光史蹟、観光行事を広く宣伝するため本年度においては国定公園横尾山施福寺を中心て5ヶ所を紹介する第1回絵はがきシリーズを刊行した。

発 行 財団法人和泉市商工業振興会

発行部数 1,000部

3 理事会並びに役員の任免に関する事項

(1) 理事会

設立理事会（昭和50年12月24日）

- イ 財団法人和泉市商工業振興会寄付行為案の承認について（但し、附則の項を除く）
- ロ 事業計画及び収入支出予算案の承認について
- ハ 取引金融機関の承認について
- ニ 寄付申込収受の承認について
- ホ 財団法人和泉市商工業振興会寄付行為案附則の項の承認について
- ヘ 役員の選任について

第1回理事会（昭和51年3月27日）

- イ 事業経過中間報告について
- ロ 昭和51事業年度事業計画並びに収入支出予算案について
- ハ 理事の選任について

(2) 役員の任免

就任

理事長 池田忠雄（昭和51年1月14日）

専務理事 宇沢清（〃）

理事 良淵博治（〃）

〃 坂上国治（〃）

〃 横田吉雄（〃）

〃 池上茂（〃）

〃 池内貞夫（〃）

〃 米田元治郎（〃）

〃 坂口礼之助（〃）

〃 山本俊兼（〃）

〃 森内晋（昭和51年3月27日）

監事 橋本 炳（昭和51年1月14日）

〃 山本亮夫

4 事務局に関すること

(1) 職員の構成

商工課職員兼務 6名

昭和50事業年度財団法人和泉市商工業振興会収入支出決算

取 入

款項	目	予算額	収入済額	予算額に対する過不足額	備考
1.財産収入		15,000 円	3,711 円	△ 11,289 円	
(1)基本財産 収入		11,250	0	△ 11,250	
	①定期預金 利子	11,250	0	△ 11,250	
(2)運用財産 収入		3,750	3,711	△ 39	
	①普通預金 利子	3,750	3,711	△ 39	
2.寄付収入		5,300,000	5,344,000	44,000	
(1)指定寄付 収入		5,300,000	5,344,000	44,000	府補助金 1,344,000円 市寄付金 2,500,000円 観光協会寄付金 1,500,000円
	①事業指定 寄付収入	5,300,000	5,344,000	44,000	
3.事業収入		880,000	393,390	△486,610	
(1)売扱収入		880,000	393,390	△486,610	絵はがき売扱 330,000円 特產品売扱 63,390円
	①売扱収入	880,000	393,390	△486,610	
4.雑収入		13,000	12,073	△ 927	
(1)手数料 収入		13,000	0	△ 13,000	
	①物品あつせん 手数料収入	10,000	0	△ 10,000	
	②物品取扱 手数料収入	3,000	0	△ 3,000	
(2)雑収入		0	12,073	12,073	
合 計		6,208,000	5,753,174	△454,826	

支 出

款項	目	予算額	支出済額	不用額	備考
1事務費		円 4,100,000	円 1,576,814	円 2,523,186	
(1)事務費		4,100,000	1,576,814	2,523,186	
	①報酬費	192,000	0	192,000	
	②報償費	608,000	0	608,000	
	③賃金	300,000	0	300,000	
	④旅費	150,000	0	150,000	
	⑤食料費	110,000	14,400	95,600	
	⑥消耗品費	300,000	34,724	265,276	
	⑦印刷製本費	280,000	6,800	273,200	
	⑧通信運搬費	20,000	4,900	15,100	
	⑨借上料	20,000	0	20,000	
	⑩備品購入費	120,000	115,990	4,010	
	⑪委託料	2,000,000	1,400,000	600,000	
2事業費		1,800,000	863,860	1,436,140	
(1)事業費		1,800,000	863,860	1,436,140	
	①観光特產品紹介事業	1,500,000	300,000	1,200,000	絵ハガキ印刷代
	②運営費	300,000	63,860	236,140	
3予備費		308,000	0	308,000	
(1)予備費		308,000	0	308,000	
合 計		6,208,000	1,940,674	4,267,326	

收 入 総 額 5,753,174 円

支 出 総 額 1,940,674 円

次 年 度 繰 越 額 3,812,500 円

財産目録

摘要	内訳	金額
基本財産 備品	定期預金 住友銀行	1,000,000 円
	観光行事用放送設備一式	100,940
特產品在庫	風 鎮 (13対)	10,700

- 議長(貝淵博治君) 報告の説明を願います。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第17号「財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度決算書類の提出について」の内容の御説明を申し上げます。

初めに、2ページの事業報告のことにつきまして、1につきましては、議会を初め関係の皆さん方の御協力をいただきまして発足いたしました当振興会設立に関する経過の概要でございます。

次に、2の事業概要でございますが、[1] の小規模企業共同利用工場建設譲渡事業に関する基本的な調査を株式会社アーバンプランニング研究所に委託して、本市の人造真珠の現況と過去の経過、また今後、この工場側と事業を推進するための資料の収集並びに構想的な調査を行つたものでございます。

[2] は、特產品振興に関する事業として去る3月4日から6日間、高知市の高知大丸百貨店において開催された大阪の観光と物産展に関係機関の御協力を得て参加したもので、[3] は、観光に関する事業として、市内の観光史跡、観光行事を紹介する第1回絵はがきシリーズを刊行したものでございます。

次に[3] は、理事会並びに役員の任免について、理事会に関しましては2回開催されました、当振興会の事務事業等に関する事項9件を御審議され、可決決定していただきました。役員さんのことにつきましては、設立当初、理事長を含んで理事10人、監事2人で発足いたしましたが、去る3月27日、商業関係として本市商連会長の御参加をお願いし、理事11人、監事2人となつております。

4番目の事務局のことにつきましては、商工課の職員6名を兼務職員として、当振興会の事務を担当しております。

続きまして、5ページの昭和50事業年度収入支出決算について御説明申し上げます。

収入の部では、1.財産収入では、予算額15,000円に対し、収入済額3,711円でございます。

2.の寄付収入では、予算額5,300,000円に対し、収入済額5,344,000円、44,000円の増となつております。収入の内訳といたしましては、市よりの寄付金2,500,000円、観光協会より1,500,000円、工場アパート建設調査費として府補助金1,344,000円でございます。

事業収入といたしましては、予算額880,000円に対し、収入済額393,390円、486,610円の収入不足が生じました。収入済額の内訳といたしましては、観光絵はがき330,000円、特產品の売払収入が633,90円でございます。また、当初予定しておりました特產品パンフレットにつきましては、50年度中に作成できなかつたため、収入不足が生じたものでございます。

雑収入といたしましては、予算額13,000円に対し、収入済額12,073円、収入不足927円と相なつてございます。

以上、総収入予算額6,208,000円に対し、収入済額5,753,174円、454,826円の収入不足が生じた次第であります。

次に、支出の部といたしまして、事務費については、予算額4,100,000円に対し、支出済額1,576,814円となり、2,523,186円の不用額が生じました。これにつきましては、当初、工場アパート建設調査事業を事務局職員で実施すべく予算措置をいたしましたが、補助対象事業等の関係もあり、短期日の間に事業を完了しなければならない関係上、調査事業を株式会社アーバンプランニング研究所に委託したため、各目ごとに多額の不用額が生じた次第でございます。

事業費では、予算額1,800,000円に対し、支出済額363,860円、1,436,140円の不用額が生じました。これにつきましても、設立後短期間のため、観光絵はがきを300,000円で作成したほか、特產品買い上げ費として63,860円であります。

また、予算費300,000円は、全額不用額となつております。

支出総額予算6,208,000円に対し、支出総額は1,940,674円となり、4,267,326円の不用額が生じた次第であります。

以上、収入済額総額5,753,074円、支出済額総額1,940,674円、差し引き3,812500円を51事業年度に繰り越しいたしたく、なお、年度末の当振興会の財産目録は、和泉市から受けました基本財産を住友銀行に定期預金として1,000,000円、備品といたしまして、観光

行事用の放送設備一式 100,940円、特產品買い上げの在庫品 10,700円 合計 1,111,640円でございます。

以上で報告第17号、財団法人和泉市商工業振興会昭和50事業年度の事業報告並びに収入支出決算報告についての説明を終わります。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 議長に一言お願いしておきます。議会は審議の場でありますから、できるだけ発言の許可を与えていただきたい。

お聞きしたいのは、財産目録 100,940円、この中の観光行事用放送設備一式、これはどこに置いてあるのか。

それから、いまの産衛部長の答弁ですが、振興会は、いろいろ業務をするときは専門の職員が携わってるのか、それともだれか他の者がやつてるのか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁

○ 産業衛生部次長（岩井益一君） まず、第一点の観光行事用放送設備一式でございますが、これは現在、財団法人で観光業、つまりさくら祭、もみじ祭を実施してございますが、これまで借り受けておりましたのを今回、備品として購入したわけでございます。

二点目の職員配置の件でございますが、現在、この財団法人を設立いたしましたが、まだ日も浅うございますし、御存知のように、予算額も非常に少のうございます。そういう実態の中で今後、事業が増大した暁には専任体制をとりたいと思います。現在のところは、この財団法人設立が、商工業振興対策審議会の答申趣旨の実現という方向から、現在は兼務体制で十分やつていけるという判断でございます。専任体制は、事業の多様化とともに必要になつてくるかと存じます。

以上の通りでございます。

○ 18番（直村静二君） 放送設備はどこに置いてあるんですか。

○ 産業衛生部次長（岩井益一君） 失礼いたしました。現在、商工課内でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第17号の報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第44「財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第18号

財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度事業計画書類提出について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和51事業
年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり報告する。

昭和51年6月15日提出

和泉市長 池 忠 雄

報告第18号参考資料

[I] 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(財政状況の公表等)

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるそ
の経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(注) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

- (1) 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開
発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社
- (2) 普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準
ずるもの2分の1に相当する額以上の債務(借入金の元金若しくは利子の
支払の保障又は損失補償を行うこと等)を負担している民法第34条の法人、
株式会社又は有限会社

[II] 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜粋

(法人の経営状況を説明する書類)

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する
書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

* 昭和51事業年度財団法人和泉市商工業
振興会事業計画並びに収入支出予算書

I 昭和51事業年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画

財団法人和泉市商工業振興会は、設立以来ここに第2年目を迎えることとなりました。

その間、短時日とはいえ、当法人は設立目的に寄与すべく、殊に小規模企業共同利用工場（工場アパート）建設のため一連の調査事業、特産品振興事業並びに観光事業等多岐にわたり精進を重ねてまいりましたが、幸いにも関係官庁のご指導と業界、専門家等の協力をえて事業は順調に推移いたしております。

しかし、最近の経済情勢は成長経済の見直しと景況の足踏み状態の中で、市行財政運営は格段にきびしい環境下に立たされております。

このときに当り、当財団法人の昭和51事業年度の予算編成に際しては、これら諸般の事情を十分勘案し、収入の確保に留意しつつできる限り支出を圧縮するとともに当面骨格事業にとどめ、超健全財政の維持と財政基盤整備を目指してまいりました。

なお、当面の緊急課題である工場アパート建設事業については、国、府の調査費補助を受けて一定補助要件のもとに目下調査結果の分析検討中ですが、当該事業化に至るまでには総合事業である環境改善整備事業との調整並びに移転希望企業の的確な把握の必要からなお慎重な配慮を要するので、目途がつき次第可及的速やかに当理事会に予算の補正措置を提案いたします所存であります。

また、きたる昭和52年開通予定の泉北高速鉄道の光明池駅延伸計画に伴う背後地商業環境の激変が予想せられる情勢にかんがみ、和泉市商工業振興対策審議会答申に基づき、商業施設の適正配置と、地元商業者の育成の見地から当法人による公設モデル店舗構想のもとに、事業化計画を盛りこむべく新たに調査事業の推進を期すこととなりました。

以上により、本年度事業計画の概要は次のとおりであります。

1 地場産業振興に関する事業

- (1) 産業構造改善基本調査
- (2) 情報資料の収集並びに提供
- (3) 商工ニュースの編集受託
- (4) 商工施策に関する啓蒙普及指導
- (5) 商工ゼミナールの開催
- (6) 商工相談及び経営コンサルタントの派遣
- (7) 公設モデル店舗設置構想に基づく諸調査

2 特産品振興に関する事業

- (1) 特産品の普及宣伝並びにあつせん紹介
- (2) 特産品のパンフレットの刊行
- (3) 大阪の物産と観光展参加と展示即売

3 観光に関する事業

- (1) 横尾山さくら祭、もみじ祭行事の実施
- (2) 観光案内板の設置等普及宣伝

4 小規模企業共同利用工場（工場アパート）の建設譲渡に関する事業

- (1) 基本調査事業の実施
- (2) 移転希望企業調査事業の実施
- (3) 高度化事業適用申請
- (4) 用地の取得、造成、建設、設計
- (5) 工場アパート建設譲渡（建設、賃貸、分譲、債権、管理等）

Ⅱ 昭和51事業年度財團法人和泉市商工業振興会収入支出予算

自 昭和51年4月 1日

至 昭和52年3月 31日

1 収入の部

款項	目	本年度予算額	節	金額	摘要
1.財産収入		79,000		円	
(1)基本財産 利子収入		(67,500)			
	①定期預金 利子収入	(67,500)			
			預金利子	67,500	年6.75%
(2)運用財産 収入		(11,500)			
	②普通預金 利子収入	(11,500)			
			預金利子	11,500	運用資金利息
2.寄付収入		3,940,000			
(1)指定寄付 収入		(3,940,000)			
	①事業指定 寄付収入	(3,940,000)			
			補助金	1,000,000	観光事業補助金 1,000,000
			受託金	2,940,000	産業構造改善基本調査受託金 2,940,000
3.事業収入		680,000			
(1)事業収入		(680,000)			
	①特產品売 払収入	(680,000)			
			パンフレット 売払収入	430,000	特產品パンフレット売払収入
			特產品売払 収入	250,000	特產品売払収入
4.雑収入		11,000			
	①雑入		雑入	11,000	事業外収入
合計		4,710,000		4,710,000	

2. 支出の部

款項	目	本年度予算額	節	金額	摘要
1.事務費		円 300,000		円	
(1)事務費		(300,000)			
	①事務費	(300,000)			
			旅 費	40,000	
			食糧費	50,000	理事会及び交渉会議費
			消耗品費	100,000	
			印 刷 費	70,000	
			通信運搬費	10,000	郵便、電話料
			備 品 費	30,000	図書購入費
2.事業費		4,340,000			
(1)観光事業費		(670,000)			
	①さくらり まつり	(360,000)			
			報償費	50,000	民謡出演者謝礼
			賃 金	20,000	場内警備 10,000×2人
			食糧費	165,000	招待者及び芸人用弁当 $1,500\text{円} \times 70\text{人} = 105,000\text{円}$
			消耗品費	55,000	行事関係者弁当 $600\text{円} \times 100\text{人} = 60,000\text{円}$
			借上料	70,000	行事用消耗品、スケッチ大会記念品 マイク借上、臨時電話借上
	②もみじ まつり	(310,000)			
			報償費	50,000	民謡出演者謝礼
			賃 金	20,000	場内警備
			食糧費	135,000	招待者及び芸人用弁当 $1,500\text{円} \times 50\text{人} = 75,000\text{円}$ $600\text{円} \times 100\text{人} = 60,000\text{円}$
			消耗品費	35,000	行事用消耗品、スケッチ大会記念品
			借上料	70,000	マイク借上、臨時電話借上

款項	目	本年度予算額	節	金額	摘要
(2)特產品宣伝事業費		円 (730,000)		円	
	①パンフレット作成	(400,000)			
			印 刷 費	400,000	400円×1,000部=400,000円
	②特產品普及宣伝	(330,000)			
			商品買上費	200,000	
			借 上 料	30,000	小間借上 10,000×3=30,000円
			負 担 金	100,000	特產品展負担金
(3)受託事業費		(2,940,000)			
	①商工業振興費	(2,940,000)			
			委 託 料	2,940,000	産業構造改善基本調査事業 2,300,000円 情報提供事業 640,000円
3.予備費		70,000			
予 備 費		(70,000)			
	予 備 費			70,000	
合 計		4,710,000		4,710,000	

3. 予算の流用の範囲

予定支出の各項経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

事務費、事業費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） それでは、お許しを得まして、報告第18号「財団法人和泉市商工業振興会昭和51事業年度事業計画及び収入支出予算」についての御説明を申し上げます。

まず、事業計画策定に際しましては、本財団法人設立の趣旨を十分踏まえまして事業内容に留意いたすとともに、最近の経済情勢並びに市行財政事情を勘案の上予算編成をいたしました。本年度は当面骨格事業のみにとどめ、超健全財政の維持と財政基盤培養を目指といたしました。

また、当面の緊急課題でございます工場アパート建設事業につきましては、国、府の調査費補助を受けて、一定の補助要件のもとに調査を完了いたしましたが、事業化着手には当法人の財政基盤を配慮し、市の総合事業である環境改善整備事業との調整並びに移転希望企業の的確な把握をした上で、高度化事業の申請をいたす予定でございます。その時点以後に、これらの補正的な事業計画の補正措置を講ずる所存でございます。

また、来る52年開通予定の泉北高速鉄道の光明池駅延伸計画に伴う背後地商業環境の激変が予想される情勢でありますが、和泉市商工業振興対策審議会答申に基づきまして、商業施設適正配置と地元商業者の育成の見地から目下、関係機関と協議中でございます。

また、事業計画の詳細につきましては、寄付行為の事業内容に基づきまして、地場産業振興関では産業構造改善基本調査、商工ニュースの編集委託等諸調査を予算計上いたしております。

次に、特産品関係では、特産品あつせん並びにパンフレットの刊行、従来市で行つておりました大阪の物産と観光展を当法人が主体となつて参加いたすこととしております。さらに観光関係では、恒例の横尾山さくら祭、もみじ祭行事の実施と相まって、観光地の宣伝業務を中心とした内容をいたすものでございます。

以上が51事業年度の事業計画の概要でございます。

続きまして、3ページの収入支出予算の関係であります。ただいま御説明申し上げました事業計画を執行するに際しまして、収入の面では、まず基本財産として百万円を定期預金いたしておりますが、これらの預金利息及び運用資金の普通預金利子を財産収入として、7万9千円を計上したものでございます。

次に、寄付収入では、市よりの補助金百万円、受託金2百94万円を計上いたしております。

事業収入といしましては、特産品パンフレット売扱及び特産品売扱収入として68万円。

雑収入として1万1千円。

総計4百71万円を予定したものであります。

支出面では、事務費といしまして、理事会及び事務用経費として30万円計上しております。

す。

次に、事業費といたしましては、観光事業費として67万円。また、特産品宣伝事業費として、特産品パンフレットの作成及び大阪の物産と観光展への協賛並びに展示即売会等73万円を見込み次に、受託事業費としては、市よりの受託事業である産業構造改善事業基本調査及び商工ニュースの刊行並びにセミナー開催等、情報提供事業の経費として2百94万円を見込み、予備費7万円を計上して、総計4百71万円を昭和51事業年度収入支出予算と定めたものでございます。

以上が昭和51事業年度の事業計画並びに収入支出予算の概要でございます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(貝淵博治君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○26番(天堀博君) ちょっと説明をお願いしたいのは、支出の部(4ページ)で桜まつり、もみじ祭の関係で一つはマイクの借り上げ料7万円が出ております。先ほどの放送設備との関係でちょっと聞かせてほしいのですが…。

それから、たとえば楓尾山などに便所等が公園に設置され、その他の清掃関係、これらがいろんな面で大変所管がややこしい。スムーズにいつておらないと見受けられます。それで、単なる振興ということですが、関連性としてそういう整備がどうなっているか、その点だけちょっと。

○議長(貝淵博治君) 天堀議員の質問に答弁。

○産業衛生部長(山本俊兼君) 天堀議員さんの御質問にお答え申し上げます。

マイク設備の借り上げ料につきましては、御指摘のとおりでございます。先ほど決算で申し上げましたように、50年度で一部放送設備を購入した、本来なら、もう2・4、5万の金を出せばこういう借り上げをしなくてもいいということでございますので、50年度で購入したのは放送設備の一部である、こういうふうにひとつ御解釈願いたいと思います。

それから、公園の清掃の関係でございますが、この点につきましては、これまで商工課、すなわち市長部局の一つの行政として取り扱ってきた、こういうことがございます。今後、この振興会等で取り組むかどうか、十分検討してまいりたい、かように思います。

○議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第18号の報告を終わります。

○議長(貝淵博治君) 次に、日程第45「地方選挙制度に関する改正案に反対する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第4号

地方選挙制度に関する改正案に反対する決議
上記の議案を別紙のとおり提出する。

昭和51年6月15日提出

和泉市議会議員

田中包治
吉川伊与一
坂上国治
成田秀益
直村静二
藤原利一
木下甲子三
三井正光
出原武司
金沢勝
松尾千代一
上代卯之松

別紙

地方選挙制度に関する改正案に反対する決議(案)

第16次地方制度調査会(首相の諮問機関)は、地方選挙制度に関する重大な改正案を盛り込んだ答申案をまとめました。

答申案に示された改正案は次のようなことが中心になっています。

- その1. 每年10月5日を地方自治の日と定める。
- その2. 中間選挙になつてゐる首長、議員選挙の期日を再統一し、議員は2年に一度地方自治の日に選挙を実施する。
- その3. 4年ごとの全員改選方式を改め、2年毎の半数改選制を採用する。

以上の三項目が実施されると、地方政治の動向に重大な影響が起り住民自治の制約と混乱が生ずるおそれがあります。

第1に、中間選挙が一斉地方選挙に匹敵するほどあるのは、市町村合併によるもの、任期途中で辞任するもの、住民のリコール権の行使によるものなど種々あり、10月5日についても

農村地域における農繁期にもかかり、投票率の向上も期待できなくなり、選挙期日を統一する根拠も不明確である。

第2に、議員の2年毎の半数改選が実施されれば、市政運営が不正常になります。改選期の議員と非改選議員が委員会に半数づつになること。選挙において有権者が議会の半数だけに審判を下すことになり、住民の意志が半減されます。更に、議員は現在の2倍の得票を要することになります。

第3に、地方自治は、本来住民の意志が正当に議会において反映されるべきであり、2年毎の半数改選は住民自治権の原則を歪曲してしまいます。

第4に、府・県段階では、一人制がふえることになり、いわゆる死票がふえ、有権者の意志がくみつくせなくなります。

これは、小選挙区制に道を開くことになります。

従つて、今日の民主的な選挙制度は、選挙活動の自由の拡大議員一人当たりの人口数の極端な不均衡の是正をすべきであります。

以上の理由により、本市議会は今回の改正案には強く反対するものであります。

以上決議する。

昭和51年6月 日

和泉市議会

内閣総理大臣

自 治 大 臣 宛

衆参両院議長

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 8番（吉川伊与一君） ただいま朗読されたとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第4号を原案どおり決議することに決します。



○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第46「国鉄運賃値上げに反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第1号

国鉄運賃値上げに反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

昭和51年6月15日提出

和泉市議会議員

田中包治
三井正光
吉川伊与一
坂上国治
竹内修一
木下甲子三
山田清二
柳瀬美樹
出原武司
金沢勝
成田秀益
直村靜二

別 紙

国鉄運賃値上げに反対する意見書（案）

運輸省並びに国鉄は、昭和51年6月以降国鉄の財政再建のためと称し50パーセント以上の運賃値上げを計画致しておりましたし又近く実施しようとしています。

国鉄のもつ性格は公共事業であり、内容的には多くの割引き制度例えば大企業の原料、製品輸送に対しては大幅な割引き制度を採用致しており、旅客運賃にしても、通学・通勤定期等の割引きは、その社会性から云つて当然であるが、これらの公共負担は政府の施策で吸収すべきものであると考えます。一方では絶対的な使命としての安全確保の問題があり、労働者の数を機械的に減らせば良いと言うものではありません。又政治路線と云われる線区は数多くあり、これ等は当初から赤字が想定されていたものがほとんどであります。その結果生じた赤字を利用者に転嫁させ

ることは、全く受益者無視の政策であると云わざるを得ません。昨今の経済事情は深刻なものがあり、大幅な運賃値上げは庶民の生活苦を増大させる結果となります。以上の見地から当市議会は、今回の運賃値上げに対し反対の意志を明確にするものであります。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

昭和51年6月 日

和泉市議会

内閣総理大臣

運輸大臣

宛

国鉄総裁

衆参両院議長

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 7番（田中包治君） ここに書いてあるとおりでございますので、御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝淵博治君） ここでまことに僭越でございますが、議長として、費用弁償の件で特にお願い御同意を賜りたいと存じます。

昭和47年1月開会の第一回臨時議会において和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部が改正され、議長、副議長及び議員が公務を行うために要した費用はこれを弁償することができるという規定が制定されたのを機に、本会議出席に対する費用弁償として日額3千円が支給されてきたのですが、最近における財政事情の窮屈から、理事者においても鋭意経常経費の削減に努力しており、特に人件費については、昨年より期末勤勉手当の国家公務員並み支給、人事院勧告の実施時期延伸並びに今議会に提案されている高齢職員に対する昇給停止措置など、職員に対して厳しい態度で臨んでいる状況にあって、われわれ議会としても諸般の事情を考慮し、この費用弁償につき検討を要する時期にきていると私なりに判断いた

しましたので、これが廃止につき皆様方にお諮り申し上げる次第でございます。

なお、御賛同をいただき廃止することになりましても、現行条例は「返上することができる」という任意規定でありますので、本条例改正の必要はないと存じます。

以上のような状況でございますので、これに御同意賜りたく存じますが、御異議ありませんか。

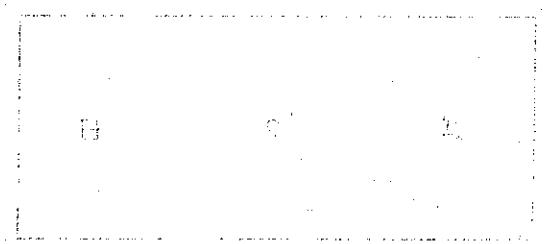
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定させていただきます。

議員の皆様方の絶大なる御協力によりまして、上程されました諸議案の審議は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。あすは午前10時から一般質問を行いますので、御出席を賜るよう特にお願い申し上げます。本日は長時間まとわりありがとうございました。

(午後4時45分散会)

第 2 日



昭和51年6月16日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	天堀博君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員（2名）

6番	柏音三郎君	19番	松尾千代一君
----	-------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
市　　長	池田忠雄	広報広聴課長	竹田明郎
助　　役	坂口礼之助	財務部長	宇沢清
収　　入　役	橋本炳	財務部次長	門林六男
市　　長　公　室　長	西川喜久	財政課長	麻生和義
市　　長　公　室　兼　秘　書　課　次　長	杉本弘文	同和対策部長	佐原行雄

同和対策部次長兼 総合調整課長	生田 稔	用地担当(皆次長級兼 土地開発公社事務局次長)	橋本 昭夫
重要施策推進室長	小林 一三	病院長代行	岩見 洋
重要施策推進室次長	富田 宏之	病院事務局長	平野 誠蔵
市民部長	内田 繁	病院事務局次長兼庶務課長	藤原 光夫
市民部理事	吉岡 岩男	消防長	和田 増義
市民部次長兼福祉事務所長兼保育課長	中西 淳富	消防本部次長兼消防署長	湯川 行夫
産業衛生部長	山本 俊兼	教育委員長	堀内 由延
産業衛生部次長	岩井 益一	教育長	葛城 宗一
市参与兼建設部長事務取扱	中塚 白	市参与兼教育次長	阪東 重信
建設部次長	森 保	指導部長	乾 武俊
改良事業部長	林 徳次	管理部長	広岡 史郎
改良事業部次長	逢野 一郎	管理部次長兼總務課長	松村 吉堯
水道部長	田中 稔	選舉管理委員会長	青木 孝之
水道部次長(事務担当)	高橋 新平	監査委員	西口 廉一郎
水道部次長(技術担当)	福本 留久	監査事務局長兼公平委員會事務局長	山本 亮夫
用地担当理事兼土地開発公社事務局長	西川 武雄	農業委員會事務局長	杉本 忠彦

本会の議事を速記法により記録したものは、次の通りである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

(午前10時開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんにはお忙しいところ、連日御出席賜りましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をしてご報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは18名でございます。欠席の届け出ある議員さんは柏議員さん、その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、18名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいま報告のとおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

これより一般質問に入ります。それでは、28番、坂上国治君。

- 28番(坂上国治君) 今期の最後の一般質問をトップバッターで行いたいと思います。質問の要旨に書いてありますとおり、理事者の政治姿勢について幅広く質問申し上げるつもりでございましたが、この後にいろいろ各議員さんからいろいろ私の質問したい要旨をすらりと書き並べてありますので、後の議員さんに譲りまして、私はこの特に括弧書きをしてあります池上小学校の建設について一点のみ御質問を申し上げたいと思います。

昨年の12月議会におきまして市長さん並びに教育長さんの方から、この学校については52年度開校を目指してやりますというお言葉をいただいたわけでございますけれども、それから半年余たっておりますが、一向にその努力が見られないように思うわけでございます。この点、ひとつ明快に市長の方から御答弁願いたい。52年開校となると、もうあと余すところわずかな日時でございます。土地買収をやって建設するということになると、とうてい52年開校という運びにはならないような感じがするわけでございますけれども、理事者の方でどうい

うお考えを持ってくれておるのか、それをお聞きしたいと思います。これはもう私の納得できる答弁をいただいたら再質問はできるだけ避けたいと思いますけれども、答弁のいかんによつては、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

御指摘いただきました池上小学校につきましては、何とか 52 年開校を目途に全力を挙げよということで教育委員会にも指示をいたしました。早速土地の取得に入っているわけでございます。ただ細部につきましては教育委員会の方からお答えさせますけれども、用地買収、特に千草池の話し合いにつきましてやや手間取った点がございまして、報告を聞いてるわけであります。まことに申しわけないと存するところでございます。ただ理事者といたしましては、教育委員会ともども 52 年開校を目指すに一生懸命今後、精力的にやらせていただきたいと存じますので、御理解いただきたいと思います。

○ 市参与（阪東重信君） お答えいたしたいと思います。

富秋中学校の開校に伴う校区再編成を適正審議会でも御指摘になり、12月定例議会でも 52 年 4 月開校をめざし銳意努力をしておりますが、現時点においても、その覚悟でがんばっておりますが、実際上工期的にもむずかしいと考えておりますが、御指摘どおり、最大の努力を傾注してまいりたいと考えております。

特に経過的に申し上げますならば、地元の意向もあり、買収の進め方といたしましては、現在の計画は 1.6500 平方メートルを計画しております。このうち千草池、堤等を含め 9.080 平方メートルの買収に取りかかりまして、御承知のこの池の処分につきましては、付近の町会等の同意でようやく全町会の同意を得られた時点で、これも池の買収から引き続いで個々の権利者に対して銳意買収交渉に努力してまいりたいと存じます。あくまで、議員さんの言われる線に従つて十分努力しておりますが、実際上工期的に間に合うか懸念しながらも最大の努力を払つておる次第でございますので、よろしく御監察いただきたいと存じます。

○ 28 番（坂上國治君） ただいま市長並びに教育次長から一生懸命やっておるんだ、52 年の開校を目指すにやっておるということでございますけれども、われわれはたゞたゞ理事者の方からだまされることが非常に多いので、そこらを懸念して確認しておきますけれども、これは肝に銘じていま申されたことを守つていただき。そうして 52 年にはどんなことがあっても開校するんだという意気込みでやっていただきたい。これは市長並びに教育委員会の方にお願いして、私はこれで終わります。

- 議長（貝淵博治君） 次に 25 番、藤原要馬君。
- 25 番（藤原要馬君） それでは、お許しを得まして一般質問をさせていただきます。質問に入るまでに、理事者の皆さん方にどうか簡単明瞭な御答弁をお願いしておきます。私も簡単にやります。

それでは、まず入札の件についてでございますが、入札業者を選定するために指名委員会ができたと思いますが、指名委員会ではどのようにして業者を選定しておるのか。病院建設の指名業者選定について、入札についても非常に長い間かかったと思うんです。指名委員会ができながら、1年になんなんとする業者選定に時間を要したと思うんですけど、これはどういう問題でそうなったのか。それがために他の一般事業の学校等も非常に入札はおくれ、工期はおくれてきた。だから、債務負担という便利な予算を組みながらなぜできなかつたのか。議会には早くやらないかんので、起債とか補助のつくまでに債務負担でやりたいと予算化したんじゃないですか。にもかかわらず、長期間市民に迷惑をかけたのはどういうわけか、明確に御答弁願いたいと思うんです。

次に、人事についてでございますけれども、職員の勤務ぶり、態度については、市長就任後、議会でたびたび議員の皆さんから申し上げておりますが、一向にそういう態度、姿勢はよくならない。ということは、勤務が怠慢になってるということです。上司の命令も聞かずに自分が個々の行動、勤務をしておる態度が見受けられます。これは市長も就任後すでに半年を経過した今日でございますので、そういうことはよくおわかりだと思います。私はこの前にも一応、職員の態度、勤務ぶりのすべての改革については、やはり理事者としてもそれに応じなければならぬ。だから、喫煙所もつくつていきなさいと言つたが、それもできておりません。それがために職員さんが神聖なる職場でたばこを吸つておる。これについては、非常に火災ということも懸念するわけです。あの紙等が散らかしたところで、もし帰りにたばこ1本でも落として不始末のために火災が起きたらどうするんかということです。いまも来しなに見ると、やはり職員さんが廊下をたばこを吸いつつ歩いておる。部長も知つてははずだ。過日も奥村組合長とも話をしました。これでは市民さんに申しわけない。給料は十分にもらひ、そして十二分に仕事をして市民におこたえするようにしなければいけない。組合としても職員の姿勢を正すようにしておるけれども、理事者の態度を改めない限り、できませんという言葉だった。あるいはそうかもわからないと思います。というのは、われわれ議会はたびたび注意し、進言をしておるにもかかわらず、改善じゅうとしない。そこらにあるんではないかと思うんですけど、それらについて明確に御答弁を願わなければいけないと思います。

また、もう1つは人にかかることがあります。私は人にかかるわないとと思うので申し上げます。

ということは、過日の4月の機構改革の折に理事制をなくすということであったと思うんです。ところがあにはからんや、また特別に理事をつくつてある。どういうわけか、私にはわかりませんが、理事制をなくするから部を多くつくるんだ、部多くつくつて当時の理事さんが全部部長になつたはずです。それにもかかわらず、なぜ理事をつくらなければいけないのか。だから、機構の上に人を入れるのか。人のために機構、職場をつくるのか、私はちょっと判断に苦しんでおりますので、ひとつはつきりお教え願いたい。

特に福祉というのはりっぱな業務であると考えます。だから所長がおる。その所長が保育課長を兼任しておる、そういうところに理事を置く。理事というのはどういう職務で、何をしておるのか、何をさそうとするのか、市長はつきりとお教え願いたい。私は頭が悪いからわからないと思うが、はつきりと御答弁願いたい。

次に、府中駅前の整理開発についてでございますけれども、府中駅前ほど乱雑などころは、他市の駅前にも見受けられないでしょう。違いますか。私はそう思ひます。これについては、前市長のときから皆議会はやかましく言つてゐるはずです。ところが全然改善の兆しはない。タバでも自転車の放置、タクシーの不法的な駐車というか停車というか、ずらつと並べてある。それの取り締まりは警察がやるべきだと思いますけれども、警察もできないような要素が含まれていると思うんです。ということは、4月の交通対策委員会において、市長、署長、部長、正副議長さん、特別委員さの皆さん方において視察をしたときに、署長並びに課長さんに特にこれをどないかしてもらわんと困つたが、警察の即時取り締まる方法はないようです。この対策はどうすればいいか。そのときに市長は判断できていると思うんです。だから、その解消の試案があると思いますので、明確に御答弁願いたいと思うんです。

それと、駅前東の開発については、これはすでに当初予算に5,000万円組んでやっておりましたが、その後、どう進行しておるのか。市長は特にあの地域が地元であったと思うのでよく御承知のとおりでございますので、今後のやり方、あり方をお教え願いたいと思うんです。これは終わります。

次に、排水問題についてでございますが、過日の雨において各所で水害が起きております。この間の雨は急に降つたのでそうなつたということもあるうと思いますが、浸水については、排水の整備が悪いからだと思うんです。これはごみ投棄等市民にも責任がありますけれども、暗渠等が詰まつて浸水するのだと思う。過日、浸水対策委員の皆さんが協議したとき、排水については背水の陣をしいておかなければならぬと申し上げたと思うんです。排水については国の対策もおくれておるらしいが、和泉市は特におくれておると思います。これは排水路だというところはどこにもない。全部いままでは、用水を利用した排水でしかないと思う。そ

ういうことでは、ああいう雨が降ったときには浸水対策ができない。今後、排水についてはどういう方向づけをし、どのような計画でやるんか。市民に迷惑をおかけしないようにやるんだということですね。どういうぐあいにやろうとしておるのか。市長さんはもう半年たつんだから、そういうことについても賢明な、若さのある市長ですからおわかりだと思いますので、明確なる御答弁をお願いしたい。

それと、これの排水について便所に水があふれるほど入り、非常に汚いわけです。ところが、くみ取り業者に電話すると、くみ取り業者からは現金でくれるのかという。現金で払いますと言うたら来たということです。こういうことは、あるべき市政じやないと思う。市民さんは水害のために困ってるんです。そういう災害のときに、くみ取り業者は長い年月、正規の業務として市から委託を受け、許可されてやってる。だから、そういう災害を受けた場合は市に協力するとともに、市民に特別のサービスをしなければいけないと思う。それなのに何事だ。この市のいままでの姿勢はどうであったかと言わざるを得ない形が出てくる。そこらの今後の業者とのつながり、業者のあり方というものを改めなければならない。第1に駆けつけてサービスしてやらないと、それがあふれて悪病が起きた場合市長、あんたはどういう責任をとるんですか。私は特に聞きたい。ひとつ明確に御答弁願いたいと思います。

次に、今後の同和対策についてありますが。市長は就任後、はや当初予算も編成された現在でございますので、今後、どのように同和対策を進めていけば時限立法内に開発できるのかということです。現在、解放開発というものはどれだけできてるのか。市長は就任後、それを感じられたことがあると思いますので、私は特にお尋ねしたいんですけど、環境開発というものはやらなければならぬ問題で、解放につながっておると思う。しかしながら、解放しようとするなれば、地区内の理想的な開発を全部やらなければいけない。それをやるについては持ち家の人もあるが、その持ち家の人々の行く土地がすべて確保できてるのかどうか。いまできるのは公共事業だけ。地区内解放は1つもできておらない。こういうことでは困ると思うんです。48年に上田委員長にも私は特に申し上げた。和泉市は金はないけれども、どうしてもやらなければいけないところだ。どう考えておるんだとも言ったら、上田委員長は、府の予算は8.0%までいくようにわれわれは努力します。市の姿勢によってやりますということだった。その後、そういう理事者の姿勢がないために非常におくれをなしておる。時限立法はやはり3年たらず、この点について時限立法内に、市長は任期中ですので、その間にどのようにこれを開発するんだということを、はつきり御計画があり、今日予算もあると思いますので、はつきりと御答弁願いたいと思います。御答弁のいかんによりましては再質問をしたいと思います。これで終わります。

○ 謙長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんの御質問にお答え申し上げます。

第1点の入札に関する件につきましての御指摘、痛み入ります。指名委員会が発足しております。特に病院の入札の指名についておくれたことについての御指摘でございました。私も就任して間なしに、何とか年末の懸案である病院建設を早期にということのために、いろいろと助役が指名委員長で、適正な入札をなして工事に着工する、指名してやらせていただいております。いろんな諸事情でおくれてまいりまして、まことに申しわけなかつたと存じております。しかし御察内のとおり、入札も終わり、地元業者と十二分に連絡をとりながら請負業者がいま、つち音を響かせているわけでございます。今後、こうしたおくれのないように、すべてにわたりまして万般一生懸命にやらせていただきたい、このように存する次第でございまして、おくれた点につきましてはおわび申し上げますとともに、今後とも御指摘を胸にがんばりたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） いま市長さんが御答弁になりましたように、市内の業者という言葉が出たと思うんですけど、私はこれに非常に疑問を抱いてるんです。和泉市内の業者5・6社か知りませんが、その人らが企業体的にやればできるんだということです。それに何で大手業者の名前を借らなければいけないのかということです。その大手業者に何%か、10%か知りませんけれども、やはり指名料というものは払わなければいけない。違いますか。そうなれば、和泉市の業者もうけは向こうに持つていかれる。態谷さんに持つていかれる。和泉市に税金が入りますか、入らんでしょう。その10%を市内の業者がもうけたら市民税が入るのに、あんた方の考え方はどうも納得いかない。なぜそのために1年をなんなんとする期間、議会で承認してから業者選定にかかったのかということです。病院は一般事業です。わかりますか。なぜそういう名前を借らなければならないか。指名委員会は何をしておったかということが出てくる。私は、これは多くは追及しませんが、今後、こういうことのないようにしてもらわなければ、余りにも議会を無視軽視した形であらわれてくると思う。この点は肝に銘じて今後、こういうことはやらないとはっきりしてくれますか。

○ 謙長（池田忠雄君） 御指摘痛み入ります。議員さんの御指摘胸に置きまして、今後、こういうことのないようにやらせていただきたい、このように思います。

人事についての御質問でございます。職員の態度がまだまだ改善されておらないということでございますが、この件につきましては、前の議会でも御指摘をいただきてまいりました。服務規律を厳正にしなければならないということで、議員さんの目から見てかいだるい点もございましょうが、一生懸命取り組んでるわけでございます。

まず、御指摘いただいております、特に管理職である幹部職員が襟を正していかなければいけないということでございます。その点につきましても、全市各セクションごとに私、直接個々に日程を決めていま、会いつつございます。そういうことの積み重ねを通じ、全職員に社会全体の奉仕者である公務員として、市民の信頼を得られる服務規律が確立できますように努力中でございまして、かいだるい点は御承認いただき、今後とも努力を積み重ねていきたいと存じております。

具体的に御指摘いただきました喫煙室の件でございますが、いろいろ討議をしたわけでございますけれども、何を申しましても庁舎の狭いのため、喫煙室を設けるに至っておりません点おわび申し上げ、御理解をいただきたいと存じます。今後とも御指導いただきたいと存じます。

それから、具体的な御指摘で4月1日の人事異動で市民部に理事を置いたことについてでございます。私も現在の職階制、特に理事という制度については再検討してまいりる所存でございますが、卒直な話、4月1日の時点で市民部の福祉行政優先の原則からいたしまして、より強力な福祉の執行体制のために理事を置かせていただいた点御理解いただきたいと思います。しかし、今後のことにつきましては、理事制度は再検討してまいりたい。かように存じておりますので、よろしく御監察願いたいと思います。

○ 25番（藤原豊馬君） 1点だけ再質問いたします。

職員については、市長さんは部課長に命令、督励してるとかということです。いまの話を聞くと除々に、となると、あんたの任期すみますよ。来期ということではわれわれ辛抱できません。やはりこれは積極的にやらなければいけない、緊急を要します。せやないと、だらだらと市民から見ても、各市から来ても、何や、和泉市はだらしないところやなと、まあ、駅前を見たらわかりますけれども、個人の家の玄関でげたやくつが散らばっているのと同じ、見たらわかりますけれども、そういうことじゃなく、市民サービスの聖職場だということを考えてもらいたい。これを忘れてもらつては困ります。

次は、理事の問題でございますが、理事を置かなければいけないような識見豊かな人があるなれば、そういう理事をつけなくとも、何かつけるところがあるんじゃないかな。議会に理事制はなくしますと言うておきながら、理事を新たにつくることはおかしい。だから、理事制をなくすというなれば、それだけ識見豊かな人なれば、なぜ何かの形で入れなかつたかということです。それでは、議会になぜ言つたか、なぜ部を多くしたか。前の藤木さんができるだけはめられるだけの部をつくつたんじゃないですか。それをはみ出したというならやむを得ない。ところが、新たにつくつたということは納得いかない。おかしい。今後、機構改革についても、議会をだまさないようにしてもらいたいということをお願いしております。

○ 市長（池田忠雄君） 8点目の府中駅前整備についての御質問でございます。端的に申し上げまして、非常に対策がおくれているという御指摘で、この点につきましても、まことに申しわけないと存じております。ただ、事が非常にむじかしい問題をはらんでおりますので、細部については産衛部長からも御説明させたいと存じますが、警察当局と協議を重ねてまいりまして、一遍に整備というわけにもまいりません。まず、あそこに放置している自転車は、かなりの数に上っている実態が把握されておるのであります。したがって、先般も産業衛生委員会でしたか、産衛部長の方から考え方を申し述べた経緯がございますけれども、まず、駅前に放置してある自転車の実態を把握し、近く立て看板を立てまして処理させていただきたい。物じゃなく、ごみとして扱いになろうかと存じますので、その点いろいろと協議を重ね、朝来て、夕方仕事が済んで帰る自転車と、1日中放置してある自転車がございます。その放置してある自転車の実態把握がほぼできましたので、近く、まず第一として放置自転車を処分させていただきたい、かように現在、体制を話し合い中でございます。近く執行させていただきたいと存じます。

第二弾の朝来て、夕方乗って帰る自転車をいかにすべきかについて、なお、これと並行して警察当局あるいは国鉄をも含めていま、検討している段階でございます。非常にかいだるい問題でございますが、全国的な問題でもあり、特に玄関にでもあり、何とか処理して整備したいと取り組んでおるわけでございますので、近く第一弾を実施させていただく計画になっております。おくれております点おわび申し上げますとともに、この件についても全力を挙げてまいりたいと存じております。

なお、府中駅前東側の開発の問題でございますが、この件についても調査委も設置し、意欲的に取り組んでまいりたい、かように存しております。ただ議員さん御案内のとおり、土地改良法に基づく再開発ということにつきましては、非常に居住住民の意向、その他参酌しなければならないいろんな問題もございます。これについても意欲的に取り組んでまいりたい、かように存じております。むずかしい問題でございますので御督察いただきまして、なお一層努力させていただきたいと存じます。

○ 25番（藤原要馬君） 駅前の自転車の問題については、取りに来ないものがたくさんあるということは、過日、正副議長さん、委員さんが行ったときに、署長、課長からも話があつたと思うんです。しかし、われわれは委員会でいろんなことを協議した中でやってきたのに、非公式には聞いたかもわかりませんが、委員会に対して市長からの回答はないと思うんです。特別委員会は何をするのかということです。それ以後なかつたと思う。交通対策委員の皆さんも御苦労頼ってるんですから、そういう対策についてはひとつお知らせ願いたいと思います。

それとともに、この自転車の問題はなぜ解決できないのかということです。市長、あんたはそう言ってるけど、あそここの解消はできません。われわれ行ったときよりもまだふえてる。泉州銀行の周囲までぐるっと取り廻んでいるんです。あんた、現状を見ましたか。その対策をどうしようとしているのか。これは根本的に1つしかない。2,000台の自転車が入る場所はなくとも、1,000台入るところがあれば、これは警察の取り締まりの対象になる。警察としては、自転車は道交法では取り締まりできない形のようです。道路上に物件を放置してはならないという法律があるはずです。しかし、あれは物件ではない。何か知りませんか、取り締まりできない形です。市として対策を立てなければ仕方ない。土地でも早く購入して置き場をつくってやらなければ絶対なくなりません。飯の上にたかるハエと同じです。飯をなくしたらハエがない。それと一緒に、根本的に考えなければいけない。あんた、どない思ってますか。われわれは今まで円満のうちにやりたいと思ってましたが、市長の考えでは前と同じで1つも前進したところは1つもない。本当に重大な問題です。われわれは寄るとさわると言われる。あれ、どないかできんのか、ようせんのかとね。私たちは答弁に苦しむ。市長は安易な答弁してますが、われわれは市民にそんな答弁しても聞いてくれません。議員さんは選挙が目前に迫っており、どないかできんか、やれんか。警察に取り締まりしてもらえんのかと言つてます。

あそこは道路で自転車の置き場じゃない。人が通り、自動車が通るところなんです。それが狭いになって、すでに一台の自動車も通れないぐらい置いてある。派出所が目の前にあっても何も言わない。この点をどうするのかとなれば、道路管理者の和泉市がせざるを得んじやないですか。違いますか。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘重々ごもつともございまして、先ほどお答えいたしましたとおり、第一弾は放置自転車の整理から入って、第二弾の措置については、議員さんの御指摘のいわゆる場所をつくらないことには解決できないわけでございます。その辺も含めまして、まず、放置自転車の整理を近く行う予定でございます。

それに引き続いて、基本的な問題の解決が非常にむずかしうございます。その点についてもいろいろ警察当局とも協議を重ね、市内部でもいろいろ協議、検討をしている段階でございます。非常におくれておることはおわび申し上げますが、取り組みはいたしております。近く第一弾を実施させていただきたい。引き続いて何らかの措置をとらなければならないということでお、担当部に指示し検討を重ねてるわけでございます。この点もひとつ御警察いただきたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 市長、御警察ではいかんと思う。議員さんから全部出でるはずです。同じような答弁にすぎないということです。何かの対策は講ずる、それはわれわれが行つたと

きから警察署長も言つてゐる。どこかへやろうということです、部長に聞かなくてもわかつてゐる。やるについても、その自転車の置き場をどこへ持っていくのか。市役所へ持ってくるのか、警察へ持っていくのか、他にどこに場所がありますか。西へ持っていくのか、その処理をどうするかということです。まず、根本的に政策というものはやらなければいけないと思う。市長みずからこういう方法でやりますと、やらなければならない。今までできなかつたところへ市長はやろうと意欲を燃やして出てきたんだから、あんたがやりなさい。その形の中へ出てきてるんだから、やらなければならない。金さえあれば、場所を買おうと思ったらいいことはない。しかし、やらないということですね。あんたが現在、どう考へてゐるかということです。

あの自転車を放置してあるがために、三井団地、洋服団地のバスが府中駅前にとまらない。「いづみや」の向こうまで行く。その人の買い物も府中駅前で降りられないから、皆「いづみや」へ行つてゐるんです。助役さんがこの府中駅前の開発を担任した。市がやつたんですから、この指導、監督、援助、擁護を市がやらなければならないんじゃないんじやないですか。あの自転車のためにあの辺が疲弊してることがわかつてゐるんですか。あの駅前商店街、周辺の商店街がどれだけ疲弊してゐるか。あんたら御承知なのか、個々の意見を聞いたかということです。特にあの交差点は左寄りが禁止で自動車が入れない。購買力の持つた、そういう乗用車で来る人が入れない。入って買うとつたら駐車違反でひつかけられる。5千円罰金取られるんやつたら、「いづみや」へ行つたら5千円よけい買える。和泉市を発展させるために開発したところがどんどん疲弊しているのをあんたら、どういう感じを持つてゐるか。自転車放置だけじゃない。市民が苦労してゐるのをわかつてゐるんですか。向こうからも税金取るんでしょ。もう少し根本的に考へて、市民のためにやらなければならない問題なんです。単に自転車を放置してあるだけの問題じゃない、その点十分肝に銘じておきなさい。次の1月には出てくるかどうかわかりませんが、そのときにこういうことがあつたら、私は徹底的にこれを追及しますからそのつもりでおつてもらいたい。これは終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 4点目の排水問題についてお答え申し上げたいと存じます。

先般の大霖に伴うことについての排水問題、非常に大きな問題でござります。基本的には、とりあえず雨に伴ういろんなことについての応急的な対策には入つてゐる段階でございます。しかし、議員さんの御指摘、特に府中周辺を中心とする基本的、抜本的な排水路の御指摘でもあろうかと存じます。応急対策と同時に抜本的な対策につきまして、災害対策本部の中でもいろいろと論議し、また、これは所管の建設部の方とも、いろいろ対策本部の方でまとめたデータにのつとりまして協議をしてゐるわけでござります。非常に問題の箇所もあり、一生懸命に

排水処理問題に、特に公共下水道の問題につきましても、今後とも鋭意努力を重ねていきたいと存じます。

なお、前にも御指摘いただきました府中の中の問題に伴う基本的な排水の方向づけとしては、御案内のとおり、府中北排水路がございます。これについてはいま、年次計画で取り組んでるわけでございますが、横尾川に通ずる肥子2丁目のところが漸次、こちらに押してまいっております。これとの幹線の接続によって府中町内における浸水対策はでき得ると存じております。この点についても鋭意努力を重ねてまいりたい、このように思います。

それから、特に具体的な御指摘のくみ取り問題でございます。この侵水に伴うものにつきましては、全部市負担でくみ取りさせていただき、後いろいろと伝染病のことについては、薬剤散布はじめ消毒に努める、このように報告を聞いております。一部そうしたトラブルがあつたことでは申しあげないと存じております。以後、こうした点についても、業者と所管の部長で十分話し合いさせまして緊急の事態に対処でき得る衛生行政でなければならない、かように存じます。

- 25番(藤原要馬君) これはやつていただけるんだろうと思いますが、私は建設部としよつちゅう話し合ひしてるんです。計画的な問題も聞いております。だから、課長とか参与に聞く必要はない。これについてはまず金が要る。だから、府中の西の線から足洗線まで延長せよということは2、3年前から言ってる。そうしたら、ニチイのところの水もそこに吸うから解消するんじゃないかという意見も出してる。だけれども、それができない。とともに、これは市民に大きな責任があると思いますが、ごみをほかす、そして管が詰まるということで水があふれる形が出る。ごみをほかさんように、ごみをほかせないような水路の体系をつくる。これは和泉府中の中ではできると思いますので、早急に対策を講じてもらわんと根本的な解決はできません。

市長が言うてるように繁和のところから排水管をあせるんだ、こんなもん"たにしの江戸行き"のような形でやってるのに何年かかりまんね。そんなもん頼りにしてたら、和泉市は雨降るたんびに浸水します。そんなことでは困るんで、行政はもう少し敏速にやってもらわんといかん。サービス機関ですからね。市長さんは半年だからこのぐらいにしておきますが、今後はそうはいかんと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。

- 市長(池田忠雄君) 5点目の今後の同和対策事業についての御質問でございます。

御指摘のとおり、同対策答申にのつとり、また、特別措置法の趣旨に沿いまして、いろいろと事業をやらせていただいてまいっております。何とかおくれを取り戻すために、あと時限立

法も2年有余という問題も重々承知いたしております。総合計画も立ち、行政としての対応策もこの4月から改良事業部も設置させていただき、精力的に事業の推進に当たつてまいり体制もとつて現在、努力を重ねておるわけでございます。

しかし御存知のように、財源難の和泉市の行政ではございますが、法の精神あるいは同対答申の精神にのつとり銳意努力を重ねていきたい。このように存じております。ひとつ今後とも精力的に事業を進めていく中で、道路、その他おくれを示しておる問題についても、今後、急ピッチで進めるように手配をし、体制をとらしていただいてるわけでございます。また、議会の皆さんにもいろいろ御苦労もお願い申し上げ、今後、強力に進めていく中で格段の御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これに関連いたしまして、いろいろと同和事業の促進とともに、財源的に見てばつぱつ起債の償還期にも入つてしまつております。何とか國に対しても、こうした同和事業に伴う起債につきましては、十条規定の拡大を求めていく体制をとつて邁進していきたい。先般、大阪府市長会の同和対策部会でも申し上げ、全国市長会でもお話しいたしました。自治省、その他に対して十条規定の拡大、これはむずかしい問題でございますが、精力的に取り組む中で同和事業の推進を図つてしまりたいと思っております。おくれて御心配をおかけしている点申しわけないと思いますが、全力を擧げて法の精神にのつとり事業を進めていきたいと思いますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

- 25番(簗原要馬君) 市長さんの御答弁は一般的なもので、実の入った御答弁ではないと思います。というのは、池辺市長さんの当時から、全部開発すると500億要る。現在、物価上昇等を考えますと倍は要ると思う。それだけの財源がなければできない。時限立法内にやろうとするなれば、それを確保しなければならない。いまのお話の中で、もう起債の返還期がきておるということですね。だから非常にむずかしい。むずかしいのはわかつてます。先ほど申し上げましたように、上田委員長からそういうことを聞いた中ですから、それに対してどれだけの努力をしてるんか。これだけ努力をしてるんだが、だめなんだということは1つもあらわれておらないということです。これは1日も早くしなければならない解放開発なんですよ。時限立法がなくなった場合、和泉市の市費でやりますのか。あんたは一期でやめられないと思いますが、二期、三期となるとやらなければならない義務がある。あんたはこのたびの市長選挙においては、これは意欲的にやります、どんなことがあってもやります、ということで出てきたと思う。

私はいままでは何も聞かなんだが、最後やから聞くとくんですが、これは安心して今度の選挙に臨めるような形をつくりたいと思うから質問してるんです。これに対し明確にもう少し御答弁願わんと困ると思うんです。ただ、改良住宅とかいうのはできておりますけれども、地区

内の改良は何もできておらない。どうしてやるんですか、どういう計画をしてるんですか。もっと明確に各議員さんが納得できるような答弁をしてしかるべきじゃないか。やれないと言うんだったら、これはもうわれわれ議会でやれるような方法をとらざるを得ないと思いますけれども、市長さんは、選挙ではやるんだ、やりますということで御当選をされてると思う。いまの答弁では、1番軟弱な姿勢と言わざるを得ない。池辺市長さんにも、藤木市長さんにも、相当意欲をもって無理算段してやってこられたと思う。市長は今度、どういう無理算段をしてこの開発をやっていこうとするのか。もう起債の返還期がきてるからできないのか。それだけの力がないというのか。はつきりとお聞かせ願いたいと思うんです。

- 市長（池田忠雄君）　舌足らずで御理解できないようなことで申しわけないと思いますが、私が申し上げた趣旨は、意欲的に法の精神、同対審答申の趣旨に照らし合わせ、国民的課題であるのでやらせていただくという御答弁をさせていただきました。

ただ、償還期の問題については財源的な問題でございますので努力させていただく、十条規定の拡大の問題は別個に申し上げたつもりでございます。ただ、私の取り組みとしては、おくれております環境改善事業につきまして計画も立てました。改良事業部も設置もした。特におくれている地区内のいろんな道路の整備等、こうしたことを通じて環境改善の実を上げなければならぬ段階にきております。したがつて、これについては万全の体制をとつて取り組んでいきたいと存しております。ただ、御指摘のように財源の問題がございます。いろいろ険路があるとしても、議員さんの御協力もいただき、国、府に全力を挙げて当たつてしまひたい。この特別措置法の精神からいたしまして、何とか意欲的に事業の推進に全力を挙げたい。先ほど議員さんのお話にもございましたが、運動側の委員長のお言葉もあったと存じます。いろいろと御協力もいただきながら国、府に精力的に当たつてしまひり、財源を確保しながら事業を推進してまいりたい決意でございます。多少舌足らずで、話が2つあつたのが1つになったよう御理解しにくい点はあつたと思いますが、おわびいたします。そうした意欲と体制をつくつて、これからは具体的に計画にのつとつて地区内の環境改善に当たつてしまひりたい。財源の険路はいろいろあるうかと思いますが、国、府に精力的に当たつてこの事業の推進に努力してまいりたいと存しております。

- 25番（藤原要馬君）　市長さんは意欲的に、意欲的にとおっしゃるが、意欲とはどう解釈していいかわかりませんが、計画、マスタープランをどういう方法でやろうとするのか。ただ、やります、やりますではできない、あんたが就任されてから、国と府に財源的な面でどれだけの取りつけをし、どれだけ進行してるんだということです。それについての議会でお示しがないのできよう、お尋ねしてるわけですが、ただ、意欲的にやるんだ、法に基づいてやるんだと

うだけではできないと思います。やはり主管省庁の國なり府に対して予算の取りつけは、この半年間にどういう方法でやってきたんだというお示しはない。國、府ではこうしてやってやろうという形はない。今まで部課長、助役も総務部長のときにやってきたが、それの内容はわかると思うが、市長独自で財源獲得はどのようにしてやってきたか、何もお示しはない。一般質問でございますので多くは追及しませんが、それなりではこれはできないということを確信して、これで終わりたいと思います。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に 17 番、山田清二君。
 - 17 番（山田清二君） 簡単に質問いたしますので、答弁も簡単にお願ひしたいと思います。

まず、教育関係施設でございますが、府立高校の設置ということがここ数年以前から決められ、しかも、51 年度にはできるはずだったが、いまだ用地買収が終わつたままで放置されておる状態でございます。黒田府政は幾つかのキヤッチフレーズを掲げておりますが、その中に大きく掲げているのが高校の新設でございます。にもかかわらず、これが数年かかっていまだに着工にも至っていないのは、これは府側の責任か、和泉市の都合でおくれてるのか、この点をはっきりしていただきたい。

2 番目には、同じく池上町に新設されるはずであった養護学校は一体どうなつてゐるのか。池上小学校については、先ほど坂上議員から質問がありましたので省きたいんですが、この池上小学校について 1 つだけ答えていただきたいのは、これは遺跡の関係がないかどうかということです。

次には、災害防止の対策でございますが、特に和泉市の場合、災害、天災だというような場合、ほとんどが水害でございます。昔から「國をおさめるものは、まず水をおさめよ」と言われております。また、市民が毎日市民生活を営んでいく上で物価の問題等いろいろあります。雨が降ればまず水に製われるんだということ、こういうぬぐい去ることのできないといふか、瞬時も忘れることのできない不安の中で生活していくなければならない。そうであつたんでは、福祉市政とか、あるいは近代市政というようなものは成り立たないといふところから、私は、3.5 年初議席を得てから、機会あるごとにこれを要望してきたわけでございますが、その結果がどうかはわかりませんが、防災会議というものが全国に先がけて設置され、しかも、その防災会議の結論として、和泉市の地域防災計画というものが 5 章 21 節、約 200 ページにわたって発表されてございます。ところが、これができ上がつたことは昭和 40 年、これははつきりしてゐるわけですが、その後、その成果として見るべきものはほとんどなかつたと思うんでございますが、その件に関して、これから幾つかの点を質問したいと思います。

防災会議が発足して以来、その条例第2条の1の後段にうたわれているところの問題について、実施推進してきたことの概要を報告していただきたい。

さらに、防災計画の一章五節にうたわれている補正というものを行ったかどうか。もし、行ったとするならば、どういうところを補正したのか、教えていただきたい。

それから、先ほども藤原議員の質問の中に排水というものがございましたが、排水路の整備について、防災会議、防災計画が完成以来、排水路の整備をやった個所、また、その効果について一遍報告をしていただきたい。

さらに、最近起こる水害というか浸水というのは、この排水ができないというところから起こっているものが非常に多いように思います。また、施設をつくりたり、あるいは住宅団地をつくるけれども、その団地自体の排水は考えられてますが、その排水によって下流がどのような影響を受けるかということを考えて許可しているのかどうか。また、その団地自体が、その周辺を流れる用排水路あるいは河川等の増水によって浸水するという可能性について考えておるのかどうか、この点についても一應、考え方、方針等を発表していただきたい。

それともう一つは、災害が起った場合、先ほど藤原議員への答弁にも対策本部云々という言葉がございましたが、災害は起つてからの対策よりも、起つて前の処置の方が大事だと思う。にもかかわらず、起つて前の処置というものがほとんど行われていない。1回災害が起つれば、そのよつて来るところのものを追及していくば必ず原因がわかる。それを排除していくければえわけだが、そういう措置というものが全然行われていないように思うんですが、この点についてどうなのか、はつきりしていただきたい。

それと、水が出た、あちこちに浸水がある。この浸水についての対策あるいは事後対策、ここにうたわれていること、3つの方向に分かれていますが、果たして実行できてるのかどうか疑わしい。災害に対して、3つの面からどのように処置し、また、今後どうしていくとするのか、その点を明確にしていただきたい。これは、これから協議しますとかの問題じゃない。すでに10余年も前にそういう規則ができ上がってるわけですから、この点をひとつはつきりとしていただきたい。

それから、これから夏に向かって子供さんがプールへ泳ぎに行く、あるいはその辺の川で遊ぶ、また、池へ行って遊ぶというようなことが頻繁に行われる時期になりまして、いわゆる水難の防止ということについてどのように考えておられ、また、どのような対策を立てようとするのか、これも発表していただきたい。

3番目に公営住宅の問題でございますが、府の住宅供給公社の建設用地として相当広大な土地が用意されているわけでございますが、この住宅は一体いつごろできるのであろうか。この

点もひとつ教えていただきたい。大阪府においては、府営住宅の推進ということはすでに方針の中に挙げ、また、すでに予算化されております。にもかかわらず、地元において協力がない。もう1つは、用地がないということが最大の理由であるというふうに言っております。ところが、こちらは用地はほとんどすでに賃収済みであろうと思います。とするならば、地元が協力しないということになると思うんです。この点、地元はどのように考えておるのか。府の言うことがうそなのか、あるいはこちらが全然協力をしないのか、この点をひとつ返事をしていただき、もし、用地があり、地元に反対がなければ、即刻、建設にかかりますということを府は言ってるわけでございますので、この点ひとつよろしくお願ひいたします。

それから4番目には、3月の第1回定例会における質問に対して、幾つかの答弁をいただいております。その中から2、3について、もう1回その経過についてお聞きしたいと思います。

自主財源の開発でございますが、これについて市長は、英知とエネルギーを集め、新機軸をつくり出すように意欲的に取り組んでいくというふうに答弁をされております。まことに結構な答弁でございましたが、まだ、3月から6月、1年の4分の1しか経過はしておりませんが、この目途というか、見込み等について少しは明るい見通しとか、そういうものがあるのかどうか、発表していただきたい。

さらに、次には保険制度の抜本的改革という問題についてもいろいろ運動していく、市民負担をできるだけ軽減していきたいという答弁を得ているわけでございますが、この点、保険制度の改革あるいは企業努力の成果がもしあったとすれば、発表していただきたい。

次には、水源の確保でございますが、これについても、前々からここ4、5年で一応水不足が起ころうということは、水道部としてはずっと言うてきたことでございます。ところが先般、地盤沈下対策として、いわゆる阪南地区に工業用水の提供をすることが発表されております。1日約4万トンとかになるそうで、和泉市は7千トンとか8千トンとか聞いておりますが、これだけの水量を現在の水資源の中から工業用水として取っていく。そういう中において将来、自己水と府営用水の2つで市民への飲料水の供給には何の差し支えもないのかどうか、この点をひとつ答弁をしていただきたい。

それから、交通問題でございますが、府中の駅前については先ほどの質問がありましたので、一応省略というか、やめておきますが、交通災害共済制度の問題でございます。正式にはそのとおりでないかもしれないが、これも保険金の請求手続がある程度緩和されたとはいえ、この今までいけば請求するのが損だ、費用の方がよけいかかるというところを少し変えただけでございますので、決して制度が緩和されたというふうに考えられません。この問題についても、発足当時から市単独経営ということが呼ばれ、しかも、それに向かって鋭意努力するという状

態の中できましたし、また、「去年もよく考えて実現したいと言つておりますし、また、ことしの定例会においてもそのように答弁をされているわけでございますが、これは来年度からそれに踏み切れるようになるかどうか、この見通しについて発表していただきたい。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市参与（阪東重信君） 教育行政の問題についてお答えいたしたいと思います。

高校、養護学校の問題について、設置者は当然府でございますが、当面する教育行政の課題としてとらまえながら、常に府の方へは要請しております。特に高等学校につきましては、中学校長会とも十分連絡をいたしまして、現在、警察の横で府が買収しております約1万坪を普通高校としての性格づけをしておりますが、いわゆる52年度の事業、53年度開校ということで、特に連絡を密にしております。

なお、養護学校につきましては御承知のように、これもすべての障害児に行き届いた教育保障という考え方から、国では、養護学校の設置を府に義務づけております。開発公社でも買収しております池上の今池の跡を府の方で買収してもらい、なお、養護学校としての位置づけのもとで、府の51年度当初予算でかなり府の方へ強く要求いたしましたが、府の予算の都合上おくれておりますが、来年度ではぜひ予算化していただくように関係当局へ強く要望し、53年度開校をぜひ実現したい。設置者は府であるからとほうておく気は毛頭ありません。1日も早く開校できるように努力はいたしたいと考えております。

なお、池上小学校の建設に伴う遺跡関係でございますが、当然、文化財の遺跡の指定区域外ではございますが、文化財保護法の趣旨からして調査の要がありと認めまして、事業計画の中でもこれらの調査を計画的に織り込みながらやっていきたいと思います。

（議長退席、副議長着席）

○ 17番（山田清二君） 1つずつやっていきたいと思います。

教育問題の2つの学校については、府の施設であり、府の仕事ですので、和泉市で金を出すわけにもいかんでしょうし、いずれにしても、これは急いでいただきたい。大阪府にしても、和泉市にしてもそういうことが言えると思うが、ほとんど金がないということで事業はやつてない。ところが、言うだけはどんどん言うてる。ことしは高校をこんだけ建てます。養護学校も建てます。老人対策も……ととってもりっぱなことを言うてるんですよ。にもかかわらず、このように用地の準備もできているところへもつくらない。後の住宅にも出てくると思いますが、府政の方針として発表してるんですから、そういう点、もっともっと追及してもらった方がいいんじゃないかと思います。そういうことをやろうとするならば、あえて協力は惜みませ

るので、できるだけ早くできるようにしていただきたい。その点はこれで終わります。

- 副議長（横田憲治郎君） 次の答弁。
- 市長公室長（西川喜久君） 災害防止について6点ほど御質問がございますので、順次説明させていただきます。

本市の防災会議条例につきましては、昭和38年9月30日に公布、施行されてございます。その条例第2条の1に係る御質問かと思いますが、すでに御承知のとおり、昭和40年、和泉市地域防災計画を樹立いたしまして、防災会議において御承認をいただいております。その計画に基づきまして、雨期あるいは台風等の自然災害に備えるべく、防災計画の中の災害対策計画を毎年、改正いたしております。全庁的に災害に対しまして対応できるような体制の整備をいたしておりますのでございます。

また、シーズンを控えまして、特に本市には沼、池等が非常に多い関係から、所管部局におきましては、用水路、橋の点検あるいは堤防の草刈り、その他不良箇所の点検について、ため池管理者に対して善良なる管理を行うべく行政指導を行うとともに、市職員においても重点的にパトロールを強化しておるものでございます。

次に、現在までの補正につきましては、毎年、災害応急対策計画の中の組織動員計画を中心にして、シーズンを前にして改良を行つてまいったものでございます。

なお、本市の地域防災計画は現在では実態にそぐわなくなっている点も非常に多うございまして、市長よりも昨年より事務局に対して全面改正を指示され、それらの結果ほぼ現在、草案ができ上がっておりまます。近いうちに防災会議を開催いたしまして御承認をいただくべく、準備を進めておるものでございます。

また、4番目でございますが、御質問のとおり、開発協議に際しましては、大規模団地では当然、雨水、汚水の排水計画が1番の技術的なチェックポイントに置いてございます。御承知のように、鶴山台団地では、公共下水道事業を與こしましてそれに対応いたしておるものでございますが、光明池団地につきましては、雨水、汚水とも堺市の方へ誘出すべく計画を進めておるものでございます。また、民間でやられました青葉台なり、縁ヶ丘の団地についても、雨水、汚水対策については万全の措置を講ずべく、各団地に誘水池を設けるとともに、下水の誘出河川については水量を計算の上、全面的に改修工事をやらせたものでございます。

このように比較的大規模な開発につきましては、十分な行政指導を行つてあるものであります。市街化区域の比較的ばら建ちの建て売り住宅につきましては、これ以上に留意をしてその指導を強めてまいりたいと考えてございます。

なお、水政計画につきましては十分とは言い切れない面もございますが、今後、所管部局と

十分連絡を密にして、雨水対策についてはより一層の行政指導を強めてまいりたい考え方でございます。

5番目の問題でございますが、せんだっての集中豪雨につきましては、時間当たり雨量云10ミリという非常に大きな雨でございまして、その対応には苦慮したものでございます。現在、関係各部署では、その発生原因を調査しておるものでございますが、何しろ水害は複合的な要素が入りまじって起こってきているものと、府費、国費を仰いで復旧しなければならないものの分類をやりまして、できるだけ国、府の復旧費用を導入してやってまいりたいと考えております。また、原因がはつきりした場合は、その他の公的団体に対しても復旧を要請していく考え方でございます。

6番目の問題でございますが、水難防止対策といたしましては現在、決め手となる手だでは少のうございますが、やはり南大阪流域下水道計画を1日も早く進めることも1つの手でございます。あるいは先ほど申し述べました開発に対する災害関係の行政指導を強めていくことも必要でございます。また、身近なところでは、水路の清掃も大事なことと存じます。今後とも常日ごろ、行政も市民さんも一体となりまして水害に対して留意するとともに、清掃関係を進めていくことも肝要かと存じておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

なお、8番目の排水路の整備に関して実施してきた個所という御質問でございますが、ただいまよつと手元に資料の持ち合わせがございませんので、後ほどひとつ山田議員さんの手元まで御報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 17番（山田清二君） 発表する資料が全然ないのと違いますか、それは結構です。ゆくつり発表してもらったら結構ですが、いろいろ言われてきたわけですが、防災計画についても全面的に改正する、昭和40年以来、相当市の形も変わっているような状態でございますので、当然だろうと思います。しかし、幾らりっぱな計画ができても、計画だけではどうにもならんわけです。むしろ計画が後になつてもよろしい。無計画であつたとしても、この間の雨が60ミリとか言われましたが、50ミリや60ミリの雨が降つたってびくともしない状態ができ上がるればいいわけです。計画より実施の方を急いでいただきたい。

鶴山台あるいは光明台団地のことを言わましたが、鶴山台については、そのためにわざわざ公共下水道をつくつてある。これはそのとおりですが、それで全部排水されているわけではないと思う。あれを開発したことによって、下流の方では相当雨水の流量があふれています。ところが、これにしても、もう少し下流へ行けば全然元のままなんです。これは泉北環境施設組合の方で、都市下水道として改善すべくやってはおりますが、これはこれとして、これ以外にそのままの状態で放置されてるのが実情です。先日の雨で浸水した個所というのは、こんど

初めて浸水したところはほとんどないはずです。60ミリの雨であったからこうなったと言えるところが一体何カ所あつたでしょうか。たとえば40ミリであったとしても、数時間雨が続ければ浸水する個所だけしか浸水していないわけです。普通、雨量が多かつたから浸水するというのは、排水の設備ができているけれども、それだけの能力がなかつたということですが、現在の和泉市の排水施設というものは、雨が降らないときにやつと間に合うような排水設備しかしていない。しかもいままでは、ため池等があつて、そこである程度の緩衝というか、そういう役割を果たし、しばらくの余裕というか、水をためておくことができたが、現在は、そういうところが全部住宅が建ってしまっている。ため池というのは、そこへ水をためるために水が集まるようにしてあるんですが、そこへ高さはむしろ川よりは低いようなところへ家をどんどん建っているわけです。そういうものまで今まで許可してきたことに問題があるだろうと思います。しかも、これが和泉市の市営住宅とか何とかやつたらええが、これがたとえば伯太の府営住宅、東府営住宅ですか、ちょっと雨が降れば水がついてる。溝が1本、排水路か用水路かわからないが、和泉市は純然たる排水路はない。用水路があふれて住宅地の中を流れ、また元の用水路へ戻るという状況を繰り返している。こういうのは、もう少し何とかすれば水路を通つていけるはずなんですが、そういうものに対して何の手も打たれでいない。このことについては、過去にも何回か言つております。けれども、府営住宅は府の管轄である。市には責任がないという状態を考えておられるのか、わかりまへんが、そうとしか思えないような措置しかしていない。こういうものは、ちゃんと府の方へ言って抜本的な、根本的な改革をすべきだ。和泉市は金がないのに、よそのことまで金使わないかんといふんなら、たとえば公団住宅であろうが府営住宅であろうが、民間経営の借家であろうが、住んでる人は市民さんです。決して和泉市以外の変名とか大阪の市民があそこに住んでるわけじゃない。住んでる限り全部和泉市民です。和泉市民が困ってるんです。建てた人はだれであろうと、市民が困ってる、不安におののいている者に対して、これは私とこの管轄でないとか、責任でないとかで済ませていこうとするなら、これは行政ではない。ここまでくれば、やくざの組になってしまいます。市長は組長ではありませんので、全市民の上に思いをはせて対策を立てていっていただきたい。

昔から山と海のない町というのは、ある程度の発展性しかないと言われてきたが、こういうところにもあるだろうと思います。和泉市の場合は、山はよそに負けんほどあるが、海は全然ない。しかも、海へ通ずる川は3本しかない。これに全部の水を委託してるわけです。こういうことじゃなく、もっと大きな面から考えていただきたい。先ほどちょっと出てきた湾岸流域下水道の問題もございますが、果たしてこれができ上がるの一体いつごろであろうか。恐らく私たちが生きてる間にでき上がることはないとと思う。これができる上がったときは、恐らくこ

こにおられる人たちはほとんど人間をやめた後だと思う。そういうものを当てにしてるんじやなく、水が出た、大変だな、というのが応急対策じゃなく、事後にもう一度起こらんようにするのが応急対策でなければならない。にもかかわらず、その努力がほとんどなされずにきた。今後はそういう点に思いをはせ、二度とこういうことが起こらんように、防災計画の立て直しも結構ですが、その点について大いに努力していただきたい。

それともう一つは、防災会議の長は市長であるはずです。防災会議にはセクションはないはずです。したがって、これは教育問題であろうと、あるいは国家機関の問題であろうと、全部防災会議には包含されてるはずでございますので、ここでやはり総合的な対策ができるはずなんです。府の関係者も何人かは入るように条例では決まります。そういう関係があるので、府営住宅ができるにしても、府の意向も、また、府に対する要望も、その中では当然やっていけるはずですから、防災会議が本当にしっかりとし、フルに使われていけば、災害なんてのは、ほとんどいまごろはなくなっているはずですが、防災会議は設置はされたけれども、ほとんど機能を発揮してこなかつたというのが今日までの実情だと思います。私もこれで4期を終わりますが、88年からは相当になる。この際もう1回、防災ということを提起して、これについて市の理事者全員がさらに努力を重ねていっていただきたい、こういうことを要望して終ります。

○ 副議長（横田憲治郎君） 3点目の答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） 公営住宅について私から御答弁申し上げます。公営住宅全般の問題ではなく、いわゆる住宅供給公社の問題でございますので、その点からお答え申し上げます。

御承知のとおり、大阪府の住宅供給公社は和泉府中の区域、寺門、今福の区域に4カ所の土地を持ってございまして、総戸数で2千戸ちょっとの建設計画を持っております。その中で約3分の1に相当する戸数につきましては、山田議員さん御指摘の大坂府の府営住宅を予定しております。現在、その団地の個所は一応、今福の付近を予定しております。この府営住宅の建設につきましては、先ほどのお話のように、地元の協力がないからおそらくなるという大阪府のお話だそうでございますが、本市の場合の住宅供給公社の住宅建設につきましては、いわゆる公社法28条協議という協議事項がございまして、団地造成に伴う関連公共施設の整備問題とか、その整備に関連する公共負担金問題とか、種々の負担の問題並びに関連公共施設の事項の計画等、細かい問題がございます。それらは関係部局と十分の協議も整いまして、議会の開発特別委員会の議も得、28条協議の協定が成立いたしてございます。したがって、もう受け入れ体制は一応、本市としては整ってるわけです。

ただ現実問題として、いわゆる文化財関係の調査が行われてるわけなんですけれども、非常

に重要な文化財が出てきたということで、その文化財の本格的な調査をやらなかつたら土を動かすことができないそうです。それが1番大きな遅延原因でございます。

あわせまして、さらに特に今福あるいは寺門方面の団地造成と関連いたしまして、いわゆる父鬼和氣線、内田から下がつてきている道路の交通体系の整備を先行させなければいけないということも、開発委員会から助言を付されてございますので、それらの点に關しまする抜本的な計画案がもう少し未整備な点がございます。したがつて、5年あたりには団地の住宅建設にかかるんじゃないかといういまの見通しでございまして、さらに、ネックになつてゐる部分につきましてはできるだけ早く詰めまして、いわゆる低家賃公営住宅の建設を促進するような考え方で進めていきたいと存じておるわけなんです。

以上、簡単でございますが、ご答弁させていただきます。

- 副議長（横田憲治郎君） 続いて答弁。
- 市長（池田忠雄君） かわりまして、最後に4点目の御答弁を申し上げたいと存じます。

まず4項目の第1点、自主財源の開発問題につきましては、鋭意努力をいたしております。3月議会においても5つの指標を掲げ、51年度の行財政運営の基本等をうたつておりますが、最後の指標として、特に財政の健全化、財政秩序の確立を期することを基本としております。この中には、自主財源の確保が大きな柱になることは申すまでもありません。自主財源とは、市税、分担金、負担金、使用料、手数料等でございまして、大勢を占めるのは市税でございます。これにつきましては、課税客体の捕そくと徴収率の向上をまずもつて図らなければならぬと存じております。50年度の徴収率は95.2%，前年度比0.6%，金額にして2,050万円の増となってございます。

一方、国に対しては税財源の再配分等についても、市長会等を通じて強力に運動しておりますが、國の壁も厚うございまして、早急な改善は期待できない現状でございますが、なお今後、一層努力を重ねたいと思います。

その他超過負担解消等の問題もございますが、これらについても一生懸命努力していきたい。第1点目の御答弁、はなはだ申しわけございませんが、今後、一層努力を重ねさせていただくということで御賢察、御理解いただきたいと存じます。

第2項、第3項につきましては、それぞれ市民部、産衛部の所管から御答弁させていただきたいと存じます。

- 市民部長（内田繁君） 2点目の私の所管でございます保険制度の抜本的な改正、その後の成果を発表せよというお尋ねでございます。

正直に申し上げまして、現在、まだ成果は出でおりませんが、これについての取り組んでま

といった経過等を簡単に申し上げ、御理解賜りたいと思います。抜本的な改善につきましては全国的な問題ということで現在、各市ともばらばらの状態で運動を開催しても効果がないということで、最近、府の市長会あるいは国保連合会等関係団体が一体となり、制度の抜本的改正を行うべく国に対して強く運動を開催するという決定をいたしました。本市におきましても、これらの関係団体とともに積極的に協力するということで現在進めております。

その第一弾でございますが、本年、これらの国に対する運動を強化するために、全国国保制度改善強化全国大会が東京で開催される予定になっておりますので、それにおいて強力に運動を開催していきたいと考えております。

もう1つのものといたしましては、厚生省等に対しても、市町村の代表でこれらの抜本改正を陣営してまいりたいということで現在取り組んでおるわけでございますので、御了解賜りたいと思います。

- 水道部長（田中稔君） 3点目の工業用水の關係で浄水が不足しないかという問題についてお答え申し上げます。

現在、本市の水道計画は、給水人口1.6万5千人、日量最大5.万9千400トンでございます。ちなみに、50年度夏のピークは、1日最大3.万7千トンでございます。したがって、地盤対策による増量があっても、現在の本市の給水に支障はないと考えます。ただ今後、1.6万5千人以上、いわゆる5.万9千400トン以上のくみ上げとなると、今後の問題として真剣に取り組んでいきたい、かように考えております。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 市民交通傷害保険の市単独実施の見通しにつきましてお答え申し上げます。

本件につきましては、かねがね御意見をいただいてるところでございますが、結論から申し上げまして、本件は、特別会計で取り扱わなければならないという点もございます。それと加入率の向上等の事情がありまして、現時点では、来年度から市単独で実施することはちょっと至難な点がございます。加えまして、やはりわれわれとしては、微力ながら加入率の向上はもちろんのこと、交通安全指導の普及、施設の整備といった点に力点を置き、ある程度の加入率の向上ができましたときには、特別会計のシステムという問題についても考えてまいりたい、こういう現況でございます。

- 17番（山田清二君） いろいろあっちこっち分けて答えてくれたわけですが、ほとんどはまだ間がありませんのでうまくいってないと思いますし、ここで言われることがそう簡単にできることではないと思う。ただ保険の問題ですが、これは長年にわたって研究されたはずなんですね。できたのは大分前ですね。もう10年ぐらいになるでしょう。それと、加入率の問題

ですが、加入率は最近だんだん減ってると思う。人数は別として、市民の人口比率は下がってるはずです。特に上がってるんやつたら、加入率の問題は考えなくてもええと思う。これは入ってるけれども、もらうことが非常に少ないとことと、入っとらん人の方が事故が多く、入ってる人はほとんど事故を起こしてない。たまたま起こしても手続が非常に複雑ということで、この保険制度の評判が悪い。最初できたときには、事故があれば即刻渡せる。死亡事故があれば、市長がその晩保険金を持ってお通夜に参加するとさえ言われたわけです。いまの市長と違いますよ。それくらい迅速に出るんだということだったが、いま、そんなことはとうてい考えられまへん。しかも、手続が面倒で費用の方がよけいかかるということではってあつたが、この間、少し制度改革をしたが、簡単なものになつたわけではございません。そういう点、市単独でやれば相当緩和できると思います。だれもが、まさかけんかしてきたのに自動車にひかれたと言つてくる者は余りない。保険会社は営利が目的ですので、何とかして払わずに済ませようというのが保険会社の方針です。そういうものに頼つて全市民を参加させていこうというところに問題があるんだ。市民のためを思うなら市が単独でやり、赤字とかを考えずにやっていけば当然、多くの加入者が出てくるでしょうし、加入率が少なくとも3分の1以上になれば、決して赤字になるような制度ではないはずです。そういう面も考え方を合わせて、ことしへ無理でしうが、来年は何とかその方向にいけるように努力を重ねていっていただきたいし、また、そのための調査研究もやっていただきたい。

以上、時間ですので、これで終わります。

○ 副議長（横田憲治郎君） それでは、1時まで休憩いたします。

（午後1時18分休憩）

（午後1時再開）

○ 議長（貝淵博治君） 午前に引き続きまして一般質問を続けます。

29番、竹内修一君。

○ 29番（竹内修一君） ただいまより一般質問を実施します。第1項、北信太駅前再開発問題については、去る6月3日、鶴山台地域代表者9名が約2時間にわたり、市長、建設部長さん方にあるお願いしたところであり、特にホーム拡張は人命に關することでもあり、かつあっても事故が発生しそうな現況にかんがみ、早急な対策が必要とされると思われる所以、具体策についてお伺いしたい。

2番目教育行政、まず幼児教育について、この件も4月14日、鶴山台地域代表者6名が公立

幼稚園設立熱望者 5.2 3 7 名の署名を添えてお願いしたことであり、教育委員会が 5 月 1 日現在で実態調査をした調査表を分析すればわかるように、かわいいわが子に幼児教育をと願つても、未曾有の不況下において、まじめに働いても金のかかる私立幼稚園には入園させられない。そういう人々が多いこの地域、鶴山台開発に伴い周辺地域の人口増、特に幼児が激増しているこの地域に 5.2 年度に間に合うよう、公立幼稚園の設置を強く要望しますがどうか。

次に、小学校も生徒激増の一途を示し、5.2 年度対策として間に合う教室の増築、職員室の拡充、グラウンドの拡張等が急務と思慮されるが、大丈夫か。さらに、数年後に 2 千名突破が推測されるが、新設校の用地確保等についてどうしているのか、お伺いします。

次に社会教育関係として、市長さんは先刻、和泉市連合婦人会の一泊研修に参加され、承知されていると思いますが、婦人の教養の向上、住みよい町づくりに寄与すべく意欲的に活動している婦人会の活動基盤となる場所を来年度、数年間かかってやっと建設予定と聞いておる図書館内に計画しておられるかどうか。また、文化育成の見地から、文化会館建設の構想はどうか、お伺いします。

3 番目、行政サービスについては、5.0 年 1 2 月の一般質問第 3 項で、市出張所の設置運営について住民が最度に要望し、近隣各団地にはほとんどその機能的施設が設置されている実態並びに私案を提示したところがありますが、5.2 年度には実施できるのかどうか、お伺します。

次に、6 月 1 5 日のガス爆発事故にかんがみ、消防署員は一生懸命人命、家財等の放出に当たったわけでありますが、当初公团計画ではしご車、これは張りつけ方式で鶴山台に設置する予定でしたが、諸般の事情があつたと思われ、集中方式で本部で運用されておられます。そのためには当然、機動に便利なように道路を整備しておかなければぐあいが悪いと思うんですが、今後、この集中運用方式をとられるか、あるいは鶴山台に張りつけを考えておられるのか、その点お伺いしたいと思います。

4 点目、林道整備について、本年 5 月、市長に地元から本件に関し陳情されているが、この件は数年前から要望され、市も努力していたようだが、国、府の補助取りつけに至らず、林道者の生活状態は、林業労務者の不足と諸物価高騰により困窮の状態に陥っている次第です。この際、造林育成即生活優先につながる林道整備、あわせてレクリエーション、体位向上のための自転車道を併設すれば、広く市民の自然との交流を促進することになり、一石二鳥の住民福祉に直結する事業であるので、何とか即設林道の改良について十分対策を講じてもらいたいと思いますが、いかがですか。

以上で再質問の権利を保留して終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁を 4 点に分けて一括願います。

○ 市参与（塙白君） それでは、第1点の北信太駅前線開通についてホームの拡張につきまして、私から御答弁申し上げます。先刻 るるお話を申し上げましたように、ホーム拡張については、国鉄当局もその緊急性を承知してございます。問題は、いつの時点で早急に実施いただきたいのか、この辺の段階までは、まだその旨まで至っておりません。早急に国鉄当局と詰めさせていただきたい。

なお御承知のように、ホーム拡張となりますと、現在の国鉄用地だけでは処理できない問題がございます。当然、隣地の買収が介在してまいります。その辺についての市の方も協力は惜しまないということで、私の方も意思表示をしてございますので、事務的な詰めは早急にやりたい、かように存じております。

それから、再開発でございますが、過日、私の方からもお話を申し上げましたように、北信太駅前線の延長ということになりますと、やはり再開発手法を用いなければ、実際、道路サイドだけでは北信太駅前線の延長は成り立たないわけでございます。それで、私の方も再開発でやらなければならない。しかし現実、これが実施の段階まではかなりの日時を要します。問題は、現在バスストップが北の端に設置されてございます。この問題等もあわせて、過日の予算繰越の段階で、現在の泉南線と駅前線との道路の連結道路につきましては繰り越しをやってございます。これは用地交渉が至難でございまして、やむを得ずこういう措置をとらせてもらつたわけですが、これについては、全力を傾注して連絡できる措置を講じたい、かように存じてございます。

なお、この中で最大のネックは古墳の問題でございます。一応、この堀につきましては、まだ、その範囲が確定してございません。この確定を得るために試掘調査もやらなければなりませんが、この調査は近々、文化財保護課とも協議いたしまして、現在のところ民地である関係上、当然、土地所有者の同意も得なければいけませんので、その同意を得た上で地質調査にかかりたいと存じております。

以上、簡単でございますが、第1点について、私の答弁にかえさせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 市参与（阪東重信君） 教育問題の3点についてお答え申し上げたいと存じます。

第1点の公立幼稚園の設置計画につきましては、常々、議員さんから御指摘いただくところでございますが、特に鶴山台の代表の方とも何回もお会いした上でいろいろ説明いたしておりますが、幼児教育の必要性の中で、本市教育委員会としても一校区一幼稚園計画を市の方針とするところでございますが、現状、公立幼稚園の数少ない中で、私立幼稚園の公教育に対する考え方もありまして、今後、公私立幼稚園の調整配置を含む計画の中で、鶴山台についても、中学校を単位として収容できるような公立幼稚園を考えていかなければいけないという考え方

で検討させていただきたいと思います。

具体的に 52 年度の設置についてはここで確約できませんが、こうした幼稚教育に対しては、文部省も 47 年度を初年として、10 カ年計画で昭和 57 年度までには何とか力を入れ、充実させる方針でございますので、市としても前向きの検討はしなければならないと考えておりますので、ひとつ十分検討させていただきたいと思います。

小学校問題につきましては、具体的な児童生徒の対処とグラウンドの問題でございますが、鶴山台団地における発生児童生徒数は予想外に増加の傾向の中で、御承知のように、信太中学校においても住宅公団の資金をいただきながら拡張している現状でございます。鶴山台南小学校においても、傾斜面について検討はしなければならないと考えております。ただ、児童生徒対策の中で御指摘のありますように、鶴山台南小学校につきましては、現在は 1,200 名足らずでございますが、55 年の児童数推計が 2,000 人あるいは 56 年においては 2,600 人もオーバーする状態の中で、その施設計画も検討いたしております。ただ、新しい 1 つの小学校の計画ということになると、これは遺憾ながら、現状では非常に至難な問題でございまして、鶴山台北小学校との問題等もあわせた中でこれらの問題に対処してまいりたいと思います。いずれにしても、これらの問題については、地元の方々の意見も十分尊重しながら対処してまいりたいと考えております。

なお、社会教育における図書館あるいは文化会館等の問題についての市の積極的な姿勢を問われておりますが、当然、私たちも希望するところでございまして、昨日、御審議いただきました議案の中でも図書館用地としての手当をやつていただいておる中で、今後、文化会館あるいは婦人会、青年団活動の施設もあわせて設置できるよう、國府補償等の結びつきもあり、どうしても近い将来、図書館を中心としてこれらの文化活動のできる施設をこの位置に考えたいと、これも国、府に向けての助成、財源措置もあわせて考える中で検討させていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

○ 議長（目淵博治君） 次。

○ 市長公室長（西川喜久君） 行政サービスについて、私からお答えいたします。

この件につきましては、過去何回か議員さんから質問がございまして、その都度関係者よりお答えしてまいっておりますが、過去に出張所の廃止をしてきた経過もあります。しかしながら、今後におきましては、やはり市民サービスの向上の上からも中央丘陵以南、すなわち山間部の開発と相まって今後検討してまいりたい、かように考えております。

○ 議長（目淵博治君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 4 番目の林道改修につきまして御説明申し上げます。

かねがね地元の森林組合、また林務関係の方々の御協力をいただきましても、本市としても林道整備に取り組んできたところでございます。お話のこの林道につきましても、すでに十分われわれは実態を承知いたしております。しかし、相当の規模の経費、事業費になりますので、やはり国、府の財源確保の問題等に鋭意取り組み、今後、和泉市内の林道整備になお一層努力してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 消防長（和田増義君） 御質問のはしご車の運用と出張所の問題につきまして、お答え申し上げます。

先般の火災に当たりましては、皆様方の非常に御協力をいただき大いに感謝しておりますところでございます。はしご車の運用でございますけれども、特殊な木材でございますので、安全、効率的に作業をするためには平素の訓練が非常に大事でございます。そういったことから出張所ということではなく、本部に置いて日ごろ訓練をやっております。

なお、高層住宅の多い鶴山台団地にははしご車を置いたらどうかという御質問でございますが、現在、出張所の分布状況から見まして、北・東方面に出張所を開設しておりますが、今後、山手方面の開発とあわせ出張所をどの辺に設けるか、今後の課題として検討しておりますが、現在時点では出張所をあの地区に置くことは検討はしておりますが、はしご車の運営については、本部において日常訓練をしておりまして、どこで火災が発生しても十分効果的に運用できるようやってるところでございます。

以上でございます。

- 29番（竹内修一君） 1番につきましては明快な回答をいただきました。至難な事柄であります、繰越明許等に引き続きならんよう、早急な解決をお願いしておきます。

2番目につきましても、珍らしく明快なお答えをいただき、満足に思っております。教室、職員室等の拡充については、いろいろ問題が起きておって御存知と思いますが、そのために教育の低下を来さないよう御配慮をお願いしておきます。

3番目の出張所等については公室長からお答えをいただきましたが、前にやってだめだからやる必要がないという考え方から少し前進しておると思いますが、どうかブロックごとに検討されて、住民本位の市政が行われるようにお願いしておきます。

4番目、これは極力対策を講じてやってもらいたい。ただ國、府といつても、農林省を相手取る場合には領域、面積が小さすぎる。他の官庁にお願いすれば早くできるということも勘案して、前向きに検討をお願いしておきます。要するに、地域差、片手落ち行政のないように市長、しっかりとお願いしておきます。終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 次に2番、木下甲子三君。

○ 2番(木下甲子三君) 通告のとおり、4点にわたってお伺いいたします。

まず、初めに教育行政でございますが、本市の教育行政の基本的な考え方として、中学校と小学校と、別に幼稚園とを切り離して別個に進めていく考えであるのか、まずお伺いしたいと思います。

2番目に、ただいま竹下議員からも質問がありましたように、公立幼稚園の建設につきましては、8月定例会におきまして、市長は、年次的な計画を立てて取り組んでいくというように明確にお答えをされておりますが、どのような計画を立てておられるのか、お伺いしたいと思います。

3番目に、既存の学校と新設校との施設の格差について、私の聞き及ぶところによりますと、多数の学校では、PTA会計で既存の施設の補修をするために持ち出してまかなっておるというような事実があるように聞いておりますが、こういうことを教育委員会としてよく把握されておるのかどうか。また、こうした事実があるとするなれば、どのような処置をされようとしておるのか、お伺いしたいと思います。

次に、公園墓地についてお伺いいたします。数年前から本市発展の将来構想の一環として、公園墓地建設の推進をうたわれてまいりました。また、特別委員会も設置されておりますが、私の調査するところによれば、理事者がこの問題に本当に積極的な取り組みをしておるとは考えられません。そこで、公園墓地について今後、どのような考え方とともに進めていくとするのか、理事者の考え方をお伺いしたいと思います。

次に、休日医療センターについてでございますが、8月議会で市長は、はつきりと秋に開設と約束されております。また、このたびの追加予算にも計上されておりますが、たとえばいつ入札、着工しようとしているのか、その着工の時期についてお伺いしたいと思います。

最後に、福祉問題でございますが、特に保育所関係についてお伺いいたします。本年度の入園問題の混乱を顧みますと、1番懸念するのは、来年度、果してどうするのかということにつきまして、来年度の措置児の数の予想と保育所数のバランスについてどうなっているのか。すなわち何園ぐらい不足する見込みなのか、お伺いいたします。

また2番目に、入園基準が非常に不明瞭であります。市長の皆さんから不満の声が上っております。したがって、入園基準を公表して公平を期すべきであると思いますが、このことについてどう対処しようとしておるのか、お伺いいたします。

最後に保育所不足の折から増設の基本計画を立てておるのかどうか。また、本年度予算に措

築をされておる和気地区における保育所の建設はいつごろ着工しようとするのか。また、必ず建設しようとしておるのか、この点についてお伺いいたします。

以上で終わります。

- 謙長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市参与（阪東重信君） お答えいたしたいと思います。

第1点の問題でございますが、非常にむずかしい御質問をいただいたわけでございます。施設面と教育内容の両面から現在、われわれはつかまえとるわけですが、1つの施設面でいくならば、文部省としては、幼稚園は幼稚園としての、先ほどから申し上げておりますように、47年度からの10ヵ年計画で57年度をめどとして、少なくとも、1つの希望する児童については、公私立のどこかで収容しなければならないという考え方でございます。義務教育制度については当然、国が全力を挙げて文部省の最も重要な施策の中で、義務教育施設としてその整備には万全を期すべくいたしております。

教育内容的な問題につきましては、現在の教育課程の審議会の中では、一応、幼稚園を切り離して、小中校の中で教育内容の改善については考えております。現在、教科書をむずかしくした、極端な話では教科書を高くする、力のある子供あるいは基礎学力を与えるとかで、小中校という考え方をとっております。

本市における児童教育の幼稚園の充実につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、小学校一校区として、できることなら小学校との併設を考えていくということで計画しております。

第2点において、そういう中で公立幼稚園の具体的な計画を示せということでございますが、常々、計画を立てることはだれでも言えるんだということですが、国、府との上部管轄との折衝なり、あるいは市財政事業も検討した上で、議会の審議を通じて公表という形で、現在、これこれの計画ということにつきましては、はなはだ遺憾でございますが、本市における保育園あるいは私立幼稚園、公立幼稚園等の実態を踏まえて、しかも児童園児の発生推計を見た上で検討を進めているような現状でございます。

なお、新設校と既設校との格差是正の問題でございますが、PTA会長会議等でも指摘を受けるところでございますが、常々、私たちも本当に行政というものが、市民全体に対する強制的な福祉をもたらすかについては若干、疑問を持っております。しかし、そういう住民すべての要求にこたえられないのが実態でございまして、少なくとも、全体の福祉につながるものではなく、地域的な福祉、特に教育施設等につきましては、いわゆる個々の施策というものが、地域ごとにはらまくことがあっても、前後することがあっても、やはりいい施設に向かって努

力していくことが行政のとるべき態度でなかろうかと考えております。したがいまして、1つの学校にプールができたから、体育館ができたから、うちも続いてとは簡単にこたえられないのが実態でございまして、本市の財政事情等も十分勘案した中で、前後することがあっても、やはりいい方へ努力していくのが私たちの仕事でなかろうかと考えておりますので、この点も御質問いただきたいと存じます。

なお、PTAの負担経費の問題につきましては、いま、何がPTAに負担させておるかの実態を調査したいと思いますが、少なくとも、基本的には常々御指摘いただきますように、事務教育の中では、1つの学校経費につきましては、いわゆる公費をもって負担していくという考え方でやっておりますが、PTA経費の中では消耗品的な援助はあるかと思いますが、建設的な問題につきましては当然、地財法の趣旨等によりまして、あるいは常々御指摘いただきますように、昭和44年ごろでしたか。全国的なPTA負担経費軽減の訴えられる情勢の中で、本市もそれなりに取り組んできたことを思い出しますが、そういう中で、今後もこれらの対策については、需用費教育予算の増額という形で解決しなければならないと考えております。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 2点目の公園墓地推進についての今後の考え方ということにつきまして、お答え申し上げます。

本件につきましては、昨日も市長よりこれらについての考え方を御説明されております。もとより本市の墓地が不足しておる現状の中で、議会におきましても特別委員会を設置していただいております。こういった事情から、1日も早くこれが実現でき得るようにわれわれとしても取り組んでいかなければならないということでございます。位置の問題、また、そういうの基本的な問題等を十分調査検討し、また、議会の特別委員会の皆さん方のお知恵を拝借し、御指導をいただきながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、3点目の休日診療所の入札着工の時期についてのお尋ねでございますが、このことにつきましても昨日、補正予算を御議決いただきまして、われわれ担当者としては、議会の皆さん方の御協力、また、和泉市の医療対策協議会、その他医療関係の団体の方々の御指導を得ながら、この計画に向かって進んでおるところでございます。願わくば、秋を目途に開設したいということで取り組んでおりますので、一応、技術面の関係で聞きますと、工事の期間は2カ月以上かかるということも聞いておりますので、秋に間に合うように着工を進めてまいりたいと考えておりますので、御了解願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 市民部次長（中西淳富君） 第第4点目の昭和52年度措置児の大体の見込み数でございますが、私どもの施設の実態から見ますと、約2,200名程度が措置できるように考えております。それで申し込み数についての予測は、まだついておらないわけでございますが、大体予測いたしますと、7、800名程度の待機児が出るんじゃなかろうかという見込みをしてございます。

何園不足するかということですが、これも1つの保育園の地域性がございまして、一概にこれを平均して何園不足するということは申し上げられませんけれども、やはり4ないし5園の設置が必要かと考えております。

なお、2点目の入園の基準でございますけれども、これは本年度いろいろ問題になっておるわけでございますが、やはり待機児が多くなってまいりますと疑心暗鬼がわくわけでございまして、保育課といたしましては、できるだけ公正かつ敏速にこれを処理しておるわけでございます。

なお、この交渉につきましては、入園説明会等によりまして十分父兄の方にも説明してございます。その点で細部につきましては、さらに、私どもの方でも十分検討いたしまして善処していきたいと思いますので、ひとつ御了承をいただきたいと思います。

3点目の今後の増設計画をどうするかということでございますが、やはり急増している地域の実態並びに現況施設の配置状況、その他要保育児童数の実態把握等、保育計画を樹立いたしまして、財政事情の許す限り今後、年次的に整備をしていきたいと考えております。

なお、和気保育園の建設でございますけれども、本年度、建設に向かって努力しております。目下、用地確保について種々協議をしておりますので、用地の確保ができ次第、できるだけ早急に建設をいたします。

以上でございます。

○ 2番（木下甲子三君） ただいま4件について各担当者からお答えをいただきました。特に私、教育問題につきましての次長のお答えの中に、教育行政としては、将来小中校を一括して考え、幼稚園を分割したいと言われましたが、やはり中小、幼稚園を一括して教育行政の中に取り組まれてると思います。したがって、将来は別といたしまして、現今のあり方としては、やはり小学校、中学校は比較的充実しておるよう思いますけれども、幼稚園については非常におくれております。この点について市長さんもひとつ力を入れて、先ほども竹内議員さんのお話にもありましたように、特に公立幼稚園の増設について積極的に取り組んでもらいたい。また、約束してもなかなか実現できないというような生やさしい考え方ではなく、本会議において、市長がはつきりと年次計画を立てて、その線に向かって推進していくと言われておるんですから。これについては、金がないからできないという気持もわかりますが、やはり本会議

で市長がはつきりと言明されたことについては、やはり実施すべきであると考えております。

特に P T A の負担のことなどでございますが、やはり父兄負担軽減の原則、また、教育の機会均等の精神から申し上げまして、これらの負担軽減を 1 日も早くできるようやっていただきたいと思います。

公園墓地につきましても、1 日も早くできるよう積極的に働きかけていただきたいと思います。

8 番目の休日医療センターについては、部長から秋ごろということでございますが、はつきり言って 9 月、10 月ごろが秋だと思いますが、そう解釈してよろしいですか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 「秋を目途に」という表現を私、使っております。本件につきましては先ほど申し上げましたように、市議会並びに和泉市医療対策協議会、医療団体の関係の方々の御協力を得て、計画が順調に進んでまいっております。あと建設問題とあわせてこれらを開設運営の問題等、さらに、隣接の皆さん方の御協力を得なければならぬということと、関係機関におかれても、積極的にこの問題に取り組んでいただいている現況でございますので、御了解いただきたいと思います。

○ 2 番（木下甲子三君） 最後に、保育所の問題で、和氣地域における保育所建設については、目下、用地買収ということで積極的に動いていただいているということで満足しております。できるだけこの件についても、ひとつ年度内に建設できる運びになるようお願いしておきます。

以上で終わります。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に 26 番、天堀博君。

○ 26 番（天堀博君） 発言通告の要旨に基づいて御質問させていただきます。

まず、初めに保育園問題についてありますけれども、このたび私、これに先立ちまして市の各保育園の何園かを回ってきました。いろんな実情等を調査いたしました。また、園長さん初め各保母さん並びに父兄の方々からも御意見を伺つてまいりましたが、いろんな問題が山積しております。当市の福祉行政がまだまだ貧困であることを物語っていると思いますが、1 つずつ取り上げると切りがございません。そこで、私は老朽園の建てかえの問題と給食の問題の 2 つにしぼってお伺いをいたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、老朽園建てかえの問題でありますけれども、年次計画について、これはただいまの木下議員の質問にもありましたので重なると思いますので、一応、意見にとどめたいと思いますが、1 年に何園、どのような方法で建てていくのか。また、その点をきっちりされてないために、いろいろ思いつきでやつてと思われる向きもありますので、その辺をきっちりとやっていただきたいと思うわけです。

建設計画の中で現在、話のあるものとして南池田第1保育園、用地買収がすでに済んでおります。地元ではすぐにでも建つように思つてゐるわけですが、府の河川改修をしなければ用地整備ができないという状況です。しかも、河川工事及び建設工事をするに当たつて工事車両の進入路がない、狭くて進入ができないとなるわけです。そこで、どんなことでこういう問題がござつたもつておるのか、その点をひとつお聞きしたい。もし、話がついておれば、ついておるということで結構なんですが、ついておらない場合は、その内容を明らかにしていただきたい。また、地元からいろいろ要求等が出てるようにも承つておりますが、その点についても御答弁を願いたいと思います。

2番目には、果してこんなことで南池田第1保育園がいつ開園の運びになるのかということが心配されるわけですが、その目途を明らかにしていただきたい。

次は、給食の問題でございますけれども、ほとんどの園といつても、同和園を除いてすべてですが、業者に委託しております。ところが、園内の完全給食設備が、いまの和泉の保育園の中で何園があるわけですが、そこでまず1番目に、建設中の芦部保育園のようなものも含めて、こういう完全給食設備のある園は何園あるのか。2番目に、その園からでも完全給食を始めていく計画はないかどうか、計画についてお聞かせ願いたいと思います。

なお、業者委託の問題について少し触れたいと思いますが、父兄の方々、その他から、ある園については非常に給食がまずい、中身が悪いという苦情が聞かれるわけです。また、衛生面でもどうもよくないらしいということですが、どうしたことなのか、ひとつ担当のセクションからお答え願いたいと思います。

3番目に、大阪瓦斯の天然ガス転換に伴う問題についてでございますが、転換に伴つて各地で火がつきにくいとか、さまざまな問題が出されております。市の方へも苦情の持ち込みがあるのか、あるとすればどの程度か。実際には大変困つておられます。たとえば大阪瓦斯という民間企業であつても独占であり、市民からすればLPGに切りかえるしか手がないということですが、団地等ではそうもいかない。事実上、一民間企業と市民という簡単な結びつきではなく、そういう形ではつておくことはないと思いますが、その点の考えをまずお聞きしたいと思うわけです。市民の安全と暮らしを守るという立場から、地方自治体として事故につながる危険もあり、不自由をしておられることに対しどう対処しておるのかということをお聞きいたします。

次は、農業問題でございますが、(イ)の農業用水路と下水路、市道排水路についてでございます。説明するまでもなく、この3種またはそれ以上のものがすべて1つになって農業用水路に流れ込んで大変困つておられるという状況が数多く見られます。その点では、農家の皆さん方が、最近のように田植の時期にはみぞ掃除をされたり、そういう状況の中で大変困った問題に

なっておりますが、問題の持ち込み先がなかなかはつきりしない。下水路の完備といつてもすぐになかなかできないし、ましてや、山間部の方へ行くと思ひもよらない現状だと思います。われわれ議員がこういう問題を持ち込みましても、農林課、土木課、衛生課等をあづちこづち振り回され、まして、農協や農家の方々らが、こういう問題の持ち込み先がないというのが現状です。先立つても農協等に伺つた話を聞きますと、農協としても非常に困つておるということでございます。そこで、このような縦割り行政の谷間にあるような問題、全般的に言えるが、特にこの件について、たとえば農林課なんかへこういう問題を持ち込めば、そこから横の連絡を緻密にとつてもらって解決の方向か、あるいは回答が得られることにならないのかどうか。現在では、農林課を持ち込みますと地元分担金云々、用水路をどうするという工事の問題しか出てこない。掃除、その他についての問題がなかなか解決しないということで大変困つております。この点について、それぞれのセクションから、あるいはまとめてでも結構ですが、立場、見解等も明らかにしていただきたいと思います。

② の第2次農業構造改善事業についてでございますが、まず第1番目に、その対象となつている地域あるいは内容、それと、総額が幾らであるか。また、計画の進行状況をお聞かせ願いたいと思います。

2番目には、この2次構についての事業主体をどこに置くかで見解なり、御答弁をお願いしたいと思います。

次は、4番目の軍人恩給と関連問題についてでございますけれども、いま、申請の受け付け、その他をされておる中に、戦没者特別弔慰金制度がございます。すでに広報等でも載せられたこともありますけれども、今般、国会の方で傷病者遺族特別年金が7月1日から施行されるように戦没者特別弔慰金制度が改正されました。これで新設されたのであります。戦争で負傷した傷病軍人に支給される恩給の中で、傷病年金や特別傷病恩給を受けていた人が亡くなつた場合に、遺族に対して年額10万円を特別年金として支給するというものです。適用が20年以上もさか上るために、なかなか受給資格があつても、新設されたことを知らずに申請期限の7年を過ぎてしまう恐れもある。そういう点も考えまして、このようなものの市民へのP.R.、徹底の方法をどのように考えておられるか。この点では、市の広報だけでなく、心ある御配慮をお願いしたいと思いますので、その点の御答弁をお願いいたします。

以上、4点についてお聞きをいたしましたので、ひとつ明快なる御答弁をお願いいたしたいと思います。

なお、できるだけ持ち時間以内におきめたいと思いますが、答弁の内容によりまして再質問が長引く恐れもあるかと思いますので、議長さんにひとつよろしく御配慮のほどをお願いして

おきます。

- 議長（貝淵博治君） 以上4点、一括答弁。
- 市民部次長（中西淳富君） お答えいたします。

まず、第1点の南池田第1保育園用地の問題でございますけれども、この点について議員さんの御質問では、非常にたつきがあって地元でいろいろな問題があるんではないか。また、要請の内容はどうかという御質問でございましたが、現在時点におきましては、ほとんどの権利者との話し合いは進んでございます。また、進入路が非常に狭わいでございますので、この点についての水路の改修並びに拡張ということで御理解を求めておいでございまして、現実に造成をする場合、これは議員さん、現地を御存知かと思いますが、非常に曲がりくねった道でございまして、早急に工事に着手できるように近日中に話をまとめたいと考えております。

次の保育園で完全給食を実施している園は同和園5園でございまして、設備の完備している保育園につきましては、現在建てております芦部保育園を含め6園でございます。この点については、私ども、基本的には完全給食を実施するのが課せられた問題として受けとめてございます。ただ、現今の中財政事情の悪化によりまして、早急にこれを実施することは非常に困難でございますので、御指摘の点を踏まえ、十分努力して実施していきたいと思います。

また、業者委託の点でございますけれども、現在、私ども保育園では、富士給食に委託をしておるわけです。先ほど御指摘の給食内容についての不満でございますが、富士給食の献立につきましては、毎日、これを保育課に取り寄せておりまして、内容並びに衛生面等種々栄養士において検討しております。

ところが、御指摘の不満という点ですが、最近、何と言いますか、私どもの方では耳に入つてございません。と申しますのは、4月の時点におきまして、2業者の給食業者に委託しておった場合、栄養面とか、いろんな苦情がある程度あったわけですが、その面については、いまのところ、現場における苦情というものは聞いてございません。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 広報広聴課長（竹田明郎君）

第2点目に、苦情等の窓口を担当しておりますので、お答えいたします。

天堀議員さんの御指摘のように、今回の大阪瓦斯の天然ガス切りかえに伴つて、非常に着火しにくくなつたということはよく耳にするところであります。しかし、議員さんがおっしゃるように、暮らしと安全を守るわれわれの立場から、これらの点を善処するために市長から大阪瓦斯に対して強く要望するとともに、市民相談室をこれら苦情の窓口といたしまして、御苦情を

いただいたときにはすぐ大阪瓦斯に連絡し器具の点検等、技術員の派遣を要請するつもりであります。

以上、お答えいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市参与（中塚白君） 農業問題のうち第1点、建設部、産衛部にまたがる問題でございますので、私から一括してお答え申し上げます。

確かに御指摘のように、いろいろ水路の形態によってケースがございます。一概に、1本の窗口で受け付けるというわけには、現行の体制の中では至難な問題があります。なぜかと申しますと、それぞれの改修または維持補修等はそれぞれの関係権利者もあり、地域の性質によって異なります。少なくとも、御指摘の面につきましては、建設部の土木課であれ、産衛部の農林課、環境衛生いずれにお持ち越しになつても、その辺の横の連絡は十分とらせていただきましてそつのないようにいたしたい。その辺は十分協議しておるはずなんですが、ときたま、そういう情勢が発生したことと思います。今後、その面は私の方で十分調整したい。かように存じております。

以上です。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君）

3点目についてお答えいたします。

農業構造改善事業の計画の内容でございますが、約5カ年計画で1.1億円ほどの事業費を予定しております。

なお、現状と申しますか、昨日、大阪府において構造改善事業実施地区という指定が決定されたということをお聞きしております。

それから、事業の内容等につきましては、御承知のように土地区画整理事業、近代化施設設置事業といつたものに大別されるわけでございますが、特に事業主体の関係につきましては、地元の農協、もしくは農協下部組織のたとえば互助組合等の関係でお願いしていく。土地基盤関係につきましては、和泉市が事業主体の中で取り組んでいく。特に地元におきましても推進協議会なるものを設置していただき、いろいろ研究、検討されてる現状でございます。これらの意見等も十分拝聴いたしまして、この構造改善事業を完成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部理事（吉岡昭男君） 議員さん御指摘の傷病者遺族特別年金のことございま

ですが、これは市の広報で十分何回となくいたすつもりであります。また、道族会の役員さん等にもお願ひいたしまして周知徹底を図ってまいりたい、かように存じております。

- 26番(天堀博君) それでは、保育園関係でありますけれども、まず、南池田第1保育園問題につきましては、進入路の部分で水路の改修、その他の問題が残っているということですが、果たしていまの調子でいくと、5.2年度の開園が大丈夫なのかというところへんをまずお聞きしたい。
- 市民部次長(中西淳富君) 現在、これは河川改修を待たなければならぬので、5.2年度の開園は少々無理じゃないかと思います。
- 26番(天堀博君) そうすると、進入路の問題はちゃんと話がついてると解釈していいんですか。
- 市民部次長(中西淳富君) 進入路の問題については現在のところ、すべてが解決しているというわけではございません。目下、努力しておりますので、近日中に解決できる見込みだとうぐあいにお考え願いたいと思います。
- 26番(天堀博君) この進入路問題については、かなり以前からいろんなことを聞いてます。かなり時期がかかるつているように見受けられます。なぜそのように長期にわたって解決しないのか。用地はすでに買収されてちゃんとある。そうすると、地元ではすぐ建つよう思うわけです。そこへ行く道がうまくいかない。おっしゃるように、私もよく現地を知っていますが、われわれの目から見れば、そうむずかしいようにも思えないが、その点でどうも話がつきにくいと聞いておりますので、それらの点を十分考慮していただいて進めていただきたい。そこらへんで、この問題については終わります。

次に、給食問題ですが、現在、芦部保育園を含めて6園が完全給食できる設備が整つておる体制にある。給食婦さんも入れて始めるとするならば、現在、全部で21園、同和園も含めて半分が、あるいはそれ以上が完全給食設備が整つることになる。そうすると、芦部保育園の開園をいい機会にして、ひとつその辺からでも完全給食を始めてはどうか。財政事情、その他で非常にむずかしいとのお話もありますが、今までの縁ヶ丘あたりにしてもさびがきてるという、いわゆる完全給食を初めようとするときに、中の設備そのものにまた手を入れないかんという心配もある。まず、その点をよく考えていただきたい。これは後で再答弁をお願いしたいが、計画を持ってやっていかれようとするのか。

それから、給食の中身の問題ですが、現在、業者委託で富士給食1社に委託しているということですが、4月時点までは2業者に委託していた。これは私どもで調べた結果ですが、富士給食ともう1社、和泉給食と関知してゐるんですが、間違いございませんか。

- 市民部次長（中西淳富君） はい。
- 26番（天堀博君） そうしますと、その時点で中身が悪くいろいろ問題が起きたということは認められる、承知しておられる……いまはそうでもないと聞いてますが、3、4月の時点でよくなかった。ある園ではごつうええ、たとえばえびフライにしても大きなえびが入ってるので、他の園では頭としづしか入ってない状況もあったと聞いております。そういう点は承知しておられたのか、あるいは1業者にした理由はなぜかという点をまず、お聞きしたいと思います。先ほどの計画性を切った理由あるいは承知してたかどうかという点ですね。
- 市民部次長（中西淳富君） 計画でございますけれども、これは今後、鋭意努力して、できるだけ早い時点に完全給食が実施できるようにしたいと思います。
- 続きまして、給食の内容、不満を知っていたかという問題でございますが、私、4月にきて以来、いろいろと担当者より伺いました。切った理由でございますが、非常に何と申しますか、切った業者については設備の改善並びに衛生面での改善等を要望し、そして一応、御遠慮申し上げるという先方からのお話もございまして一応、解決したわけでございます。
- 26番（天堀博君） この完全給食の計画につきましては、先ほども言いましたように、すでに21園中半分以上が設備が整っているという状況ですので、その点、担当部で鋭意努力するということですが、市長の方でもよろしく前向きで検討をしていただきたい。半分以上になってきますとそこからでも始めていかんと、21園全部そろってからということでは大変だと思います。園そのものいつ建つかわからん南横山、横山、南松尾、大変な状態ですので、園の建てかえとあわせて早期にやっていただくとともに、いまあるものから早く使って実施していただくようお願いしたいと思います。担当部で努力するということでございますので、こちらもいい方にとりたいと思いますので、ひとつ今後とも力を入れてやっていただきたいと思います。いわゆる2業者のうち1業者遠慮してもらつたという理由の中に、設備、衛生面の改善と言われておりますが、こういう問題につきましては急にあらわれてきたことなんでしょうか。やはり御遠慮してもらうには、それだけの大きな理由があつたと思うんですが、単にちよつとうるさいことでは切ることにはならないと思います。多少以前から中身が落ちたということも聞いております。同和園を除いて10何園かあるが、1社で引き受けるとなると、変な話ですが、キャベツを5切れにせないかんのを2切れぐらいにしかできない。だからといって、設備、人員を整えても、そのまますつと継続してやれるのかどうかという業者に対する心配もある。だから、かなりの理由があつて切つたんでしょうが、その点をもう少し明らかにしていただけたのは、その問題は急に出てきたものかどうかということ、いろいろこちらも聞いておりますので、できればはっきり言っていただいた方がすっきりするのではないかと思います。

○ 市民部長（内田繁君） 和泉給食についてはたびたびというほどではございませんが、衛生的にも内容的にも、ある程度私の方の立場からして不平がありまして、昨今、そういうものがたびたびになってきたという点で御遠慮願うべく、話し合いの結果していただいた、こういう内容でございます。

○ 26番（天堀博君） そういう御答弁であれば、園からいろんな苦情がきて報告を受け、それを周知しておられたということですね。その点で改善するように、あるいは警告するとか、始末書とか、いろんなことはその都度やられたんでしょうか。

○ 市民部長（内田繁君） その都度やっております。

○ 26番（天堀博君） かなりたび重ってるわけですか。

○ 市民部長（内田繁君） 数があえてきたということで、今回、そのようにさせていただいたということです。

○ 26番（天堀博君） そこで意見として申し上げたいのは、市長もよくお考えいただきたいと思いますが、市長は最終的には恐らく御存知だろうと思う。かなりのことがあって切られたと思う。私もいろいろ聞きますと、私は直接見たわけでもなく、給食の係をしているわけでもありませんが、学校給食等の状況を見ると、これは直接の管理監督下に置かれているために衛生面でやかましいのにもかかわらず、業者委託に任せるとどうしても不十分になる。保育園に給食を運んでくる者もちゃんとした白衣を着てこないとか、髪の毛がぼさぼさであるとか、中身も非常に悪い。カレーがシャブシャブとか、単にそれだけでなく、中にいろんなものが混入しているらしい。ときには、妙のようなものが残るとか情いてます。なぜそんなことになるのか、ちょっとわれわれもわかりません。もし、それが事実なら大変な問題ですし、最終的にこの業者を切った理由の1つにどうもうじ虫みたいなものが入っておったとか、いろんなことを聞いております。私も子供が3人ございまして、すでに上の2人が入って卒業しておりますが、そういう給食を食べておったのかと思うと背筋が寒くなるわけです。市長も断固として厳重な措置をされたい。これは関係各部課にもそういうことをお願いしておきたい。このようなことがあればいろんな面で対処していただきたいと思う。そうでないと、市民の大変な子供さんをお預かりじてあるわけですからね。なかなか子供のことですから、保母さんの言うことはよく聞いてますから、家へ帰ってもそのまましやべらないと思う。しかし、ときおり、そういう話が漏れてきたことから、われわれも、これはほってはおけんとやっておりますので、十分管理監督を今後とも強めていただきたい。

今後、衛生、設備の改善をやられるということでございますが、同じ業者がもし委託業者として入ってくるという可能性はあるんでしょうか。御遠慮していただいた業者が衛生面等で改

善されたら、もう一度委託業者として入ってくる可能性なり計画はあるのか、一時遠慮しているのか、それとも、こんどはかなり厳重に審査して検討して契約するということなんでしょうか、その点の確認をしておきたい。

- 市民部長（内田繁君） そのとおりでございまして、衛生面等で確認ができた時点で検討し、再度、給食を入れてもらうという結果になると思います。そういうことでございます。
- 26番（天堀博君） 保育園問題はそれで結構ですが、ひとつ市長も十分考えていただきたいと思います。

次は、大阪瓦斯の天然ガス転換問題ですが、いま、お聞きましたら、なかなかこれは市民の側からしても、相手が大阪瓦斯であるので、なかなか市の方への苦情、その他の持ち込み先については、相手が違うという感じだと思います。しかし、私ども山間部では LPG を使ってますが、ほとんどの地域が都市ガスで、また、そのほとんどが大阪瓦斯、そしてほとんどすべてが天然ガスに切りかえられてきてる。うちも大阪瓦斯はいやや、東京瓦斯に変えるというわけにはいきません。そういう点で、市にとつても、もし何かあれば大変な問題だと思います。セクションは広報広聴課ということで、そこでいろんな苦情、その他も取り扱い、市長からも申し入れ、その他についてやつていただけるという御答弁がございましたが、そのように解説していいわけですね。大阪瓦斯も事故の損害賠償などについても責任を持つ、自治体との協定が必要ならそれに応ずると言つてます。これは私どもの提案なり申し入れ交渉の際に、そういう回答を大阪瓦斯の泉北工場の幹部の方からもらつてますので、その点は十分御承知おき願ひます。それから、技術的にみて大阪瓦斯が推奨するというか、指定する器具であればうまくいくが、他のメーカーのものであれば火がつきにくいとかの問題が起きてるらしい。特にたい器具で部品だけを取りかえてる場合に特に問題がある。新しい器具にかえなしようがないという状況にされてきている。だから、どっちみちかえなしようがないもんだつたら、下取り価格をもっと高くするとかもあわせて大阪瓦斯に要望していただきたい。これは民間企業の問題でございますが、市民全体が大阪瓦斯を使ってるということから見まして、単に民間企業と市民ということで問題解決はできないと思いますので、市の方も十分お考え願いたいと思います。

あと農業問題でございますが、特に農業用水路、下水路、市道排水路が一緒くたになつてゐる。先立つての建設水道委員会で横田副議長からも御質問がありましたが、先ほどの答弁をお聞きしたところでは、わりあい、そういうこともなるべくスムーズにいくように努力してるということですね。しかし、こういう縦割りで土木とかに分かれてますと、どうも谷間にあるやつ、関連したものは、うちも違う、どこそさんやとなる。農林課ではどんな話になるか。卒直に言って排水路を整備せないかん、あるいは第2次農業構造改善事業をやるから、それにひつか

けて農業用水路を改善するから地元負担金は何ぼという話になる。そんなことじゃない。市道の排水が全部流れ込んで土砂で農業用水路が詰まってしまう。そこへ下水が流されるから、臭いわ。詰まるわで大変なことですよ。みぞ掃除を田植前にするのも困難な状況です。全部市でやれと言ってない。ただ、あげたものとか、掃除する際にいろんな器具を使うとかのときに市の方も援助してやってはどうか。そういう温かい気持がないのかどうか。それには土木は土木だけで、農林は農林だけで考えてると、なかなかそんなことはできない。だから、ええときだけやったろうかということじゃなく、そういう点でも相互によく連絡をとっていただいて御援助するというふうにやっていただきたい。部長の答弁ではやるということですので、そう解釈していいわけですね。

次は、農業構造改善事業でございますけれども、事業主体が各セクションに分かれて、和泉市にあつたり農協あるいは互助組合にあつたりで、農協に話を伺いますと、事業主体を農協に持つてこられたら、人員等の面で非常に困るというわけです。こんど、5カ年計画で1.1億という膨大なことをやるわけですが、農協でいろんな事務処理をしていかないかん状況になってくる。あるいは現場の受益者の互助組合あたりは事務員を置いてあるわけじゃない。何もない。タベもあるところで聞きますと、当番で役が決まってメーターの点検をしている。きょうやることに昨夜おそく決ってやつて、専門的な人はいない。そういうところにいろんな事業主体を持っていくと大変な負担になるのは事実です。農協そのものも困るわけです。しかし、ある面では受益者なり農協なり、そういうところのある程度の負担、御協力をいただいてやって現場がよくなっていくわけですから、市の方でも農林課等に人員の配置とか、いろんな面も十分考えていただいて市長、検討願いたい。

というのは、農林課の職員さんは少なくて仕事が多い。特に農林課の仕事はかなり息の長い仕事で、パッとやって解決しない。農家の方を相手にされるのと、そういう中身のものが多いから、継続的にやっていろんなものに手を出さないかん。設計もせないかん。それに対して職員さんが少ないから、課長を先頭に大変御努力頼ってるわけですので、こういう特別な事業がやられようとするときには、人員の配置も含めてひとつ御配慮をお願いしたいと思いますが、その点だけ。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 第2次構造改善事業につきましては、市だけが独走するという性格のものではございません。地元においても前向きで推進協議会の御協力、農業団体の御協力もいただきながら本市としても取り組んでいく。先ほど、農協がやるのか、市がやるのか、地元の組合がやるのかという問題につきましては、これは施行の一手法でございまして、議員さんのお話の出ておりますことのないように十分地元と協議してやっていきたいと思います。

仮に農協が事業主体、また、下部組織が主体であっても、当然、和泉市の農政問題の1つとして、われわれの担当農林課においても指導助言等、いろいろ手当をする必要がございます。そういう観点から今後、地元の農協なり推進協議会、農業団体等いろんな関係の方々の御意見をいただいて円滑に、しかも早期に実施でき得ますように努力していきたいと思います。

○ 26番(天堀博君) いまの御答弁で確かにそのとおりなんですが、要は、そういうふうにしていこうとするならば、金と人が要ると思う。そういう点の考慮なり配慮をされようとしておるのか、その点をお聞きしておきます。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 人的な問題ですが、いろいろ御心配いただきありがとうございます。当面、本年から5カ年計画という問題でございますので、そういうことを痛感した節には、上司に十分その旨を進言しまして、農政問題に欠くことのないようやつていただきたいと考えております。

○ 26番(天堀博君) ある部門では非常勤嘱託員という結構な制度もあってやっておられるわけですので、ひとつこういう農業の構造改善という大きな事業をやっていくわけですので、その点についても、何も農林だけに職員を投入してやれと言つてない。市全体のバランスを見ながらやつていただきたいが、どつとそこに負担をかぶせることのないように十分考慮してほしいと思います。

最後の軍人恩給の問題ですが、この点でPRをやつていただきたいということですが、私の隣の成田議員さんも遺族会の方でいろいろお世話を頼ってるわけです。遺族会を通じ、あるいはいろんな方面を通じて一片の紙に頼ることなく、心のこもつた指導とか調査、その他をあわせてやつていただくようにお願いしておきます。その点で私の質問を終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 暫時休憩いたします。

(午後2時30分休憩)

(午後2時50分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続き20番、寺田茂君。

○ 20番(寺田茂君) 発言通告にございますように朝からいろんな議員さんの質問もあり、できるだけ省くところは省いていきたいと思いますので、端的な御回答をお願いしたいと思います。

まず、第1点目に挙げております教育費の中で学校予算とPTA予算と記しておりますが、木下議員のところで十分な返事がいただければそれでよかったです。非常に不親切なお答えが出ましたので、今後実態調査して、とかいうことですので、残念ながら、再度お

聞きしたい。

P T Aができたのは何年も前のこと。いまさら、学校予算と P T A予算の実態調査をしなければわからないような教育委員会ではなかろうと思います。特に義務教育は、憲法26条で無償であるとうたわれておるんでございます。ところが現在、各校で違うと思うが、P T Aに衣存されてる問題が非常に多い。また、会長さんなりに私もいろいろお会いしましたが、いろんな問題を提起されてますので、このことをひとつ教育委員会に基本姿勢はどういうふうに持つてあるかということをお聞きしたい。問題点を明確にするために、特に私が黒鳥小学校校区にありますので、黒鳥小学校への学校予算の配分、これはどの程度見込まれているのかということをまずお聞きしたい。

まだ、先ほど教育次長の方からお答えがあつたように、いろんなものに対して P T Aの方から使われることについて今後、実態調査していくと言われてるんですが、現に大変なものいろいろ使われてるよう思う。1、2挙げますと、黒鳥の P T Aではテレビ14万円、ファックス機24万円。また、給食物資の請求用紙、こんなものまで支払ってるわけです。ほかに電気工事費というのもあります。こういう問題をいまさら実態調査というのもおかしなもんで、不親切な答弁である。すでにそういうものは P T Aが50年度決算書で出てるんですから、そういうどこらへんをどうするのかをお聞きしたい。先ほど申し上げましたように、この件につきましては、黒鳥小学校の配分についてはいかほど出でるのかということをまずお聞きしたい。それと、(回)の池上遺跡と国の指定についてと載せておりますが、今年4月26日に史跡指定がされました。御承知だと思うんです。和泉市が大体8万6千平方メートル、泉大津が2万平方メートル、約池上曾根遺跡は10万平方メートルくらいになるんですが、この国の指定が成立した、答申が通つたわけですが、今後、どういうふうにしていくのか、この問題について基本姿勢をお聞きしたい。

基本姿勢の中に私、3つに分けてます。まず、第2阪和国道との関係はどうか。それから買収計画、これは全体になるわけですが、今年の当初予算で起債3億円が組まれておりますが、全体の金額にすると何10億となると思うんですが、そのうちの起債の3億、これについてはどういう見通しで、今後、どういうふうにやっていこうとしているかという点をお聞きしたい。この3点、遺跡問題についてはお聞きしたい。

それから、2番目の福祉の方ですが、保育料値上げと格差へ同和保育と書いておりますが、この保育料値上げは公共料金の値上げと同じように行われたわけですが、特に保育料値上げは、子供さんを持つ親から非常に高い保育料になつた。この点から1つだけ申し上げますので、その中からいろいろお聞かせ願いたい。

一般保育料の3歳未満の方で最高いままでは8100円のところが、今回から1万5000円に値上げされた。今年の予算委員会の中で私、内田部長にお聞きしたんですが、もちろん、この問題については、私たちには十分了解もできない。また、市民さんにも非常に申しわけない値上げである。一方、同和保育園については現在、1番高いところで1.000円というやつについてどうするんかというふうにお聞きした。そうすると、いまこの問題を詰めておりまして、間もなく、この値上げについても出るというふうに聞いておりました。私は値上げがいいとか、値上げをせよとかいう問題でなく、格差の問題でお聞きしたんですが、その後、同和保育園についての最高1.000円という問題をどう処理していってののか。また、聞くところによると「申請を出します」という、どこに申請を出してるんですか。その答えはきてるのかどうか。どこかに申請を出すとしたら、一般保育園もどこかに申請を出したらどうか。片方にはそういう必要性はないのかどうか。仮に一般保育園の申請を出すんやったら町長でもかまいませんし、値上げするのはどうですかと聞くべきではないか。いろんな行政の中で違う面が出てると思いますので、この点の申請はどこに出してるのか。返事はきてるのかどうか。値上げを遂行する立場ではなく、そういう問題を行政の今後の課題としてどうしょうとしているのか、これだけお聞きしたい。

それと、老人憩いの家建設については、昨日の議案審議の中でもすでに6カ所、5・1年度2カ所建設とありましたので、私は余り聞く必要はないと思ってたのですが、黒鳥校区は私たちもお願いして、老人憩いの家の問題を提起してまいりました。この間、セクションで聞きましたら、次のときぐらいに何とか、と考えられてるそうですが、その時期はいつか。来年度に入るか入らんか。

それと、これはちょっと変な話ですが、すでに区域に場所が決まってると言い回ってる人があるんです。「寺田議員、知りませんか」と聞かれたが、私はそんな話は聞いてない。和泉市の老人憩いの家の基準というのは、その当該地区が土地のあっせんをする。建物は市が面倒を見るわけで、そんな基準にはずれたことはないでしょうと答えております。しかし、私は知らないなんだらいかんので、そういうものがあるのかないのか。1つだけ指摘しておきますと、黒鳥公園の昔の管理人さんがおったところが話題になってるようだ。これは土地建物とも和泉市の財産と思ってるし、それが間違いなら、そういうふうにお答え願いたい。

それから、市営住宅計画と補修という問題につきまして、先ほどから大阪府の高層団地とか、いろんなものが出ました。しかし、今年の6月11日か12日ですか。最近抽せんを行いました空き家入居申し込みが、空くか空かんかわからんのに、30人ほどのところに315人という申し込み者があつた実態から見て、大変住宅について困っておられることがはっきり出てき

てるわけです。だから今後の問題として、市営住宅は基本的に建てていく形にあるのかないのか。最近10年間、ほとんど市営住宅は建ってない。1昨年の唐国住宅16戸というのが頭の中にはございますが、そのほかはほとんどないという状態なんで、これを建てるような形になるのか、ならないのかということをまずお聞きしたい。

それと、補修についてなんですが、市営住宅でありますので当然、私たちは市の管理という中で、もちろん台風なり、いろんな暴風雨の中では強力に修理、補修などは強力にやっていただいているんですが、地元は家賃の高い、安いにかかわらず、やはり還元という形の中で市の方に依頼という形がかなり出てきます。こういうものも含めまして、公園整備とか、全市の市営住宅の補修の問題も含めて、これは私もセクションでお聞きしましたが、市の市営住宅の計画性があるかないか。また、今後どうしようかということを含め、簡単に御回答をお願いしたい。

要点のみ申し上げましたが、私も端的な、正しい御回答をいただければ再質問する必要はないんですが、もし、そういうことがございましたらお願いしたいと思います。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 管理部長（広岡史郎君） 教育関係で1つずつお答えいたします。

常々、議員さんから御指摘いただいているPTAの問題ですが、当然、義務教育は公費負担で極力市において貢っていくものと思い努力しております。小中学校園におけるPTA会計は当然、当該小中学校園で自治的なPTA活動を行うことに利用されるものでございまして、教育委員会の公費として負担してはいけないと考えております。当然、各小中学校園に対しては、十分その意を帶して、監査等を通じまして、指導助言を与えてるところでございます。

昭和51年度の黒鳥小学校における教育委員会からの配分ですが、80万7,963円を小学校の消耗品、備品費として配分いたしております。学校規模なり児童生徒数並びに学級数、職員数によって配分されるものでございます。

昭和51年度の黒鳥小学校におけるPTA会計でございますが、昨今取り寄せ十分審査しておりますが、おっしゃるとおり、公費で貢う分らしきものが予算計上されていることを確認しております。いずれ追って学校当局なりPTAとも十分協議して助言していくべきだいと考えております。

2点目の池上の史跡指定の問題でございますけれども、本年4月26日に文部大臣の告示をもって池上曾根遺跡の指定が決定いたしました。当然、長年教育委員会として十分史跡指定を得られるよう取り組んでまいったもので、ようやく実現したというところでございます。これにおきまして文部大臣からの通知、いわゆる史跡指定なり、また、文化庁次序名による史跡指

定、保存保護について、また、本市教育長から保存保護、土地の購入等について協力願いたいという文書をもって過般、各土地の権利者に通達申し上げております。一応、市の教育委員会におきましては、年次計画をもって公有化を図っていく計画を立てております。

2点目の第2阪和国道との関連でございますが、遺跡の保存保護もさることながら、第2阪和国道は大阪府、和泉市の社会経済の進展に大きく寄与されるものでございますので、遺跡保存の立場から指摘せず、また分断せずとの形で建設者なりとも協議を進めております。4月19日には文化庁、建設省、大阪府、和泉市、泉大津市、また、史跡を守る会等の会合を持ちまして、いかに第2阪和国道を進めていくかの協議もなされております。現時点でわかつておりますことは、地下トンネル方式をとらない。また、別途土地を求めて迂回しないということが決定されております。当然、そういうことから勘案すると現在、第2阪和国道として用地買収を求める付近において工法上、いかなる手段をもってやっていくか、当然、土盛り、高架とかが予測されております。

それから、51年度の用地買収計画ですが、議員さん御指摘どおり、債務負担行為で8億円の予算が計上されております。文化庁とも十分協議しておりますが、國の方としましては、あとまだ2億9000万円ほど積んで、5億9000万円ほどで買収を進めたらどうかという内示を受けておりますが、市の財政事情等あるいは政府債でいいか、繰故債でいいか、起債の関連等ともあわせ、十分財政と協調して計画を進めて買収にかかりたいと思っております。

以上でございます。

○ 副議長（横田憲治郎君） 次。

○ 市民部次長（中西淳富君） お答えいたします。

第2点の保育料の問題でございます。特に同和保育園における保育料の改定につきましては、現在、鋭意検討中でございます。

なお、どこに申請しているかという点でございますが、これはいずれにも申請はしてございません。現在、鋭意検討中でございます。

○ 副議長（横田憲治郎君） 次。

○ 市民部理事（吉岡昭男君） お答えいたします。

老人憩いの家でございますが、昭和48年当初、集会所建設の基本的な取り組み方といたしまして御承知のとおり、土地は地区で提供されるものをもって建設を進めてまいっております。お尋ねの黒鳥地区につきましては過般、黒鳥地区の老人クラブの会長さんを初め役員さんがお見えになりました、現在、土地は物色中であるとのことを聞いております。したがいまして、土地を確保次第具体的に建設を進めてまいりたいと存じております。

また、場所は決まっているかのように聞いてるとおっしゃっていましたが、私どもといたしましては、現在、物色中であるとしか聞いておりません。また、黒鳥山公園の管理人の土地云々と申されておりましたが、これも私の方では存じておりません。

以上でございます。

- 副議長（横田憲治郎君） 次。
- 市参与（中塚白君） それでは、第3点目の市営住宅の建設計画とその補修につきまして、私の方からお答え申し上げます。

御承知のように、市営住宅建設については一応、唐国住宅をもって今まで。それ以降やつてございません。市の財政事情を考えるとき、現在の住宅不足を賄っていくことはできないということで、先に議員さんの御質問にもございましたけれども、いわゆる府営住宅の建設ということが打ち出されまして、これは御承知のように100%の入居でございます。たまたま施行者が大阪府であるか、和泉市であるかの違いだけで、内容については、市内居住の該当者が入れるわけでございます。

現在、私の方の待機組は約400ほどございます。先ほど御質問の中にもございましたように、空き家抽せんからそんな状況でございます。だからといって、府営におんぶするだけだという基本姿勢であつてはいけないわけでございますが、現状では府営におんぶしなければならないと考えております。

なお、内部の補修等も含めて住宅内道路の舗装でございますが、これにつきましては、まだ全部市営住宅内の舗装は完了してございません。今後、前向きに未舗装の分につきましてはできるだけ検討していきたいと思います。

以上、第3点目について私の答弁にかえさせていただきます。

- 20番（寺田茂君） ちょっと問題を1つずつ確認したい意味も含め、教育費から若干、再度お答え願いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

学校への予算の配分とPTAの負担の問題、いま聞きますと、黒鳥小学校は約80万ぐらいの配分になるということなんですが、この配分というのは、今年度の予算で一般管理費として5,866万円と出てるんですけど、これを配分するときには人数でやるんですか、それとも学級別にやるんですか、この点だけ先にちょっと。

- 管理部長（佐岡史郎君） 御質問のことございますが、小学校でしたら児童数、それと学級数、職員数等を含めて配分します。
- 20番（寺田茂君） そうすると、黒鳥小学校の配分が約80万円、黒鳥のPTAほどのくらいお金を集めてますか。御存知でしょう、わかりません。230万集めてるんですよ、PT

Aがね。これね、大変なことです。単に大きいから大変ということではなく、学校が80万円、P.T.Aがそれを補うために280万円集めてるんですが、こういう実態を教育委員会としてどう見るかという点をお聞きしたい。だから先ほど言ったように、当然P.T.Aの人たちが買わなくていいけるようなテレビ、給食の請求用紙まで出てる。これは50年度の決算で出てるんですから、間違いやつたらP.T.Aの間違い、私はそれを見て言うてるので間違いなかろうと思う。講師謝礼とか、いろいろ使い道があるのでようわかりませんが、大体、これを見ただけでもちよつと私は納得いかない。こういうものがP.T.Aに依存されてるとなると、義務教育は憲法第26条で無償というが、P.T.Aは任意団体だから何しようとかめへん、向こうは向こうでやつてるんだ、独立採算制だというふうな形になつてしまふと大変なことだと思う。こしは特に公共料金値上げとこの問題が重なつて相当大きな問題になつております。先ほど阪東さんが「今後いろいろ検討し、実態調査します」と言ってましたけれども、私はいま黒鳥の問題を出したが、必ずしも全体がそうだということにはならないと思いますが、和泉市の学校は太体似てるだろうと思います。配分についても、生徒数なり職員の数ということらしいが、全体の予算の中から見て、父兄負担を軽減していくかなければいかんと思う。その点、P.T.Aが50年度決算で280万円も金を集めてるというところへんと配分の関係でどうですか。ちょっと意見だけ聞かせてください。

○ 市参与（阪東重信君） お答えいたします。

私たちは地財法の一部改正、43年9月ですか。これを契機として、いわゆる学校経費の父兄負担軽減の全国的な情勢の中、あの時分は和泉市が再建団体にかかつたときですが、財政の苦しい中でも、こうした動きの中でP.T.A予算をチェックしながらいろいろと指導し、44年以降45年、46年にわたって年次的、計画的にP.T.A予算に対する自主的な運営について、うちは社会教育として指導的な立場で決算を分析し、住民に負担を軽減してはならないという基本的な姿勢から指導的に分析して、できるだけ公費に切りかえるという指導は現在も続けてる状態でございます。

ただ実際上、黒鳥小学校の例の中にありますように、教育委員会があれだけの予算の中で、わずか黒鳥小学校に対してこれだけの配分かと思われますが、備品とか、教育委員会で執行して、学校として自主的に教頭さんの方で使ってる金の配分が80万程度でございまして、これらはすべて校長会等でも例年協議の上、市の予算を配分してる状況でございます。先ほどお答えいたしましたように、基本的な姿勢は、こうした父兄負担の軽減を図る中で、特に需用費の増額、また、教育費をできるだけ多くいただくという環境の中で努力して解決してまいりたいと考えております。

○ 20番(寺田茂君) 1つだけお願いしておきましょう。先ほど言いましたように、50年度のPTAの会計決算で予算が125万円、そして、最終的な決算で230万円になっている。だから、相当父兄の方々に無理をかけているんではないかと思う。その無理がどこに生じてきているかというと、学校が当然すべきものを父兄におんぶしてると問題がここに出てきてる。PTAは任意団体やからと、そんな簡単なことを言うてたら協力してくれませんわ。金の取るときとか、学校のものをつくるときはPTA、PTAね。実際、余り父母さんに負担のかからんように、指導といったら悪いですが、懇談もしてやってもらわないと困る。このままいくとまた大変なお金、51年度予算154万円組んでますよ。だから、去年から見たら相当大きなお金を集めますよ。そうすると、どこにはね返るか。公共料金値上げと一諸になりますよ。そりや、任意団体だからというんじやなく、市の行政の1つとして見ていかんと必ず議会にはね返ってきます。私はただ配分だけよけいやれとかじゃなく、父兄が子供さんのために問題を起こさずにいくにはどうしたらいいか。昨年度の実績を見れば、一軒当たり約5,000円の出費になっています。大したお金です。これを出さないと行けないとか、1口幾らとかあるんですから、十分父兄に了解を求めてください。とにかく了解がないのは1番いかん。僕らが聞くと、「あれは任意団体や」と言うが、そんなことではいけません。その辺、教育委員会としても実態を知つていただき、今後、そういう目でひとつやつてほししい。

遺跡問題で御答弁がありましたが、私も心配してるのは、せっかく国の指定ができるんですが、この第2版和はどんな形になるんか。迂回もできないから、高架か、もぐるかということでしょう。仮に高架にしたら、大きなボーリングしてごついものが中に入る。十分ひとつ検討していただきたい。

それと、買収問題ですが、約10万平方メートル、泉大津も少しかかるが、この単価がいま、かなり問題になっております。平均単価はどれぐらいですか。坪5、6万円やね。

○ 管理部長(広岡史郎君) 用地買収に入る場合には当然、近隣の売買実例等を見て土地鑑定の範囲内で買いたいということですが、50年度の買い上げ実績は、大体平方メートル当たり4万円ぐらいです。

○ 20番(寺田茂君) そうすると、全部買い上げると10万平方メートル相当な金額になる。さしあたり、ことしの起債と、先ほど広岡部長の方から、プラスされた分で消化して何とかしているこうということですが、やはり十分話し合いの中で消化してほしいと思います。この点についてはそういうことです。いろいろ他の議員さんの質問でも文化財の問題がたくさん出てきてますので、非常に重要な問題ですので、ここに限らず正しい姿勢でやってほししいと思います。教育の問題はこれで結構です。

それから保育料問題ですが、言葉を返して悪いんですけど、私がこの間聞いたときには、同和保育園の値上げをお願いします、ということをいま、お答えになつた人から聞いたように思ふんですが、遙いましたかな。

- 市民部次長（中西淳富君） 違います。
- 20番（寺田茂君） えらい申しぬけない。私、それを聞いたので、どこに申請してはるんですかと質問したんです。もし、現在申請していないなら、この間の8月の予算委員会で内田部長が「同和保育園のこともよく考えてます」と値上げの額は言いませんでしたが、何とか同じ幅でやっていきたいというお答えをもらつたんですが、その点、現在、上げ幅はどのくらい見てるのか。それをまだやってないとすれば、なぜできないのか、その辺だけ簡単にお願いしたい。
- 市民部長（内田繁君） 同和保育園の保育料値上げについては現在、鋭意検討しております。ある程一般保育園についても値上げをお願いしてやっておりますので、同和保育園についても現在、同じような考え方で検討を加えておるということでございます。
- 20番（寺田茂君） これは検討で結構なんです。一般保育園を値上げしたときどんな検討をされたんですか。あれは即実施してるんでしょう。あるときにあんたは「市民的合意に向かってやりますよ」と言うた。だから、上げ幅についても、私は上げることがええとは言ってない。あんたが「一般にもこれで了解してもらいますよ」という言う方をしたから、どうなつてるなんかと説いた。どこかへ申請出してもうと聞きました。人を間違うたらごめんなさい。申請出しても、この間の市民部長の言葉では、一般保育園が大体50%から57%上がつてるので、それがいの上げ幅だと、基本的にはそれでいいこうとしているわけですか。
- 市民部長（内田繁君） ただいま申し上げましたとおり、一般と同じような上げ幅でという考え方で検討を加えてるというものです。
- 20番（寺田茂君） そこで私、お聞きしたいのは、たしか値上げ幅のパーセンテージは57%、1番最高は8,100円から15,000円になつたんでしょう。仮に同和保育園1,000円を50%上げたら何ぼ、1,500円ですか、何ぼ格差ができるか、ここのことを私は言いたい。こういう格差を広げるのは、皆さんが了解できにくくなる、ここですよ。それをやつたら、一般の保育料をぐんと下げたりなさいよ。そうでなかつたら、格差は縮まりませんわ。1,000円が2,000円、8,000円が15,000円、確かにパーセンテージは同じですが、市民さんは納得しませんよ。しからば、どう考えてるんかと申し上げたい。
- 先ほど言ったように、僕は何も値上げをやれと言ってない。下げたってくださいよ、そうす

れば、一般も了解しますよ。そんなこと、ここで言うてもいかんが、僕がちょっと心配になつたのは、「どこかへ申請出します」、「答えがきてません」ということ、どこかではつきりさせますわ、どこかが聞いてます。「まだ返事きてません」と言うから、どこから返事くるのかなと思ったんです。私の勘違いかも……。保育料の問題については、池田市長が「市民的合意の同和行政、十分話し合います」というスローガンを選舉のときに挙げられたので申し上げたいんですが、余り横へ飛んだら申しあけないので……。いろいろ保育所をやってる福祉の方へひとつよろしく皆さんが納得のいくようにお願いしたいと思います。

老人憩いの家につきましては、年に2カ所ずつ計画してくれてるので問題はないと思ったんですが、黒鳥の方で変な話があつたんです。私見なんですが、たしか管財の方に聞いたらわかるんですが、あの土地と建物については和泉市のものですな。

- 財務部次長（門林六男君） 市の管理物件でございます。
- 20番（寺田茂君） 上下ね。
- 財務部次長（門林六男） はい。
- 20番（寺田茂君） 私も確認したら、市の管理物件だというふうに聞いてましたので、そこに老人憩いの家が建つたら、今までの規約を全部つぶすようなもので、私はそういうことはあり得ないだろうと思っておつたんです。しかし、建ててもらうことについてはありがたいんですが、そういうことが崩れてきたときには大変だと言つてました。何かあの土地はそうではないと思ってますので、あそこへ建ててもらうことは結構ですよ。十分調査してもらって変に皆さんが誤解することのないように管理の方の監督ですか、よろしくお願ひいたします。福祉の問題はこれで結構です。ほかの議員さんも聞いてくれたし、私も聞いてましたので、よろしくお願ひします。

最後の市営住宅の問題ですが、確かに年次計画として20戸ぐらいは計画して出てると言われましたが、私は近年、ここ1.0年間ぐらいを見て、唐国住宅ぐらいしか余り記憶がないように思いますが、そういうときには、和泉市がまず後先的に入ると聞きましたので、住宅についてはそういう方向になるだろうと思います。しかし、市営住宅はあくまでも市営住宅の問題でありますので、ひとつ和泉市としても市営住宅の方向を考えてもらわないと、いまは地区改良住宅だけでしょう。改良住宅は市営住宅なんですね。「あの市営住宅入れますか」とね、一応、市営住宅が建つてるとなるし、あれは特別な改良住宅だと言つたってなかなかわからない部分がある。僕らはそんなやばな宣伝はしませんよ。しかし、一般的に見て、片方で市営住宅がたくさん建つてると、他方は1.6戸、すでに算術計算できます。私は何も市営住宅即全市民が入れるなんて思つません。特に改良住宅という枠の中でやられてるのですから、私たちには理

解してますが、一般の人はなかなかそうは理解してくれません。そういうことでひとつ市営住宅についてもよろしくお願ひしたい。

また、市営住宅の補修、維持についても部長からお答えいただいたように、今後とも台風とか大雨とかの場合はひとつまたよろしゅうお願ひしまして、管理運営について十分お願ひしたいと思います。私はこれで終わりたいと思います。特に最後に申し上げてきましたように、学校の問題、また保育所の問題、私はここでいま明確にできないと思いますので、資料でもあつたらひとつ出してください。部長、保育園の問題について、あんたの方からはどうだということを教えてください。そういうことで終わります。

○

○ 副議長（横田憲治郎君） 次に、18番、直村静二君。

○ 18番（直村静二君） 一般質問を行います。ここに通告してます質問通告順に質問いたしますので、市長以下各理事者は明快なお答えを願いたいし、その点できっちりと用意してほしいと思ってます。

最初に公社運営について。これは昨日の決算の質問を通じてもなかなかわからなかつた。したがつて、議会並びに議員によくわかるように公社の運営をしていただきたいという立場からの質問でございます。したがつて、資料の提出ということを再度、お約束願えるかどうか。

第2に、この公社の用地購入。府の委託並びに一般設施及び環境用地などに分かれておりますが、これをきちんと区分しておるのかどうか。その係を配置しておるのかどうか、そういう点を明快にお答え願いたいし、さらには、われわれ議員がこの公社運営について実際に聞きに行こうとすると、これは府内ではわからない。したがつて、幸支所ですか、そこまで行かないかんという不便さがございます。その点でぜひともこの公社を本庁へ持つてくることをお約束できるかどうか。きのうも質問してお答えを得ておりました点では、現在建つておる公社用地、解放会館も含めて1億4,000万、金利が昭和46年から6,970万円年に1,500万円ずつ、日に割つて4万幾らの金利を払つてます。そういう点では、一刻も早く本庁に帰つてきていただくことが金利を少なくし、市財政への圧迫を軽くすることになるのではないか。この点について、市長から明快に本庁へ持つてくるというお答えを得られるかどうか、お伺いします。

2番目の衛生行政。ごみ収集、不燃物、もちろん清掃業務でございますが、いずれも区分されております。ごみ係は何人、不燃物また、くみ取りの処理係は担当者はどうなつてゐるか。これは区分と人員をひとつお知らせ願いたい。それが十分に市民の要望にこたえられるのかどうか。余つてゐるのか、足らんのか、これもお答え願いたい。

さらに、衛生行政の中に浴場の所管が衛生課になつとる。これはやはり衛生係もございま

すが、福祉の一環として所管を改めるべきではないか。そうしないと、いまの部署解放同盟朝田支部と窓口1本でございますので、電話1本で飛んで行かないかん。住民の仕事ができない。これは福祉関係でまとめていくべきではないかということについてお答え願いたい。

次は国保料減免。過日の新聞報道によりますと、失業者の減免、これをすぐ実施するかのようになつておりますので、何ば減免するのか、お答え願いたい。

さらに、国保減免で4件ほどございますが、固定資産税だけで1.2万円の人は1.2万円で最高。その人が収入がない場合、減免できるかどうか。

さらに、生活保護基準の収入、それについても最低15.000円かかりますが、減免できるかどうか。

また、擬制世帯という、いわゆるお父さんの収入を入れて、そのまま若い子供さんにまともにかける擬制世帯をはずすかどうか。

それから、不動産物離課税もしくは総合課税、これについてはどのようにはずすんか。総合課税についてははずさず、分離課税ははずすという不合理なことをやつていののかどうか。これについての減免規定はあるのかどうか、あれば出しなさい、なければすぐつくりなさいということです。

次は同和減免。同和の固定資産税の減免状況についてだけお答え願いたいと思います。1つは、昭和50年度の同和減免は幾らか、件数と金額。そして、その最高の1件当たりの金額は幾らかということです。

2番目は、幸、山手、旭の3町会以外で何ほか、件数と減免金額。

さらに、和泉市外の人での减免件数と金額をお答え願いたい。

次は、改良事業による換地対策。一般地域に融合するような形で地区外に分譲住宅もしくは宅地を求めた場合も、そういう点での減免をするのか。しておれば件数と金額、この点をひとつお答え願いたい。これは過日の同和対策特別委員会で質問して市長さんのお答えがありましたが、同和減免については、大阪府下各自治体の中でも見直しがあって一定の結論が出そうです。現在、和泉市ではどのように具体的にやってるのか、その事実をお答え願いたい。

次は解放会館。1つは、この解放会館建設の際に何人の人員を配置するか。そのうち職員を何人、運動団体側が何人ということがあるのかないのかの推定。そういう点があればひとつお答え願いたい。

それから、現在の非常勤嘱託員37名は全員入るのかどうか。これは先のお答えで50名。あと23名足りませんから、その点の関連も明快にお答え願いたい。

それから、この会館が建つ場合の利用問題ですが、端的に言いますと1,200人の大ホールがございます。毎月使うわけにはいきません。また、大会議室300人もあるが、日本共産党は使えますか、各政党使えますか、各種団体使えますか。その辺について、使えますというのなら、そういう条例にするというお答えを願いたい。

次は同盟休校。ことしの1月28日に同和4校で同盟休校が行われました。一定の批判がございました。さらに5月22日、同じく2度目が行われました。したがって、私がお尋ねしたいのは、富秋中学校で325名ないし6名、この中に何人が同盟休校に参加して欠席されたか。その日の授業はどのように行ったか。それから、幸小学校で400数10名のうち何人。信太小学校、中学校で何人か、数字でお答え願いたい。

それから、この同盟休校に対して各団体から一定の申し入れがございましたが、これについて市教育委員会は、どういう明快な位置づけで対処をしたか。たとえば教育に対する第3者の介入で教育基本法に違反しているという観点に立って一定の措置をしたか。その点をお答え願いたい。

次は、小口金融の制度新設ですが、私はこの前にも取り上げましたが、どうも受けとめ方が産術段階でのお答え、雇用者だけのお答えというふうに、聞き違いもあったかのよう思います。私はこの際改めて、これは福祉関係として取り組んでもらいたいと思います。というのは、就職、結婚、就学という点で一時にお金が必要な場合の駆け込み融資的なもので、福祉ということでお願いしたい。もちろん、府とか、それ以外の関係もございますが、同和関係で皆出でます。つまり社会的不公正をなくする、貧困から抜け出るため、低所得の市民たちに福祉関係の制度新設ということで、ぜひともやるというお答えをいただきたい。

8番は雨季の浸水対策。いろんな観点でお答えられておりますが、私も十分把握してませんので1点だけ。まだ梅雨時で心配はあります。問題は、この浸水対策についての人員が何人おるか、何人が稼動できるかのお答えを願いたいし、それと、これから補充していく気があるのか、何人補充するのかということをお答え願いたい。

もう1つは、番地を言うと語弊があるが、府中町5丁目ですが、浸水して便所があふれて電話をすると来ていただきましたが、お金払いました。ところが、これは市に届け出をして、一定の災害だと無料になりますが、そこで、領収証を業者が発行しないが、発行する義務を課すのか、それとも、届け出でいいのか。その点で明快にしないと市民が混乱するのではっきりしてください。さらに、突き詰めると、何遍でも雨が降って、何回でもくみ取り、何遍でも無料一向に根本的に改善されない。各議員さんが浸水対策を取り上げておりましたので、私はあえて言いません。全議員が言うてるという立場で市が浸水対策を取り上げるべきだと言っておき

ます。

9番目は官公需の発注。土木関係については省きます。私は建設委員におりますし、一定の意見も出し、一定の市内中小業者に発注と方向づけ、問題はあるにしてもなされてますので、これは省きます。官公需の発注、2つ申し上げます。現在、和泉市の会計から発注する、これについて、業者から一定の申請をしてもらう。その場合、どのように発注しようとしているのか。もちろん、基本は明らかで、いいものを安く安定して購入するということでありましょう。そういう点の基本があるのかないのか。その点、市の会計関係からお答え願いたい。さらに、保育園、学校は省いて、いわゆる公民館、王子会館、また、解放会館などの設備の発注はどういうふうにいたしますか、会計を追跡するのか、それとも単独に備品購入するのか、明快にお答え願いたい。私のお願いしたいのは、広く市内の業者にまんべんなく、そういう官公需を発注していただくことで、市政に対する愛着、自分の郷土発展の観点に密着していくのではないかと思います。

それから10番目、教育行政の学校の増改築とプールについて、国府小学校の体育館問題ですが、講堂であって、実際体育館には使えない。運動場も出張って使えない。横に建ってる老朽校舎の申請をして認定を受け、切りかえていくという御答弁もいただいておりますが、一向努力のかいもなく、何ら進展しない。せひともやっていただきたいし、どのように取り組んでるかということの質問でございます。

それから、プールは全校設置という方針でございますが、どこが欠けてるか、場所はわかっていますが、これについてもお答え願いたい。

府中駅前の整備と公衆便所、堀馬さんは「整理」とおっしゃってますが、私たちは整備、和泉市の玄関口、顔ということで、整備という点では、かなり膨大な構想になると思います。この点については、きょう、あすには間に合いませんから市議選の改選後の問題になるかと思いますが、そのときに市として取り組んでもらいたいと思います。

公衆便所につきましては、昭和47年6月でしたか、12月議会でしたか、これを取り上げて質問しました。「国鉄の駅が自動改札になるとかのときには考えましょう」というお答えをしておったが、その後、一向に進展しない。責任云々の点はございますが、市としてつくる必要はあると思います。現在の構想について、やれるか、やれないかというだけのお答えで結構です。

12番目は、市長の市政運営と社会的不公正、私はこう言いたい。池田市長は「市民合意の市同促をつくっていく」とおっしゃってますが、1つの問題を提起しておきます。現在、幸地区を通りますと、「和泉市同和地区総合計画推進委員会」なる団体名が看板に入り、上に「差別集団日本共産党差別キャンペーン紛糾」と出てる。和泉市という名称は入ってますが、運動

団体の看板であろうと思います。この団体に市が補助金を出してるのかどうか。また、この総合計画委員会が和泉市の市同促に入ってくる団体なのか、その点をひとつ明快にしてもらいたい。したがって、ああいうキャンペーンをやると村に住んでられへん、窓口1本で行政の私物化、解放会館で利用の1本化、こんどはキャンペーンで日本共産党を支持する人は生きてられへん、思想の1本化ということになる。行政の差別など、これを断固として排除する決意があるかどうか、これを池田市長にお尋ねしたい。

それから、これこそが社会的不公正の拡大ではないかという点で、たとえば富秋中学校と幸小学校をこの間、見せていただきました。あの水準の学校が1番よろしいとお考えでしたら、これから社会的不公正の拡大をなくすためには、一般校の増改築もあのようにせんといかんとなるのではないか。

しかし、問題はそこだけじゃない。さらに、個人給付をいただくが、もらわない人もあります。また、保育園の保母さんの数も多い。富秋中では生徒326名に対し先生が44名もいる。これは徐々にやっていく、一挙にはいかない。皆口ついて飯も食いますから、そういう点できちんとした体制をとりながらやっていっていただきたい。

以上、説明だけで時間がかかりましたが、念のため12項目、1つ5分として60分になります。答弁をきちんとしていただけるとうまくおさまるかもしませんが、あらかじめ議運で申し合わせ、私が言いましたように1時間内外、さらに30分ぐらいいの延長……と申しておりますので、議長さん、よろしくお願ひいたします。

なお、答弁は、一括答弁は反対しますが、一括答弁せられるような顔をしてますので、一括答弁で結構です。ただし、私の質問したことに対して答弁漏れは絶対承知しない、答弁中に答弁漏れがあつたらとめます。

- 議長（貝淵博治君） 12件について総括答弁。
- 用地担当理事（西川武雄君） 第1点の公社運営についてお答えいたします。

御質問は3点ございましたが、いずれも本年4月1日以降、公社機構改革に伴う問題が関連いたしてまいりますので、総括してお答えさせていただきたいと思います。

御承知のように、本年4月1日和泉市の機構改革に伴いまして、あわせて公社も機構改革いたしました、今までの用地買収業務がすべて各原課に帰属したわけでございます。そういう中で現在、今まで買収して公社名義になっております財産につきまして、用途別に各原課に管理、その他一切の責任を持っていただくということで、すべて現在、分離作業をしております。これらの問題がすべて整理いたしました時点で、決算並びに予算等を提出する際、御指摘いただいております資料を明らかにさせていただきたいと考えております。

なお、今まで公社が用地買収をしておりましたので、幸出張所に出向いてまいつたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、4月1日以降用地買収業務が全然なくなりましたので、1日も早く本庁の方に引き掲げるべく現在、市の方において、公社をどの場所に配属するかを検討願つておるわけでございます。1日も早く本庁内に引き掲げ、公社の事務をやつていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 産業衛生部長（山本俊兼君）

2点目の衛生問題、さらに、8点目の浸水対策に係るトイレのくみ取り関係、それから、1番目の公衆便所の関係について、一括御答弁申し上げます。

2番目の廃棄物の処理に関して担当者の陣容でございますが、28名おります。その中には衛生指導員、非常勤嘱託も1名、さらに、臨時作業員としても1名含んでおります。果たして、これで市民の要望にこたえておるのかという御質問でございますが、担当職員に至ても全力を挙げてやっておる状況でございますので、その点御了解賜りたいと思います。

それから、浴場の所管問題でございますが、公衆衛生の観点から、衛生課としてもこれが関係がございます。1つの市の機構の中での運用の問題でございますので、われわれとしては、浴場問題についても一應、担当しておるという現況でございます。

それから、浸水対策に係るトイレのくみ取り問題でございますが、原則的には災害対策本部が設置され、その協議を得たものにつきましては、臨時くみ取りの関係は、市において負担するという原則を持っております。それ以外に、たとえば市民の方が直接業者に臨時的なくみ取りを依頼された場合、当然、業者が領収証を発行すべきだとわれわれは考えております。

最後に、公衆便所問題ですが、かねがね、この問題についても取り組んでるわけでございますが、国鉄本社の指導方針といたしましては、柵外の便所の設置、また、利用ということにつきましては、極力閉鎖をしていくという基本的な方針を持っておられるようでございます。特に本市の表玄関でございます和泉府中駅につきましては日常3万人の乗降客があり、現状のトイレでは不足との声もありますので、51年度である程度改良されるようでございます。この問題についても、天王寺鉄道管理局と交渉してさらに強力にいろいろ重態を訴え、取り組んでまいりたいと考えております。われわれの願いとしては、国鉄府中駅に設置されているトイレを利用願いたいという目標を持っております。しかしながら、この問題についてもいろいろ困難性もございますので、何とかそれにかわる臨時的な策がないものかということでおいろいろ検討を加えてる最中でございますので、その辺御理解願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 3番目の国保料の減免についてお答えいたしたいと思います。

まず、4点ほど問題提起をいただいたわけですが、失業世帯に対していまにも減免するかのような新聞報道だった、とのお尋ねでございます。これにつきましては、現行法上で照らし合わせて実施するんだという言い回しでございました。いわゆる負担能力があるかどうかを実態調査の上、現行法と照らし合わせて措置していくというようにお答えしたわけでございますので、御了解賜りたいと思います。いわゆる、これは負担能力の関係で、その能力分だけの減免をするということで、いま、直ちにどれだけ減免するか、それは申し上げかねると思います。生活困窮者についても、同じような考え方でいきたいと思っております。

それから、不動産の問題につきましては、いまの国保制度は相互扶助のたてまえをとつておりますので、やはり負担能力を持つておる、資産を持っておられる方は能力があるという考え方から、資産を所有している者についても、やはり現在の法を改正するという時点までには至っておりません。しかし、これについても、ある程度改正することも考えられますので、今後、十分検討してまいりたいと考えます。

擬制世帯についても、これも社会保険と異なっておりますので、世帯単位で1つの保険ということのたてまえをとつております。現行法上では、ある程度減額しておりますが、これについても今後、十分研究課題として取り組んでまいりたい、かように考えます。

総合課税、分離課税の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、相互扶助の考え方から分離課税等も現行法上ではやっておりますが、これについても十分考えざるを得ない。今後の研究課題として取り組んでまいりたい、かように考えます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 財務部長（宇沢清君） お答え申し上げます。

4番と9番の問題でございますが、同和減免につきましては、過日の同和対策特別委員会の席上、市長から概要お答え申し上げたと存じております。この問題につきましては、現在、大阪府の同和部会、大阪府市長会の財政部会等におきまして3つの点を検討しておるわけでございます。内容は、法人の所有する固定資産、また、地区内に所在する固定資産、地区外に所在する固定資産ということで、この3つの問題を現在、なお検討しておるわけでございますが、近く成案が出ると思っております。

それとあわせまして、地区外、地区内の件数の問題でございますが、現在、50年度を基本として、この3点につきまして固定資産税の方で資料を収集しておりますので、近く具体的な御質問の資料も出ると思いますので、そのときにお知らせいたします。総件数としては694

件、総額で1,470万円ということに相なっております。

次に、9番目の官公需の発注につきましては、従来の会計課で行っておったものが、4月1日の機構改革によりまして、管財課の用度係が担当しております。開発公社、市立病院、水道部を除き、すべての購入は管財課の用度係で行っております。給食等の食料品は、学校、保育園が担当しておる次第でございます。

発注の方法は、すべて指名競争入札あるいは随意契約の二通りを採用しておるわけでございます。契約の相手方というか、これは入札参加願の提出者に限り、現在、行っておる物品購入は、学校あるいは御指摘の解放会館、老人ホーム等についても、すべて管財課の用度係がチェックし、発注しておる次第でございます。参考ですが、51年度の参加業者は現在、150社が登載されております。

以上とのおりでございます。

○議長(貝淵博治君) 次の答弁。

○重要施策推進室長(小林一三君) 5番の解放会館について、小林から御答弁いたします。

第1点の建設後の人員は何人かにつきましては、現在検討中で確定はしておりません。

それから、建物の利用問題でございますが、本問題につきましては当然、行政財産として、公用開始の時点では、管理運営等に関する条例措置を行い、議会の議決をいただくことになりますので、その際、条例の御審議をお願いすることになります。

○議長(貝淵博治君) 次。

○指導部長(乾武俊君) それでは、6番目の御質問に対してもお答え申し上げます。

5月22日の4校の欠席児童生徒数でございますが、幸小学校218名、信太小学校11名、富秋中学校118名、信太中学校9名、合計356名でございます。これは当日、学校を休んだ児童生徒数でございます。

その理由等については、さまざまござります。

それから、残り4校につきましては、5月22日当日はすべて正常な授業が行われております。それから、2番目の御質問でございますが、申し入れにどう対処したかということでございますけれども、5月22日のことにつきましては、市の教育委員会に対して直接の申し入れはございません。ただし、5月22日の状況を察知いたしましたので、5月18日に関係4校の校長を招集いたしましてそれぞれ情報交換をし、意見交換をして、当日は公教育の立場から、学校においては正常な運営が行われるようにということを口頭で通達し、さらに、2日後の5月20日には、正常な運営が行われるようにという趣旨の文書を教育長名で関係校長に指示、通達いたしております。

当日休んだ子供につきましてはすべて欠席扱いでございまして、保護者が自発的に自分の子供を欠席させた、こういうことでございまして、教育委員会としましては、公教育の立場で正常な学校運営が行われるようにということで、以上のように対処いたしました。

以上でございます。

○議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○市民部理事（吉岡昭男君） お答えいたします。

御要望の小口融資制度の新設についてでございますが、福祉関係の所管の融資と言われまつたので、その点おわび申し上げます。したがって、いますぐ制度化するという時点には至っておりません。

そのかわりと言つては何ですが御承知のように、府の制度の駆け込み緊急融資金並びに世帯更生資金等、本市で実施しております生活福祉資金等の制度をできるだけ御利用願い。運用していただきたいと思っております。

なお、本件につきましては、市の財政事情も勘案の上、十分今後検討してまいりたいと存じておりますので、よろしく御了解願いたいと思います。

○議長（貝淵博治君） 次。

○建設部長（中塚白君） 雨季の浸水対策についてお答え申し上げます。

もちろん、大規模災害に対しては災害対策本部が設置されますが、災害対策本部を設置するまでに至らない分につきましては、

応急処置としては、建設部、産衛部、改良事業部の3部が入り、その時点で必要に応じてその中の職員が対処していくことになってございます。

○議長（貝淵博治君） 次。

○管理部長（広岡史郎君） 10番目の教育行政についてお答えいたします。

議員さんが問題提起されております国府小学校でございますが、教育委員会でも木造2階建て校舎の改築を懸案事項として常々考慮し、当たっております。体育館も含め、国府小学校については全体計画もできておりますので、国の改築補助の取り付けについて、積極的に継続して努力してまいりたいと思うわけでございます。

2点目のプールにつきましては、小学校16校、中学校7校につきまして、本年度3校を含めまして、あと1校だけしか小学校プールがないということでございます。残る1校につきましては、次年度以降近い将来、建設できるように取り組んでまいりたいと思うわけでございます。

○議長（貝淵博治君） 次。

○同和対策部長（佐原行雄君） 12番目の中で、特に和泉市総合計画委員会のことが出まし

たので、これについて説明いたします。

現在、地域の中で和泉市部落解放総合計画推進委員会がございますが、私も正確にはキヤッ
チしておりません。これにつきましては、和泉市としては、助成は一切行っておりません。

なお、本件につきましては地域対策の関係で、いわゆる総合計画関係の費用が予算の中にある
わけでございます。これらの中から対処してあるかどうか、なお確認はいたしましたが、官庁等
の連絡調整の中では閲知していないということを聞いておりますので、よろしく御了解を願いた
いと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

12点にわたりますそれぞれの御指摘について、各セクションからお答えさせていただきま
した。ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

最後の問題の市長の市政運営についてという御質問でございますが、公正を期して市政運営
をやらせていただきたい、このように存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 18番（値村静二君） 一とおりお答えをいただいたわけでございますが、お答えによって、
いま和泉市がどんな状態になってるかということが大体わかつてきました。ここで私が質問し
て言い放し聞き放しに持つていこうというのがいまの空気でございますが、私はそれが十分わ
かりながら再質問いたします。

公社の運営につきましては、もともと昭和46年から始まって、いまだに1回も資料は出な
かつた。それをきょう、まだこれから機構改革、相談して……という答弁はなってないとい
うことです。だから、きのうの問題でも6月末ということですが、あなたのお答えでは機構改
革、資料そろえて、それからというと、次は臨時議会があるかないか、再確認しておきます。
やはりきのうの結果から見て、少なくとも、略図か、公社が区分した資料は出してもらいたい。
市長、確約しますか。「出します」と言ってるが、いまの答弁では全くわからない。「近い
うちに」というと早くても1年、「早くやります」で半年、「直ちに」で1カ月、どっちの返
事をしてくれるのか、公社運営については意見も言うて、資料も出しなさいと言うてますから、
あえて対立はしない。早く出してもらったらええ、全部の議員さんがそれについて意見が出せ
る、それがあなたの言う市民合意じゃないですか、それを確約してください。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど公社の事務局長から御答弁申し上げましたとおり、資料提出は
させていただきたい、しなければならんということで指示をしておりますので、よろしくお願
い申し上げます。

○ 18番（値村静二君） 早く本庁へ帰ってこいというやつ、あなたが答弁せんと局長がして

おつたが、私は再度答弁を求めません。

2番目の衛生行政、これはきっちりとやってほしい。これから夏場がくることですし、不燃物の処理、その他ものすごくへばりもございます。もっと体制、人員の強化もお願いしたいということです。

もう1つは、何かの拍子に浴場や言うたら飛んでいく、電話1本でね。それはぐあい悪い。そういう場合には、そこだけ飛んで行くんじゃなく、もっと担当は福祉なら福祉できっちりやってほしい。先ほどからうちの寺田議員から質問しましたが、同和関係は福祉なら福祉でやつてもらわんと困ると言ってる。じきに現場へ出て行きますよ、早いぜ。緊急なんでかいませんが、片方は落とさんように、いまの答弁では不十分だということを強調しておきます。

3番目の国保料減免。これは過日、新聞で報道されて、私もさすがに革新の市長やなと思った、日本で初めてという。ところが、正直言って首ひねった、実態調査せないかんということですね。私は、それは結構やと思う。失業者については当然収入が減る、国保料も払えなくなる、それはわかります。しかしその場合、失業保険をもらってるか、もらってないか、潜在失業者ということもある。もっと明快に、構想についてはこうですということをきちんとね。新聞は勝手に書きます。その点の答弁はちょっともなかつたのです。市長の責任ですよ。あなたの株はものすごく上がってます、さすがに革新市長やということでね。内田部長の答弁はわかってますが、あなたも所見があるはずです。それは結構やと思う。生活保護水準の老人の方でも一万何ぼ取られます。

それから、分離課税ははずす、総合課税はあかん、取るというまちまちの運営です。まず、それを並行してやってもらわんといかん。市新の工場閉鎖の問題で国保料、市民税については若干減免、地場産業を守るという住民の声があつてやつた。こんどは一般の失業者ですが、後の1、2、3、4もピシャとやつていくんかなという疑問がある。「さすがに日本一の革新市長やな」という声を聞いた。私は、やるんならやるで、具体的にどうしてやるか、後の4つもやるのか、そのお答えがなかつた。あんた、株上がり放し、市民から問い合わせがきて、「いや、おまへんねん」という不細工なことではあかん。この減免制度、私が言いました4項目をピチンと整理整頓していつりますか。やらんどちょっと困るんじゃないかな。どんどん申請がきたらどうするの。

○ 市民部長（内田繁君） 先ほど申し上げましたように、いろいろ問題、課題がございまして、その点を研究もしなければいけませんので、時期についてはいまのところ、ちょっと申し上げかねますので、御了承いただきたいと思います。

○ 18番（値村静二君） あれは4月に発足するんでしょう。もう1回手直しは9月、それま

でにせんとあきまへんぜ。私はまだ9月22日になりますからな、きちんとしてください。国保はきちんと整理整とんしないと現場の混乱が起ころてくると思いますので、要望しておきます。

4番目の同和減免の見直しについて。総件数、総額についてはわかりました。後細かい数字についてお答えがなかつたが、いついただけですか。地区内、地区外、和泉市外について。また、1倍最高の人は何ほか。時間がかかるかと思いますが……。

○ 財務部長（宇沢清君） 本件につきましては、いづれ大阪府市長会の検討結果を出すまでに急がれておりまして、いま集計中でございますので、早急に資料ができ次第公表させていただきます。

○ 18番（直村静二君） 早急にと言うが、はつきり決めといつてよ、1カ月とかね。もう意見言うときますが、全体の減免を見直さんといかんと聞いてますのでね。今月末ぐらい。

○ 財務部長（宇沢清君） 遅くとも3期の令書に間に合うようにやらなければなりません。それまでにいろいろ更正の分もありますので、それとあわせて調整したいと思います。早急に、時期はいましばらく御勘弁願いたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 1期は4月、2期は7月、3期は12月、間に合わない。これはわかってるんですからね。要綱があつて3分の2、あとは何ほかと書いてます。それも資料くれますか。団体に入ってる者と、入っていない者、地区内、地区外は何ほか、きちんと資料出しなさい。

○ 財務部長（宇沢清君） 私は何も拒んでるんじゃありません。ただ、現在、3要点がございます。法人の固定資産税、属地属人主義の問題等、そういうものを明らかにさせない限り、早々と資料を出して間違った場合どうなるかを心配してます。正式な件数、金額がはつきり決まりましたら公表させていただきますと確約させていただきますので、早急にやりたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 3期分やつたら12月やと言うでしょう、公表はいつかと言っています。

次は5番、これは検討中だとおつしやつますが、私は先ほど言ったように、非常勤嘱託員27名入るんじゃないかと思ってます。というのは、あなたがつくった設計によると、支部事務所や一杯ある。そして何人ぐらい、一時は80名、50という声も聞いた。50やつたらあと23名入るんか。検討中という答弁はぐあい悪い。何でも検討中で逃げられますからね。具体的には解放会館きてもらわないかん。そこが支部の受付事務所になる。申請書は出さないかん。しかも、借りに行つてもあかんと言うと思う。日本共産党差別集団キャンペーン、どなりますか、関係してるんですよ。私は意見を言うとります。市長も言うとつたように、将来は市民会館として使いたいということです。ここは600人、向こうは1,200人、3,000人

の大会議室、これを毎日使われへん。市民が使うて当然じゃないですか。市が4.7%負担します。各政党、各団体全部使えるか。管理責任は市にあるという答えです。設計からいいたら非常勤入ることわかった上で検討中と言う。一般に解放するとかいう答えを聞くとぐあい悪いと言つてゐる。最初に言つたように、言い放し、聞き放して逃げたからといって決して前進しない。できるだけ議会へ発表してね。議会へ何も言うてないとなつたらどうしますか。ちゃんとしなければ眞の部落解放になりません。どうも同和關係になると口が重い。これから大いに口が多くなるようにがんばっていきたいと思います。

6番目の同盟休校。人数はわかりました。まことに結構でございます。しかし、あとの人があなたが正常な授業をやつたということは、なかなかそれらの生徒さんはしっかりしてましたんやな。仲間が百何人か休んで、場合によつては道で説得したという情報も入つてます。なかなか教育委員会は努力されたと思いますが、この問題で明確にしておきたいのは、富秋中学校の校長さんが当日、何かしゃべりはつた。気持はわかるとかね。これは教育委員会の指示どおり動いてないと見受けられますが、私は現場におりませんからあえて追及はいたしません。こういう問題については厳正公正、しかも、特定のイデオロギー、考え方は、教育の基礎学力の向上からいつて問題があろうと思います。これはやはり大人の運動じゃないか。子供の運動じゃないと思います。実際、親御さんはどんな気持か、皆子供は大事やと思ってます。まともな教育をして学力をつけてほしい。第3者の介入で混乱したりするとぐあい悪いということです。本当に差別に打ち勝つ子供、皆と同じ教育を受け、そして助け合つていかないかん。教育長、肝に銘じてやってください。妙なことを言わんと、学校としては困りますということをやつてもらいたい。そうでないと、正常な授業が行われておつたことにはならない。

7番目の中口金融。これはちょっと触れておきましたが、結婚、就職等にはお金が必要なんやないか。ただ問題は、保証人とか返済で非常に困難な場合があろうと思いますので、趣旨は皆賛成だと思います。これはひとつ小さい金額から出発して、他市とも連絡してやっていくよう要望しておきます。

それから雨季の浸水対策。これも大体よろしいと思います。連絡はしてあるそうですよ、私の言った件については土木の方へね。しかし待つてられへん。私の言ひたかったのは、毎回、雨の降るたびに人員が足らん。災害等の場合の体制はできてるかとは思いますが、もづと人員をふやして、5軒行つたらあとおらんということでは非常に弱いと思います。人員確保も含めて、浸水対策全般について、今後もケース、パイ、ケースで、私も現場へは行きますので、よろしくお願ひいをします。

次は9番、官公署の発注。これについては用意できちんとやつてると言つたが、入札といつて

も、入札を外す場合もあるんでしょう。入札の金額とか、市内に同じ業者が何軒かあつたらどうするとかのシステムができるのか。私たち住民の立場からすれば、一面では、実際の機構が繁雑で逃げようという気持もあり、わからんことはない。住民の要望はすべてええことばかりじゃないが、希望をどのようにしてきちんと筋を通していかかということです。これは考えてほしい。ここでは基本方向だけしか言えないと思うので、具体的なケース、バイ、ケースはあるんかどうか。業者からの苦情はそれなりに出てますので、住民の声を代弁して言うときます。国府小学校のめどはいつですか、要求はしてるんですか。相当強力にやってもらわんとね。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

国府小学校の現況を踏まえたとき、1日も早く木造の解消、あわせて体育館の建設を行い。規模からしても運動場の拡張を図らねばならないと考えるものでございます。御承知のように、施設の面については、国府助成の対象となる老朽危険の耐力度認定を経なければなりません。過去3年前に一応、申請しましたが、それが聞き届けられず、認定点数が足りなかつたという事情でございます。一度出しますと、8年間は出すことができないという規定がございます。本年度は、その出せる年に当たりますので、今回は、皆様方の精力的な御支持と相まって何とか国府助成をつけてまいりたい。かよう考えるんでございます。

以上の点、御賢察いただきたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 努力することはわかりますが、私は建つまで言わないかんということで言いますので、よろしくお願ひしたい。

プールがあと1つ残ってる。私のカンでは、縁ヶ丘だと思います。当然、プール言いませ。逆に言うと早いこと計画して補助もろうてやらんと、来年度で再建団体に入ったら……。ピチンと最後の1つのプールはやるんだということで、しかも、夏には間に合うんだという気持でやってくれるかどうか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御承知のように、プールについては、債務負担行為等の見込みでやることは許されません。したがつて、当該年度において、具体的に国府助成と結びつけて予算措置を実施するというたてまえをとつてますが、早急に実現して均衡を図つてまいりたい。かよう考えます。

○ 18番（直村静二君） 債務負担行為でやるわけにはいかんと言われますが、和氣のやつは債務負担で取り組んだのと違いますか。

○ 教育長（葛城宗一君） 組んでございません。

○ 18番（直村静二君） しかし、7月に間に合わさようしてもらわんと、努力しますでしまいやからね。これは要望しておきます。

公衆便所についてのお答え、ちょっとおかしかった。国鉄は柵外につくるのはやめ、それでは国鉄ばかりに依存してたらあかんが頼らざるを得ないというような答弁でした。私も折衝した経験があるから申し上げますが、3万人の乗降客があるので、裏を臨時として使わせていただきたい。電話ボックスの裏からね。私は縮ん張りが弱いんではないかと思う。言いに行くと、貨物線を鳳の方へ持っていくときに考えまひょうとね。結局、くみ取りぐらいは負担しますからやつてくれ。そこまでいって初めて商店街にも言いに行ける。国鉄もよう仕合せんと、駅前整備と公衆便所は一元のものですからね。あれだけ人が集まるところ、和泉市の玄関、顔ですから、そんなとこによつつくらんのは政治力のなさです。強く言いたいと思う。相当あなたに期待するところが大きいです。

最後の社会的不公正ですが、同対部長のお答え、また、市長としても、そういうキヤンペーンをやめなさいと言う気はありますか。日本共産党差別集団の看板を立てられて、日本共産党の支持者は生きていけまへん。差別者は抹殺されます。この総合推進委員会は市同促に入ってくる団体でしょ。違いますか。また、市の総合計画の中に入ってくる団体でしょ。それが共産党批判の看板を立てている。地区内では、自民党から共産党まで5党の支持者がおるということを念頭に置いて市政運営をやっていただきたい。まして、市の大きな予算を使って町をよくしていく中で、特定の政党を誹謗するような看板を上げられたら生きてられへん。共産党は自由と民主主義の宣言を出した。あんたが出してるのは不自由ですがな。自由というのははつきりしてますよ。生存の自由、市民的自由、政治的自由が要ります。そして日本人の誇り、民族の自由が大切です。市民的自由の権利は市が保障しないと、だれが保障しますね。共産党支持者があつて、共産党議員団が3名おり、国会議員にも出ています。その共産党誹謗のキヤンペーンを掲げる団体と市が提携して市民合意、共産党を除く市民合意ですか。それをはつきりしてください。

私は、市長がそういう政党関係に所属していた人、まして自由民主をおっしゃる方ですので、あえてここでははつきりしとかんと、われわれ、あそこへ行きにくい。私は同和特別委員をやつてますからね。そういうときに共産党差別者、どないしますね。そのところを真剣に考えてもらわんと市民的合意がなくなるんじゃないですか。市政運営と社会的不公正が出てくる。私は、はつきり言うて繰り返してほしい。部落解放同盟と書いてあつたらしいが、「和泉地区総合推進委員会」と書いてある。それが市の同和事業の計画についていちいち話をし、運動団体11名中6名おります。日共差別を掲げてやつていくんやつたら絶対、後へ引けませんよ。市長、再考してもらわないかん。住民からも声がある、恐ろしいとね。窓口1本でいくのも恐ろしい。まして、政党の誹謗をやつてはどないもしょうがない。きっちり議会で声があつたとやつたら

いい。よくない。困ると、共産党の議員団から問題があつたと指摘しなさい。あえて市長の努力は認めますよ。しかし、知らん顔してもらつては困る。

○ 市長（池田忠雄君） 最後の点についてお答え申し上げたいと存じます。

実は、その看板については、私は拝見しておりません。いま初めて耳にいたしました。総合計画委員会につきましては、同対部長がお答えしたとおり、上の委員会ということの中でのいまの議員さんの御指摘であろうと存じます。そういうことで、私なりにも実態がわかりませんので、いまの議員さんの御質問を拝聴させていただき、一度検討させていただきたいと思います。看板にいろいろ書いてあるということでございますが、私なりに調べさせていただきたい、このように存じます。

○ 18番（眞村静二君） 同対部長の答弁では、そういう委員会に対して補助金は認知していないということだったが、看板を見たらはつきりします。私ね、昨年、あなたが持つて帰つて返してくれません。看板見に行ってお答えしますと言うが、あれ返してください。そういうことのないように、あなた、忙しいことはよくわかります。ちゃんと係に指示してやればいいんですからね。そのところをはつきりしてもらわんといかん。もう一遍、決意表明してもらって終わりります。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど御答弁させていただきましたとおり、看板を確認いたしましてよく検討させていただきたいと思います。ひとつそれで御了解いただきたいと思います。

○ 18番（眞村静二君） 非常に長々とありがとうございました。

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして第2回定例会の日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたしたいと思います。閉会に先立ちまして、市長よりごあいさつを許します。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昨日、本日と2日間にわたり開会されました第2回定例会におきましては、公私何かとお忙しい折にもかかわりませず御出席を賜り、御熱心なる御審議をいただきまことにありがとうございました。

なお、議員皆様方の深い御理解と御協力によりまして、きわめて短時日をもって、御提案申し上げました全議案を御可決、御承認いただきましたことを重ねて深く感謝申し上げる次第でございます。

今定例会におきまして成立を見ました議案の執行に当たりましては、議員皆様方よりお寄せいただきました御意見、御注意のありました点を十分尊重しつつ、市政各般における向上を期

してまいる所存でございます。

いよいよ暑さも日増しに厳しくなってまいりることでございますが、十分お体に御留意せられ、今後の市政発展のために格段のお力添えを賜りますように願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、重ねて心を込めて御礼申し上げまして閉会のごあいさつといたします。ことにありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(貝淵博治君) 一言、御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、議員皆様方には大変お忙しい中2日間、終始御熱心に、しかも慎重御審議を賜りましてまことにありがとうございます。また、議会運営につきましては格別の御協力を賜り、きわめて短時日に全議案並びに全日程を処理できましたことを、謹長として心から厚く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、いろいろ御指摘、御要望のあった諸事項につきましては、謙虚にこれを受けとめ鋭意邁進せられるようお願い申し上げるものでございます。

最後に、噴暑に向かう折から皆様方には御健康に御留意せられまして、市政発展に一段の御尽力を賜らんことをお願い申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。まことに長時間ありがとうございました。これをもって閉会いたします。

(午後4時59分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

